省政彙覽

第二輯

龍江省篇

（日文）

國務院總務廳情報處



省政彙覽

第二輯

龍江省篇

（日文）

康德二年十二月

京橋圖書館

國務院總務廳情報處

75W11285

凡例

一、地方行政制度改革以來玆に一閲年、新制下の各省は今や省政更新の本格的軌道に乘出さんとしてゐる。此秋に當り各省々政の概要を明かにし以て將來の指標たらしむるは强ち徒爾ではあるまいと思はるゝ。本彙覽刊行の目的は此等地方施政の一般を江湖に紹介せんとするにある。

一、本彙覽は各省篇別して連續的に刊行し全滿十省並に興安各省を網羅して完璧を期せんとするものである。

一、本彙覽の篇別順位は康德元年十一月二十三日付國務院訓令に基く省排列順序に據る事とし、曩に吉林省篇を出し次いで第二輯として玆に本篇を編む事とした。

一、本篇編纂に就ては省制改革後日尙ほ淺き爲め資料未だ整はず完備を缺ぐの憾なしとしないが、中央關係各部龍江省公署、其他關係機關よりの資料に負ふ所が少なくない。

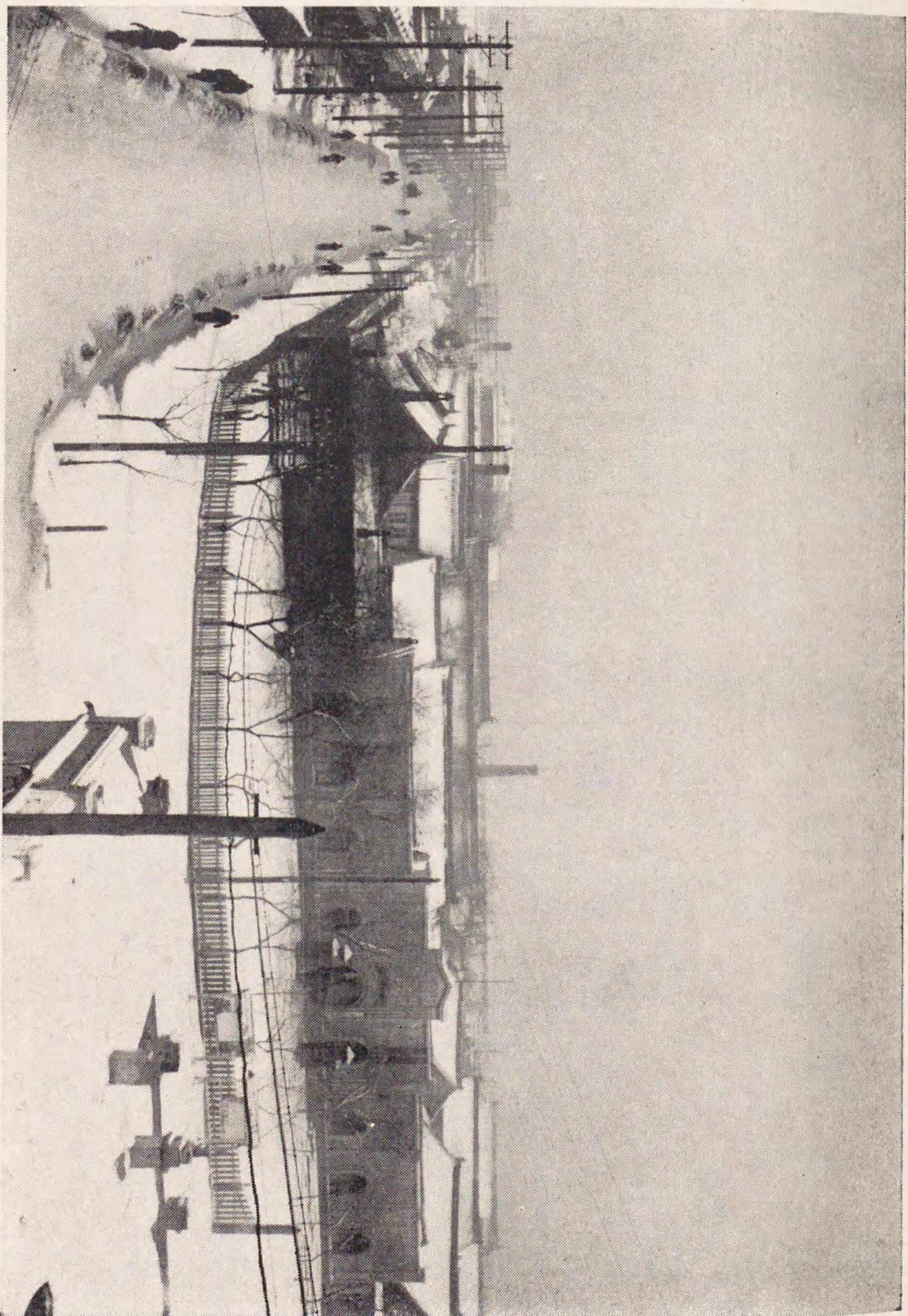
康德二年十二月

國務院總務廳情報處識

京橋圖書館

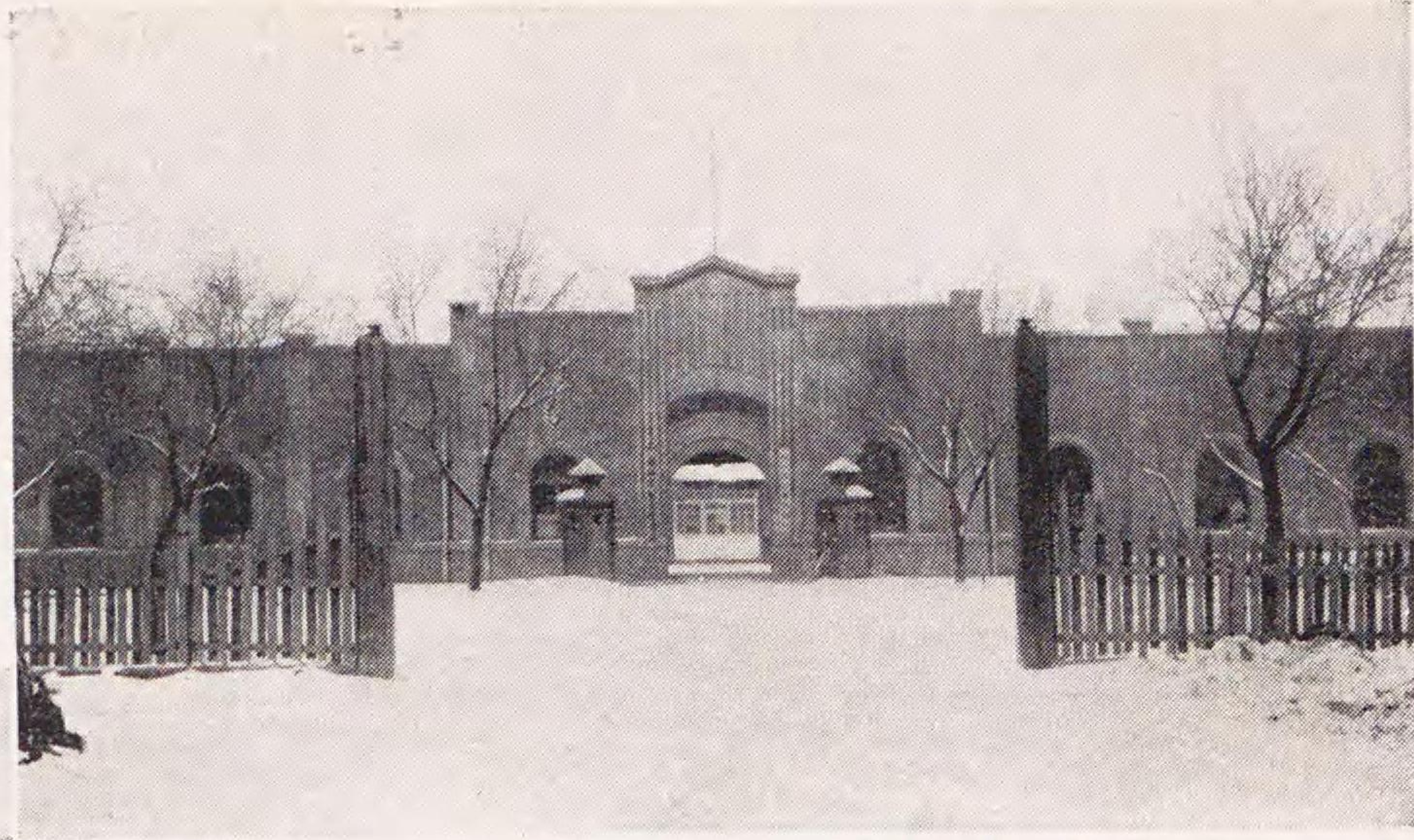
口繪

龍江省公署全景
龍江省公署
金龍江省長就任式紀念
龍江省公署主腦部
齊々哈爾所見
龍江省區劃圖



龍江省公署全景

龍江省公署



警務廳・民政廳



教育廳・實業廳

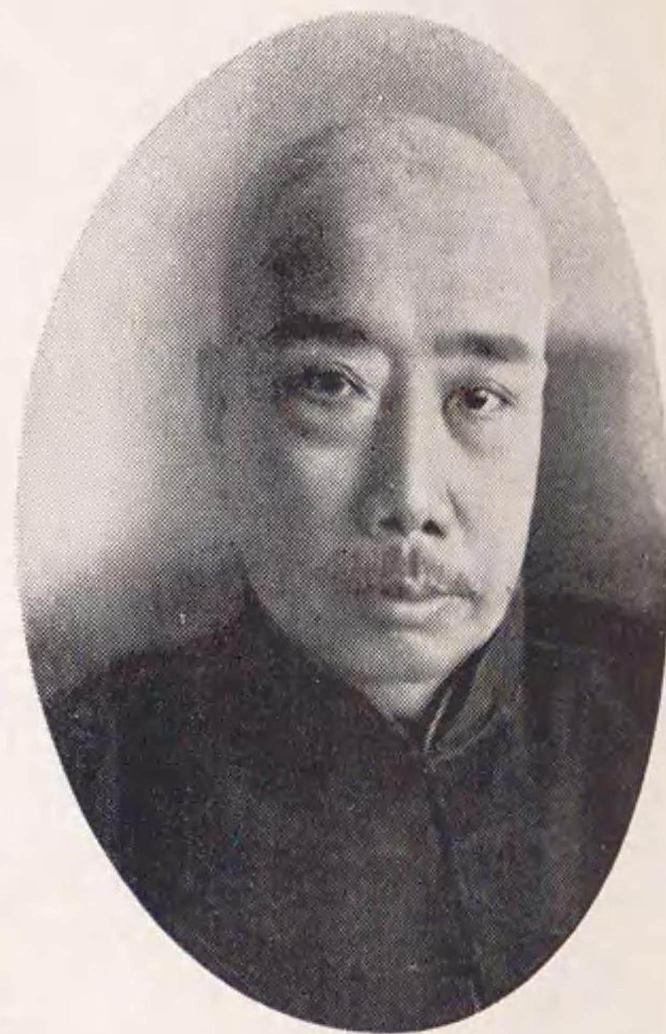


省長金公擧行就任式来賓職員攝影紀念

龍江省公署主腦部



省長
金　璧　東



民政廳長
陳　紫　瀾



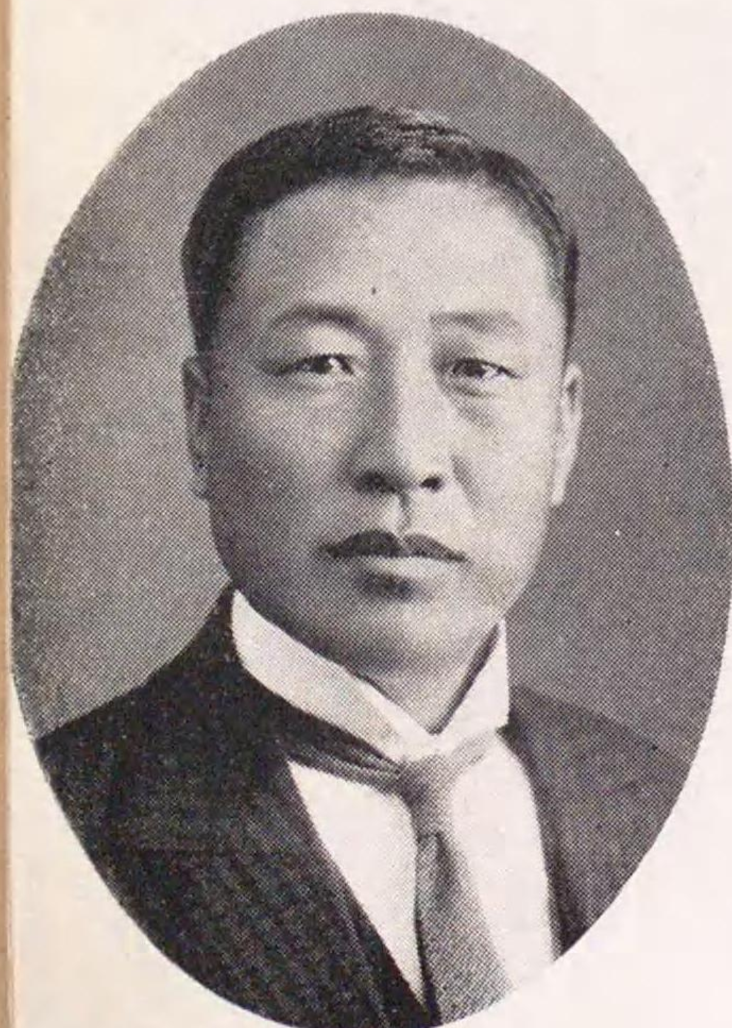
警務廳長
赤澤辰三郎



總務廳長
永井四郎



教育廳長
王　賓　章

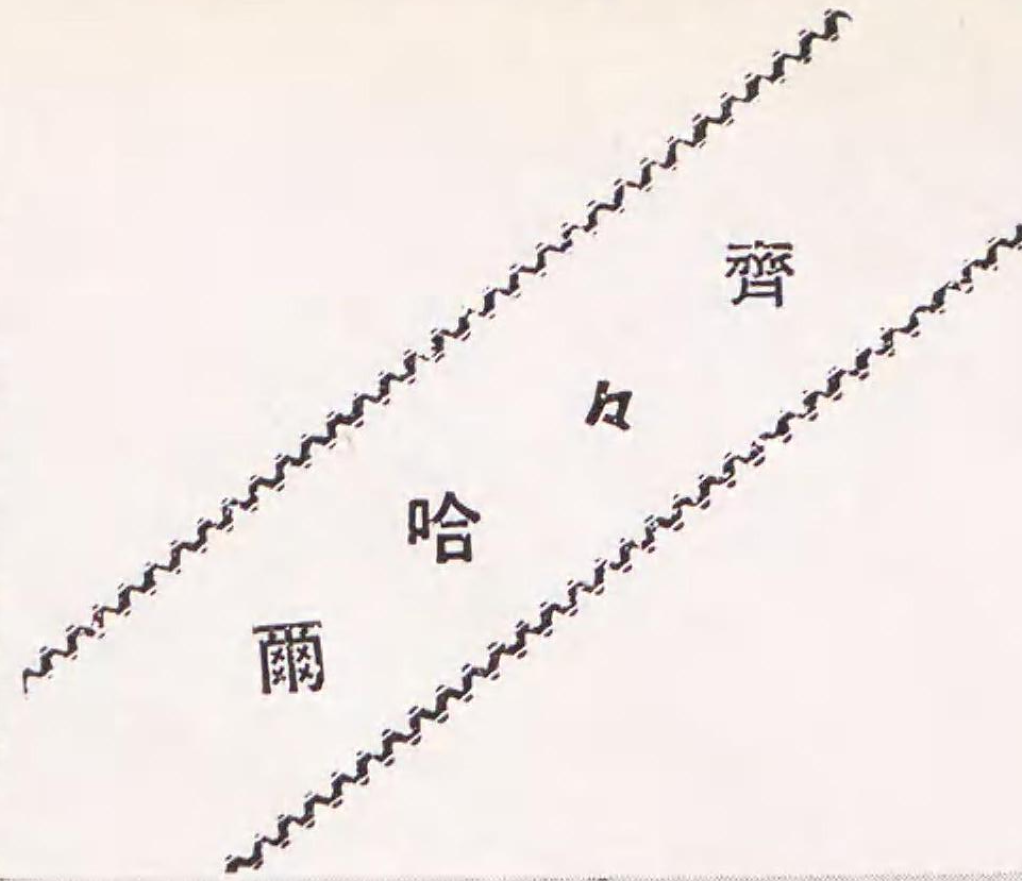


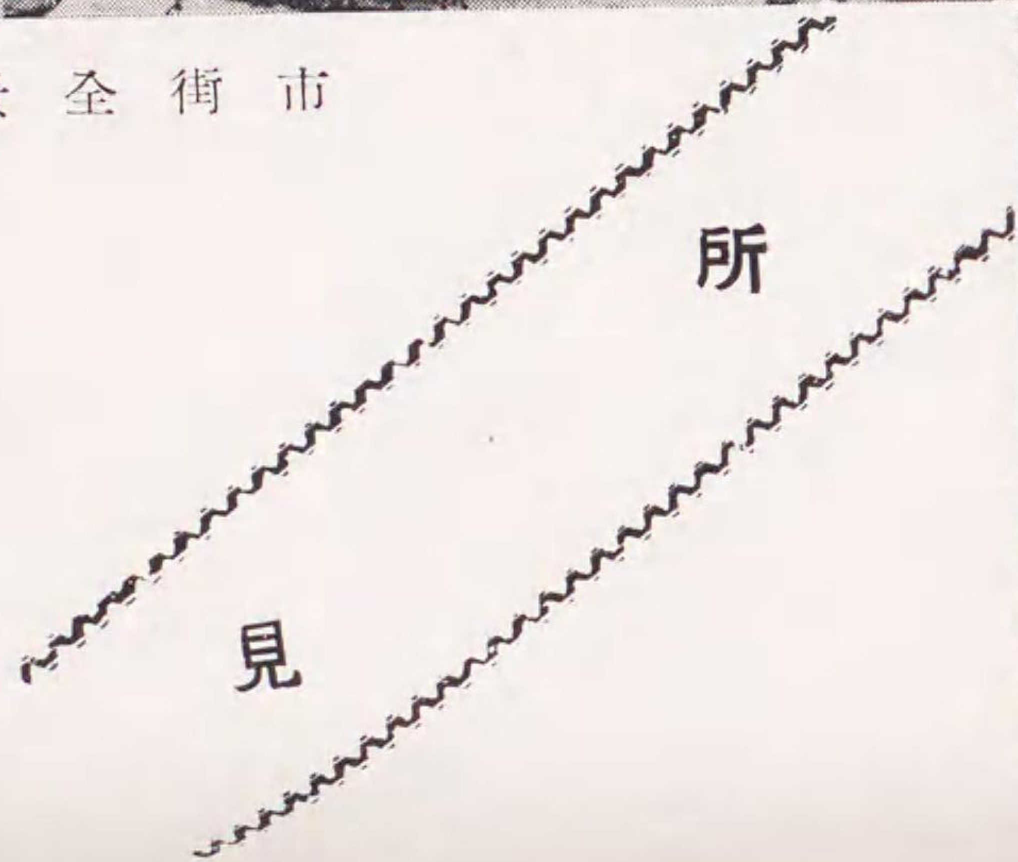
實業廳長
盧　元　善

齊々哈爾 所見



市街全景







繁華街



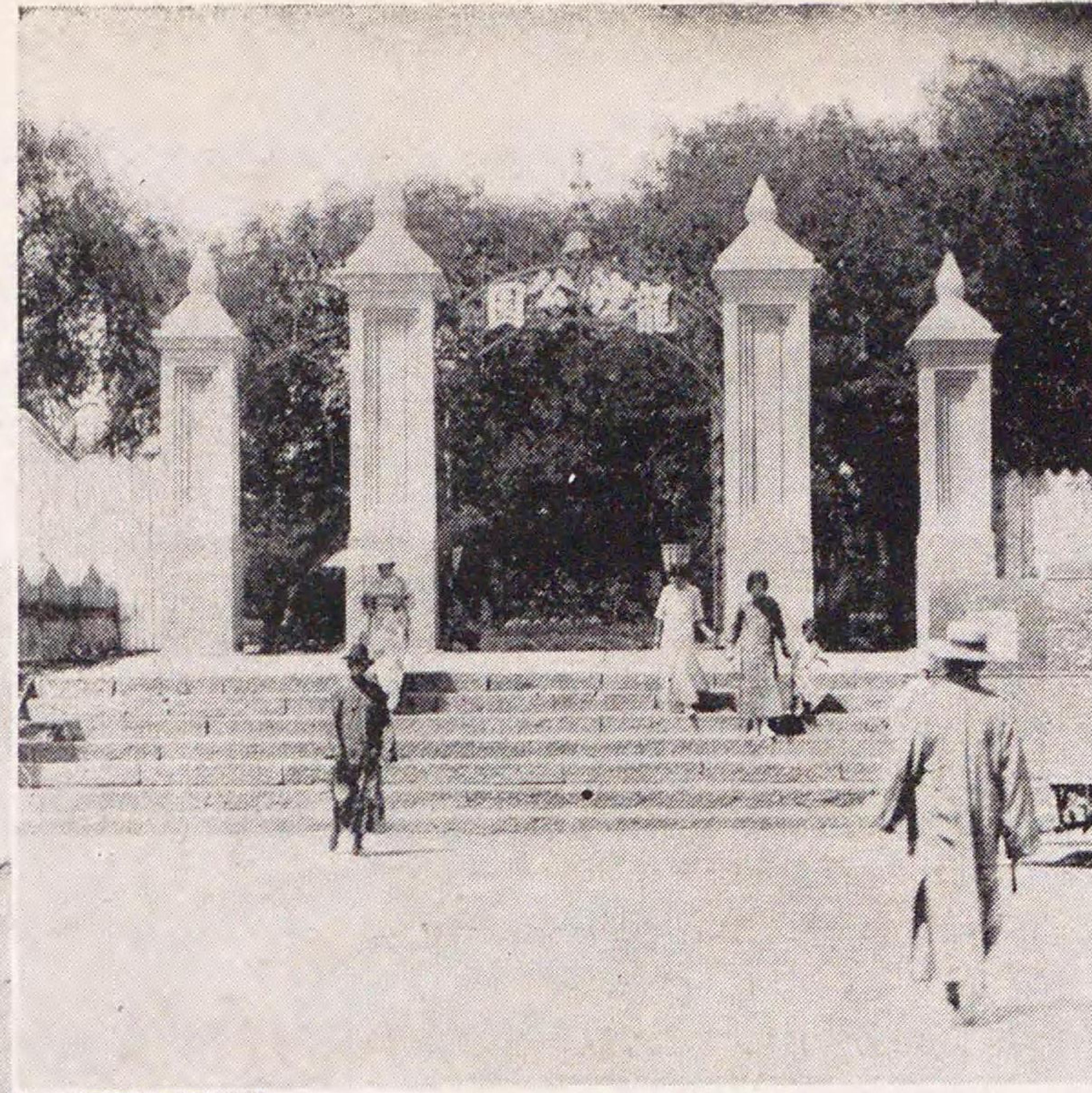
齊々哈爾驛



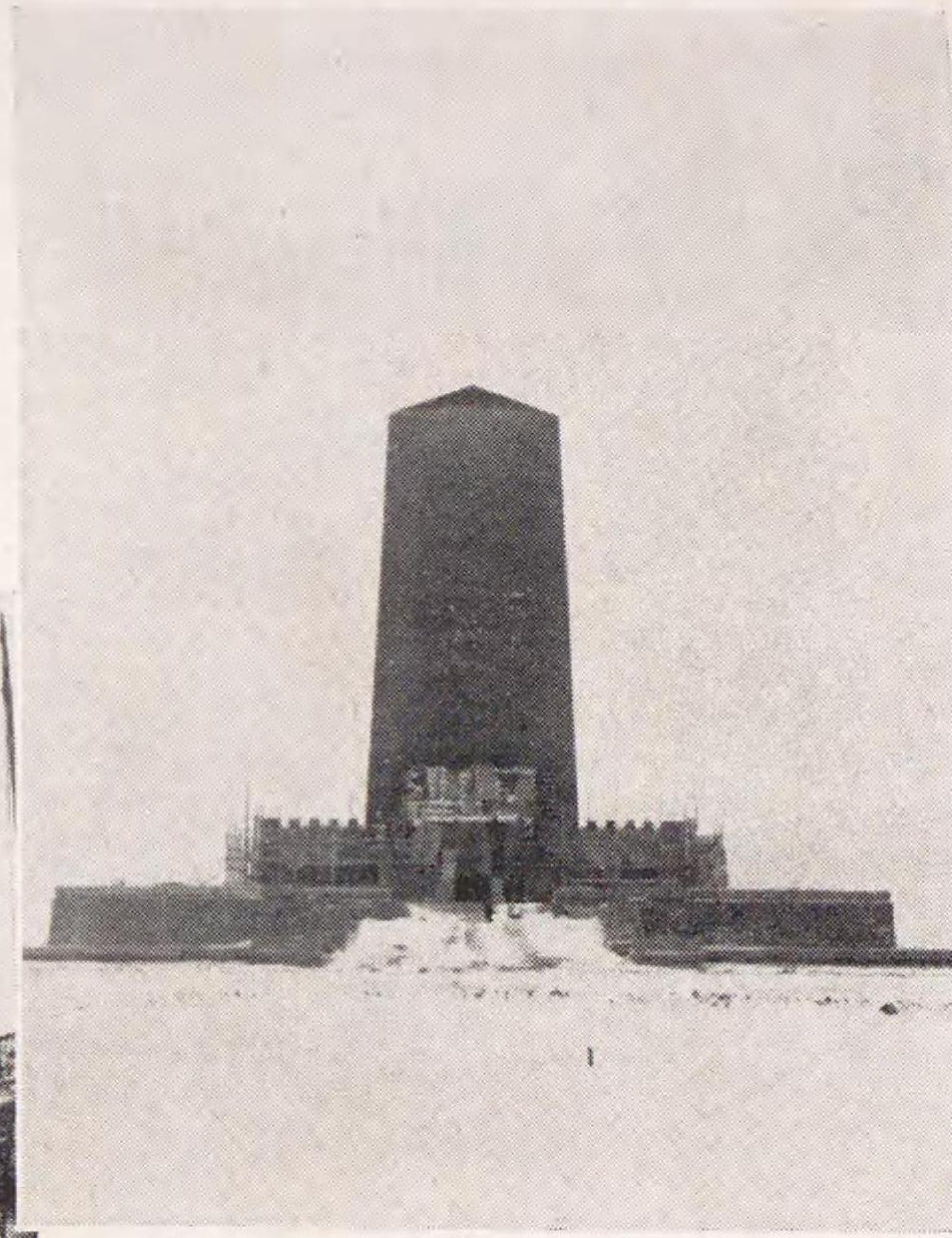
齊々哈爾鉄路局



齊々哈爾南城門



龍沙公園



忠靈塔（未完）



夏ノ嫩江河畔

龍江省區劃圖

凡例

- 省城
- 縣城
- 省境
- 縣旗境
- 鐵道
- 河川
- 國道

京橋圖書館

目次

第一章　序說……一
第二章　地誌……三
第一節　地勢……三
第二節　面積・人口……三
第三節　氣象……四
第三章　行政
第一節　沿革……六
第一項　滿洲建國前沿革概要……六
第二項　滿洲建國と省制改革……九
第二節　省行政機構……一五
第一項　省公署組織……一五
第二項　省公署官制……一六

第三項 省公署分科規程……二〇
第三節 管下地方行政……二九
第一項 齊々哈爾市政……二九
第二項 縣行政……二九
第三項 旗行政……三二
第四項 區村制……三五

第四章 財政・金融

第一節 財 政……三六
第一項 概說……三六
第二項 縣別財政……三九
第三項 旗財政……四六
第四項 現行地方稅制と其改革……五五
第二節 金融機關……五九
第一項 概說……五九
第二項 滿洲國側金融機關……六〇

第三項 外國側金融機關……七七

第五章 產業・經濟

第一節 富源概要……八〇
第二節 農 業……八〇
第一項 一般農業事情……八〇
第二項 主要作物作付狀況……九〇
第三項 農村事情……一〇三
第四項 農業施設及農業機關……一〇五
第三節 林 業……一〇七
第一項 分布狀態……一〇七
第二項 出材狀況……一一〇
第三項 林場と林業公司……一一一
第四節 鑛 業……一一二
第五節 商・工業……一一五
第一項 商業……一一五

第三項　工業……一一七
第六節　其他産業……一三一
第一項　畜産業……一三一
第二項　水産業……一三二
第七節　建國以降に於ける産業開發・施政概要……一三四
第一項　大同元年度……一三四
第二項　大同二年度……一三七
第三項　康德元年度……一四〇

第六章　交通・通信・土木

第一節　鐵　道……一四五
第一項　齊北線……一四五
第二項　平齊線……一四六
第三項　濱北線……一四八
第四項　北黑線……一四九
第五項　京大線……一四九
第六項　濱州線……一五〇

第七項　訥河線……一五〇
第八項　齊昂線……一五一
第二節　水　運……一五一
第一項　松花江……一五一
第二項　嫩江……一五四
第三節　空　運……一五五
第四節　道　路……一五七
第一項　路線……一五七
第二項　自動車運營……一五八
第五節　通　信……一五九
第一項　郵務……一五九
第二項　電信電話……一六三
第六節　土木事業……一六四
第一項　康德元年以前施工概況……一六四
第二項　康德二年施工概況……一六五

第七章 文　教

第一節　總　說……一六七
第二節　學校教育……一六八
第一項　概說……一六九
第二項　學制及教科目……一七〇
第三項　學校現勢……一七二
第四項　留學生……一八一
第三節　社會教育……一八五
第一項　概說……一八五
第二項　民衆教育機關……一八六
第三項　文教團體……一九五
第四項　特殊教育……一九八
第四節　宗　教……一九九
第一項　概說……一九九
第二項　諸宗教……二〇〇

第八章 社會・衞生

第一節　社會事業……二三五
第一項　概說……二三五
第二項　建國以降の本省內救濟事業……二三六
第三項　義倉制度……二三九
第四項　省內社會事業團體……二四一
第二節　協和會龍江省事務局……二五七
第一項　開設以來の沿革概要……二五八
第二項　開設以來の重要工作概要……二六三
第三節　衞生行政……二七五

第九章 司法・檢察

第一節　概　說……二八二
第二節　審判・檢察機關……二八三
第三節　司法警察概況……二八九

第十章 軍事・警察・治安

第一節　第三軍管區警備軍……二九二

第一項　概説……二九二
第二項　沿革……二九二
第二節　警察概要……二九五
第一項　警察行政……二九五
第二項　一般警務狀況……二九五
第三節　治安概況と肅淸工作……三〇一
第四節　保甲制度……三一四
第十一章　都市・邑鎭
第一節　都市……三二二
第二節　邑鎭……三二三
第十二章　結論
第一節　產業開發方針……三三三
第二節　警務機構の整備計畫……三四二
第三節　文教刷新方針……三五二
第四節　結語……三五二

第一章　序説

民生の根幹は地方政治に在り、地方行政制度の確立は王道滿洲國の根本義である。由來東北四省は封建軍閥割據の足場として實質上獨立の形態をとり、中央は此等地方各省に對して立體的連絡並に監督の能力なく、統制の機能を缺如してゐたものであるが、我國は其の建國と共に斯くの如き地方行政の舊弊を根本的に除去するを急務とし、建國以來軍閥の殘滓たる地方行政制度の改革を企圖してゐたのである。然るに建國當初庶政の改廢刷新を要するもの多く、加ふるに牢乎として因襲久しき地方行政機構改革の如きは其の影響する處多く、輕々に斷行する事はもとより不可能に屬し、愼重なる研究と適切なる機宜を必要とする事は言ふを俟たざる處である。斯くして建國後一年有半を閲し建國の創業漸く軌道に乘ると共に昨年初頭國務總理の本件に關する諮問機關として民政部内に臨時地方制度調査委員會設けらるゝに及び之が具體化の機運熟し、爾來該調査會に於て愼重審議の結果、昨年十二月一日を期して之が改革を實施する事となつた。即ち之によれば從來の奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省を吉林、龍江、黑河、三江、濱江、間島、安東、奉天、錦州、熱河の十省とし更に從來蒙古民族の特殊性に鑑み蒙旗行政を行はしめてゐた興安總署を改めて組織法上の部となし蒙政部を獨立し管下興安西省、南省、東省、北省の四省を管轄せしむる事としたのである。斯くして新省制度は實體としての地方自治の確立、制度としての中央統制の企畫により、新生十四省は各々中央集權制の下に省政更新の機運に向つてゐるのである。

翻つて龍江省を見るに本省は由來、尨大なる地域を擁し、殊に蘇聯と境を接して其の南進策謀の根據とされ、交通機關の發達見るべきなく、行政上幾多の困難輻輳し、邊疆一帶の外廓の如きは政令行はるべくもなかつた。

殊に滿洲建國以來馬占山、蘇炳文等の反逆に次ぎ、省長の數回に亘る更迭、未曾有の天災襲來等内外幾多の難局に遭ひ、全滿中最も深刻な懊惱を體驗し、萬般の設施は他省に比し少なからず遲々たるものがあつた。然るに省制改革により、

京橋圖書館

本省は舊黑龍江省より北部黑河省、東北部三江省、東南部濱江省に分讓し、舊省中央部と新たに舊奉天省西北部、即ち洮遼七縣を加へて生れたもので區劃縮小せられて一市二十五縣二旗より成り、北滿の中樞を擁し、省城齊々哈爾を中心として省政の圓滑なる運行を庶幾し得る事となつた。

而かも今や省内には濱洲線の横斷するあり、齊北、海北、北黑、洮昂線等の縱に貫くあり、又嫩江は幾多の支流を集めて本省を貫流し、國道の開通、航空路の開設等水、陸、空交通網の整備と相俟つて文化の開發徐ろに進み、他面匪賊肅清工作一段落を告げ、豐穰なる穀倉は將來の開發を待つてゐるのである。

由來本省一帶は民國十九年好況以來屢々水災地變に遭ひ、民生日に萎微不振に趨き、滿洲事變後も兵匪の混亂跳梁と天災の續出、特產物價の下落等内外の影響を蒙り、耕地面積の如きも事變前五百萬晌に比し大同二年度は三割減三百四五十萬晌に過ぎず、金融逼迫し、勞力不足を來し、農民衰微の極に達したのである。此に於て當局は鋭意窮狀の打開克服に努め、水災救濟の道を講じ、金融合作社の設置、春耕貸款の貸與、中央共販會設立等により資金の調達、勞力の供給、物資の購入、多角農業の奬勵、農事の改善等萬般の應急施政に意を注ぎつゝあり、省政の前途は一に此等農村問題の解決に懸ると言ふも過言ではなからう。蓋し本省施政の根本方針は農村中心主義とし、農村復興を第一義とするも亦宜なるかなと言ふべきである。

第二章 地誌

第一節 地勢

本省は西北に大興安嶺山脈、東北に小興安嶺山脈、西南に松嶺無山山脈に圍まれ、大小河川は此等山脈の間を縫ひ、平原低地を辿つて海口に出づるものにして、其の最もなるものは嫩河である。嫩河は其の源を小興安嶺に發し、支流を合して省内を縱貫し吉林に入りて松花江と合流し日本海に注ぎ、支流としては雅魯河、努敏河、甘河、訥謨爾河、呼裕爾河、洮兒河、歸流河等がある。

平原は即ち上記各河川に沿ふて展開されてゐるが、齊々哈爾以南の各地は砂地乃至は曹達分多く耕地に不向の地多きに不拘、齊北沿線各地は腐植質黑土の沖積平野を藏し、土地肥沃にして國内特產屈指の産地として知られてゐる。

第二節 面積・人口

本省は其の面積一二五、五三六、五五一平方粁にして人口一、九七四、八五七人を擁し（二蒙

地方別面積人口一覽表

地方別	面積 (平方粁)		積 (千分比)	人口	毎平方粁平均人口
齊齊哈爾市	6	000	0.1	76,101	12,683 5
龍江縣	10,073	756	80.2	113,788	11.3
景星縣	2,268	194	18.1	42,675	18.8
甘南縣	4,730	805	37.7	41,719	8.8
富裕縣	2,951	145	23.5	25,512	8.6
訥河縣	66,99	879	53.4	136,398	20.4
嫩江縣	196,66	291	155.9	22,624	1.2
德都縣	42,22	331	33.6	21,976	5.2
龍鎭縣	109,02	288	86.8	19,106	1.8
通北縣	83,89	826	66.8	15,299	1.8
克東縣	19,99	002	15.9	43.284	21.7
克山縣	40,47	855	32.2	159,402	39.4
拜泉縣	41,17	645	32.8	251,485	61.1
明水縣	23,52	940	18.7	107,086	45.5
依安縣	28.33	997	22.6	52,739	18.6
林甸縣	3,574	276	28.5	58,159	16.3
泰康縣	1,759	720	14.0	15,094	8.6
泰來縣	3,215	352	25.6	142,353	44.3
鎭東縣	2,074	519	16.5	44,568	21.5
大賚縣	3,738	782	29.8	86,181	23.1
安廣縣	3,799	959	30.3	63,769	16.8
洮安縣	2,089	479	16.6	87,671	42.0
洮南縣	4,208	879	33.5	157,511	37.4
開通縣	2,957	186	23.6	66,805	22.6
瞻楡縣	4,313	602	34.4	44,579	10.3
突泉縣	3,510	724	28.0	78,973	22.5
杜爾伯特旗	4,815	551	38.4	—	
伊克明安旗	316	550	2.5	—	
合計	125,536	551	1,000.0	1,974,857	15.7

旗を含まず）一平方粁に付一五、七の人口密度を有する事となつてゐる。今省內齊々哈爾市及各縣旗面積人口を列記すれば別表の如くである。（滿洲統計協會發行「滿洲帝國面積及人口統計」）

第三節　氣象

本省は北緯四四・一九度より南下して五一・〇八度に及び、東經一二〇・五五度より一二八・四六度の間に於て南北に長く從つて南方北方の間には其の氣象自ら相違がある。今、省中心に位する齊々哈爾と南部洮南地方とに分ち、最近氣溫を例示すれば次の如し。

氣象統計表（康德元年）　　（鐵路總局發行「國鐵沿線事情」）

觀測地	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
齊々哈爾	平均氣溫	—20.6	—15.6	— 7.0	5.0	13.6	19.7	23.3	21.4	13.6	4.3	— 8.6	—18.2
	平均最高氣溫	—14.3	— 8.4	— 0.1	12.1	20.3	25.1	29.1	27.2	20.2	2.2	— 2.5	—12.4
	平均最低氣溫	—26.6	—22.3	—13.6	— 2.0	5.9	12.8	17.5	15.7	7.5	— 1.7	—14.1	—23.6
洮南	平均氣溫	—18.0	—13.8	— 2.9	5.8	13.7	19.7	23.6	21.3	14.1	6.2	— 5.8	—14.9
	平均最高氣溫	—12.8	— 6.9	5.6	14.0	21.3	26.7	29.7	26.8	21.1	13.7	— 0.5	— 8.8
	平均最低氣溫	—25.1	—21.0	—10.8	— 1.6	6.7	13.6	18.6	17.1	8.7	— 0.4	—11.8	—20.9

氣候は總じて大陸的にして寒暑の差甚だしく、冬季は齊々哈爾地方に於ても最低零下二六度に降り、十月上旬は河水結氷し四月中旬に入り解氷を見るのが普通である。

夏季は最高溫度三二度內外に及ぶ事あるも、所謂大陸的氣候にして溫度の高低甚だしく、晝間は三〇度を上下するにも

拘らず、夜間は布團を要する程に低下する事尠なからず。

又降雪降霜期節に就て同樣鐵路總局の康德元年度調査に徵すれば次の如くである

霜雪期節

地名	雪初	雪終	霜初	霜終
齊々哈爾	十月十八日	四月十三日	十月二日	五月五日
洮南	十月十三日	四月十四日	十月四日	四月十四日

降雨は一般に少なきも六月より九月に至る間は比較的降雨多く、殊に降雨に際しては猛烈なる雷を伴ふ豪雨ある爲、道路は一面に泥濘と化し、人馬の往來難澁を極め、河川は氾濫して田圃を淹沒する事少しとせず。而して降雨日數は一年を通じて齊々哈爾方面七八日、洮南方面八〇日とを數へ、降雨量は一年平均五三八・五粍內外である。降雨日數に付前記鐵路總局の月別調査に據れば左表の如くである。

降雨日數

地名＼月別	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
齊々哈爾	三	三	四	四	七	一二	一三	一二	九	四	四	五
洮南	四	三	二	三	八	一一	一三	一五	一一	三	三	二

第三章　行　政

第一節　沿　革

第一項　滿洲建國前の沿革概要

（一）滿洲事變前の沿革

滿洲に於ける省制度の沿革を通觀するに、淸朝末葉光緒三十三年（西歷一九〇七年）の大改革により、一新機軸を出せるものと言ふ事が出來る。即ち當時日露戰爭の勃發により平穩、肥沃なる曠野は兵馬倥偬の戰野と化し、匪賊、群盜蠢起橫行して、治安の紊亂は當時頽勢に傾ける淸朝政府をして狼狽せしめ、玆に局面打開の方途を講ずべく光緒三十三年の大改革を齎したのである。此の改革は軍政に替ふるに民政を以てせる意味に於て、滿洲行政史上特筆に價するものと言ふべく、即ち光緒三十二年に盛京省に於ける盛京五部及奉天府尹の兩機關廢止せられ、翌三十三年春東三省督撫辦事要綱及職司官職章鑑定められ各省の將軍を廢し、新たに東三省總督を置き、東三省に於ける軍事及一般行政を總攬せしむる事としたのである。而して各省に對しては、一般行政の最高機關として行省公署を設置し之が長として巡撫を置き、玆に軍、民兩政が明確に分劃せられ、省政務にして內容比較的重要ならざるものは巡撫之を專決し、其の性質緊要なるものに關しては總督に電請して之が指揮を仰ぐ事とした。

玆に黑龍江省に就て見るに省公署に民政、提學、提法、度支の四司を置き、各司の長を司使と稱し、民政司は民治、巡警、緝捕に關する事項を、提學司は敎育に關する事項を、提法司は被判事務を、度支司は財賦に關する事項を夫々掌る事とした。

越へて宣統二年十月武漢革命の勃發となり翌年二月愛親覺羅三百年の社稷は覆つて、民國共和政府の樹立となつた。新

政府は萬機の庶政更新せられ、民國元年三月總督巡撫の制度は廢せられ、各省に都督を置き省內の文武兩政を統轄せしめたが翌二年一月十八日敎令第二號を以て劃一現行各省地方行政官廳組織令を發布し、都督をして專ら省內の軍政を總攬せしめ、新たに各省に行政公署を設置し、之が長として民政長を置き省內の民政を掌理せしむる事となり、軍民分治の本元に還つたのである。斯くて黑龍江省に於ては同年七月十六日民政長を任命したのであるが、行政公署の組織を表示すれば次の如くである。



次いで民國三年五月二十三日敎令第七十二號を以て省官制公布せられ、行政公署を巡按使公署に、民政長を巡按使に夫々改稱せられ更に五年巡按使を改めて省長と稱する事となつた。

更に民國十五年五月國民黨を中心とせる國民革命軍は北進して平津に迫り、他方十七年六月四日張作霖の爆死事件は東北四省はもとより北支一帶に重大なる影響を齎し、同年十二月二十九日易幟により東北政權も南京國民政府の政令下に服するに至つた。斯くて十八年二月國民政府より省政府組織法公布せられ、省制の大改組を行ひ省政府を組織する事となつた。之によれば省政府は合議制の委員會に依つて組織せられ、委員會は國民政府任命の九名乃至十三名の委員によつて構成せられ之が長として省政府主席を置き省政府に秘書處、民政廳、財政廳、敎育廳、建設廳及農鑛廳の一處五廳を設置し又處、廳長は省政府委員中より之を任命する事とした。

（二）滿洲事變より建國に至る沿革

民國二十年九月十八日滿洲事變勃發して、東北の時局混沌として無政府狀態を現出せる時に當り、舊政權の暴政に虐けられた民衆の間には、各地に新國家建設の運動澎湃として起り、東北四省は相次いで獨立の烽を揚げ、糾然として新建國運動の傘下に集ふ事となつたのであるが玆に黑龍江省に於ける該運動の經過を概說するであらう。

先づ同年十月趙仲仁を中心とする一派の省人省治を目的とする新政府組織運動が開始せられた。又事變當時省長代理たりし萬國賓は舊政權を基礎とする新政權の樹立を企圖するあり、又當時洮南に在つた張海鵬は江省に新政權を樹立せんとする宣言を發して、齊々哈爾入城を企てたのである。此に於て、江省軍備會議は黑河軍備司令官馬占山を總指揮として齊々哈爾に集中、張軍と妥協交涉を行つたが決裂し、馬軍は嫩河橋梁を破壞した爲め遂に日本軍の出動となり、馬軍は敗退して海倫に逃走し、十一月十九日、日本軍の齊々哈爾入城となつた。次いで吉祥を會長とする地方自治會成立し、滿場一致の決議により張景惠を江省主席に推戴する事となり、馬占山を軍警總指揮に推薦した。斯くて十二月十一日張、馬兩將松浦鎭に會して意見一致を見、越へて翌年一月一日張景惠は哈爾濱に於て獨立宣言を發し、

「江省人民の懇請により已むを得ず江省主席に就任して諸事を整理し、奉天、吉林政權と共同して滿蒙新國家建設に努力せん」

と通電し一月七日主席就任式を擧げ、吉祥を省長代理に任じ自治會を解散した。然るに馬占山は吉祥の省長代理たるに反對し爾來紛糾を醸したが、結局二月二十日馬占山省長就任となつて落着し、玆に江省は實質的に獨立したのである。

一方新國家に對する民衆渴望の聲は益々高まり、各團體の請により、東北首腦部一堂に會して協議する事となり于沖漢臧式毅、熙洽、張景惠、馬占山等、愼重鳩議の結果、滿蒙全省は玆に完全に聯繫せられ一路新國家建設の本格的軌道に乘出したのである。此に於て二月十六日奉天張景惠邸に於て臧式毅、熙洽、馬占山、趙欣伯等民衆代表者集合し、歷史的新國家創立會議を開き、建國方策を決定し、東北行政委員會の成立を見る事となつた。斯くして會合數回建國に關する各種重要案件を逐一協議し、二月十八日委員長各委員連署を以て堂々中外に新國家獨立宣言を發し、諸般の準備を整へ、斯くて三月一日新國家獨立となつたのである。

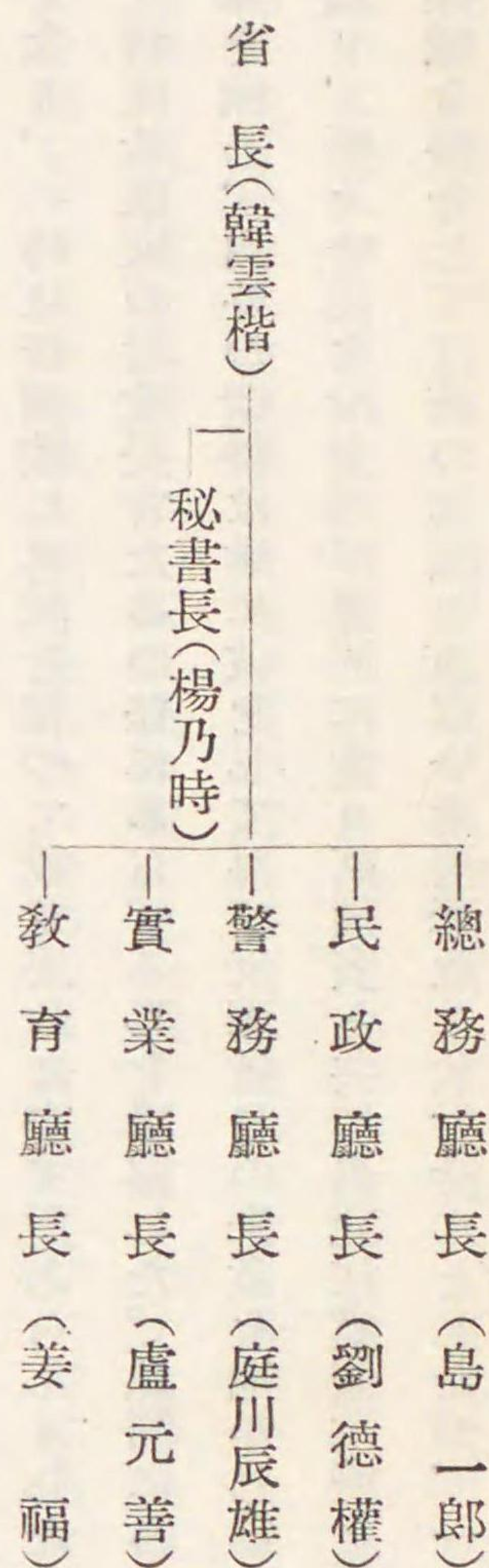
第二項　滿洲建國と省制改革

（一）滿洲建國後の暫行省制

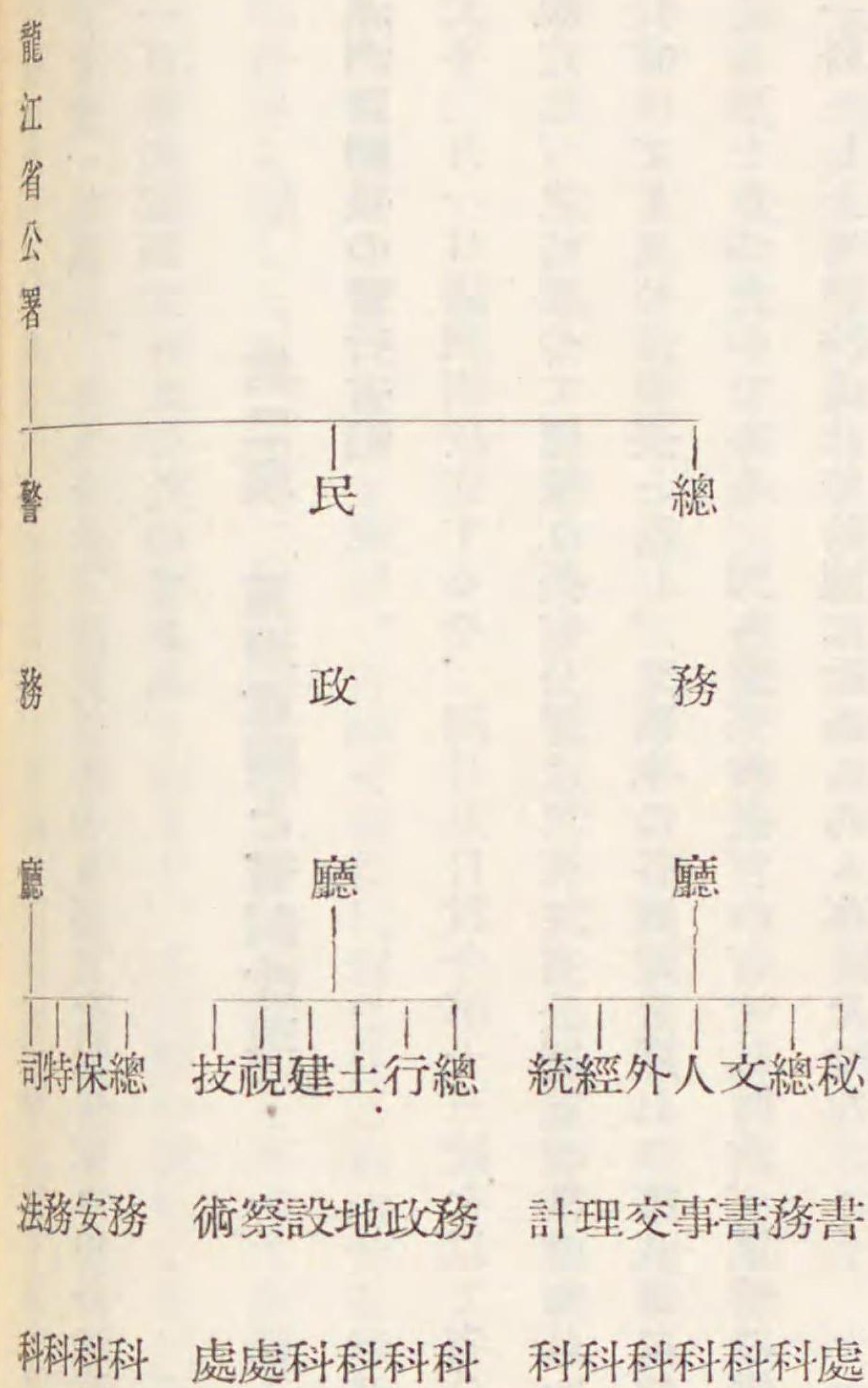
大同元年三月一日滿洲國成立するや、同月九日敎令第十三號を以て省公署官制公布せられ其の第一條に於て、省公署の設置を規定し、之に從つて黑龍江長官公署は黑龍江省公署と改稱せられた。又第二條に於て省公署に省長を置く事とし、從來の長官は之を改めて省長となし、又舊來の各廳處を廢して第八條に於て省公署に總務、民政、警務、實業、敎育の五廳を設くる事となつたのである。即ち舊來省長官の有せし財政、軍政の權は之を中央に移管され、建設廳は廢せられて民政廳の一科とし全省警務處は警務廳に改めらるゝ事となつた。

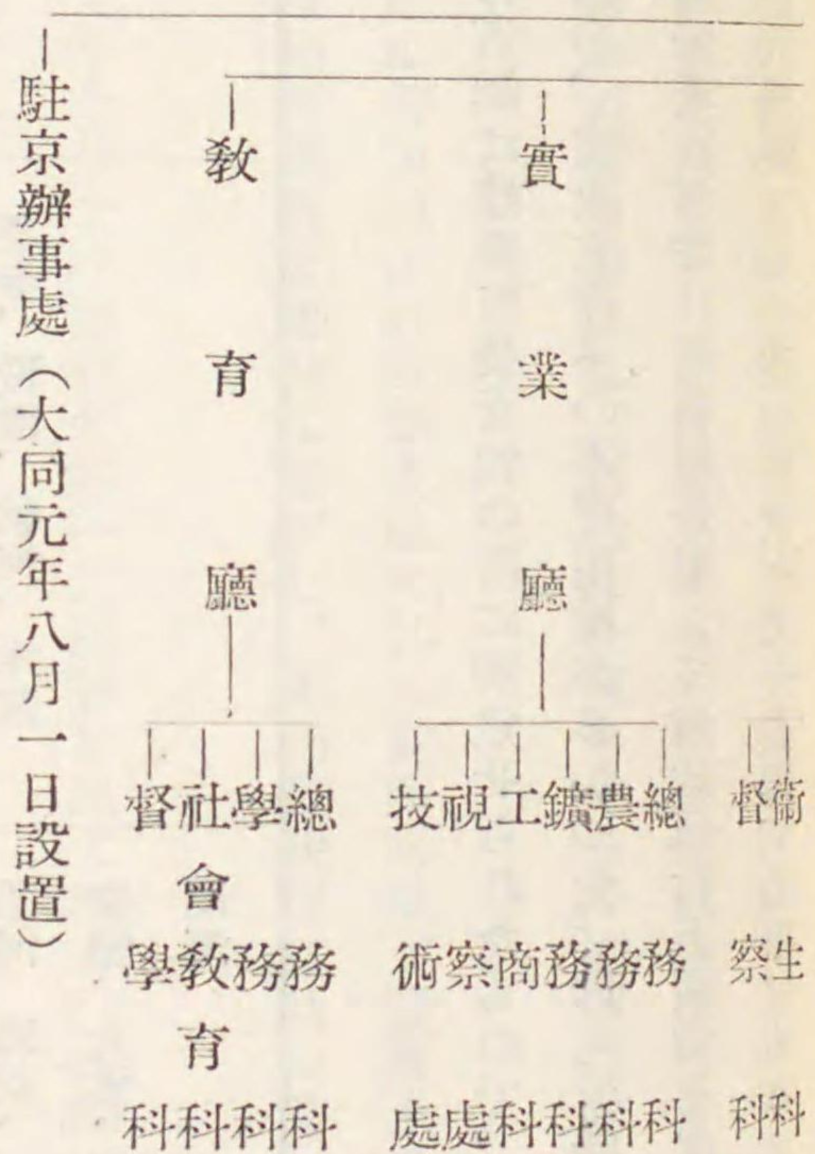
斯くして黑龍江省公署の組織機構を整ふる事となつたのであるが、之より先、逆將馬占山は初代省長として省政を掌理する事となり、一時は新國家に忠誠を裝つて銳意民政に盡す所あらんとしたが、如何せん舊軍閥の亞流にして素養、學識を缺ぎ、到底新國家の行政長官たるの任にあらざる事を曝露した。此間にあつて中國政府並に張學良一派の馬占山懷柔は益々辛辣を極め、內外の情勢は遂に彼をして再び反滿抗日の決意を抱かしむるに至り、大同元年五月四日拂曉、管內巡視の名を藉り、齊々哈爾を脫走再び黑河に走り萬國賓と共に黑龍江省假政府を樹立し、馬大洋と稱する軍閥私幣を發行し、部下と匪賊を糾合して反滿の旗幟をあげ哈爾濱奪取を敢行せんとしたが、一方日滿軍部は馬の脫走後徹底的に之を擊滅すると共に、中央政府は馬の省長職を剝奪し、後任省長として旅長程志遠氏を任命したが幾莫もなくして程は之を免ぜられ、當時の實業廳長韓雲階氏が拔擢せられて省長に就任する事となつたのである。韓省長は日本に於て新式高等敎育を受けた

新進氣鋭の逸材として、其の人格、學識、手腕に於ては前任二者の到底追隨を許さゞる處とされ、新制省公署官制も甫めて現實的に實施さるゝ事となつたので、建國後の江省々政は實際上之より初まるものと言ふ事が出來る。當時の省公署陣容



はとし其の機構は次表の如くであつた。



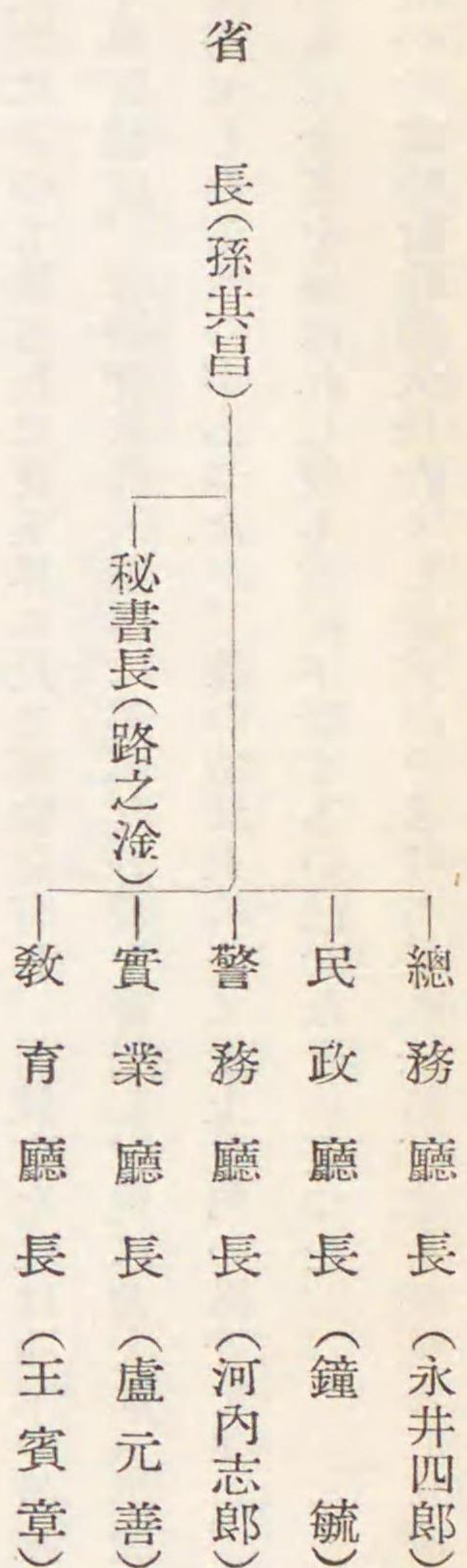


一方治安の狀況は省内各地に散在する馬占山舊部下の各地に蜂起するあり、一時收拾に由なき混亂狀態に陷つたがよく日滿軍の献身的果敢俊敏なる討伐により漸く梟將馬占山、蘇炳文相次いで逃亡の餘儀なきに至らしめ、治安漸く收まるを得たのである。

此間にあつて韓省長は實業界に長き經驗を有し、新教育を受け生來の敏腕卓識を以てして省政上治蹟見るべきものあり阿片專賣制度、春耕貸款等矢繼早に美事な計畫を實施し、更に尨大な「黑龍江省施政大綱三年計畫書」を公にして、世人を驚愕せしむるものがあつたが、彼の施政上に於て世上兎角の風評を生じ、遂に中央部に於ける監察權の發動となり、さしもに令名を謳はれし彼も遂に下野するの已むなきに至つた。

次いで當時財政部次長たりし孫其昌を後任省長に任じ、之を契機として官紀振肅、人事刷新を斷行し島總務廳長相次いで引責辭職し、大連民政署長たりし永井四郎氏を起用して廳長後任たらしむると共に引續き孫民政廳長、姜教育廳長の退

任となり、玆に新省長就任と共に省公署陣容が刷新せられ、爾來省制改革に及んだのである。即ち



而して當時地方區劃として左の如き四等級四十五縣に分ち、縣制が布かれてゐたのである。

甲類縣	乙類縣	丙類縣	丁類縣
龍江、拜泉、克山、綏化、海倫、呼蘭、巴彦	肇州、肇東、泰來、蘭西、望奎、璦琿、訥河、木蘭	靑崗、安達、慶城、林甸、通河、湯原、通北、明水、依安、大賚、嫩江、蘿化、漠河	佛山、景星、龍鎭、綏楞、烏雲、奇克、鴎浦、呼瑪、甘南泰康、克東、富裕、鐵驪、東興、遜河、鳳山、德都

（二）省制改革の趣旨

建國直後に於ける暫行省制は建國直後蒼惶の際に制定せられたもので、省區劃に就ても舊東三省の區劃を其儘姑息的に踏襲せるものであつた爲め、省政上幾多の不便困難が多かつた。即ち當時黑龍江省は尨大なる地域を包擁して遠く邊疆に及び、交通不備にして治安紊れ省城は西南部に偏して省政運行上圓滑を欠ぐのみならず、政令普く行はるべくもない狀態にあり、斯くては中間行政機關として其の機能を充分發揮する事はもとより困難であつた。

故に滿洲國は建國以來萬般の施政を整ふると共に、地方行政制度の確立を急務とし、大同三年一月臨時地方制度調査會を設け臧民政部總長之が會長となり、同會成立するや鄭國務總理は臧會長に對し左の諮問を發したのである。

「現行行政區劃中省の區劃を廢止し、新たに全國を分ちて地方行政上最も妥當なる若干の行政區劃に劃分するを必要と認む。

其の行政區劃及び之に伴ふ地方行政制度並に其の實施時期、實施上必要なる措置に關し會の意見を諮ふ」

右諮問に對し同會は鋭意研究調査を重ねて答申し、鄭國務總理は此の答申に基き民政部總長に之が實施を示達したのである。

斯くの如くして康德元年十月十一日勅令第一二四號を以て地方行政制度改革公布せられ、同年十二月一日より之を實施する事となつたのである。

今該改革の要領に就て述ぶるに、區劃の改正に就ては

（一）各省の行政區劃は現在及將來に於ける交通、通信施設を參酌し各行政區劃相互に均衡を得る事

（二）自然の地理及歷史の沿革に適合する事

（三）交通經濟其他の關係に於ても最も適當なる行政の中心都市を存有する事

（四）中間行政機關としての充分なる機能を發揮し得べき組織形態を具有せしむる爲めには相當の地域を管轄せしむる必要ある事

（五）治安及國防上適當なる區域に配備せられたる軍事關係機關との連絡に便なる事

（六）所管區域内の各縣の事務上及人事上の連絡統制を計るに便宜なる事

等を趣旨とし、又省制の組織及權限に就ては

（一）新省公署の組織に就ては急激なる變更を生ずるを避け、且つ各地方の情勢に適切なる機構を有せしむる事

（二）中央及地方相互の連絡を計り上意下達、下意上達の途を講じ殊に地方事情の把握を期する機能を持つ事

（三）省公署内各廳間の統制を計るに便宜なる事

（四）中央政府に對する隷屬關係を改め事務の連絡統制に資する事

（五）建國以來の經驗及び時代の進運に鑑み中央政府の所管すべき事務と地方行政機關の所管すべき事務とを明確に分別する事

（六）省長の權限を明確にし中間機關として充分なる機能を發揮せしむる事

以上の如く省政機構は舊制の弊に鑑み、特に各廳間管掌事項の確定、各廳間の統制を計り省長の下に一絲亂れざる統制を期し縱横共に聯繫を保つて省政の更新を期する事とゝしたのである。

而して省長の權限に就ては、「省長は民政部大臣の指揮監督を承け、各大臣所管の事務に付ては其の指揮監督を承け法律命令を執行し、省內の縣長、市長及警察廳長を指揮監督し、省內の行政事務を管理す」る外人事に關する權、省令發布に關する權、出兵請求權を有するものである。之等は外見上舊制と大差なきが如くであるが內實は必ずしも然らず、即ち中央に於て所管すべき事項例へば薦任官以上の人事任免權の如きは中央が掌握し、中間行政機關として充分なる機能を發揮せしむる權限、例へば縣豫算の査定認可權所部委任官以下の進退賞罰の如きは省長の專決事項とし、又省長の認可を受くべき事項としては縣の手數料、使用料の新設變更、縣豫算各項の流用及豫備費支出並に縣の一時借入金等とし省長、權限の委任範圍を明確に規定し、他面國內治安に就ても萬全を期し得る樣其權限を省長に附與したのである。

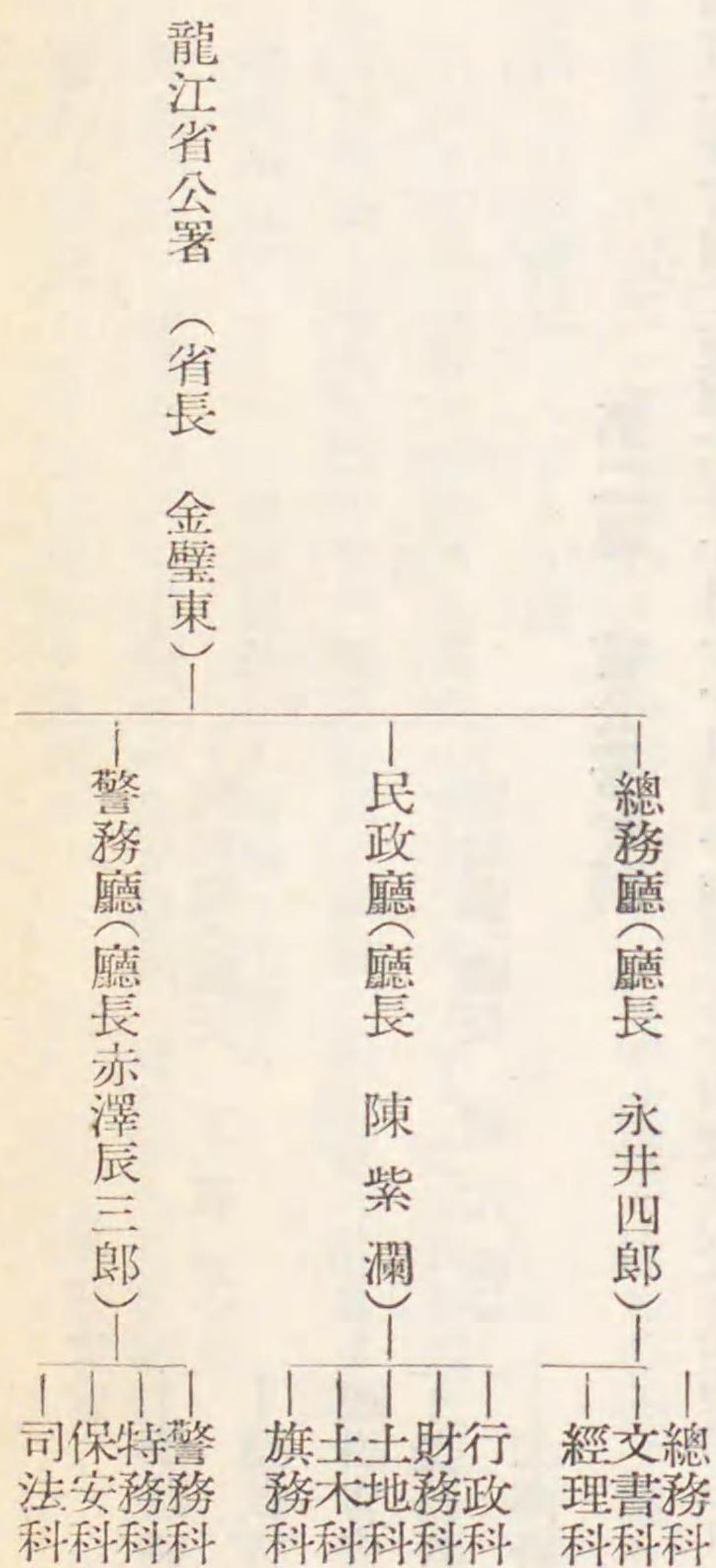
又各廳に於ける所管事項は從前と殆んど大差なきも、唯嘗て實業廳の所管に屬せる鑛山に關する事項は凡て鑛業監督署に移管せられ、國有林に關する事項は森林事務所の設置により該所に移管せらるゝ事となり、實業廳所管の森林に關する事項は公有林、私有林並に其の植林等の事項に止むる事としたのである。

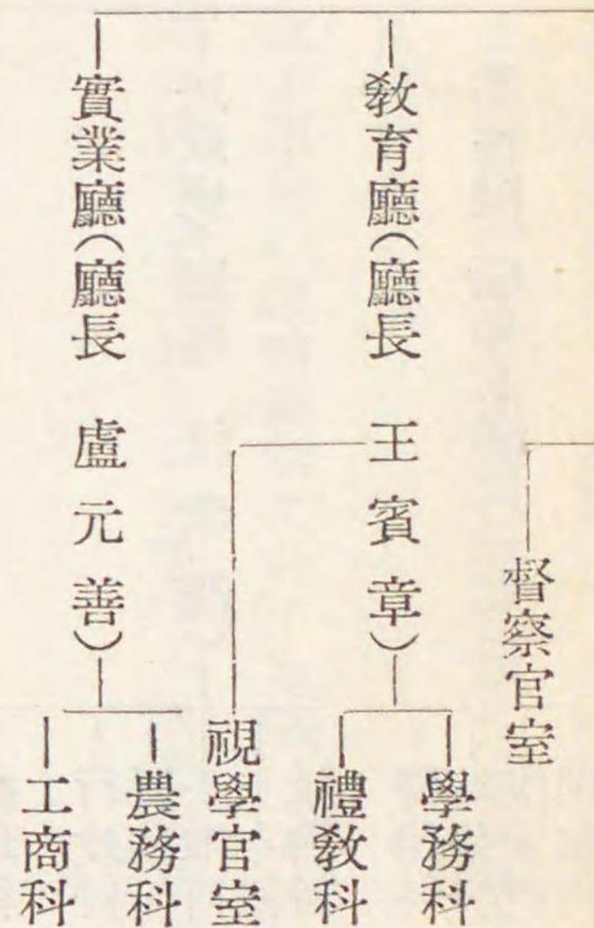
第二節　省行政機構

以上の如き趣旨を以て地方行政制度の改革せらるゝと共に、本省は舊省より北部を黑河省に、東北部を三江省に、東部を濱江省に分割し、殘餘の中央部と新たに舊奉天省の西北部所謂洮遼七縣を加へて生じたもので、一市二十五縣二旗より成つてゐるものである。而して此等諸縣の內には相當財政的に苦境にあるもの多く、省政上少なからぬ困難を伴ふべきと思はるゝが他面區劃の縮少により蘇聯との國境線より遠ざかり特殊的紛糾を釀生すべき癌を除去し得たると共に、既に略々肅清工作成れる北滿の中心安全地帶であり、省內には平齊・齊北・北黑線の縱斷するあり、舊北鐵濱州線の横斷する等交通の便比較的開け、今後本省々政は圓滑なる運行を期し得べく中間行政機關として其の機能を發揮し得るであらう。

玆に本省公署機構として其の組織及其の職掌を示せば次の如くである。

第一項　省公署組織





第二項　省公署官制

新制省公署官制は康德元年十月十一日勅令第百二十四號を以て公布せられ、同年十二月一日より左の如く施行せらるゝ事となつた。

第一條　省公署ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

省長	十人	簡任（內四人ヲ特任ト爲スコトヲ得）
廳長	四十六人	簡任若ハ薦任
理事官	八十六人	薦任
技正	十八人	薦任
秘書官	十人	薦任
督察官	十人	薦任
事務官	百二十四人	薦任
警正	十四人	薦任
視學官	十七人	薦任
技佐	三十四人	薦任
屬官	千十九人	委任
技士	八十四人	委任
警佐	三十二人	委任

第二條　前條ニ揭クル職員ノ各省公署ノ定員ハ民政部大臣之ヲ定ム

第三條　省長ハ民政部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ各大臣所管ノ事務ニ付テハ其ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ省內ノ行政事務ヲ管理ス

第四條　省長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ其ノ進退賞罰ニ關シ民政部大臣ニ具狀シ委任官以下ニ付テハ之ヲ專行ス

第五條　省長ハ省內ノ行政事務ニ關シ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ省令ヲ發スルコトヲ得

第六條　省長ハ省內ノ縣長、市長及警察廳長ヲ指揮監督ス

省長ハ縣長、市長又ハ警察廳長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ超ユルモノアリト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第七條　省長ハ安寧秩序ヲ保持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ民政部大臣ニ具狀スヘシ

但シ非常時急變ノ場合ニ際シテハ地方駐劄ノ軍隊ノ司令官ニ出兵ヲ請求スルコトヲ得

第八條　省長事故アルトキハ總務廳長其ノ職務ヲ代理ス

第九條　省長ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ縣長、市長又ハ警察廳長ニ委任スルコトヲ得

第十條　廳長ハ省長ノ命ヲ承ケ廳務ヲ掌理ス

警務廳長ハ警察事務ノ執行ニ關シ省長ノ命ヲ承ケ省内ノ警察廳長、警務局長及警正以下ノ警察官吏ヲ指揮監督ス

第十一條　理事官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

技正及技佐ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

秘書官ハ省長ノ命ヲ承ケ機密事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル

察督官ハ上官ノ命ヲ承ケ省内警察事務ノ實況ヲ督察ス

警正ハ上官ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル事務ヲ掌リ警察事務ノ執行ニ關シ警務廳長ノ命ヲ承ケ警佐以下ノ警察官吏ヲ指揮監督ス

視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ノ實況ヲ視察シ臨時命ヲ承ケ教育ニ關スル事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

技士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

警佐ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察ニ關スル事務ニ從事ス

第十二條　省公署ニ左ノ五廳ヲ置ク

總務廳
民政廳
警務廳
實業廳
教育廳

第十三條　民政部大臣ノ指定スル省公署ニハ實業廳及教育廳又ハ其ノ一ヲ置カサルコトヲ得

前項ノ場合ニ在リテハ第十七條又ハ第十八條ニ掲クル事項ハ民政廳ニ於テ之ヲ管掌ス

第十四條　總務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　機密ニ關スル事項
二　人事ニ關スル事項
三　官印ノ管守及文書ニ關スル事項
四　會計及庶務ニ關スル事項
五　統計及調査ニ關スル事項
六　他廳ノ所管ニ屬セサル事項

第十五條　民政廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　地方行政ノ監督ニ關スル事項
二　賑災及救恤ニ關スル事項
三　土木ニ關スル事項
四　土地ニ關スル事項

第十六條　警務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　行政警察ニ關スル事項
二　司法警察ニ關スル事項
三　衛生ニ關スル事項

第十七條　實業廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　農林、畜産及水産ニ關スル事項
二　工商ニ關スル事項

第十八條　教育廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　教育及學藝ニ關スル事項
二　禮俗及宗教ニ關スル事項
三　史跡、名勝、天然紀念物ニ關スル事項

第十九條　省ノ名稱、區域及省公署ノ位置ハ別表ニ依ル（註―別表削除）

第二十條　省長ハ民政部大臣ノ認可ヲ承ケ各縣ノ分科及處務規程ヲ定ム

附　則

本令ハ康德元年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス
大同元年教令第十三號省公署官制、大同元年教令第十四號暫ク省公署ニ參事官ヲ置クノ件、大同二年教令第十七號省公署ニ秘書長ヲ置クノ件ハ之ヲ廢止ス

第三項　省公署分科規程

本省公署分科規程に就ては現に省公署に於ては舊來の規程を踏襲してゐるのであるが、之は中央民政部の認可する處にあらず、中央としては別に省公署をして分科規程を作成認可申請せしむる事としてゐる。從つて現に省公署に於て施行せられつゝあるものは非合法的ものたるを以て茲には近く現實に施行せらるべき民政本部認可案を掲ぐる事とする。

第一章　總務廳

第一條　總務廳ニ左ノ三科ヲ置ク
總　務　科
文　書　科
經　理　科

第二條　總務科ノ職掌左ノ如シ
一　機密ニ關スル事項
二　涉外及特ニ命セラレタル事項
三　省公署印及省長印ノ典守ニ關スル事項
四　人事ニ關スル事項
五　調査、統計及資料ニ關スル事項
六　情報及宣傳に關スル事項
七　視察竝連絡ニ關スル事項
八　他廳科ノ主管ニ屬セサル事項

第三條　文書科ノ職掌左ノ如シ
一　法令案及一般文書ノ審査、進達ニ關スル事項
二　文書ノ收發ニ關スル事項
三　公報及公示ニ關スル事項
四　但宿直ニ關スル事項

第四條 經理科ノ職掌左ノ如シ
一 豫算及決算ニ關スル事項
二 收支ニ關スル事項
三 國有財產ノ管理ニ關スル事項
四 用度及營繕ニ關スル事項
五 傭人ニ關スル事項
六 廳內取締ニ關スル事項

第二章 民政廳

第五條 民政廳ニ左ノ五科ヲ置ク
行政科
財務科
土地科
土木科
旗務科
第六條 行政科ノ職掌左ノ如シ
一 地方行政ノ指導監督ニ關スル事項
二 行政區劃ニ關スル事項

三 社會事業ニ關スル事項
四 他科ノ主管ニ屬セサル事項
第七條 財務科ノ職掌左ノ如シ
一 公共團體ノ豫算及決算ノ監督ニ關スル事項
二 地方稅ニ關スル事項
三 使用料及手數料ニ關スル事項
四 地方ニ關スル事項
五 其ノ他財務ニ關スル事項
第八條 土地科ノ職掌左ノ如シ
一 地籍ノ調査及整理ニ關スル事項
二 地冊ノ保管及整理ニ關スル事項
三 地照ノ發給ニ關スル事項
四 土地商租ニ關スル事項
第九條 土木科ノ職掌左ノ如シ
一 公共團體ノ土木建築工事ノ監督及補助ニ關スル事項
二 直轄ノ土木工事ニ關スル事項
三 道路、河川、運河、港灣及砂防ニ關スル事項
四 鐵道、軌道及索道ニ關スル事項

五　水面及水利ニ關スル事項
六　都邑計畫ニ關スル事項
七　上下水道ニ關スル事項
八　土地收用ニ關スル事項
九　其ノ他土木建築ニ關スル事項

第十條　旗務科ノ職掌左ノ如シ
一　蒙古旗務ニ關スル事項

第三章　警務廳

第十一條　警務廳ニ左ノ四科及警察官室ヲ置ク
警務科
特務科
保安科
司法科

第十二條　警務科ノ職掌左ノ如シ
一　警衛及警備ニ關スル事項
二　警察規畫ニ關スル事項
三　警察職員ノ教養ニ關スル事項

四　警察統計ニ關スル事項
五　戶口ニ關スル事項
六　他科ノ主管ニ屬サセル事項

第十三條　特務科ノ職掌左ノ如シ
一　集會結社及多衆運動ノ取締ニ關スル事項
二　政治、經濟、敎育及宗敎ニ關スル警察事項
三　思想、勞働及社會運動ノ取締ニ關スル事項
四　出版及著作權ニ關スル事項
五　新聞紙、雜誌、其他ノ出版物及「**フイルム**」ノ檢閱ニ關スル事項
六　外國人ノ保護及取締ニ關スル事項
七　外國人ノ入國及移民ニ關スル事項
八　其他特務警察ニ關スル事項

第十四條　保安科ノ職掌左ノ如シ
一　安寧警察ニ關スル事項
二　風俗警察ニ關スル事項
三　營業警察ニ關スル事項
四　交通警察ニ關スル事項
五　水火消防ニ關スル事項

六　其他保安警察ニ關スル事項
七　醫務ニ關スル事項
八　保健及防疫ニ關スル事項
九　其他衛生警察ニ關スル事項

第十五條　司法科ノ職掌左ノ如シ
一　犯罪豫防ニ關スル事項
二　犯罪捜査及檢擧ニ關スル事項
三　鑑識及指紋ニ關スル事項
四　犯罪即決ニ關スル事項
五　匪賊ニ關スル事項
六　保甲制度ニ關スル事項
七　其他司法警察ニ關スル事項

第十六條　警察官室ノ職掌左ノ如シ
一　警察事務ノ督察ニ關スル事項
二　其他特ニ命セラレタル事項

第四章　教育廳

第十七條　教育廳ニ左ノ二科及視學官室ヲ置ク

學務科
禮教科

第十八條　學務科ノ職掌左ノ如シ
一　學校教育ニ關スル事項
二　學校衛生及體育ニ關スル事項
三　學藝ニ關スル事項
四　留學生及育英事業ニ關スル事項
五　他科ノ主管ニ屬セサル事項

第十九條　禮教科ノ職掌左ノ如シ
一　社會教育ニ關スル事項
二　禮俗及宗教ニ關スル事項
三　廟宇、廟產、古蹟古物、名勝及天然記念ニ關スル事項

第二十條　視學官室ノ職掌左ノ如シ
一　學事ノ視察ニ關スル事項
二　教育ノ指導督勵ニ關スル事項
三　視學ノ連絡統制ニ關スル事項

第五章　實業廳

第二十一條　實業廳ニ左ノ二科ヲ置ク

農務科

工商科

第二十二條　農務項ノ職掌左ノ如シ

一　農事ニ關スル事項

二　畜産ニ關スル事項

三　林産ニ關ハル事項

四　水産ニ關スル事項

五　開墾及殖民ニ關スル事項

六　産業團體ニ關スル事項

七　他科ノ主管ニ屬セサル事項

第二十三條　工商科ノ職掌左ノ如シ

一　工商業ニ關スル事項

二　工商團體ニ關スル事件

三　電氣及瓦斯事業ニ關スル事項

四　公司ニ關スル事項

五　度量衡ニ關スル事項

第三節　管內地方行政

第一項　齊々哈爾市政

本省に於て市制を實施してゐるものは省城齊々哈爾市である。凡そ市制に於ては特別市と普通市の二に分つ事が出來るが、齊々哈爾市は後者に屬し、省長を以て第一次監督機關とし、自治行政を行つてゐるものである。滿洲建國後省公署は本市に獨立の市政局を設け、之が市政を掌理してゐるのであるが、總じて施設未だ整はず市として面目備はらざるものあり、市當局としても普通市制の公布を俟つて市政の基礎を確立せん事を待望してゐるのであるが、やがて新市制の下に其の新生面を發揮する事であらう。

第二項　縣行政

本省に於ける縣は總數二十五縣にして之を等級により類別すれば次の如くである。

類別	縣數	縣名
甲類縣	三	龍江縣、克山縣、拜泉縣
乙類城	三	泰來縣、訥河縣、洮南縣
丙類縣	七	林甸縣、依安縣、明水縣、嫩江縣、通化縣、大賚縣、洮安縣
丁類縣	一二	泰康縣、景星縣、甘南縣、富裕縣、克東縣、德都縣、龍鎭縣、突泉縣、安廣縣、鎭東縣、開通縣 瞻榆縣

凡そ縣制は市政と共に地方自治團體として重要なる行政單位をなし、縣政の整備刷新は地方行政の基礎確立上緊要不可缺の問題である。

滿洲建國後に於ける縣制は其の端を自治指導部に發するものである。即ち滿洲事變直後動搖混亂の渦中に於て先づ奉天省有志相諮り、奉天地方自治委員會組織され治安及金融の維持に當り、後省政府の職權を代行し省政府再組織の基礎となつたが、中央に於ける此種運動の進展に伴ひ、地方に於ても自衞自治を目的とする地方維持會、自治委員會續々として設立せらるゝ事となつた。斯くの如くにして各縣の維持會が漸次其の自治機能を發揮し、縣の行政を行ふに至れる爲め此等自治機關を細胞として有機的結合を十分ならしめんとして、其の中央機關設置の必要を痛感し、玆に十一月十日于沖漢を主腦とせる自治指導部を奉天に組織するに至つた。自治指導部の精神は滿蒙の天地に極樂土を建設し、以て興亞の經倫を行ひ世界正義の確立を目指すもので當時混亂鼎の湧くが如き各縣に自治指導員を派し、治安、財政、敎育、產業等一般行政の再建に當らしめ、又各縣に縣自治執行委員會を置き、縣自治指導委員會をして之を指導監督せしむる事とした。縣自治執行委員會は自治組織章程により設置せられたもので、縣內の達識名望ある者に付縣自治指導委員會の推薦した委員を以て組織し、委員の互選による委員長を縣長に代る執行機關とし、行政諸般の事務を掌理する事としたのである。

次いで十二月十五日奉天省政府成立し、翌年一月縣公署組織暫行條例を發布して縣公署を復活し、從來の自治執行委員長を廢して新たに縣長を任命した。而して縣長は同時に自治執行委員會の委員長にして、自治執行委員會は縣自治行政に關する重要事項を審議決定し、縣長をして之を執行せしむる事としたのである。

越えて滿洲國成立後自治指導委員會、自治執行委員會解組せられ、大同元年七月敎令第五十四號「縣官制」及同第五十五號「自治縣制」の公布せらるゝ事となつた。尤も之は、事實上施行せらるゝに至らず、從來の自治指導員が縣參事官並に之を補佐し代理する屬官として任命せられたるのみであつたが、二年八月民政部は訓令第五三三號を以て各縣臨時改組辦法に依り、縣公署の改組を命じ、玆に縣は統一ある組織を有するに至つた。

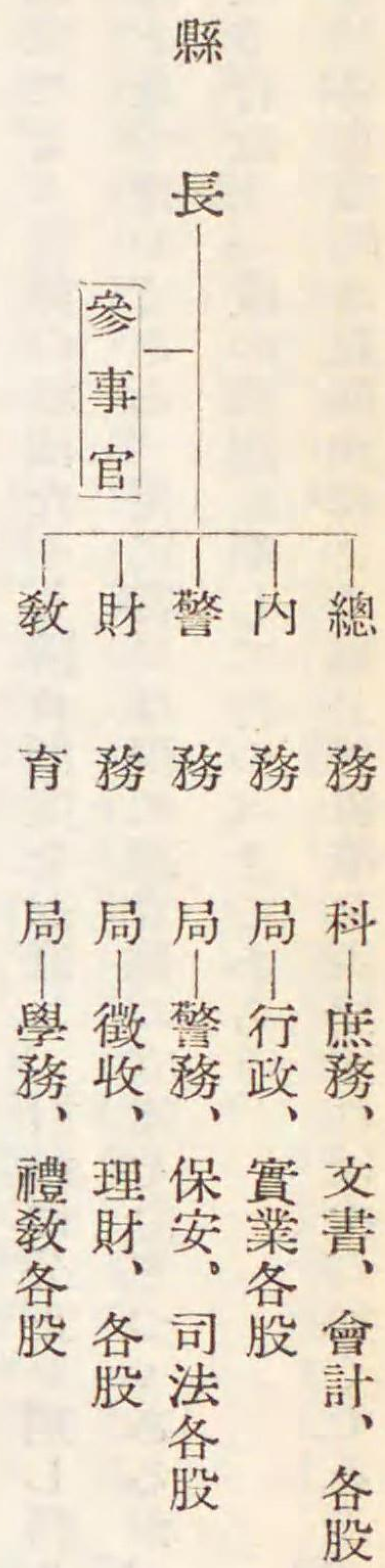
右縣制並びに縣官制制定の趣旨は（一）自治縣の確立（二）縣行政組織の改革（三）請負制度の廢止（四）縣財政紊亂の肅淸（五）參事官制度の採用にあり、同法によれば（一）縣は法人として國の監督を受け、法令の範圍に於て其の公事兵務及法令に依り縣に屬する事務を處理し（二）縣に縣長參事官以下各職員を置き（三）縣長は縣を代表し、省長の指揮監督を受けて縣の行政を統括し、參事官は縣長を補佐して縣政の機務に參畫するものとし（四）縣公署に總務科、內務局、警務局、實業局の一科三局を置き各々其の所管事項を掌らしむる事としたのである。

然るに該縣制及縣官制は其の後各省より種々なる意見の具申し來るものあり、民政本部も各種情勢に鑑み改正の要あるを認め立案審議する事としたが、何分本問題は地方制度改正の重大案件たり、之が審査修正にも尙ほ相當時日を要し、他方建國後一年有半を閱したるも各縣の組織は依然舊慣に依り各省も亦前例を踏襲するの已むなき情勢にあつた爲め、新制度實施前に於て、速かに臨時之が規準を明かにする必要あり、取敢へず大同二年八月公布けられたるものが前記各縣臨時改組辦法であり當分縣政は之に依らしむる事としたのである。

舊黑龍江省に於ける縣行政制度も右改組辦法制定までは、事變前の舊制を踏襲して來たものであるが、該改組辦法に依り統一ある組織を確立するに至り、逐次參事官を各縣に配置して縣行政の整備に向つて來たである。而して現在に於ては縣公署と各局との分立は一元的に縣公署に統制包括せられ、事務の運行は合理化せらるゝと共に他面豫算制度、會計制度の確立により舊弊の根源たりし請負制度を撤廢し、財務は公正を期し得る事となり、縣政は甫めて其の面目を一新せらるゝ事となつたのである。更に當局は現に縣官制の立案を急ぎつゝあるが、近く之が公布せられて縣制の實施を見るに至らば地方行政上一段の飛躍は期して待つべきであらう。

今該各縣臨時改組辦法による縣公署組織を表記すれば次の如くである。

更に茲に附記を要するは各縣に日系官吏たる參事官を設置せる事である。



凡そ參事官制度の初めて法制上規定せられたるは、大同元年七月五日教令第五十四號「縣官制」並に同日教令第五十五號「自治縣制」であるが、實體としては、自治指導部より派遣せられた自治指導員の後身である。尤も該指導員は舊奉天省にのみ派遣せられたもので舊吉、黑兩省には配置せられなかつたのであるが、後濱江縣初め附近數縣に救濟員として派遣せられたものが參事官或は屬官として任命せられ、大同元年十月以來逐次各縣に配置せらるゝに至つたものである。

參事官の權限は「縣官制」第八條及「自治縣制」第十三條に於て「參事官は縣長を輔佐し縣行政の機務に參畫し及其の命を承け事務を掌る」と規定されてゐる。即ち一面縣職員として縣行政の事務的刷新を計ると同時に、他面縣行政の機務に參畫し治安、財政、文教其他萬般に亘る縣行政の指導機關であり、其の使命とする處は地方政治に於ける建國理想の挺身的實踐具現である。而して今や入縣以來既に三年民心の宣撫、作興、治安の確保、財政の確立等其實績顯著なるものあり既に平和建設の第二工程に入り、地方僻陬の地にあつて縣政の指導者として其の使命を遂行してゐるものである。

第三項　旗　行　政

旗は舊來土地制度並に民族の特異性により蒙古人の自治を認められた地域で、建國後興安總署との間に其の管轄明瞭を缺いでゐたが康德元年十二月地方行政制度の改革により、蒙政部の成立と共に第一次監督官廳を所管省長とし、第二次に蒙政部大臣の監督を受くるものと規定されたのである。

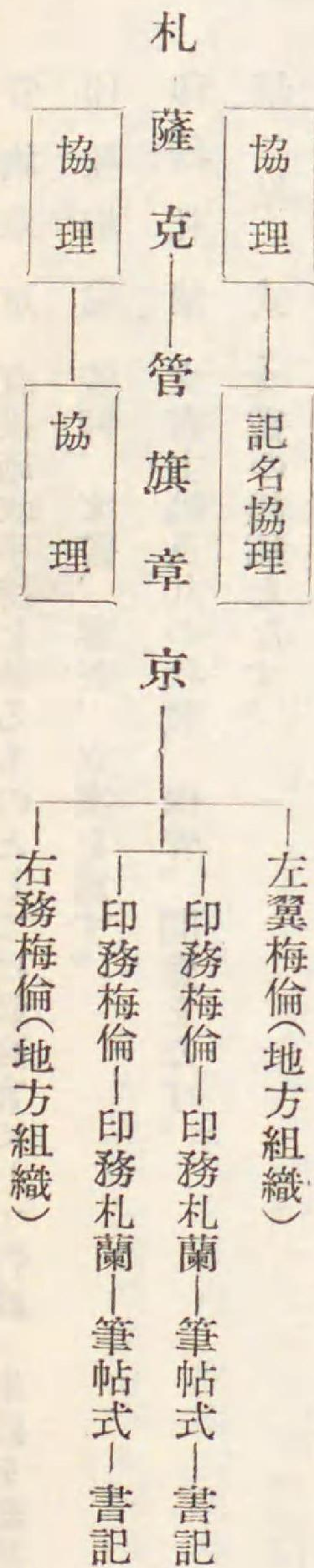
興安各省外の所謂省外蒙旗としては吉林省一、濱江省一、龍江省二の四旗とし、何れも各省に旗務科を設けて蒙古旗政に關する一切の事項を處理せしめてゐる。（本省公署に於ては現在舊制による分科規程を踏襲しつゝある爲め實際上旗務行政は行政科に一股を設けて之を行はしめてゐるが近く分科規程の正式認可と共に獨立の一科となるであらう）

即ち本省內に旗制を敷かれてゐるのは、杜爾伯特旗及依克明安旗の兩旗とす。旗は從來一種の王國をなし完全に自治を行つてゐたものであるが、建國後大同元年七月教令第五十六號を以て各旗に旗制を敷く事となつた。即ち旗制によれば「旗は法人とし國の監督を承け法令の範圍內に於て其の公共事務及法令に依り旗に屬する事務を處理す」るものと規定されてゐる。而して此等兩旗は新地方制度實施と共に本省管下に屬する事となり勅令第百六十八號を以て十二月一日より旗制を施行せられたのである。

今此等兩旗に就て舊、新兩制に付組織大要を示せば次の如くである。

（一）舊　制

（イ）中央組織



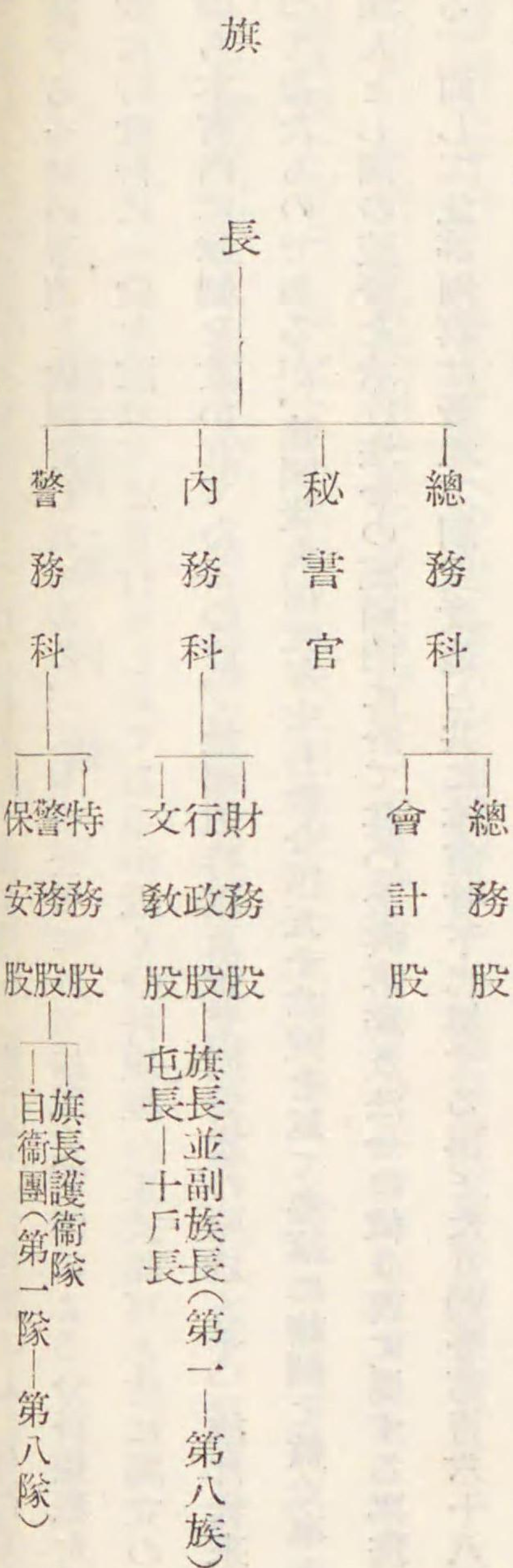
（ロ）事務執掌

札　薩　克　世襲を以て被封旗官內の行政を獨裁總理す。

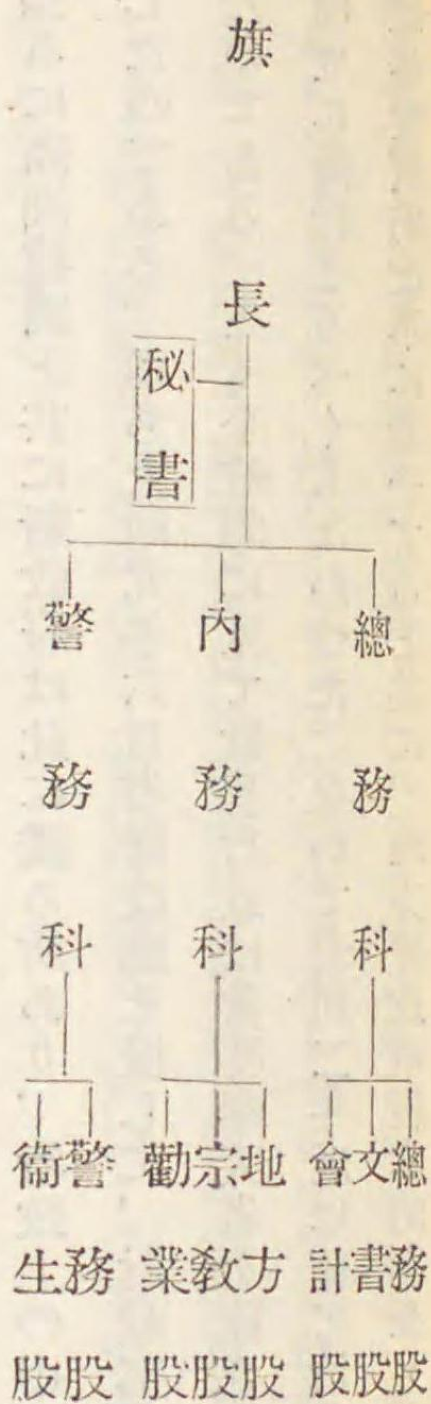
協　理　札薩克の協助代理にして合議制を採り性質としては諮問機關的存在である。
記名協理とは協理見習の謂である。
管旗章京　直接施政事務を執るものとしては最高官にして行政、軍政を總括監督す。
印務梅倫　監仰、文書、審査、立案を爲す。
印務札蘭　文書主稿及其の收發、保管、閲覽をなす。
筆帖式　文書の起稿をなす。
書　記　見習筆帖式にして公文の繕管をなす。
左(右)翼梅倫　左(右)翼參領及各旗長を指揮、監督し地方行政、征兵事項を管掌す。

(二) 新　制

(イ) 杜爾伯特旗組織



(ロ) 依克明安旗



第四項　區村制

區村制に就ては、民國時代に於ては法令の發布せられた事もあるが、徹底的に實施せられしものなく、滿洲建國後も未だ法規的に自治團體として認められず法制的統一を缺いでゐるが、嘗だ地方的には民衆の基礎的自治團體として獨自の發展をなすと共に、縣政補助機關としての實を擧げつゝある現狀である。

區制は從來自治團體としてよりも寧ろ警察區域としての存在であり、內容も貧弱なものであつたが、區制の自治化も近年に至つて高唱され、整備された區に於ては縣政補助機關として有力なる活動をなしてゐる。

村制は滿洲社會に特有なる鄕、村部落自治に基くもので、村公所を機關として正、副村長以下三名乃至五名の役員を置き、土地所有の多寡に據る村民の負擔を財源として、各村獨自の財政を持ち教育、農事、水利、通路等に關する村政を行ふと共に、警察保甲自治團體と連絡して治安維持を補助する外、政府及縣公署の法令等を部落民に徹底知悉せしむる等、民衆生活上最大の接觸面を有する公共機關である。

第四章　財政・金融

第一節　財政

第一項　概説

滿洲建國前に於ては由來各省に獨立の財政廳を置き、省財政に就ては歳入歳出共に財政廳に於て統轄し、各廳は各々一定の豫算の配布を受けて請負式に經理せらるゝ實情にあつたもので、累年の豫算決算額は單なる形式的記錄に止まり、其の實數は窺知すべくもなかつたのである。即ち決算上に表はれた數字は單なる經常的費用のみに止まり、臨時的支出は凡て其の都度省長決裁により財政廳豫備金より支出し、又省内市縣に於ける財務に關しては完備せる統一的法制存するなく縣公署の經理は國庫支辨の經費により、各局の經理は地方款により爲さるゝを原則とし、田賦契税等の國税は縣公署に於て委託徴收する事とした。

總ずるに建國以前に於ける地方行政組織は、地方分權たりし爲め、其の財政も亦區々にして相互の統制なく、概ね請負制度行はれ曖昧なる煙幕の裡にとざされてゐたものである。

然るに滿洲建國と共に新政府は此に鑑る所あり、行政上の中央集權はもとより經理事務の明朗化を計り、根本的刷新を期したのである。即ち大同元年六月省財政廳を廢して、財政部直轄下に税務監督署を設け專ら税務監督を司らしむる事としたのである。尤も全般的に見て財務行政は當時奉天省を除き各省内に於ては舊態依然として存し、實質的なる改革は一氣呵成に斷行さるべくもなかつた。次いで大同二年度に於て治安の確立と共に地方團體豫算決算制度の確立、地方税制の整理等實質的改革に着手すると共に、地方財政の根本的調査を企圖し得る狀態に立至つたのである。即ち前述省財政廳が税務監督署として財政部の直轄下に入つた爲め縣市財政の第一次監督個所に關しては事實上疑義を生じ殊に縣市の豫算査定事務に付各省に於て尠なからざる不都合を來したので當局は此の弊を除去し、第一次監督の責任所在を明かならしむる爲め大同二年度に於ては省公署民政廳内に財務科を設け縣市豫算決算に關する事務を管掌せしむる事とし、又縣會計規則に就ても各縣行政組織の改組に伴ふ新豫算樣式を規定し之を奉奉、吉、黑三省(熱河省は特殊事情に鑑み舊制に依らしむ)に示達したのである。

斯くの如くして紊亂糊塗たる地方財務行政の劃一刷新を計り豫算經理主義の徹底、歳入歳出混淆防止等舊弊の打破を行ふ事を得たのである。

今本省財政に就て見るに康德元年度歳出歳入決算及同二年度歳出歳入豫算は左表の如くである。

康德元年度歳出歳入一覽表

(民政部地方司編「康德元年度地方財政概要」)

歳出總額	3,558,728
(一戸當)	11,791
(一人當)	1,932
公署費	1,282,050
警察費	1,505,163
教育費	508,203
土木費	64,852
衛生及病院費	1,150
勸業費	32,154
社會事業費	2,870
電話電氣其他事業費	19,424
會議費	—
治安維持及自衛團費	—
積立金及基本財產造成費	1,302
其他諸費	141,560
歳入總額	3,953,728
税收入	1,862,398
(一戸當)	6,170
(一人當)	1,037
土地課税	963,906
家屋課税	75,471
營業課税	306,045
雜捐	512,176
戸別捐ト類似ノ課税	4,800
税外收入	1,606,330
税收入 } 割合	52
税外收入 } 割合	48
地方地債總額	337,889
事業費	—
流通券借欵	179,500
事變前後ニ於ケル行政費(舊官銀行借欵)	50,046
大同元年度行政費(國庫舊省庫金借欵)	108,343

康德二年度歳入歳出豫算一覽表

（民政部地方司調）

縣名		歳入 當初豫算	歳入 追加豫算	歳入 合計	歳出 當初豫算	歳出 追加豫算	歳出 合計	歳入欠陷額 當初補助	歳入欠陷額 追加補助	歳入欠陷額 合計
龍	江	34,657	8,607	43,264	77,890	8,607	86,497	43,232	—	43,232
景	星	11,527	2,149	13,676	38,400	9,254	47,654	26,873	7,105	33,978
甘	南	14,448	—	14,448	40,560	—	40,560	26,112	—	26,112
富	裕	8,470	—	8,470	29,050	—	29,050	23,084	—	23,084
訥	河	138,887	—	138,887	138,887	—	138,887	—	—	—
嫩	江	8,470	471	8,941	37,150	6,471	43,621	28,680	6,000	34,680
德	都	8,995	—	8,995	32,880	1,074	33,954	23,885	1,074	24,959
龍	鎭	15,542	—	15,542	40,866	7,731	48,597	25,324	7,731	33,055
通	北	5,831	—	5,831	39,500	8,762	48,262	33,669	8,762	42,431
克	東	20,852	2,000	22,852	41,900	1,880	43,700	21,048	3,800	24,848
克	山	82,302	—	820,302	82,302	—	82,302	—	—	—
拜	泉	129,807	—	129,807	129,807	—	129,807	—	—	—
明	水	63,909	—	63,909	63,909	—	63,909	—	—	—
依	安	37,682	—	37,682	49,800	400	50,280	12,118	480	12,598
林	甸	31,707	2,272	33,979	55,100	4,222	59,322	23,393	1,950	25,348
泰	康	7,604	—	7,604	23,580	—	23,580	15,976	—	15,976
泰	來	77,414	—	77,414	77,414	—	77,414	—	—	—
鎭	東	33,429	—	33,429	54,200	9,648	63,848	20,771	9,648	30,419
大	賚	5,985	—	5,985	5,985	—	5,985	—	—	—
安	廣	26,575	—	26,575	56,575	—	56,575	30,000	—	30,000
洮	安	89,539	—	89,539	89,539	—	89,539	—	—	—
洮	南	168,078	—	168,078	168,078	—	168,078	—	—	—
開	通	52,107	856	52,963	66,377	7,644	74,021	14,270	6,788	21,058
瞻	楡	18,770	1,832	20,602	51,500	1,832	53,332	32,730	—	32,730
突	泉	25,585	2,935	28,520	49,550	28,890	78,440	23,965	25,955	49,920
計		**1,118,172**	**21,122**	**1,139,294**	**1,540,799**	**96,415**	**1,637,214**	**425,130**	**79,293**	**504,423**

第二項　縣別財政

由來滿洲建國前に於ては、縣の行政機關に一元的行政官廳存せず、普通行政官廳の性質を有する縣公署と、特別行政官廳の性質を有する各局とが並存した事は、縣の財政を必然的に二元的ならしめ、縣公署に關する經費は省よりの支給額を以て之に充て其の出納も縣公署に於て掌り、從つて縣公署の豫決算と稱する場合は各局の豫決算を包含せず、各局の經費は財務局に於て徵收する地方稅收入を以て之に充て、其の出納は財務局に於て之を掌るを常とし、各局と縣公署との財政方面に於ける關聯は各局の支出に關し縣長の認可を要するのみであつた。

從つて國稅の請負徵收は縣長の私有財產と混淆し、地方稅は各局の人件費と局長の私囊を富ましむるのみで、何等地方事業には使用されず、財政には豫算決算なく專ら秘密主義を採り、會計檢査の制行はれず、公私の別分明を缺ぎ公金と雖も自由に費消し、制度の不備と官吏の墮落と相俟つて通弊其の極に達してゐたのである。

斯くて滿洲建國以來新政府は此に鑑る所あり、銳意地方行政の確立、財政の刷新を期し、舊弊を打破する爲め徵稅請負制度の廢止、徵稅機關と會計機關との分離及豫算制度の確立を計る事となつた。

然るに地方治安未だ全からず、加ふるに水災、蟲害等による農村の疲弊夥しく爲めに各縣共徵稅思はしからず赤字財政に苦しみ何等かの應急對策を講ずるにあらずんば、到底自立する能はざる縣も少なからぬ狀態であつた。

此に於て政府は行政補助費の發給、行政借款の貸出を行ふと共に、農民金融機關の設立、春耕貸款の融通等の農民金融の圓滑を期してゐるのであるが、更に當局としては農村更生の積極的方策として目下復興計畫を樹立し

(1) 安全地帶の擴大强化

(2) 放棄されある舊耕地の恢復

(3) 農民の復歸誘導促進（集團部落の建設）

(4) 農民住宅の建設奬勵補助

(5) 農耕資金の貸與、種子役畜の斡旋

(6) 警備電話の架設

(7) 警備道路の修築

(8) 縣財政の確立

の要旨の下に五ケ年繼續事業として實施し、農村恢復と共に縣自體の財政確立の促進を期してゐる。

今康德元年度縣別財政に付細目的に檢討すれば次表の如くである。

縣別歲入歲出總覽

（民政部地方司「康德元年度地方財政概要」）

縣別	歲入 總額	歲入 一戶當	歲入 一人當	稅收入 總額	稅收入 一戶當	稅收入 一人當	稅外收入 總額	稅外收入 一戶當	稅外收入 一人當	歲出 總額	歲出 一戶當	歲出 一人當
龍江縣	245,426	11,850	2,156	53,830	2,601	473	191,546	9,248	1,683	245,422	11,850	2,156
景星縣	71,822	10,663	1,635	31,399	4,662	736	40,423	6,001	949	71,826	10,663	1,685
甘南縣	107,666	16,692	2,580	25,249	3,914	605	82.417	12,778	1,975	107,666	16,692	2,580
富裕縣	79,654	19,028	3,122	11,750	2,798	460	67,904	16,230	2,662	79,654	19,028	3,122
訥河縣	191,288	8,989	1,403	168,629	7,925	1,237	22,659	1,064	166	191,288	8,939	1,403
嫩江縣	118,723	26,577	5,247	16,950	3,796	749	101,764	22,781	4,498	118,723	26,577	5,247
德都縣	81,476	22,098	3,707	17,646	4,787	802	63,830	17,311	2,905	81,476	22,098	3,707
龍鎮縣	106,302	31,182	5,766	20,616	6,047	1,118	85,686	25,135	4,648	106,302	31,182	5,766
通北縣	57,195	21,697	3,801	26,397	10,014	1,754	30,798	11,683	2,047	57,195	21,697	3,801
克東縣	101,201	13,806	2,338	36,479	4,976	842	64,722	8,830	1,496	101,201	13,806	2,338
克山縣	215,239	7,840	3,635	131,805	4,801	2,226	83,344	3,039	1,409	215,239	7,840	3,635
拜泉縣	240,176	5,663	953	225,832	5,331	898	14,344	337	17	240,176	5,668	955
明水縣	116,064	6,481	1,084	89,126	4,977	832	26.938	1,504	252	116,064	6,481	1,084
依安縣	838,824	17,630	2,632	91,480	11,617	1,734	47,344	6,013	893	138,824	17,630	2,632
林甸縣	154,185	17,005	2,651	75,600	8,337	1,299	78,485	8,668	1,352	154,185	17,005	2,651
泰康縣	45,090	20,004	2,987	10,946	4,856	725	34,144	15,148	2,262	45,090	20,004	2,987
泰來縣	175,502	10,998	1,238	84,020	5,265	592	91,482	5,733	646	175,502	10,998	1,238
鎮東縣	140,748	22,734	3,158	62,091	10,029	1,393	78,657	12,705	1,765	140,748	22,734	3,158
大賚縣	106,839	8,664	1,239	85,406	6,926	991	21,433	1,658	248	106,839	8,664	1,239
安廣縣	125,402	14,445	1,969	60,806	7.010	953	64,596	7,441	1,012	125,402	14,445	1,966
洮安縣	178,210	13,148	2,032	120,800	8,912	1,378	74,410	4,233	655	178,210	13,148	2,034
洮南縣	338,381	12,233	2,163	263,970	9,543	1,687	74,411	2,690	475	338,381	12,233	2,163
開通縣	159,046	15,056	2,381	74,900	7,090	1,121	84,146	7,966	1,264	159,046	15,056	2,381
瞻榆縣	119,968	15,684	2,691	33,130	4,312	743	86,838	11,302	1,947	119,968	15,614	2,691
突泉縣	144,301	12,683	1,831	43,482	3,821	551	100,819	8,861	1,279	144,301	12,683	1,831
計	**3,558,728**	**11,791**	**1,932**	**1,862,393**	**6,170**	**1,037**	**1,696,330**	**5,621**	**945**	**3,558,728**	**11,791**	**1,982**

各縣項目別歲出內譯

縣別	公署費	警察費	教育費	上木費	衛生及病院費	勸業費	會社事業費	電話電氣其他事業費	積立金及基本財產造成費	其他諸費	歲出總計
龍江縣	81,167	85,672	48,181	—	—	2,200	—	—	—	28,206	245,426
景星縣	28,660	30,142	8.070	1,450	—	948	—	—	—	2,550	71,822
甘南縣	32,910	52,116	6,440	—	—	—	—	—	—	16,200	107,666
富裕縣	40,864	29,274	9,516	—	—	—	—	—	—	—	79,654
訥河縣	45,864	94,771	29,568	1,885	—	—	—	—	—	19,200	191,288
嫩江縣	44,688	27,080	14,652	25,543	—	—	—	—	—	6,760	118,723
德都縣	33,850	36,486	11,140	—	—	—	—	—	—	—	81,476
龍鎮縣	53,040	34,726	10,536	—	—	—	—	—	—	8,000	106,302

通北縣	25,326	24,561	7,308	—	—	—	—	—	—	—	57,195
克東縣	42,352	47,752	7,097	4,000	—	—	—	—	—	—	101,201
克山縣	79,425	101,020	30,532	—	—	4,262	—	—	—	—	215,239
拜泉縣	84,184	125,112	27,400	—	—	—	—	3,480	—	—	240,176
明水縣	45,544	54,216	16,304	—	—	—	—	—	—	—	116,064
依安縣	71,172	54,744	12,908	—	—	—	—	—	—	—	138,824
林甸縣	49,406	63,678	22,875	12,150	—	5,326	500	—	—	250	154,185
泰康縣	27,314	15,474	2,302	—	—	—	—	—	—	—	45,090
泰來縣	68,716	64,786	33,736	—	—	2,412	—	—	—	5,852	175,502
鎭東縣	51,510	68,861	15,132	—	1,150	1,115	—	980	—	2,000	140,748
大賚縣	50,682	35,760	17,289	3,000	—	—	—	—	—	108	106,839
安廣縣	56,698	57,060	17,504	—	—	380	—	—	—	3,760	125,402
洮安縣	56,069	80,252	18,584	4,000	—	1,000	—	2,648	1,302	14,356	178,210
洮南縣	73,928	130,194	93,259	8,224	—	11,370	—	11,356	—	10,050	338,381
開通縣	52,200	68,301	17,769	—	—	2,876	—	—	—	17,900	159,046
瞻楡縣	53,060	51,700	6,723	4,500	—	265	—	960	—	2,760	119,963
突泉縣	43,420	71,425	23,378	100	—	—	2,370	—	—	3,608	144,301
計	1,282,050	1,505,163	503,203	64,852	1,150	32,154	2,870	19,424	1,302	141,560	3,553,728

各縣項目別歳入内譯

縣別	税收入						税外收入											税外收入合計
	土地課税	家屋課税	營業之課税	雜捐	戸別捐類似課税	税收入總額	財産收入	使用料及手數料	國庫補助及補給金	交付金	寄付金	縣市債	財産賣拂代	前年度繰越金	過年度收入	罰款	其他收入	
龍江縣	37,663	—	12,672	3,540	—	53,880	16,974	—	165,015	—	—	—	—	—	9,499	—	58	191,546
景星縣	26,352	—	1,200	3,847	—	31,399	—	964	37,109	—	—	—	—	1,000	—	600	750	40,423
甘南縣	18,498	—	—	6,751	—	25,249	—	—	67,417	—	—	15,000	—	—	—	—	—	82,417
富裕縣	9,500	—	—	2,250	—	11,750	—	350	67,554	—	—	—	—	—	—	—	—	67,904
訥河縣	23,886	—	30,150	114,593	—	168,629	266	129	11,288	—	—	—	—	9,797	—	455	650	22,659
嫩江縣	10,549	—	2,800	3,610	—	16,950	200	—	101,564	—	—	—	—	—	—	—	—	101,764
德都縣	9,310	1,995	600	5,761	—	17,646	—	—	63,830	—	—	—	—	—	—	—	—	63,830
龍鎭縣	4,860	3,000	3,738	9,018	—	20,616	—	—	85,686	—	—	—	—	—	—	—	—	85,686
通北縣	12,387	1,160	1,552	11,298	—	26,397	44	—	30,754	—	—	—	—	—	—	—	—	30,798
克東縣	29,285	—	—	7,194	—	36,479	—	400	64,322	—	—	—	—	—	—	—	—	64,722
克山縣	84,000	—	3,000	40,005	4,800	131,805	120	7,060	—	—	—	—	—	—	—	—	76,254	83,434
拜泉縣	163,296	—	4,050	58,486	—	225,832	2,500	357	—	—	—	—	—	—	11,257	100	130	14,344
明水縣	69,766	—	2,120	17,240	—	89,126	—	—	26,938	—	—	—	—	—	—	—	—	26,938
依安縣	35,980	—	6,500	49,000	—	91,480	—	—	47,344	—	—	—	—	—	—	—	—	47,344
林甸縣	50,000	—	2,000	23,600	—	75,600	—	5,530	68,860	—	—	—	—	3,000	10	210	1,155	78,585
泰康縣	3,040	—	357	7,549	—	10,946	—	—	33,458	—	—	—	—	—	—	20	666	34,144
泰來縣	33,300	—	16,520	34,200	—	84,020	33	3,000	88,449	—	—	—	—	—	—	—	—	91,482
鎭東縣	26,175	—	27,920	7,996	—	62,091	—	2,110	70,817	—	—	—	—	—	45,380	1,300	50	78,757
大賚縣	51,200	—	11,896	22,310	—	85,406	443	2,720	16,500	—	—	—	—	—	—	500	1,270	21,433
安廣縣	45,300	4,096	5,010	6,400	—	60,806	1,080	2,036	61,130	—	—	—	—	150	100	100	—	64,596
洮安縣	84,300	—	28,000	8,500	—	120,800	—	5,085	11,520	185	—		—	150	30,200	10,210	60	57,410
洮南縣	46,000	64,800	113,430	39,740	—	263,970	4,400	27,992	31,944	1,164	—		—	—	511	800	7,600	74,411
開通縣	30,000	—	25,400	19,500	—	74,900	212	2,900	55,864	1,000	—		—	50	20,000	3,50	620	84,146
瞻楡縣	25,000	—	2,180	5,950	—	33,130	17	1,400	77,951	60	—		—	—	6,000	720	690	86,838
突泉縣	34,254	420	4,950	3,858	—	43,482	—	905	89,081	1,873	—		—	200	8,000	740	20	100,819
計	963,906	75,471	306,045	512,176	4,800	1,862,398	26,289	63,001	1,374,215	4,282	—	15,000	—	14,347	89,957	19,256	89,983	1,696,330

更に康德元年度及本二年度行政補助金及行政借款に就て新省管下各縣に割當てられた發給狀況を見るに次表の如くである。

康德元年度 康德二年度 行政補助金縣別一覽表

（民政部地方司調）

縣別	康德元年度	康德二年度
龍江	四〇、三〇六	三〇、〇〇〇

景星	三七、〇七九	一四、〇〇〇
甘南	五六、三九〇	一三、〇〇〇
富裕	三九、四三三	一三、〇〇〇
嫩江	五四、七九三	一五、〇〇〇
徳都	四四、六五二	一三、〇〇〇
龍鎭	四五、六五二	一〇、〇〇〇
通北	四六、五三二	二三、〇〇〇
克東	二八、五〇八	一〇、〇〇〇
依安	一八、〇一五	—
林甸	二四、九六八	—
泰康	二五、八六五	三、〇〇〇
泰来	—	—
鎭東	四二、四三二	—
大賚	—	—
安廣	四〇、六〇〇	—
洮安	八一〇	—
洮南	—	—
開通	五七、七七八	—
瞻楡	五八、八三四	一〇、〇〇〇
突泉	七三、五〇〇	—
計	七七三、〇四八	一四四、〇〇〇

康徳元年度 康徳二年度 行政借款縣別一覧表

（民政部地方司調）

縣名	康徳元年度	康徳二年度
龍江	二〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
景星	八、〇〇〇	六、〇〇〇
甘南	八、〇〇〇	九、〇〇〇
富裕	八、〇〇〇	六、〇〇〇
訥河	三〇、〇〇〇	—
嫩江	八、〇〇〇	八、〇〇〇
徳都	八、〇〇〇	七、〇〇〇
龍鎭	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
通北	一八、〇〇〇	九、一〇〇
克東	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇
拜泉	四五、〇〇〇	—
明水	一五、〇〇〇	—

依安	二五、〇〇〇	一五、〇〇〇
林甸	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇
泰康	五、〇〇〇	四、五〇〇
泰來	一五、〇〇〇	—
鎭東	六、〇〇〇	一四、〇〇〇
大賚	一〇、〇〇〇	—
安廣	—	四、〇〇〇
洮安	一五、〇〇〇	—
洮南	一〇、〇〇〇	—
開通	—	一六、〇〇〇
瞻楡	—	一一、〇〇〇
突泉	—	一四、〇〇〇
計	二七四、〇〇〇	一七七、六〇〇

第三項　旗財政

省制改革と共に本省所管に入れる杜爾伯特旗、依克明安旗の財政は一般縣財政と少なからず事情を異にしてゐる。即ち旗の收入は札薩克の收入とし其の收支は私經濟とも稱すべく極めて漠然たるのであるが、其の概況を示せば次の如し。

依克明安旗康德元年度歲入一覽表

（龍江省公署民政廳調）

科	目	康德元年度收入決算數	備考
地租收入		三七、四六〇・一五	
	大同元年地租	七、六四二・三二	駐泰安鎭租賦局徵收地租二千八百六十三元一角四分駐拜泉租賦局徵收四千四百八十九元二角一分克東縣署代徵二百八十九元九角七分
	大同二年地租	八、七五九・七五	駐泰安鎭租賦局徵收地租二千九百九十一元五角六分駐拜泉租賦局徵收五千四百七十四元二角分克東縣署代徵二百八十九元九角七分
	康德元年地租	二一、〇六二・〇八	駐泰安鎭租賦局徵收地租三千九百七十元零八角三分駐拜泉租賦局徵收九千七百八十一元三角一分依安徵租處徵收四千三百一十一元七角一分克東縣署代徵七百八十五元九角九分克山縣署代徵二千二百一十二元二角四分
街基租收入		三二七・八五	
	大同元年街基租	五二・二八	本旗駐泰安鎭租賦局徵收大同元年泰安鎭街基租大洋五十二元二角八分
	大同二年街基租	五二・二八	本旗駐泰安鎭租賦局徵收大同二年泰安鎭街基租大洋五十二元二角八分
	康德元年街基租	二二三・二九	本旗駐泰安鎭租賦局徵收康德元年泰安鎭街基租大洋二百二十三元二角九分
地方捐收入		一七〇・五〇	
	割草刀票捐	一二五・〇〇	本旗生計地割草刀票捐每張五元全年發出二十五張計大洋一百二十五元
	營業捐	四五・五〇	
司法收入		二一六・二五	
	違警罰款	二〇六・二五	本旗司法費全年收入二百零六元二角五分
	訴訟費	一〇・〇〇	本旗訴訟費全年收入十元
綜計		三八、一七四・七一	

依克明安旗公署康德元年度歳出一覽表

（龍江省公署民政廳調）

科目 款	項	目	決算額	預算額	附記
旗公署經費			四五、二八五・〇八	六四、九九四・〇〇	
	一 俸薪		二〇、五七九・九六	—	
		一 扎薩克年俸	七、六二〇・六三	—	扎薩克年俸はもと全年收入十分之四とし二萬二千三百八十一元を支出せるも康德元年份は税收少なき爲め全年僅かに七千六百二十元零六角三分を支出す。
		二 旗長俸給	二、〇八五・〇〇	—	康德二年二月より六月に至る五ヶ月間分俸給
		三 扎克薩公署職員薪金	七、一三五・四四	—	本旗前扎薩克公署章京一員梅倫二人佐領四人扎蘭二人筆帖式六人自康德元年七月一日至本年一月末日七個月份薪餉及夫役工資七千一百三十五元四角四分
		四 職員薪金	二、九三八・五九	—	本旗公署本年二月改組し科長三員秘書一員股長二員科員五員自二月至六月五個月份薪金二千九百三十八元五角四分支給
		五 傭員薪金	五三七・六六	—	本旗公署本年二月改組傭員七員をおき自二月至六月五個月份薪金五百三十七元六角六分支給
		六 夫役工資	二七二・六四	—	本旗公署差役六名厨役二人夫役一人自本年二月至六月五個月份工資二百七十二元六角四分
	二 辦公費		四、一九五・七七	—	
		一 扎薩克公署辦公費	二、二〇八・一九	—	前扎薩克公署自康德元年七月一日至本年一月末日七個月份內部辦公應用文具紙張筆墨伙食消耗旅費郵電及其他各費共大洋二千二百零八元一角九分
		二 備品費	九五・二三	—	本旗公署自二月至六月末日需備品費九十五元二角二分
		三 文具紙張印刷費	一七二・七一	—	本旗公署自二月起至六月末日文具紙張印刷費一百七十二元七角一分
		四 消耗品費	五五二・八五	—	本旗公署及前扎薩克公署全年度消耗費五百五十二元八角五分
		五 郵電費	七・三一	—	本旗公署自本年二月至六月郵電費七元三角一分
		六 修繕費	四五一・三〇	—	本旗公署及扎薩克公署全年度修繕費四百五十一元三角
		七 雜費	三五九・六二	—	本旗公署及扎薩克公署全年度雜費三百五十九元六角二分
		八 旅費	三四八・五七	—	本旗公署自二月至六月旅費三百四十八元五角七分
	三 保安隊費		五、八〇六・八六	—	
		一 保安旅薪餉	四、六七五・〇一	—	本旗公署及扎薩克公署全年度薪餉四千六百七十五元零一分
		二 辦公馬乾	六〇〇・〇〇	—	本旗公署及扎薩克公署全年度辦公馬乾六百元
		三 被服費	五三一・八五	—	本旗公署及扎薩克公署全年度被服費五百三十一元八角五分
	四 教育費		六六九・九七	—	
		一 蒙旗教育委員會補助費	五四五・〇〇	—	本旗公署蒙旗教育委員會省補助費五百四十五元
		二 學校費	一二四・九七	—	本旗小學校經費不足の爲め維持困難に陷り康德元年一月停止し本年六月一日爾開す、之に對し教員薪金及辦公經費一百二十四元九角七分支給す
	五 臨時預備費		二、二四六・一二	—	
		一 臨時預備費	二、二四六・一二	—	全年度交際招待各特別費及補助蒙旗辦事處慈善宗教等各費用二千二百四十六元一角一分
	六 租賦局經費		七、一三三・六四	—	
		一 拜泉租賦局費	四、四四三・〇〇	—	拜泉租賦局康德元年七月一日至十二月末日經費二千三百二十三元本年一月一日至六月末日經費二千一百二十元全年度經費四千四百四十三元
		二 泰安鎭租賦局費	一、九〇八・〇八	—	泰安租賦局康德元年七月一日至十二月末日經費九百三十九元五角本年一月一日至六月末日經費九百六十八元五角八分全年度共支經費一千九百零八元零八分

款	項	金額		説明
	三 依安徴租處費	五〇二・五六	—	依安徴租處康德元年七月一日至十二月末日經費二百七十四元本年一月一日至六月末日經費二百二十八元五角六分全年度經費五百零二元五角六分
	四 克東縣公署代徴費	一一一・五〇	—	克東縣署代徴經費康德元年七月一日至十二月末日支經費七十五元本年一月一日至六月末日經費三十六元五角全年度經費一百一十一元五角
	五 克山縣公署代徴費	一六七・五〇	—	克山縣署代徴經費康德元年七月一日至十二月末日經費一百六十七元五角
七 積欠租賦局薪餉公費		三、〇七六・四四	—	
	一 積欠租賦局薪餉公費	三、〇七六・四四	—	大同元二三年本旗租賦局は事變の爲め收入停頓積欠す、拜泉租賦局公費は本年度補給三千零七十六元四角四分
八 年度賞與金		一、五七七・三三	—	
	一 旗署及所屬各機關年度末賞與金	一、五七七・三三	—	本旗公署職員及保安隊小學校各租賦局本年度末賞與金は原則として七割五分とし七成五範圍支給共計國幣計一千五百七十七元三角三分
經常部支出		四五、二八五・〇八	—	

説明

一、本旗公署康德元年度歳出決算統計國幣四萬五千二百八十五元零八分

二、本署康德元年度支出決算もと江洋及江市錢を以て本位とせるも茲には繁冗扣合を避け幣制に合致せしむる見地より國幣に劃一す

依克明安旗康德二年度豫定歳入細目表

（龍江省公署民政廳調）

科目 款	項	目	金額
一 蒙租			三二、四九八
	蒙租		三一、七五一
		蒙租	三一、七五一
		街基租	七四七
二 雜收入			七五
	雜收入		七五
		草刀捐	七五

京橋圖書館

依克明安旗康德二年度豫定歳出細目表

（龍江省公署民政廳調）

科目 款	項	目	金額
一 旗公署費			七、七〇二
	俸給		二、九四〇
	事務費		四、七六二
二 自衛團費			八、四五六
	俸給		六、五一六
	事務費		一、九四〇
三 教育費			六、〇三二
	俸給		一、五六〇
	事務費		二、八二二
	教育補助費		一、六五〇

京橋圖書館

款	項	目	金額
四 財務費			五、八八八
	俸給		二、五二〇
	事務費		三、三六八
五 努圖克費			一、三二〇
	俸給		四二〇
	事務費		三六〇
	嘎查費		五四〇
六 特別費			四五〇
	寺廟補助費		四〇〇
	敖包會費		五〇
七 衛生費			一五〇
	衛生費		一五〇
八 賞與金			四五〇
	賞與金		四五〇
九 豫備費			二、一二五
	豫備費		二、一二五

◎杜爾伯特旗康德二年度豫定歲入細目表

（龍江省公署民政廳調）

科目 款	項	目	金額
一 蒙租			六、九四九
	蒙租	蒙租	六、八二九
		街基租	一二〇
二 旗税			一、七八〇
	旗税	墾殖捐	一、七八〇
		魚網捐	｜
		商捐	｜
		燒商捐	｜
三 財產收入			三、四四八
	財產收入	魚股抽份	三、四四八
四 雜收入			三、二五〇
	雜收入	土鹽捐	三、二五〇
		草刀捐	｜
		舖捐	｜

特爾伯特旗康德二年預定歲出細目表

（龍江省公署民政廳調）

科目			金額
款	項	目	
經常部			
一 旗公署費			八、一〇一
	俸給		三、〇六〇
	事務費		五、〇四一
二 自衛團費			八、七一六
	俸給		七、四一六
	事務費		一、三〇〇
三 教育費			三、二五七
	俸給		一、六二〇
	事務費		六一七
	教育補助費		一、〇〇〇
四 財務費			二、一九二
	俸給		九〇〇
	事務費		一、二九二
五 努圖克費			二、三三一
	俸給		一、五八四
	事務費		四九七
	[illegible]査費		二五〇
六 特別費			二三〇
	陵廟費		二〇〇
	敖包會費		三〇
臨時部			
治安維持費			六〇〇
	俸給		六〇〇

第四項　現行地方税制と其の改革

滿洲國成立後財政部の税制に對する態度は地方税制方面にも反映し來り、財政的中央集權の確立を期せんが爲め現行税捐は其徵收機關の如何を問はず從前中央竝びに省政府の歲入に屬せしものは總て之を國税とし、其他は之を地方税として市縣及び設治局の收入に歸せし、むる事とし(大同元年九月十九日財政部訓令第七十六號)從來省財政廳に於て徵收せしものを國税として引揚けた外、國税と地方税を劃分し、又舊政權治下に於ける甚しき惡税の應急的改廢を行ふと共に、其甚しからざるものは漸進的に改革を行ふことゝし、先づ軍備補助の名を以て人民を重壓せし給養雜捐は一切免除せられ(大同二年七月二十九日民政部訓令第四七五號)次いで大同二年十二月には「各市縣にて徵收の車牌捐暫行規則『康德元年八月には「地方税木捐規則」を公布したのである。

斯くの如くにして政府は漸次地方税改正に意を用ひ特に民政部に於ては、縣市に於ける地方税制の整理に關し着々成案の作成に努めた結果、本年八月二十四日地方税法及同法施行規則を公布する運びとなり、來年一月一日より之を實施さるゝ事となつた。本税法は地方財政上最も重大なる關係を持ち一般の最も關心する處であるから、茲に現行税制の大要を明

かにすると共に新税制改革の趣旨を概説する事とする。

一、現行税制の大要

税制整理の問題が各般の施設中最も重要にして且つ焦眉の急務である事は、建國前民國政府に於ても論議せられ、殊に民國十九年に組織された東三省金融整理委員會が、前後數十回に亙る調査討議の結果に成る遼寧省財政問題と題する建議書中にも此の趣旨を掲げて居る。

省地方税、縣市地方税の兩者必ずしも同一とは言ひ得ぬけれども、從前の地方税は全く國家的統制の外に置かれ、各省各縣市當局は各自由の立場に於て之を設定又は變更するのみならず、財政に一定の計畫なきが爲め目前の需要を充たすに汲々として、朝に一税を設け夕に一捐を增し、所謂肉を削りて瘡を補はんとするの類であつて、而かも徴税の便宜のみ重んじた結果は殆んど目的課税乃至目撃課税に墮し、租税制度なしと斷ずるも差支なき混亂狀態に置かれて居たのである。

從て地方税負擔の赴く所、國民の大宗である農民下層階級への重課となつて現はれたに對し、軍閥、官僚、政商、緣故者等は課税の埒外にあつて、何等の負擔を分擔しない實狀にあつたのである。右の様な事情の下にあつた地方税が制度として見ても、個別的に見ても租税本然の機能に悖るもの丶多いことは當然であつて、即ち

(一) 課税の便宜に重點を置く結果負擔の平等原則が閑却され、殊に階級的に極めて不公平であること
(二) 目撃課税に墮したる結果物税偏在に陷入つて居ること
(三) 國家的統制を欠く區々不統一なること
(四) 課徴に當り經費の減少のみに捉はれ、請負又は代徴の方法に依るもの多く爲めに税金散逸の虞極めて大であること
(五) 地方歳入の彈力性が缺けて居ること

等其の主なるものである。

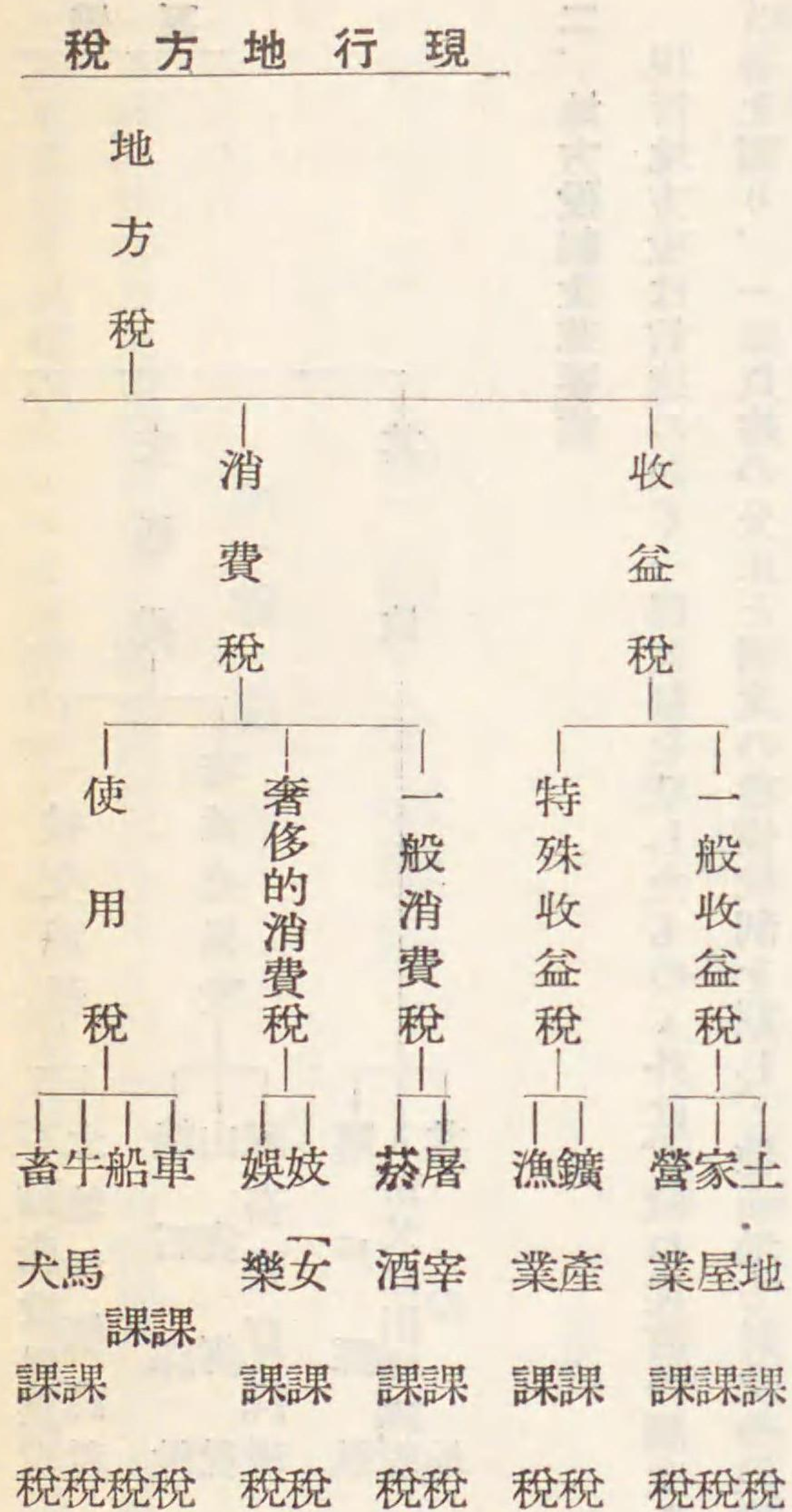
我國建國の際は事情上已むを得ず從來の地方税を其儘踏襲し、大同元年九月國地税の劃分を行ひ、各省毎に分離交錯したる國地税の收入區分を一應明確ならしめ、應急過度的の辦法を講ずると共に、後述の如く地方税制の全面的整理、改善を企圖し之が準備調査に着手したのである。

尙ほ地方税制の全面的整理に先立ち、大要左の如く二三の特定税種目の統制を試みたのである。

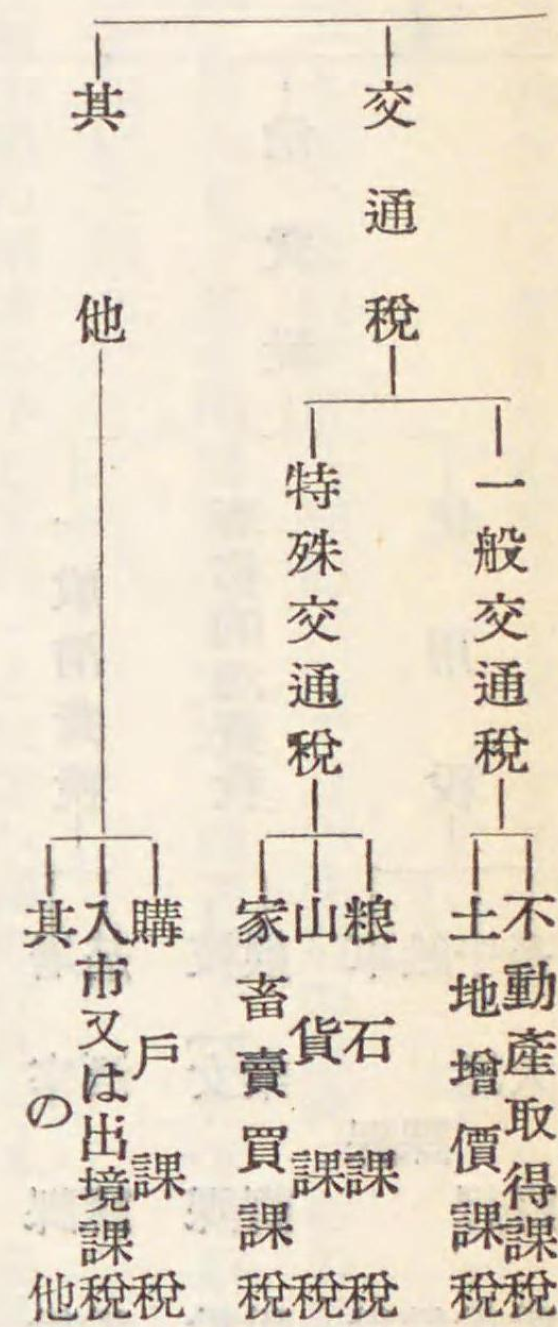
車牌捐（農用車税）の如きは最も移動性に富む物件に對する課税であるから、過渡的整理の要を認め大同二年七月動もすれば陷り易き重複課税を嚴禁し、賦課の率及方法を統制して低賦課率地への移動を防いだのである。

又木材に對する課税は康德元年八月國税木税の改正を機とし、鑛業に對する課税は康德二年九月實施さるべき國税鑛業税の改正を機とし之を統制し、其の賦課率の限度を法定し以て負擔の公正を圖ると共に、税源配分の適正を期したのである。

現行地方税體系及其の税額概要は次表の如くである。



體系



二、地方税制改革要領

現行地方税は前述の如く一部統制を期したものゝ外は、概ね從前の制度を踏襲したに過ぎず、從つて可及的速かに之が改善を圖り、一面負擔の公正と制度の整備統制を期し、他面地方財政の健實なる進展に資すると共に、日本人課税問題の解決を促進し、日滿渾然一體の實を擧ぐることに適進せねばならぬ。

而して之が整理の方針は、第一に現行税制の缺點を是正するに在ること勿論であつて、今次の整理に當つては次の諸點に其の重點を置いたのである。

(一) 負擔に急激なる變動を來さしめざることを念慮し、可及的負擔の普通公正化を圖ること。

(二) 國税制度との調整を圖ること。

(三) 歳入の確保を期すると共に國民の權利の伸張を圖ること。

(四) 國家的統制の實を擧ぐること。

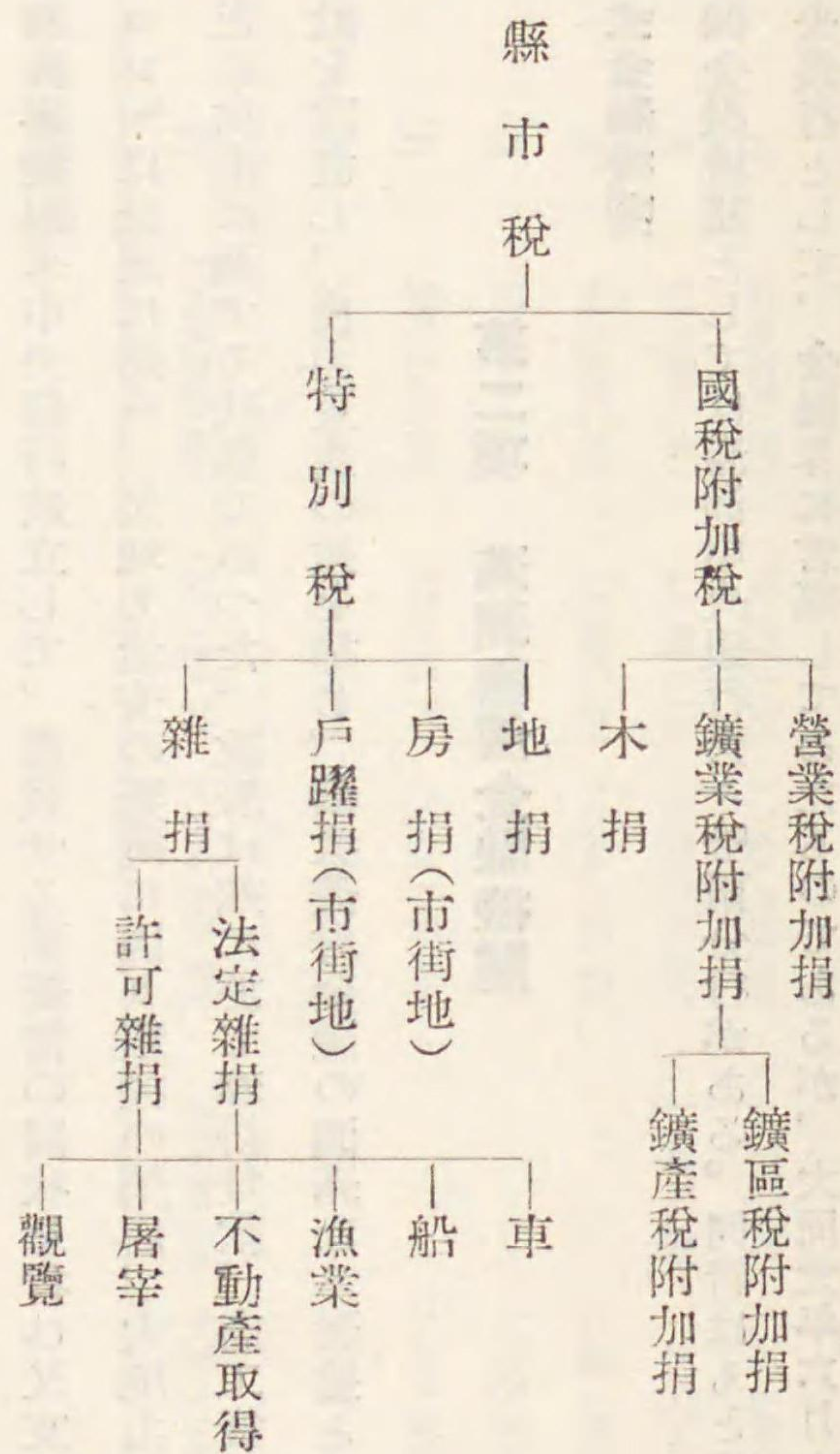
而して從來地方税は各縣區々に定められたもので何等其の據るべき成法なく、監督指導上不便少なからざりしに鑑み、税制改革に當り、地方税法並同法施行規則を制定し、以て課税權の所在を明瞭ならしむると共に全國的に統制ある規格の

下に課税權を行使せしむることゝし其の監督指導の周到を期することゝなつた。

改正地方税制に於ける體系は、國税附加税制度と特別税制度との併用制を採る事としたが、之を表示すれば次の如くである。

改正地方税制大系

(康德三年一月一日施行)



第二節　金融機關

第一項　概説

本省に於ける金融機關は滿洲國全般に於けると同じく、滿洲國自體の金融機關と、外國系金融機關とに二大別され、更に滿洲國側金融機關としては大體に於て、從來の錢莊其他舊式機關と新式銀行とに分つ事が出來る。

由來滿洲の金融機關は極めて幼稚なもので、其の發達は一九〇五、六年後に係るものと稱せられ、殊に民國以來目醒しい發展を遂げたものである。然るに之が發達の中心は大都會に限られ、地方金融機關は依然として極めて幼稚の域を脱し得なかつた。而かも住民の九割を占むる農民生活の程度は極めて低く、今日の資本階級に對立する能はず、又一面農民金融方面より見るに官銀號（現在の中央銀行）其他銀行各地儲蓄會等の機關はあるが、其の利息は月一分二三厘より二分以上に及び、而かも抵當物を要する外、確實なる保證人を必要とし、其の取扱ひ甚だ酷にして此等機關の存在は一部地主階級を利するに止まり、一般農民は何等の恩恵を蒙る處なき有樣であつた。

然るに滿洲事變以來中央銀行成立して、濫發せる舊紙幣の回收を行ひ又支那系資本の本國に引揚ぐるもの少からず「デフレーション」は急速に進み、又地方治安の紊亂に因り糧棧の閉店、大地主の移住するもの多くして、地方農民金融全く梗塞し、正に枯渇に瀕する狀態であつた。政府は茲に於て春耕貸款、商工貸款等の辦法を以て應急的融資を圖ると共に、金融合作社を設置し、自力更生の途を構じ、漸次農村金融の圓滿なる發達と農民の福祉增進に努めてゐるのである。

第二項　滿洲國側金融機關

（一）新式金融機關

滿洲國側金融機關としては滿洲中央銀行齊々哈爾分行がある。同行はもと黑龍江官銀號と稱し發券銀行として、本省に於ける中央銀行として、金融界に君臨してゐたものであるが、大同元年六月十五日滿洲中央銀行創立せらるゝや、舊來の發券銀行たりし東三省官銀行、吉林永衡官銀錢號及び邊業銀行と共に之を統一し、黑龍江官銀號は中央銀行齊々哈爾分行として同年七月一日營業を開始し今日に及んでゐる。

今同行最近の營業狀態に就て見るに次表の如くである。

中央銀行齊々哈爾分行（康德三年上半期）

月別	預金		貸出		爲替 受入		爲替 拂出	
	國幣	金票	國幣	金票	國幣	金票	國幣	金票
一月	575,830.20	22,273.58	1,749,059.98	15,000.00	1,964,568.70	63,722.69	1,712,166.06	—
二月	619,997.43	14,651.70	1,623,320.52	15,000.00	964,545.35	27,303.35	1,231,703.11	30.00
三月	653,895.55	16,060.29	1,614,145.43	—	1,686,608.30	36,017.15	1,154,317.83	—
四月	518,994.79	18,588.19	1,591,377.07	—	1,143,932.31	102,822.28	1,166,160.49	21,052.90
五月	586,749.29	23,028.70	1,534,067.68	—	1,261,421.41	96,495.78	1,210.187.05	5,466.00
六月	585,473.69	31,177.86	1,094,834.38	—	1,298·911.61	104,698.76	1,107,339.25	4,340.50
合計	3,540,940.95	125,780.32	9,206,865.06	30,000.00	8,319,987.68	431,060.01	7,581,873.79	30,889.40

（二）舊式金融機關

本省內舊式金融機關としては儲蓄會、銀號、票莊、錢莊、錢舖、當舖等がある。爲替及び貸付を專業とする票莊は新式銀行の出現と共に消滅し、銀錠を鑄造し、預金及貸付をなす。儲蓄會、銀號は殆んど同性質のものであるが唯異る所は銀號は法律的に株式會社なるも、儲蓄會は然らず、共に農商民の預金貸付を業としてゐる。錢莊は個人或は合資組織による兩替商にして、外國貨幣の投機的賣買を營業とし、傍ら爲替及貸付を營むものである。錢舖は小資本にて專ら兩替及び外國紙幣の賣買を主業となし、一般貸付をなすものは稀であるが中には預金、貸付等を營むものなしとしない。當舖は所謂質屋にして舊式機關中最も多數を占むるものは錢舖である。

以上に於て明かなる如く儲蓄會、銀號、錢莊、錢舖等は其業務上より見れば實質的には銀行業務と何等變る處なく唯其經營、商慣習に於て新舊の相違あるのみである。然るに銀行は一般公衆の利害に關する所多く、且つ國家產業の興亡にも密接なる關係を有するが故に、政府は之が指導誘掖に努むると共に適當なる取締を行ひ、產業の健全なる發達を助成せんが爲め大同二年十一月教令第八十六號をして銀行法を公布し(一)預金の受入、金錢の貸付又は手形の割引を併せ爲すこと(二)爲替取引をなすことの何れかに該當する業務を營む者は、其名稱の如何に拘らず總て之を銀行となし、舊來の銀行にして銀行業務を繼續して營まんとするもの及び從來實質的に銀行業務を營み來りしものにして、將來銀行として營業をなさんとするものに對しては、康德元年十二月末を限り財政部大臣に對し許可申請をなさしむる事とした。其結果在來の錢莊、錢舖或は銀號にして新たに銀行法に據り營業を爲さんとするもの多きを加ふるに至つた。舊式金融機關も亦近代的都市に多く集中し、縣城鎭には僅かに當舖あるのみで、錢舖の存する所は極めて稀である。而かも事變と共に之等地方に存在するものは殆んど閉店し、其復活は他種商舖に比し極めて遲々たるものである。

省內當舖一覽表（康德二年十二月末現在　滿洲中央銀行調査課調）

所在地	當舖名稱	設立年月日	備考
齊々哈爾	天寶當	民國4年9月	
同	義生當	道光20年1月	
同	裕豐當	民國9月1月	
同	鼎恒當	不明	
同	德新當	民國12年1月	
同	利民當	同5年8月	
同	義濟當	不明	
同	萬泰當	民國12年1月	
同	義利當	民國12年10月	
同	厚德接當	大同1年8月	
同	世隆當	民國18年5月	
同	廣信當	同11年3月	
洮南			
同	公濟當	宣統1年2月	
同	惠濟接當	民國19年6月	
同	惠濟當	康德元年4月	
同	東昌接當	大同元年2月	
同	東昌接當	康德元年4月	
同	雙陞當	民國19年7月	
同	洪順當	大同2年3月	
同	仙福當	民國19年5月	
同	義和當	康德元年4月	
泰来			
同	有信當	同2年5月	

同	仁興當	同	
同	日新光當	同	
同	同仁當	同	
泰安鎭	南山當	大同2年9月	日本人經營
同	東泰當	不明	
同	恒昌當	康德2年7月	
拜泉	海倫廣信當拜泉支當	康德元年4月	
同	東興泰當	民國18年6月	
北安鎭	鎭發當	不明	
昻々溪	瑞豐當	民國13年	
洮安	東昌分當	不明	
同	福豐當	最德2年4月	
訥河	廣信當	康德元年4月	
開通	志誠永當	不明	
明水	永和泰當	康德2年6月	
克山	德森當	康德元年1月	
同	濟民當	大同2年12月	
大賚	天德當	不明	
同	福盛當	同	

省內錢舖一覽表（康德二年十二月末現在　滿洲中央銀行調査課調）

所在地	錢舖名稱	設立年月日	備考
齊々哈爾	聚豐恒	民國19年8月	
同	協成玉	同16年2月	
同	旭東號	大同2年7月	
洮安	公信長	民國11年2月	
同	同盛長	同17年5月	
北安鎭	鎭莊成	大同2年7月	
洮南	峻豐和	大同1年10月	
同	同泰錢莊	民國19年5月	
同	鑾興盛	不明	
同	瑞興長	同	
同	義慶長	同	
同	福興茂	同	

（三）其他の金融機關

（イ）金融合作社

事變以來地方金融極度に梗塞し、地方中小農商民の困却甚しかりし爲め政府は春耕貸款、商工貸款の制を設け之を緩和

せんとしたが、種々の理由に因り充分なる運用を見るに至らざりしのみならず、商民は依然として金融難に追はれてゐたので極めて簡單に、而かも出來得る限り低利の貸付をなし得ると共に相互扶助、自力更生を根本精神とする協同組合の組織により、地方の實情に關する金融合作社創設を要望するの聲漸く旺んとなつた。斯くて之が設立に就ては先づ奉天省公署に於て成案を作成し、中央政府に申請、特別法の制定により奉天省内に多數の金融合作社を設置せんとしたが、地方治安は未だ之を許さゞるものあり、大同元年度に於ては取扱へず省内治安最も確立せる瀋陽及復縣の二縣に設立する事となり爾來縣民の利用多く成績良好なるに鑑み、政府は之を全滿に普及せんとし金融合作社に關する事項を中央財政部に於て管掌すると共に其數を增し、舊奉天省内八縣の外、舊吉林省永吉縣、舊黑龍江省龍江縣に之を新設する事とし、本省内に於ても克山縣其他に漸次之を普及せしむる事としたのである。

斯くて康德元年九月十七日金融合作社法發布せられ、爾來業務、職員に關する諸規程並に準則相次いで定められ、庶民金融機關として健全なる步調を進めてゐる。

該金融合作社は金融合作社法（第五條）に於て左の業務を營む事と規定せられてゐる。即ち

1　社員に對する貸付（保證貸及擔保貸付）
2　社員又は財政部大臣の認可を受け、社員ならざるものゝ預金受入
3　社員又は財政部大臣の認可を受け、社員ならざるものゝ定期預金の受入
4　財政部大臣の認可を受け手形割引をなすこと

之等業務に就て最近統計を示せば左表の通りである。

龍江省金融合作社短期貸款貸出狀況　（康德二年十月末現在　龍江省公署民政廳調）

縣別	擔保定期貸付 人數	擔保定期貸付 貸款合計	擔保定期貸付 一人當貸款額	擔保定期貸付 貸出全額ニ對スル%	保證貸付 人數	保證貸付 貸款合計	保證貸付 一人當貸款額	保證貸付 全貸出ニ對スル%	貸款總額	貸款人數	一人當貸款額
克山	851	160,022.00	188.00	95	97	6,995.00	72.11	5	167,017.00	948	176.17
依安	832	188,245.00	266.25	100	—	—	—	—	188,245.00	832	226.25
富裕	1	15.00	15.00	0.5	533	17,753.00	33.30	95.5	17,768.00	533	33.30
拜泉	394	82,530.00	209.46	97	21	1,730.00	82.38	3	84,260.00	415	203.00
龍江	61	7,375.00	120.90	36	309	12.985.00	42.00	64	20.360.00	340	59.88
洮南	742	49,550.00	66.77	98	19	965.00	50.78	2	50,515.00	761	60.37
洮安	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訥河	735	44,320.00	99.58	81	220	10,415.00	47.34	19	54,735.00	655	83.56
克東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大賚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
泰來	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開通	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	3,316	532,057.00	160.45	91	1,199	10,843.00	42.40	9	582,900.00	4.484	129.99

備考
1. 長期貸款ナキニヨリ全縣設欄ヲ省略ス

2. 擔保貸款及保證貸款人員合計數ト人員數ト不一致ナルハ同一人ニテ擔保貸款ト保證貸款ヲ借リタル者アル爲ナリ

3. 洮安、克東、大賚、泰來、開通、明水ハ未ダ貸出ヲ開始セズ

（ロ） 大興股份有限公司

舊軍閥時代奉天、吉林、黑龍江各省官銀號は其の附屬營業として、滿洲特產物の賣買を初め當舖、電燈、水道、鑛山、製粉、酒造、製織、油坊、航運、印刷、林業、製鹽等殆んど凡ゆる部門に亘る事業に投資し、或は直接經營をなし、其數六十有餘店に達してゐた。然るに滿洲建國後滿洲中央銀行創設せらるゝや、之等附屬事業は同行の手に移る事となり、之が統制機關として同行內に中央實業局を設け、之が整理廢合を行ひ漸次分離、獨立せしむることゝし遂に大同二年六月分離計畫成り、之等附屬事業中三十八店を合して大興股份有限公司を設立するに至つた。本公司は本店を新京に置き本省內には分店營業店を設けてゐるが其營業の根幹たるは當業（質屋業）にして、庶民金融機關として重要なる役割を演じてゐる。擔保品は各種衣服類、毛皮類、貴金屬、銅錫物其他軍器、穀物不動產を除く動產にして、貸出利率は時に依り異なるも最近は月三分、期限は普通十二個月乃至十八個月、貸出總額國幣六、七百萬圓に達すると云ふ。

今本省內營業店を一瞥すれば次の如くである。

省內大興公司營業店一覽表

（康德二年十二月二十日現在 大興公司計畫課調）

所在地		店名		業種	開設年月日
齊々哈爾	興隆街路北四	齊々哈爾廣信當	齊當	當	
	朝陽街路南二八	同	接當	同	
	永安里芙蓉街路南三六	同	永安里當處	同	康二、二、二〇
	東柴市街伊家胡同路南六	同	東柴市處	同	康二、四、一
訥河	北大街懋南胡同路北一六	同	訥支當	同	康元、四、三
拜泉	拜泉國光南大街路東二四〇	海倫廣信當	拜支當	同	康元、四、七
洮南	興隆中街路南一	洮南公濟當	洮當	同	
	城內福順西街路二三	同	接當	同	康元、四、二五
洮安	四通路北四	同	城支當	同	康二、一一、一一

（ハ） 商工復興貸款

地方金融難緩和を圖らんが爲め旣に農民に對しては春耕貸款の貸出あり、同時に商工業者をも併せ救濟し、農商工の復興を計り以て產業を助長せんとする機運濃厚となるに及び、康德元年商工復興貸款の貸放をなすことゝなつた。即ち水災匪禍等により被害を蒙り、窮乏せる商工業者又は特產買付資金に窮乏せる商工業者にして、借受希望者を以て組織せる各縣商工復興資金借款會會員に對し、其運轉資金として、中央銀行より貸出したのである。之によれば借受希望者は適當と認めたる房照、地照其他の動產、不動產を擔保として提供するを要し、滿洲中央銀行及商工復興貸款監理委員會縣分會は擔保物件の評價協定をなし、縣分會保證の下に、不動產に就ては評價々格の百分の六十を限度とし、動產に就ては百分の七十を限度として貸放するものにして擔保貸付としては一人三千圓、保證貸付にありては千圓を越ゆるを得ざる事とした。而して擔保物件を有しないものは借款會々員十名以上の連帶保證書を以て之に代ふるを得せしめ、月息七厘（銀行計算による）にして、借受期日より一ケ年以內に元利を完濟するを要し、若し六ケ月以內に完濟したる時は月息六厘五毛、一ケ年を經過し尙完濟するを得ざる場合は該延滯金額に對し月息一分の利息を附することゝした。

今本省商工復興貸款貸放最近の情況を市縣別に見るに次の如し。

縣別商工貸款(貸放/回收)一覽表

(康德二年十月末現在 滿洲中央銀行管理課調)

縣別	貸付行名(中央銀行)	原放額 戸數	原放額 金額	收回額	收回率(%)	現在餘額 戸數	現在餘額 金額	收進利息
克山	克山支行	七	二一、〇〇〇・〇〇	二一、〇〇〇・〇〇	一〇〇	—	—	一、二一三・六六
龍江	昂々溪支行	一七	一七、七〇〇・〇〇	一五、九二五・〇〇	八九	二	一、七七五・〇〇	一、八五七・五六
小計		二四	三八、七〇〇・〇〇	三六、九二五・〇〇	九五	二	一、七七五・〇〇	三、〇七〇・二二

(四) 特殊金融

(イ) 春耕貸款

大同元年度に於ける春耕貸款は兵匪、水災を被れる貧農、春耕の爲め百晌以下の自作農に對し、各縣々長責任の下に無利子を以て貸放し、秋期收穫と共に回收するを條件としたものであるが、偶々大同元年の大水災の爲め大部分之が救濟に使用せらるゝ事となつた。

大同二年度に於ては前年度水災の被害もあり、春耕貸款の必要切實なるものがあつたので、早春より春耕貸款辦法を定め水災、匪禍により窮乏せる農業經營者に對し、同年耕作に必要なる種子、勞力等の諸經費に充當する資金として、既墾地一晌に付國幣三圓を限り(一戸當り一五〇圓を超過するを得ず)特定限度に於て滿洲中央銀行より貸出すことゝなつた。之れが爲め省に春耕資金監理委員會本部を、縣に同分會を置き資金借受人の認定、金額の査定、元利支拂の鑑定、其他の重要事項を審議せしむる事とした。本貸款の貸放は既墾地を擔保とし、省監理委員會縣分會保證の下に行ひ小作農にして之が借受をなさんとする者は農耕資力の窮乏せる地主、自作農及び地主を連帶債務者とするを要し、月息八厘にして翌年四月末までに返濟せしむる事とした。

然るに本貸款は手續繁雜なるのみならず、一晌當り貸放額過少にして且つ地理的に不利なる地方農民は、其借受に費用嵩み實際受取額は些少となるのみならず、又兵亂其他の爲め擔保に供すべき地劵を喪失するもの少からずして、本貸款は充分なる目的を達成するに至らざる嫌なしとしない。

政府は玆に鑑みる所あり、康德元年度に於ては前年度と同組織なるも貸放條件を緩和し「農民復興貸款」として天災、匪禍により窮乏せる農民に對し特定限度に於て復興資金を貸與することゝなつた。即ち本貸款を借受けんとする者は既墾地の地劵を擔保とするを要するも、擔保物件を有せざる者は村長、十家長、地方紳士を含む五名以上の連帶保證書を以て之に代へ、均しく農民復興貸款監理委員會及同縣分會の保證を受け借款をなすことを得る事とし、借受金額は既墾地一晌當り國幣九圓(一戸當り四五〇圓を超過するを得ず)を限度とし月息七厘(銀行計算法による)貸付日より三年以内に元利の完濟をなすを要し、貸付期日を康德元年六月末と定めたのである。

今大同二年度及康德元年度貸放狀況を見るに次表の如くである。

大同二年度春耕貸款(貸放/回收)一覽表

(康德二年十月末現在 滿洲中央銀行管理課調)

縣名	貸付行名(中央銀行)	原放額 戸數	原放額 金額	回收額 現金	回收額 轉期	回收額 合計	收回率% 現金	收回率% 轉期	現在餘額 戸數	現在餘額 金額	收進利息
明水	明水辦事處	三、七四四	三八九、〇〇〇・〇〇	—	三八九、〇〇〇・〇〇	三八九、〇〇〇・〇〇	—	一〇〇	—	—	三五、六六八・九〇
依安	齊々哈爾分行	一、八一〇	二五〇、〇〇〇・〇〇	四四〇・〇〇	二四九、五六〇・〇〇	二五〇、〇〇〇・〇〇	二	九九・八	—	—	三二、四八六・三九

大賚	大賚支行	七一四	一四九、七四一・〇〇	二五、二三三・九〇	一二四、四八七・一〇	一四九、七四一・〇〇	一七	八三	—	—	一二、六八八・六五
泰康	齊々哈爾分行	三二五	三九、九二〇・〇〇	一七、〇一一・七〇	二二、九〇八・三〇	三九、九二〇・〇〇	四三	五七	—	—	三、三五〇・九七
景星	〃	一四四	二四、六五二・〇〇	六五〇・二〇	二四、〇〇一・八〇	二四、六五二・〇〇	三	九七	—	—	二、二九四・五九
克東	克山支行	一、四九四	一七八、八一三・〇〇	一、九九〇・三七	一七五、八二二・六三	一七七、八一三・〇〇	一	九八	一	一、〇〇〇・〇〇	一七、六〇四・一三
富裕	齊々哈爾分行	五六九	五七、九〇〇・〇〇	七九四・〇〇	五五、九六一・〇〇	五六、七五五・〇〇	一	九六	一三	一、一四五・〇〇	五、一〇八・五九
泰來	泰來支行	一、一四四	一八一、一〇三・〇〇	五、五四二・〇〇	一四七、六四五・〇〇	一五三、一八七・〇〇	三	八二	二三	二七、九一六・〇〇	一四、九五五・六〇
嫩江	嫩江辦事處	七二九	七五、二〇四・〇〇	七三一・〇〇	五八、八七一・〇〇	五九、六〇二・〇〇	・九	七八	二一七	一五、六〇二・〇〇	五、九一四・六七
德都	克山支行	五一〇	七九、〇〇〇・〇〇	四〇・〇〇	六二、二〇九・〇〇	六二、二四九・〇〇	・五	七八	一三五	一六、七五一・〇〇	五、七一四・六四
克山	〃	二、〇九六	四三〇、八三九・〇〇	五、七六一・九六	二六八、一九五・〇一	二七三、九五六・九七	一	六三	八〇八	一五六、八八二・〇三	二七、六三四・六五
龍鎮	北安鎮辦事處	二五八	四七、六一一・〇〇	三、二四三・〇七	二七、四〇三・六七	三〇、六四六・七四	六	五七	八九	一六、九六四・二六	四、七九三・九三
通北	〃	三五五	六二、三五六・〇〇	四六〇・〇〇	三三、九八三・〇〇	三四、四四三・〇〇	・七	五四	一五六	二七、九一三・〇〇	四、三六八・五〇
訥河	訥河支行	二、〇一五	二六六、〇五一・〇〇	六、六五七・七九	一三八、六三六・〇九	一四五、二九三・八八	二	五三	六八四	一二〇、七五七・一二	一三、三六六・六三
拜泉	拜泉支行	四、三四〇	七四四、〇〇〇・〇〇	一七、六六一・二四	三八四、七六三・七六	四〇二、四二五・〇〇	二	五一	一、九九六	三四一、五七五・〇〇	四二、五七二・八一
林甸	林甸支行	一、七七五	三三三、七九一・〇〇	九、八〇五・六〇	一七三、四五四・二五	一八三、二五九・八五	二	五一	八六五	一五〇、五三一・一五	二一、〇三八・二六
龍江	齊々哈爾分行	四、二六五	三二五、四九五・〇〇	二、三四七・〇〇	一〇四、六五三・〇〇	一〇七、〇〇〇・〇〇	・七	三三	二、八九〇	二一八、四九五・〇〇	一〇、五一四・九七
甘南	〃	三九〇	六〇、七五三・〇〇	八六六・〇〇	六、七三四・〇〇	七、六〇〇・〇〇	一	一二	三三五	五三、一五三・〇〇	四、一〇一・六一
安廣	洮南支行	二一〇	一〇九、九六〇・〇〇	三九三・七五	一〇九、五六六・二五	一〇九、九六〇・〇〇	・四	九九・六	—	—	一一、二八四・九五
洮南	〃	二五八	一〇〇、〇〇〇・〇〇	二、六三九・〇〇	九七、三六一・〇〇	一〇〇、〇〇〇・〇〇	三	九七	—	—	一〇、七七四・一二
鎮東	〃	一七五	九〇、〇〇〇・〇〇	七、五〇〇・〇〇	八二、五〇〇・〇〇	九〇、〇〇〇・〇〇	八	九二	—	—	九、八八四・九二
突泉	〃	八九	八〇、〇〇〇・〇〇	一五、四六七・〇〇	六四、五三三・〇〇	八〇、〇〇〇・〇〇	一九	八一	—	—	二、九九二・一三
洮安	洮安支行	一〇四	八〇、〇〇〇・〇〇	—	八〇、〇〇〇・〇〇	八〇、〇〇〇・〇〇	—	一〇〇	—	—	八、四一七・三四
開通	開通辦事處	三八三	五〇、〇〇〇・〇〇	七、九七二・〇〇	四二、〇二八・〇〇	五〇、〇〇〇・〇〇	一六	八四	—	—	四、〇四九・七六
瞻榆	洮南支行	六三	四六、八三〇・〇〇	一、三〇〇・〇〇	四五、五三〇・〇〇	四六、八三〇・〇〇	三	九七	—	—	四、八〇二・四五
小計		二八、九六八	四、二五三、〇一九・〇〇	一三四、五二七・五八	二、九六九、八〇六・八六	三、一〇四、三三四・四四	八	一六〇	八、四一二	一、一四八、六八四・五六	三一五、三八四・一三

康德元年度春耕貸款（貸放回收）一覽表

（康德二年十月末現在 滿洲中央銀行管理課調）

縣名	貸付行名（中央銀行）	原放額 現金	原放額 轉期	原放額 合計 戶數	原放額 合計 金額	收回額	收回率%	現在餘額 戶數	現在餘額 金額	收進利息
大賚	大賚支行	七〇、一三八・九〇	一二四、四八七・一〇	一、一一五	一九四、六二六・〇〇	二九、四九六・三九	一五	一、〇八三	一六五、一二九・六一	一〇、三七八・〇八
明水	明水辦事處	一六〇、〇〇〇・〇〇	三八九、〇〇〇・〇〇	五、六七四	五四九、〇〇〇・〇〇	七八、二二七・〇〇	一四	四、三一三	四七〇、七七三・〇〇	一四、五七九・四八
克山	克山支行	一三〇、九九二・四五	二六八、一九五・〇一	二、〇一七	三九九、一八七・四六	五三、九六七・六九	一三	一、八九三	三四五、二一九・七七	一六、六〇七・八〇
泰康	齊々哈爾分行	二九、〇一一・七〇	二二、九〇八・三〇	五五〇	五一、九二〇・〇〇	六、五七五・〇〇	一三	五一八	四五、三四五・〇〇	三、六五八・九〇
拜泉	拜泉支行	二三九、〇五二・二四	三八四、七六三・七六	五、一八〇	六二三、八一六・〇〇	七三、〇九〇・〇〇	一二	四、八〇八	五四〇、七二六・〇〇	一五、四八九・八三
富裕	齊々哈爾分行	一七、〇〇〇・〇〇	五五、九六一・〇〇	七一四	七二、九六一・〇〇	六、八八八・〇〇	九	七一二	六六、〇七三・〇〇	二、四九九・五四
克東	克山支行	七五、九九〇・三七	一七五、八二二・六三	二、〇一二	二五一、八一三・〇〇	一八、九八二・〇〇	七	一、九三九	二三二、八三一・〇〇	六、〇五一・二五
訥河	訥河支行	一〇一、一九三・〇七	一三八、六三六・〇九	二、九五三	二三九、八二九・一六	一七、八六〇・八三	七	二、七九一	二二一、九六八・三三	七、三五六・八六
依安	齊々哈爾分行	七五、四四〇・〇〇	二四九、五六〇・〇〇	二、六三三	三二五、〇〇〇・〇〇	一八、四一三・〇〇	五	二、五九九	三〇六、五八七・〇〇	八、七五四・六三

泰來	泰來支行	二九、九六四・〇〇	一四七、六四五・〇〇	一、三八八	一七七、六〇九・〇〇	七、八三九・〇〇	四	一、一八六	一六九、七七〇・〇〇	四、〇一八・四三
嫩江	嫩江辦事處	二二、四五四・〇〇	五八、八七一・〇〇	七〇六	八一、三二五・〇〇	三、〇六一・〇〇	三	六九九	七八、二六四・〇〇	六二六・〇一
通北	北安鎭辦事處	二六、二九八・〇〇	三三、九八三・〇〇	四三〇	六〇、二八一・〇〇	二、〇二六・〇〇	三	四二四	五八、二五五・〇〇	二、一七二・三九
龍鎭	〃	一三、九三九・〇〇	二七、四〇三・六七	二四〇	四一、三四二・六七	一、四六七・五五	三	二三五	三九、八七五・一三	二、六一五・六五
景星	齊々哈爾分行	一四、三〇八・二〇	二四、〇〇一・八〇	二七〇	三八、三一〇・〇〇	一、五一九・〇〇	三	二六八	三六、七九一・〇〇	二、三八七・六二
林甸	林甸支行	一〇七、八八九・七五	一七三、四五四・二五	一、八二〇	二八一、三四四・〇〇	三、五四六・〇〇	一	一、八〇二	二七七、七九八・〇〇	四、一六四・三三
龍江	齊々哈爾分行	九八、二三三・〇〇	一〇四、六五三・〇〇	二、五五七	二〇二、八八六・〇〇	三、五四〇・〇〇	一	二、五三二	一九九、三四六・〇〇	二、九八九・八八
甘南	〃	一八、四五七・〇〇	六、七三四・〇〇	四二一	二五、一九一・〇〇	一一九・四〇	四	四一七	二五、〇七一・六〇	一、〇五一・八六
德都	克山支行	三〇、〇〇〇・〇〇	六二、二〇九・〇〇	六三〇	九二、二〇九・〇〇	二八〇・〇〇	三	六二八	九一、九二九・〇〇	三、〇三六・一九
小計		一、二五〇、三六一・六八	二、四四八、二八八・六一	三一、三一〇	三、六九八、六五〇・二九	三二六、八九七・八六	八	二八、八四八	三、三七一、七五二・四三	一〇八、四三八・七〇

（ロ）農耕貸款

康德二年農耕貸款貸出に關しては關係各部會同協議の上、從來の如き春耕又は農民復興等一般的資金の貸出は之を中虞し、唯政府に於て資金の斡旋を爲すに非ざれば全然資金供給の途なく、農民を離散せしめ、農地を荒廢に歸せしむるの止あるものに付其の一部資金の貸出斡旋を行ふことゝし、其の方法としては縣をして之が轉貸資金の起債を爲さしむることに決定し、貸款希望縣中原則として金融合作社所在の縣及他に資金を得る見込ある縣は之を除き、更に從來の此種貸款の償還狀況を參照し、各縣の內容に付嚴選の上左記の通り農耕轉貸資金貸款實施要綱を定め、特殊の縣に對し貸放する事としたのである。

農耕轉貸資金貸款實施要綱

一、本貸款は縣債とし縣より農民に轉貸せしむるものとす。

一、起債要領

（一）起債名稱　農耕轉貸資金起債

（二）借入先　滿洲中央銀行

（三）借款利率　年六分五厘

（四）償還期限　次回糧石出廻期より第三年目の糧石出廻期に至る三回元金均等償還とす、但し繰上償還をなすことを得。糧石出廻期は概ね十一月乃至翌年二月を豫定するも、農家收入の地方的實狀に應じて之を定め、起債許可申請の際は何年何月と明示すること。

（五）償還財源　資金回收金及一般歲入

縣に於て轉貸資金を回收せるときは直に中央銀行に返還するものとす。

一、轉貸要領

（一）轉貸先　自作又は小作農に限ること。

（二）轉貸方法　なるべく現物（種子、家畜）を實際價格により貸付くることとし、出來得る限り現金貸付を避くること。

（三）轉貸條件

甲、轉貸金額　一戶に付國幣百圓を限度とす。

乙、轉貸利率　年利率一割八分以上とし縣內又は附近縣の金融合作社の貸付利率と均衡を保たしむ。

丙、回收期限　なるべく借入年の收穫期に元利金額を償還せしむることとし、已むを得ざる場合に限り縣の起債償還期限以内に分期返還せしむる樣になすこと。

丁、擔保方法　五人以上の連帶保證に依る信用貸とするも、擔保を徵し得るものは出來得る限り徵し置くこと何れの場合を問はず別に村長、保、甲長又は之に準ずべきものにして、地方的に責任を持ち得るもの一人以上の償還保證人を取り置くこと。

一、右各項の外轉貸に關する詳細規程は關係各縣に於て適宜之を定めしめ、起債許可申請の際添附せしむること。

而して本省は全滿貸付縣數四十ケ縣の中十八縣を占め、貸付總額一、〇九九、〇〇〇圓中二〇四、〇〇〇圓に及び縣數に於ては全滿の半に垂んとして第一位を占め、金額に於ては吉林省に次ぐものである。今本省內縣別貸付狀況を示せば次表の如くである。

康德二年省內各縣農耕貸款一覽表　（康德二年八月末現在　龍江省公署民政廳調）

縣別	貸放行名	貸放年月日	貸放金額	利率	備考
甘南	齊々哈爾分行	2. 6, 1	15,500	65%	約定康德三年二月末交 5,000 4年二月末交 5,000 5年二月末交 5,000
景星	〃	〃 5,25	13,000	〃	〃 4,300 〃 4,000 〃 4,400
泰康	〃	〃 6, 1	5,000	〃	〃 1,600 〃 1,700 〃 1,700
大賚	大賚支行	〃 5,27	15,000	〃	〃 5,000 〃 5,000 〃 5,000
林甸	林甸 〃	〃 6,14	18,000	〃	〃 6,000 〃 6,000 〃 6,000
克東	克山 〃	〃 5,28	8,000	〃	〃 2,000 〃 3,000 〃 3,000
德都	〃	〃 〃	12,000	〃	〃 4,000 〃 4,000 〃 4,000
龍鎮	北安鎮辦事處	〃 6, 19	13,000	〃	〃 4,300 〃 4,300 〃 4,400
嫩江	嫩江 〃	〃 5,27	10,000	〃	〃 3,300 〃 3,300 〃 3,400
開通	開通 〃	〃 6, 1	8,000	〃	〃 3,880 〃 3,000 〃 2,000
瞻榆	〃	〃 5,27	8,000	〃	〃 2,600 〃 2,700 〃 2,700
突泉	洮南支行	〃 〃	10,000	〃	〃 3,000 〃 3,500 〃 3,500
安廣	〃	〃 6,13	10,000	〃	〃 3,300 〃 3,300 〃 3,400
鎮東	〃	〃 〃	8,000	〃	〃 2,600 〃 2,700 〃 2,700
泰來	泰來 〃	〃 〃 12	25,000	〃	〃 8,300 〃 8,300 〃 8,400
通北	北安鎮辦事處	〃 7, 1	10,000	〃	〃 3,300 〃 3,300 〃 3,400
明水	明水 〃	〃 7,29	6,000	〃	— — —
洮安	洮安支行		10,000	〃	— — —
合計			204,000		

第三項　外國側金融機關

（一）日本側金融機關

本省々城を中心とする日本側金融機關としては、朝鮮銀行支店のみであるが今同行康德二年度上半期の營業狀態を示せば次表の如くである。

朝鮮銀行支店（康德二年上半期）

月別	預金		貸出		爲替 受入		爲替 拂出	
	國幣	金票	國幣	金票	國幣	金票	國幣	金票

一月	138,545.52	708,433.00	696,975.09	215,690.32	240,520.00	390,694.00	95,067.00	1,284,000.00
二月	144,543.00	787,904.00	619,572.00	258,602.00	47,584.00	300,079.00	52,040.00	624,013.00
三月	190,132.95	725,508.94	571,085.28	233,425.88	68,584.00	993,512.00	15,198.00	405,769.00
四月	162,253.00	733,235.00	533,588.00	263,728.00	97,243.00	784,494.00	66,098.00	237,097.00
五月	214,368.00	831,129.00	470,854.00	255,045.00	162,509.00	676,705.00	26,970.00	520,996.00
六月	244,506.16	757,140.57	425,718.58	267,383,24	89,696.00	671,837.00	49,401.00	482,587.00
合計	**1,094,348.63**	**4,543,350.51**	**3,319,792.95**	**1,493,874.44**	**706,136.00**	**3,817,321.00**	**303,774.00**	**3,654,462.00**

（二） 中國側金融機關

中國側金融機關として本省々城に支店を有するものは、中國銀行及交通銀行の兩行であるが今此等の康德二年度上半期營業狀態を見るに次の如くである。

中國銀行齊々哈爾分行（康德二年上半期）

月別	預金	貸出	爲替	
	國幣	國幣	受入（國幣）	拂出（國幣）
一月	265,703.85	254,021.19	112,468.36	5,535.39
二月	253,702.01	250,889.10	33,519.76	2,342.39
三月	271,385.83	272,395.96	99,032.68	6,506.94
四月	247,456.06	225,775.99	76,823.60	4,263.54
五月	228,264.62	243,335.70	67,140.86	2,903.43
六月	220,919.96	221,959.54	63,524.60	12,903.00
合計	**1,487,431.53**	**1,468,477.48**	**452,509.86**	**34,454.96**

交通銀行齊々哈爾分行（康德二年上半期）

月別	預金	貸出	爲替	
	國幣	國幣	受入（國幣）	拂出（國幣）
一月	537,088.36	254,196.49	36,643.68	2,895.00
二月	526,376.85	263,336.90	22,066.84	2,053.64
三月	547,669.97	250,386.90	11,124.61	2,841.00
四月	581,934.66	244,653.35	14,348.93	608,00
五月	602,416.39	246,591.41	14,684.98	1,270.00
六月	571,295.88	268,147.39	92,901.75	1,650.00
合計	**3,366,782.11**	**1,497,312.44**	**191,770.79**	**11.317.64**

第五章 産業・經濟

第一節 富源概要

本省の富源に就ては省内中央大部分を占むる農業資源地帶を主とし、黒河省に接せる省境地方の鑛産資源地帶と、小興安山脈東南面地方の林産地帶に大別する事が出來ると思ふ。就中農産資源地帶は其の大部分を占め、省經濟の基礎を形作つてゐると言ふも過言ではない。

鑛産資源に就ては黒河省及興安省に接せる一部に埋藏せらるゝものゝ如くであるが、未だ正確なる調査行はれず、其の内容を知る事が出來ない。

林産地帶としては小興安嶺を中心として其の本、支脈を包含した欝蒼たる原始林を有するが、從來は交通不便の爲め運材關係より見て、經濟上の價値は世人に詳かでない様である。又畜産資源としては、現在農家の役畜用として飼育せらるゝに止まる狀態である。

第二節 農業

第一項 一般農業事情

由來北滿の地は地味豐穣にして、廣漠たる未墾地を有し、氣候、地質其他農業の自然的條件に惠まれ、滿洲國の穀倉として將來の開拓を約束せれてゐるものであるが、殊に本省の如きは其の中央平原地帶をなし、農業資源豐富にして省經濟の基礎をなしてゐるのである。

今耕地面積に就て見るに、全省面積二七、五〇五、四八〇晌中可耕地面積一一、九七六、八二三晌を占め總面積の四〇％强に相當してゐる。其内既耕地面積は二、四九七、五三〇晌なるに對し、未耕地面積二、四九七、五三〇晌の多きに上り、幾多開發の處女地を擁する事を窺知する事が出來る。

又農家戸口に就て見るに總戸數一七八、〇一〇戸に對し、農家戸數一二七、六三一戸と稱せられ之が比率は八一、八％に及び其の生産勞力は農家人口に比し五八％强に上つてゐる。

斯くの如く尨大なる耕地と農民を有する本省農産の大宗は大豆、小麥、高粱、玉蜀黍、粟等とし其他一般普通作物として、大麥、燕麥、稗、蕎麥、水稻、陸稻、特用作物として菸葉、青麻、線麻、小麻子、蘇子、大麻子、芝麻、瓜子等がある。

然るに滿洲國建國以來、北滿地方は數度に亘る未曾有の水災と頻々たる兵害、匪禍に惱まされ、農村の疲弊は其の極に達し、其の根本的建直しは尙ほ相當の時日を要すべしとされてゐる。昨年度の如きは農作物の比較的增收であつたに拘らず、對外爲替相場の變動により價格は極端に低落し、農産品の運賃依然として高く水災、匪禍と相俟つて、農家に致命的打擊を與へ農民の困窮夥しきものがあつた。當局は之が窮狀打開の爲め凡ゆる手段方策を講じ、農村更生に腐心しつゝあるが、總ずるに本省農業開發は將來に殘された重大にして多望なる事業たるを失はない。

以下農家戸口及土地利用狀況等に就て縣別に表示すれば次の如くである。

縣別農家戸口數 （康德元年末 龍江省公署實業廳調）

縣別	總戸數	農家戸口	總戸口ニ對スル百分比
龍江	20,961	20,786	99.2

景	星	6,344	6,143	96.8
甘	南	7,581	7,383	97.4
富	裕	4,145	3,387	81.7
訥	河	24,385	20,414	83.7
嫩	江	4,142	3,459	83.3
德	都	3,687	3,453	93.7
龍	鎭	2,110	1,234	58.5
通	北	2,429	2,096	86.3
克	東	8,182	7,538	92.3
克	山	(24,751)		
拜	泉	43,095	39,122	90.8
明	水	17,907	9,511	53.1
依	安	13,026	10,661	81.8
林	甸	10,605	8,807	85.0
泰	康	2,404	1,609	66.9
泰	來	13,749	7,161	52.1
鎭	東	6,201	5,971	96.3
大	賚	15,210	14,730	96.6
安	廣	8,786	8,582	99.8
洮	安	13,816	9,185	66.0
洮	南	27,408	14,130	21.5
開	通	7,574	7,457	98.4
瞻	楡	6,409	6,301	98.0
突	泉	11,959	11,889	99.4
總	計	278,010	227,631	81.8

縣別總面積及土地利用統計表

（康德二年四月　龍江省公署實業廳調）

縣別	總面積	可耕地（晌）			不可耕地（晌）	備考
	晌	計	既耕地	未耕地		
龍江	1,240,020	982,573	191,063	791,510	257,447	（一）本表ハ民國三年施行ノ清
景星	1,212,705	203,561	44,661	158,900	1,009,144	洮遼七縣ノ分ハ實業廳調
甘南	704,700	364,616	64,616	300,000	340,084	（二）一平方粁＝一三五、六三
富裕	455,580	205,466	55,995	149,471	250,114	（三）杜旗總面積九〇〇、〇〇〇
訥河	1,023,705	939,113	198,972	740,141	84,592	依旗　同　八六〇、〇〇〇
嫩江	9,576,000	2,908,223	39,700	2,868,523	66,67,777	
德都	450,000	421,924	43,482	378,442	28,076	
龍鎭	2,052,000	792,315	21,471	770,844	1,259,685	

通北	1,584,000	262,520	33,528	228,992	1,321,480
克東	226,800	169,863	69,863	100,000	56,937
克山	499,995	339,106	195,106	144,000	160,889
拜泉	668,205	456,050	401,050	55,000	212,155
明水	360,000	217,913	159,809	58,104	142,087
依安	614,205	322,067	129,067	193,000	292,138
林甸	486,000	457,526	97,526	360,000	28,474
泰康	1,008,120	391,670	23,235	368,435	616,450
泰來	1,035,000	474,158	15,722	368,436	560,842
鎮東	375,408	109,750	57,770	51,980	265,658
大賚	702,000	176,893	147,063	29,830	525,107
安廣	493,809	92,809	45,522	47,287	401,000
洮安	264,600	186,600	105,000	81,600	78,000
洮南	400,000	230,000	110,000	120,000	170,000
開通	531,500	365,175	80,000	285,175	166,325
瞻榆	562,660	323,554	38,709	284,845	239,306
突泉	978,268	583,378	38,600	544,778	394,890
全省	27,505,480	11,976,823	2,497,530	9,479,293	15,528,657

丈原簿ニヨル（同簿ハ現在尙唯一ノ土地臺帳タリ）
査ニヨル
晌
○○晌　已耕地五○、○○○晌
○○晌　同　四、○○○晌

縣別總面積及土地利用比率表

（康德二年四月　龍江省公署實業廳調）

縣別	總面積ニ對スル比率 總面積	可耕地 計	可耕地 既耕地	可耕地 未耕地	不可耕地	可耕地ニ對スル比率 可耕地	既耕地	未耕地	備考
龍江	100	79.23	15.40	63.83	20.77	100	19.44	80.56	（一）本表ハ前掲縣別總面積及土地利用統計表ニヨル
景星	100	16.78	3.68	13.10	83.22	100	21.94	78.06	
甘南	100	51.74	9.17	42.57	48.26	100	17.72	82.28	
富裕	100	45.09	12.29	32.80	54.91	100	27.25	72.75	
訥河	100	91.73	19.43	72.30	8.27	100	21.19	78.81	
嫩江	100	30.37	.41	29.96	69.63	100	1.37	98.63	
德都	100	93.76	9.66	84.10	6.24	100	10.31	89.69	
龍鎭	100	38.61	1.04	37.57	61.39	100	2.71	97.29	
通北	100	16.62	2.11	14.51	83.38	100	12.27	87.23	
克東	100	74.89	30.80	44.09	25.11	100	41.13	58.87	
克山	100	67.82	39.02	28.80	32.18	100	57.24	42.76	
拜泉	100	68.25	20.02	8.23	31.75	100	87.90	12.10	
明水	100	60.53	44.39	16.14	39.47	100	73.34	26.66	

依安	100	25.43	21.01	31.42	47.57	100	40.10	59.90
林甸	100	94.14	20.07	74.07	5.86	100	21.31	78.69
泰康	100	38.85	2.30	36.55	61.15	100	5.93	94.07
泰來	100	45.81	10.21	35.60	54.12	100	22.30	77.70
鎭東	100	29.23	15.38	13.85	70.77	100	52.64	47.36
大賚	100	25.19	20.95	4.27	74.81	100	83.10	16.90
安廣	100	18.79	9.22	9.57	81.21	100	49.05	50.95
洮安	100	70.52	39.68	30.84	29.48	100	56.27	43.73
洮南	100	57.50	27.50	30.00	42.50	100	47.83	52.17
開通	100	68.71	15.05	53.66	31.29	100	21.90	78.10
瞻榆	100	57.48	6.87	50.61	42.52	100	11.96	88.04
突泉	100	59.63	3.94	55.69	40.37	100	6.62	93.38
全省	100	43.54	9.08	34.46	56.44	100	20.55	79.15

各縣年次別熟地及作付面積表

（康德二年四月　龍江省公署實業廳調）

（單位＝晌）

縣別	民國十九年度	大同元年度	大同二年度	康德元年度						備考
	熟地面積	作付面積	査定熟地面積	第一次縣豫算面熟地面積	第一次査定熟地面積	第一次調査作付面積	第二次縣豫算面熟地面積	第二次査定熟地面積	第二次調査作付面積	
龍江	191,063	190,831	75,758	87,600	104,000	159,920	203,733	90,000	151,910	
景星	44,661	61,861		40,000	31,262	42,100	36,185	11,745	38,880	
甘南	64,616	59,280	66,210	72,225	40,445	33,350	31,047	8,169	29,680	
富裕	55,995	56,662	11,966	20,000	31,357	28,060	31,356	15,588	27,500	
訥河	198,972	202,808	14,000	100,000	100,000	141,650	44,896	80,714	137,150	
嫩江	29,700	42,506	8,000	13,700	14,553	22,780	20,355	5,953	20,500	
德都	43,482	45,666	17,772	30,000	30,000	21,810	30,000	3,265	21,600	
龍鎭	21,478	24,413		21,222	17,182	8,860	17,355	4,206	7,940	
通北	33,628		80,000		11,200		16,299	8,883	12,530	
克東	69,863	82,002	19,386	50,000	42,000	61,360	40,048	40,048	58,300	
克山	155,106	228,997	140,000	140,000	112,000	206,240	112,000	146,645	204,340	
拜山	401,050	422,894	236,820	300,000	272,000	307,390	292,846	263,059	305,900	
明水	159,809	187,576	113,342	120,000	110,000	151,670	120,079	108,071	151,180	
依安	129,067	140,336	88,576		72,240	102,740	72,231	45,325	101,700	
林甸	97,526	102,428	64,000	100,000	80,000	79,110	80,000	80,000	79,210	
泰康	23,233	25,824	11,293	16,000	16,263	8,120	4,982	12,000	6,960	
泰來	105,722	141,733	33,440	50,000	59,204	90,690	82,660	35,000	88,610	
鎭東	57,770						30,555	24,960	34,010	
大賚	143,063		58,000	80,000	82,355		81,970	40,045	32,700	
安廣	45,552						45,400	36,622	65,790	

備考

(一) 民國十五年度熟地面積ハ民國三年施行ノ清丈原簿ニヨル（同簿ハ現在尙唯一ノ土地臺帳タリ）洮遼七縣ノ分ハ實業廳調査ニヨル

(二) 作付面積ハ實業廳調査

(三) 査定熟地面積ハ民政廳査定徵税可能面積

(四) 洮遼七縣ノ龍江省ニ移管サレシハ康德元年十二月一日ナリ依テ大同元年度、同二年度、康德元年度第一次（康德元年六月）ノ熟地及作付面積ハ不明ナリ

(五) 第二次ノ熟地及作付面積ハ康德二年二月現在

(六) 杜旗―熟地面積　二〇、〇〇〇晌　同康德元年度作付面積　五〇、〇〇〇晌

依旗―同　四、〇〇〇晌　同　二、〇〇〇晌

洮安	105,000						114,500	65,907	98,320
洮南	110,000						46,511	42,962	126,743
開通	80,000						50,000	37,000	36,765
瞻榆	38,709						15,500	9,089	25,372
突泉	38,600						21,127	7,999	14,446
全省	2,443,665						1,641,635	1,331,255	1,878,036

各縣年次別熟地及作付面積比率表（康德二年四月　龍江省公署實業廳調）

縣別	縣面積ニ對スル比率				民國十九年度熟地ニ對スル比率				康德元年作付面積ニ對スル比率			備考
	總面積	縣豫算面熟地	查定熟地	作付面積	民國十九年度熟地	縣豫算面熟地	查定熟地	作付面積	作付面積	縣豫算面熟地	查定熟地	
龍江	100	16.40	7.25	12.20	100	106.60	47.10	79.50	100	134.10	59.24	（一）本表ハ前揭熟地及作付面積表ニ基キ作成ス （二）縣豫算面及查定熟地並作付面積ハ康德元年度第二次各面積ナリ
景星	100	2.98	0.96	3.20	100	81.02	26.29	87.05	100	93.06	30.20	
甘南	100	4.40	1.16	4.21	100	48.04	12.64	45.93	100	104.60	27.50	
富裕	100	6.90	3.40	6.03	100	56.01	37.63	40.57	100	114.00	56.68	
訥河	100	4.38	7.80	10.39	100	22.56	40.56	68.93	100	181.50	58.80	
嫩江	100	0.20	0.06	0.21	100	68.53	20.04	90.00	100	97.60	27.50	
德都	100	6.66	0.72	4.80	100	66.99	7.50	49.67	100	133.80	15.10	
龍鎮	100	0.84	0.20	0.38	100	80.80	19.58	36.96	100	218.57	52.95	
通北	100	1.03	0.56	0.70	100	48.45	26.41	37.23	100	130.00	70.89	
克東	100	17.65	17.65	25.70	100	60.34	60.34	83.44	100	68.69	63.69	
克山	100	22.40	29.32	40.86	100	72.20	94.50	131.70	100	54.80	71.76	
拜泉	100	43.82	39.36	45.78	100	73.02	65.59	76.27	100	95.73	85.99	
明水	100	33.35	30.02	42.00	100	75.13	57.32	94.60	100	79.42	71.45	
依安	100	11.76	7.38	16.50	100	55.96	35.11	78.79	100	71.02	44.56	
林甸	100	16.46	16.46	16.30	100	82.03	30.08	81.22	100	100.99	100.99	
泰康	100	0.49	1.19	0.69	100	21.44	51.65	29.95	100	71.58	172.40	
泰來	100	7.99	3.38	8.56	100	85.78	33.10	83.81	100	93.29	39.49	
鎮東	100	8.13	6.64	9.05	100	52.89	43.20	58.87	100	89.81	73.39	
大賚	100	11.67	5.73	4.65	100	57.29	27.99	22.85	100	250.67	122.46	
安廣	100	9.19	7.41	13.32	100	99.88	80.39	144.40	100	60.01	55.64	
洮安	100	43.27	24.70	37.15	100	109.04	62.76	93.63	100	116.45	67.03	
洮南	100	11.62	10.74	31.68	100	42.28	39.05	115.22	100	36.70	33.29	
開通	100	9.41	6.96	6.98	100	62.50	46.25	45.95	100	136.00	100.60	
瞻榆	100	2.75	1.65	4.51	100	40.04	23.48	65.54	100	61.09	35.82	
突泉	100	2.16	0.81	1.47	100	54.73	20.72	37.49	100	146.24	55.37	
全省	000	5.97	4.84	6.83	100	67.17	54.47	76.85	100	87.41	70.83	

倘ほ土壤に就て述ぶるに土壤は概して腐植質土壤が多く、微鹽基性の反應を有してゐる黑色土とし、開墾十五年内外に至つて施肥するのが常である。一般に地味は表土深く、二尺乃至五尺を有し而かも礫を含まず、有機物に富む土壤よりなり土地は頗る沃饒であつて、作物の栽培には極めて好適である。就中齊北沿線地方に於て最も地味肥沃なるは克山、拜泉、訥河、嫩江、徳都、克東の各縣とし甘南、依安、龍鎭、林甸之れに次ぎ、龍江縣は最も劣つてゐる。之等地方に於て開墾に困難なるは低濕地とし、雨期沼澤と化する沿河地方の窪地である。然しながら之等は適當なる排水法を施す時は良好なる田圃となすを得べく、現在では之等低濕地を放牧地或は燃料の採集地として利用されてゐる。地味は概ね南滿に比して肥沃であるが、人口稀薄なる上に雇傭勞銀高く、爲めに自然粗放農業が行はれ、從つて各穀類の收穫と其の品質は何れも劣等なるを免れない。

第二項　主要作物作付狀況

本年度農作物總作付面積は二、〇四〇、六七九晌にして之を昨年度及び一昨年度に比すれば、恢復及び新墾せるものを合して夫々一五〇、一〇〇晌及び一三三、一一六晌の增加を示せるも、既墾地面積に對しては僅かに七六・五%の作付面積に過ぎず、事變後連年の水災、匪禍により荒廢したる耕地は未だ恢復に至らざるもの六五萬餘晌の廣きに亘る現狀である。

本年度作物別作付面積竝に其の比率を示せば左の如し。

普通作物	一、七九五、四一七晌	八七・九八%
特用作物	一七八、三三九晌	八・七三%
園藝作物	六六、九二三晌	三・二七%

更に之等三者の各々に付其の主要作物を擧ぐれば、普通作物に於ては所謂「滿洲の五大作物」たる大豆、粟、高粱、玉蜀黍及小麥を主とし、其の作付面積は總計一、四九七、六二九晌にして、農作物總作付面積の七三・三%を占め更に普通作物總作付面積に對しては八三・四%の多きに上る。

今五大作物の各々に就き其の作付面積竝に普通作物總作付面積に對する比率を示せば次の如し。

第一位	大豆	四五〇、一四〇晌	二五・一%
第二位	粟	三八七、七四六晌	二一・六%
第三位	高粱	二四一、八二二晌	一三・五%
第四位	玉蜀黍	二一四、五三〇晌	一一・九%
第五位	小麥	二〇三、三九二晌	一一・三%

普通作物中之に次いで作付面積大なるものは大麥六〇、一一七晌（三・三%）黍五八、一七三晌（三・二%）蕎麥四九、三五二晌（二・七%）小豆一六、一〇六晌（〇・九%）等である。

特用作物に就ては荏其の首位を占め作付面積一一六、五七三晌にして、特用作物總作付面積に對し六五・四%を占め、第二位は大麻（麻實を含む）にして四三、一四七晌（二四・七%）なるが此等兩者を以て特用作物總作付面積の九割を占むる事となり、他は僅かに苘麻五、五〇二晌（三・一%）胡麻三、二四〇晌（一・八%）葉煙草二、八二九晌（一・六%）等作付せらるるに過ぎない。

園藝作物（蔬菜）に就ては馬鈴薯其の首位を占め一七、三三一晌作付せられ園藝作物作付面積に對し二五・九%を占めて居るが、之に次ぐ主なるものは白菜、蘿蔔、甜瓜、胡瓜、葱等である。

斯くて當省に於て本年度作付面積より觀たる十大作物としては大豆、粟、高粱、玉黍蜀、小麥、荏、大麥、黍、蕎麥、小豆の順に數ふる事が出來る。

茲に各主要作物に就て其の分布狀況を見るに、先づ大豆は大體全省一樣の作付步合を有するが、洮遼地方のみは稍少く粟も亦大體一樣なる分布を有するが、中部以南にのみ稍多し。高粱は龍江以南に多く殊に洮遼七縣に於ては平均作付步合二四%の多きを示せるが、龍江以北は北に向ふに從ひ少く、最北部に到りては作付皆無の狀況である。小麥は之と全く相反し景星、泰來以南と龍江、泰康以北とは劃然たる差あり、景星以南は景星の四%作付より南に向ふに從ひ更に少く、洮遼七縣にては二%乃至皆無の狀況を示せるに對し、龍江以北は總て其の作付步合一〇%乃至二六%の多きに及んでゐる。更に小豆及び綠豆の作付步合は北より南に向ふに從つて增加し、大麥は中北部一帶に多く、燕麥の作付は中部以北に限られ水稻は作付步合少なけれども、南は洮南より北は訥河、德都、通北に亘り作付せられてゐる。

特用作物に就ては荏、大麻及び麻實は中部穀倉地帶に於て多く、北部及南部地方に少くして、殊に荏の如き穀倉地帶の一〇%乃至二〇%の作付步合に比し、北部及南部地方は一%に充たざるの狀況である。胡麻の作付は殆ど洮遼七縣に、亞麻は北部地方に限られ、葉煙草及び茼麻は大體全省一樣に分布せらる。

蔬菜に於ては馬鈴薯は中部以北に作付步合多く、其他は大體一樣に分布すれど、中部地方一帶に亘り稍多し。

而して全國各省に對する當省の主要作物作付狀況を觀るに、南滿各省に比しては特に高粱、水稻、陸稻等の作付步合も荏、麻實、小麥等は多く、殊に荏の作付步合は全國各省中首位を占めてゐる。

次に農作物作付狀況の趨勢を明かにせんが爲め、先づ本年度の作物別作付面積と昨年度のそれを比較するに

普通作物	增	二一、三三六晌
特用作物	增	八六、〇五一晌
園藝作物	增	一九、九六五晌

にして特用作物は激增し、普通作物及園藝作物も亦增加の傾向を示してゐる。

又昨年に比し增減甚しき十作物を擧ぐれば左の如し。

一、作付面積激增せる作物

第一位	荏	增	九四、〇七三晌
第二位	小麥	增	五五、七九三晌
第三位	玉蜀黍	增	二三、八〇七晌
第四位	大麥	增	一二、五六七晌
第五位	高粱	增	一一、九四七晌

二、作付面積激減せる作物

第一位	大豆	減	四四、九五八晌
第二位	黍	減	三〇、〇四八晌
第三位	粟	減	一〇、四〇五晌
第四位	麻實	減	九、三一五晌
第五位	綠豆	減	一、四六六晌

前記二表に就て其の增減理由を吟味せんに、大豆の激減と荏、小麥の激增せるは獨逸の滿洲大豆輸入禁止、日本に於ける豆粕の需要減或は支那に於ける關稅牆壁等に基く特產大豆市場の不況に由來し、大豆作付面積が昨年度に比し四萬餘晌一昨年度に比し一九萬晌の激減を見たるに伴ひ、市場經濟作物の範疇に於て之が代作として荏、小麥の激增を見たものである。從つて他面恢復せられた廢耕地と雖も、間接的には主としてこの兩者の作付に轉換され居るものと思考せらる。荏の如きは省內にては最も新しき作物にして、耕作せられてより僅々二三年に過ぎず、而かも其の作付面積を見るに一

昨年度に於ては僅か二千晌なりしものが、昨年度に於ては二萬餘晌の作付を示し、更に本年度に於ては十一萬餘晌に及び急激な增加を示してゐるが、之は當局の農家經濟向上を期しての奬勵、指導策による以外に、更に一昨年他作物に比し荏が遙かに有利に取引せられ、農家經濟を潤した點に多大の影響を受けたるものと考へらる。小麥は一部農民より危險作物として嫌惡せられて來たものであるが、當局に於ては北滿小麥の改良增殖を以て國內需要を充たし、國家經濟の向上を圖らんとし、專ら小麥の奬勵、指導に努めたると之が市場價格の好調と相俟つて、年々激增の趨勢である。

次に自給經濟的作物の範疇に於ては、主として農民常食糧に關係し、即ち粟、黍の激減に代り之と大體等量に玉蜀黍、高粱の激增を見る事となつた。尙ほ大麥及一部高粱の激增は、家畜飼料としての立場より家畜頭數に關聯し、麻實の減少は特用作物として荏の激增に關聯を有せるものと考ふる事が出來る。

更に本省農作物の大宗たる大豆、小麥其他に付其の耕作狀況を見るに次の如くである。

(1) 大豆

大豆は當地方農作物の王座を占め、其の栽培品種も可成複雜であるが要は皆在來種が地方的に變化されたもので、改良種の栽培を見るに至らない。大豆栽培の歷史は淺いが、將來當地方が全滿の大豆作の代表的產地となる事は疑を容れない處である。

播種は五月中旬に行はれ、入梅前後より中伏前後に至るまでに二、三回の除草中耕をなし、秋分前九月二十日頃に至つて收穫を終る。今之が榮養價値を見るに

水分	八・五%
粗蛋白質粉	四〇・〇%
灰分	五・五%
粗脂油分	一八・〇%
可溶無窒素物及粗纖維粉	二八・〇%

の含有量を有し、蛋白質及油脂の含有最も多く、就中蛋白質の如きは諸種の穀物、豆菽は勿論肉類と雖も遙かに及ばざる處である。

而して大豆は豆油としても豆粕としても、其の用途の廣汎なる事は周知の如くであつて、之こそは滿洲に於ける天祐的農產であると謂ひ得るであらう。然しながら兩三年以來大豆の市價暴落の爲め、農家の經濟上大なる影響を受け之が爲め他作物に轉換せんとしつゝあるは悲しむべき現象であつて、之に關し當局としても銳意對策を講じつゝあるは當然の措置と謂はねばならない。

(2) 小麥

本省は濱江省に次ぐ小麥の產地にして、又北滿は南滿に比して絕對的多產なるに鑑みるも本種の適作地である事は明らかであらう。小麥は穀雨前後即ち四月二十日頃播種し、五月二十五日頃より初伏前七月十七日頃までに二回の除草中耕培土を行ふを通例とし、收穫は白露前(九月五日頃)着手し、霜降までにはその脫穀調製を了するを常としてゐる。

小麥は農民が夏收作物として他作物に比し早期に市場に搬出して、金融の圓滑を圖る唯一の作物とされてゐるが故に往々多雨年或は意外の病害等に遭遇し、凶作を招く事あるも農家は之が栽培を減ずる如き事なく益々增加の傾向を辿つてゐる。

以上の如き狀態であるから、收穫期及び其の前後に來る雨による被害を避ける樣耕種を行ひ、或は土地の選擇、品種の改良其他栽培法の改善等技術的に工夫を凝したならば、尙ほ一層良質、多收となるべく、小麥產の前途洋々たるものがあると思はるゝのである。

(3) 其他主要作物

大豆、小麥の外に高粱、粟、玉蜀黍、黍、大麥等本省の主要農作であるが之等の耕種は次表の如くである。

（作物名）	（播種期）	（第一回除草）	（第二回除草）	（第一回中耕培土）	（第二回中耕培土）	（收穫期）	（收量）
高粱	五月上旬	六月中、下旬	七月上旬	六月中、下旬	七月上旬	九月中、下旬	〇・九〇石
粟	五月中旬	六月上旬	六月中旬	六月上旬	七月中旬	九月上旬	一・二〇石
玉蜀黍	五月上旬	六月中、下旬	七月上旬	六月中下旬	七月上旬	九月下旬	一・二四石
黍	五月中旬	六月上旬	六月中旬	六月上旬	七月上旬	九月上旬	一・二五石
大麥	四月中、下旬	五月中旬	六月中旬	六月下旬	七月中旬	九月上旬	一・五〇石

更に上記作物の輪作狀況を一瞥するに農耕は總て南滿地方に比して粗放的に行はれ、耕作面積も一般に廣大で掠奪農業が行はれてゐる。

栽培作物の作付順序は其年の氣候狀態と農家勞力分配により多少異るものであるが、先づ一般に四月中旬は小麥其他麥類の播種に着手し、爾後秋作物である大豆、高粱、包米、粟の播種作業を五月中旬迄に終り、黍の五月下旬、蕎麥の六月上、中旬を以て全部の播種を終る順序になつてゐる。而して八月初旬夏收作物たる麥類の收穫をなし、十月中旬までに秋收作物の收穫を成すを常としゐる。

主要作物と輪作との關係に就て見るに、當地方に於ては不規則にして一定の順序を定むる事は出來ないが要は土質並に氣象上の相違、穀物の市價との關係、世帶の規模、種子の現存高等により年々變更せらるゝ場合が多く、之が不定の原因をなすものであると思ふ。

然しながら大豆、小麥の如く農產品として一般市場を有する作物及粟、黍の如き地方民の食料として必要なる作物は何れも耕地一定限度の面積を要し、從つて當地方に於ける主要作物の輪作位は各世帶の個々の組合はせにより各樣異論ありとするも、結局次の様な順序になると思ふ。即ち第一年目大豆作、第二年目高粱作、第三年目粟及び玉蜀黍とし、大體上記主要作物の三年輪作と見て差支なからう。小麥は連作を以て普通とする。

尙ほ當地方農家の作付率に就て見るに大豆、小麥の二大作物は圃場の六〇%乃至八〇%の面積を占め絶對的地位を擁するものである。

普通作物作付面積表

（單位 晌）

（康德元年度 龍江省公署實業廳調）

縣別＼種類	大豆	小麥	高粱	穀子	包米	小計	小豆	吉豆	其他豆類	大麥	玲當麥	黍子	稗子	蕎麥	稻子	糜子	雜穀	小計	總計
龍江	35,060	51,100	25,000	27,650	8,050	146,850	110	85	100	—	600	17,000	400	1,500	120	—	—	19,915	166,775
景星	5,800	1,100	8,600	6,360	4,100	25,960	1,200	1,300	1,000	20	—	2,200	—	1,200	500	120	1,000	8,540	34,500
甘南	13,697	4,723	2,125	6,612	7,085	34,242	945	472	945	708	236	2,834	263	2,598	—	—	1,889	10,863	45,105
富裕	6,077	4,301	2,742	6,083	3,265	22,468	195	69	374	159	282	299	263	716	—	—	771	3,038	25,506
訥河	38,798	5,768	1,671	22,496	10,269	79,002	1,086	329	539	3,739	2,648	1,196	818	489	116	—	—	10,960	89,963
嫩江	665	2,122		2.288	1,694	6,769	30	—	66	65	980	258	—	487	—	—	40	3,126	9,835
德都	6,395	2,150	223	5,850	1,580	16,200	52	—	—	1,560	114	205	320	150	—	—	—	2,401	18,601
龍鎮	6,000	3,400	—	4,000	1,500	14,900	—	—	—	2,100	—	300	100	—	—	—	—	2,500	17.400
通北	3,000	800	—	3,600	2,500	9,900	50	—	60	1,500	—	1,000	400	100	100	—	—	3,210	13,110
克東	9,033	2,492	954	6,700	4,606	23,787	169	80	122	3,930	—	1,274	544	—	—	—	274	6.393	30,180
克山	53,555	9,834	4.749	30,477	10,082	108,697	275	131	2,404	10,840	1,277	2,233	2,211	—	—	—	—	19,371	128,068

	大豆	小麥	高粱	穀子	包米	小計	小豆	吉豆	其他豆類	大麥	玲當麥	黍子	稗子	蕎麥	稻子	粳子	雜糧	小計	總計
拜泉	73,598	62,589	22,999	56,750	27,684	243,620	997	303	1,641	14,138	237	7,730	8.110	5.075	—	—	8,374	46,605	290,225
明水	20,776	7,349	11,168	34,043	12,210	85,546	276	80	196	3,600	136	1,810	3,024	1.677	36	57	96,506	107,466	193,012
依安	31,001	6,239	8,856	22,208	8,505	76,809	238	239	448	1,142	—	2,548	710	1,179	—	—	643	7,147	83,956
林甸	17,654	3,322	9,213	12,142	7,090	49,421	440	403	383	668	—	2,[illegible]11	3,040	1,851	—	—	2,750	11,846	61,267
泰康	2,266	1,629	1,186	3,103	915	9,099	50	44	51	—	—	2,207	10	918	—	1	247	3,528	12,627
泰來	64,800	320	12,340	13,200	2,370	93,030	500	300	—	—	—	1,700	500	1,360	2,000	300	322	6,982	100,012
鎮東	8,670	—	6,870	3,870	5,120	24,530	100	300	320	—	—	500	—	1,585	200	—	—	5,005	27,535
大賚	8,656	4,567	12,356	15,985	8,760	50,324	957	960	—	1,320	—	9,560	1,538	1,530	—	—	1,335	17,200	61,524
安廣	25,937	815	12,342	21,559	9,572	70,225	1,792	1,935	3,637	471	—	2,125	150	1,267	259	—	988	14,624	84,849
洮安	20,806	900	28,920	26,000	9,500	86,120	1,100	3,200	500	1,100	—	3,200	800	5,800	—	—	—	15,700	101,820
洮南	11,635	498	25,400	20,170	6,600	64,363	480	1,145	565	70	172	6,780	—	—	485	—	580	10,277	74,640
開通	10,400	—	7,585	9,521	3,365	31,071	493	552	450	—	—	1,009	294	732			307	3,836	34,907
瞻榆	2,553	12	6,213	5,196	4,295	18,269	370	1,288	472	8	—	3,495	—	2,809	—	—	298	3,743	27,012
突泉	3,600	1,000	6,000	13,300	300	24,400	400	400	—	—	—	3,200	—	3,500	500	—	1,200	9,200	33,600
總計	480,428	177,030	217,514	379,163	161,477	1,415,612	12.215	13,615	16,276	48.398	6,682	76,982	22,467	36,523	4,316	477	117,524	356,475	1,772,088
比率	0.4	10.0	12.3	21.4	9.1	79.9	0.7	0.8	0.9	2.7	0.4	4.4	1.3	2.1	0.2	0.02	24.4	20.1	

普通作物收穫量

（單位　各縣在來石＝ヨル）　　（康德元年度　龍江省公署實業廳調）

縣別＼種類	大豆	小麥	高粱	穀子	包米	小計	小豆	吉豆	其他豆類	大麥	玲當麥	黍子	稗子	蕎麥	稻子	粳子	雜糧	小計	總計
龍江	38,566	45,990	30,000	22,120	8,825	145,531	88	77	90		300	10,200	280	1,200	225	—	—	12,460	147,991
景星	6,960	132	11,900	10,812	7,790	137,294	960	910	700	40	—	374	—	1,920	2,500	240	1,400	9,044	46,638
甘南	16,436	2,362	2,125	1,322	7,075	29,330	662	189	662	496	165	850	142	1,819	—	—	1,511	6,496	35,826
富裕	6,760	4,510	3,869	10,134	6,840	32,133	134	136	226	1,835	2,028	1,079	214	7,932	—	—	345	13,949	4[illegible]
訥河	77,596	20,188	6,684	44,992	46,210	195,670	2,172	658	1,078	20,565	13,240	4,186	4,096	1,467	280	—	—	48,036	243,706
嫩江	510	2,219	—	3,415	2,411	8,553	66	—	96	2,342	1,551	217	—	392	—	—	60	4,704	13,239
德都	51,160	3,314	225	4,714	2,127	61,540	119	—	130	2,272	1,056	100	640	152	240	—	—	4,709	66,249
龍鎮	3,600	1,200	—	2,000	1,300	8,100	—	—	70	140	—	80	100	—	—	—	90	480	8,580
通北	4,500	2,400	—	7,200	12,300	26,600	60	—	120	9,000	—	2,000	1,200	200	1,000	—	800	14,380	40,980
克東	18,070	7,486	1,526	14,740	18,424	60,240	253	120	207	19,650	—	1,656	1,088	612	—	—	466	24,052	84,292
克山	85,848	19,153	8,217	41,643	29,055	183,914	331		3,606	32,693	5,108	6,701	6,635	1,957	—	—	—	37,162	241,076
拜泉	132,881	127,74[illegible]	39,719	182,650	102,140	383,114	1,600		2,220	51,032	726	20,024	28,649	9,162	—	—	19,063	134,195	719,329
明水	51,940	14,698	33,304	71,320	61,050	232,512	552	120	303	11,712	340	3,272	7,560	5,031	108	171	1,585	29,169	261,681
依安	77,503	18,717	17,712	44,416	21,263	179,614	476	478	896	3,426	—	5,096	2,130	6,537	—	—	643	19,682	199,293
林甸	36,463	6,644	33.993	47,749	31,905	176,754	811	806	373	2,338	323	6,933	15,200	4,627	—	—	6,875	38,586	215,340
泰康	6,205	3,658	2,529	10,970	3,038	26,420	140	88	142	—	—	6,748	—	2,019	—	—	441	9,578	33,998
泰來	38,004	160	7,404	10,560	8,460	75,484	—	48	—	—	—	1,800	—	1,100	1,800	—	1,932	6,680	82,164

鎭東	28,767	80	43,008	20,325	22,120	114,297	174	200	330	17	—	1,149	—	2,265	1,200	—	284	4,750	119,047
大賚	17,151	—	35,536	23,037	26,826	102,253	1,898	2,122	—	—	—	6,934	—	2,000	—	—	2,392	15,346	117,899
安廣	39,905	1,222	24,684	38,806	28,716	132,333	1,792	1,935	5,073	1,413	—	4,250	525	2,534	75	—	1,482	19,079	151,412
洮安	39,320	990	69,408	34,600	21,820	186,368	1,650	4,160	750	2,200	—	6,080	2,880	11,600	—	—	—	29,320	215,688
洮南	54,260	2,6.0	115,303	32,601	53,286	280,360	2,814	3,782	3,630	1,733	427	12,461	2,225	9,530	20,898	—	1,420	39,920	340,280
開通	7,293	—	8,469	10,128	5,347	31,239	417	400	253	—	—	807	203	621	—	—	211	2,914	34,153
瞻楡	4,320	18	12,426	7,794	12,885	37,463	525	1,288	475	16	—	4,543	—	5,036	—	—	298	12,231	49,694
突泉	2,266	216	4,132	6,056	8,6—	—	286	161	212	—	—	1,249	—	7,114	—	—	17	9,039	30,836
總計	863,902	323,083	512,373	745,528	362,292	2,971,551	18,211	18,308	22,842	163,070	25,344	109,789	73,763	38,867	28,626	411	41,315	585,961	3,537,493

京橋圖書館

特用作物作付面積表

（單位 晌）　　（康德元年度 龍江省公署實業廳調）

京橋圖書館

種類 / 縣別	菸葉	青麻	線麻	小麻子	蘇子	麻	芝麻	落花生	爪子	其他	總計
龍江	1,050	70	150	—	30	—	160	—	—	—	1.460
景星	20	160	200	20	980	120	420	—	36	—	2.051
甘南	—	—	—	945	708	—	—	—	—	—	1,653
富裕	15	17	81	887	—	15	—	—	—	—	1,051
訥河	225	120	—	632	2,112	2,031	5	—	—	—	5,163
嫩江	6,650	2.550	2,500	40,000	1,750	—	—	—	—	—	53,450
德都	—	—	—	320	—	—	—	—	—	—	320
龍鎭	15	—	20	—	—	—	—	—	—	—	35
通北	100	30	60	500	300	—	—	—	—	—	990
克東	456	25	65	2.760	574	—	—	—	—	—	3,880
克山	254	133	884	4,497	1,491	—	—	—	—	574	7,833
拜泉	447	3,375	3,719	11,163	6,079	12	—	—	190	—	24,985
明水	126	16	92	17,269	8,584	10	6	—	92	7	26,202
依安	98	163	2,020	—	1,340	210	5	—	—	—	3,836
林甸	13	28	56	1,242	991	—	5	—	5	—	2,340
泰康	10	—	52	—	62	—	7	—	15	—	146
泰來	150	—	—	—	—	—	79	—	—	—	229
鎭東	83	—	120	60	—	30	500	—	50	—	843
大賚	180	150	170	—	—	—	—	—	—	—	500
安廣	324	133	64	35	200	36	156	—	85	—	1,033
洮安	600	50	100	300	—	100	1,020	—	200	—	2,820
洮南	30	95	125	40	—	750	600	—	480	—	2,120
開通	5	62	55	225	—	—	73	—	26	10	456

瞻榆	221	66	172	391	30	643	1,309	—	950	184	3,967
突泉	15	50	250	50	—	—	—	—	—	135	500
總計	9.819	6,837	10,069	80,325	25,006	2,398	687	—	376	581	136,124

特用作物收穫量

（單位　各縣在來石斤ニヨル）

（康德元年度　龍江省公署實業廳調）

種類 / 縣別	菸葉	青麻	線麻	小麻子	麻子	蓖大麻子	芝麻	落花生	爪子	其他
								斤	石	
龍江	127,500	8,400	16,500	—	21	—	128	—	—	—
景星	2,200	14,400	40,000	220	986	180	252	—	—	—
甘南	—	—	—	378	212	—	—	—	—	—
富裕	18,030	10,842	14,105	717	764	6	—	—	—	—
訥河	112,500	180,000	300,000	696	8,448	3,046	13	—	76	—
嫩江	19,950	5,100	7,500	60	30	—	—	—	—	—
德都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
龍鎭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通北	44,000	12,000	18,000	16.200	7,200	—	—	—	—	—
克東	196,080	9,250	21,450	3,320	804	—	—	—	—	—
克山	136,385	80,100	353,900	12,292	3,727	—	—	—	—	861,600
拜泉	178,606	1,722,093	1,553,129	24,336	13,838	23	—	—	283	—
明水	25.000	4,800	23,000	48,353	23,732	50	6	—	18	21
依安	19,600	63,200	404,000	—	2,680	420	8	—	—	—
林甸	00	10,600	42,000	3,726	2,477	—	5	—	8	—
泰康	00	—	11,984	9	94	—	22		22	—
泰來	100,000	—	—	—	—	—	8	—	—	—
鎭東	146,000	--	300,000	80	—	40	350	—	105	—
大賚	154,000	75,000	83,000	—	—	—	—	—	—	—
安廣	162,000	63,100	32,000	630	300	140	136	—	127	—
洮安	300,000	200,000	300,000	600	—	160	1,020	—	400	—
洮南	63,700	120,500	38,150	375	325	546	648	—	35,000	533
開通	1,200	10,530	8,250	135	—	—	58	—	13,000	—
瞻榆	177,600	9,900	20,640	291	45	771	1,309	—	570	184
突泉	17,100	12,490	23,185	22	669	20	8	—	15	250
總計	1,923,881	2,663,305	3,622,743	106,040	68,701	5,292	4,028	—	49,624	862,588

第三項　農村事情

次に省内農村の事情を一瞥するに當地方の農村は南滿に比し、其の發達比較的新らしく多くは約五十年乃至百年前の蒙

地開放以後に移住し形成したものであつて、未だ定着性少なく又農村の形體をも備へてゐない。而かも此等農村原住の滿、蒙人の他に移住民族である滿人及一部朝鮮人が混淆せる爲め其の內容も可成複雜で、充分に其の眞相を究める事は出來ないが、今農村の分布並に農家の種類に就て大要略記すれば次の如くである。

農村の分布は一縣平均四四六部落であつて、農業旺んな地方は部落數一、〇〇〇を越へ、北部僻遠の地方は一〇〇以下の處もあり、從つて一部落に於ける人口疎密の度も地方によつて異なり、標準數を示す事は不可能であるが假りに省內平均數を見れば、一部落の人口は二五〇人、戶數四二戶（一戶當り平均人口六人）であつて、一般に治安が維持され農耕旺んな地方は部落が少數に細分される傾向多く、之に反して僻遠の地は治安、警備の關係上小部落に密集する傾向を持つてゐる。

農家の經營面積に就ても大、中、小農雜多であつて一概に平均を示し得ぬが、奉天省の一戶當り面積約三町步に比し遙かに廣く總延べ一戶當り平均の耕地面積約九町步となり濱北、齊北線方面に於て平均八・四町步西北部人口稀薄なる地方に於ては約十四町步となつてゐる。又小農（一・八町步未滿）中農（六・〇町步未滿）大農（六町步以上）の割合に就ても大農——四五・二%、中農——三九・二%、小農——一五・六%にして大農の數極めて多數を占めてゐる。次に自作農と小作農との割合に就て見るに、從來江省內土地の大部分が多く將領或は紳商の不在地主によつて占有せられてゐた關係上、一般に小作農多く自作農少なきものと豫想せられてゐたが、先年省當局の調査せる處によれば、縣により必ずしも一樣ではないが全省平均すれば自作農四三%小作農三八%、自作兼小作農一九%の割合を示してゐる。然し乍ら此の割合は今後更に土地の所有權其他の關係を究明するにあらざれば、輕々に適確なる數字を斷ずる事は出來ないが、概して前記地主が次第に所有權を分割して自作農に讓渡してゐる傾向があると言はれてゐる。

要するに北滿農村は開發されてより日尙ほ淺き爲め、未だ其の形體を整ふるに至らず、而かも人口稀薄なる割合に民族混淆し內容複雜となつて、標準農村を見極め難い狀態にある事と、大地主や大農多き爲め耕作地や農家の種別も地方別に偏在し、自作農多き地方や少數の固定せる大農家と流民に等しき小作人多き地方とを生じてゐる。其他農村の統計的基準も不定にして當地方が目下發達過程にある事を物語つてゐる。

第四項　農業施設及農業機關

本省內農業施設としては克山農事試驗場及同龍江分場があり、專ら農作物の品種改良及農事指導に當つてゐるのであるが、克山試驗場は氣候、風土の關係より一地方に偏在せるの憾なしとしない。故に將來農事指導上更に農事試驗場を增設し指導の普遍、徹底を期せんとしてゐる。

更に本省內には從來試作場苗圃十數ヶ所を有してゐたが、現在之等は悉く廢止せられてゐるので將來之に補助を與へ其の復活又は新設を期せんとし、一方農事指導員を常置して農民の指導、農耕の調査に當らしめ、農村振興をなさしむる事としてゐる。

農業機關としては各縣に農會がある。農會に就ては國民政府は民國元年六月農會規程を公布し、次いで十二年五月之に修正を加へ、更に十六年農會條例を頒布し、現今の農會は同條例に依據するもの最も多し。縣城に縣農會あり、縣下主要地に鄉農會を置き、農家の福利增進を圖ると共に他方農業に關する諸調査竝びに意見の具陳をなす等、農政機關としての職務を執行してゐる。然し乍ら其活動は目覺しからず、其地位は商會の其れに及ばざる嫌なしとしない。

省內各縣農會調査表

（康德二年十一月 龍江省公署實業廳調）

項別／縣名	正幹事	副幹事	設立年月日
龍江	黃興化	武鳳閣	
景星	馬恒久	谷春和	民國九年九月一日
甘南	彤銘九	張翰閣	民國十九年二月一日
富裕	姚玉書	姜新三	民國十八年四月一日
訥河	石壽山	孟憲日	
嫩江	楊桂林	王璽亭	
德都	崔昌德	孫景罪	
龍鎮	李葆元		民國六年二月一日
通北	崔玉璋	李靜芝	民國十三年三月一日
克東	李文溥	邊毓峰	
克山	趙城璧	許鳴周	民國二年一月一日
拜泉	閻維庭	高書麟	民國四年十二月一日
明水	丁鴻田	馬慶福	民國十三年二月
依安	王文富	李春生	民國十四年八月
林甸	張繩武	李殿陞	民國十一年一月
泰康	李行泰	柳永炳	
泰來	張毓蔚	李和得	民國十四年四月
鎮東	馬玉璞	柳鏡心	民國九年八月一日
大賚	孫鳳亭		民國十一年二月一日
安廣	魏廣居	唐萬章	民國十一年十一月一日
洮安	姜興周	石友誠	光緒二十九年三月一日
洮南	于海文	王紫震	
開通	王玉宣		民國八年一月一日
瞻榆	劉玉亭	張永豐	
突泉	孫志誠	吳永顯	民國十三年三月十五日

第三節　林業

第一項　分布狀態

本省は舊黑龍江省時代に於ては大興安嶺の東部並小興安嶺の西部斜面の大密林地帶を抱擁せるも、新省制により其の大部分は興安省、黑河省及濱江省に移り、森林は僅かに嫩江、通北並に龍鎭三縣に存するのみとなり、林業從つて見るべきものはない。此後當局としては薪炭林、保安林等の造成並に荒廢地の復舊を圖り、造林を行ふ豫定であるが今玆に省內森林面積及立木蓄積量を示せば次表の如し。

省內森林面積及立木蓄積量一覽表

（康德二年十二月末現在 實業部林務司調）

縣名	林野面積（陌）			立木蓄積量（立方米）		
	立木地	無立木地	合計	針葉樹	闊葉樹	計
瞻榆	—	三〇二、八一四・九	三〇二、八一四・九	—	—	—
開通	—	一九二、二二七・一	一九二、二二七・一	—	—	—
突泉	—	二六一、九〇〇・〇	二六一、九〇〇・〇	—	—	—
洮南	—	二三二、七五一・〇	二三二、七五一・〇	—	—	—
洮安	—	七七、九三七・六	七七、九三七・六	—	—	—
安廣	—	二三四、一九七・五	二三四、一九七・五	—	—	—
大賚	—	一一四、四〇六・七	一一四、四〇六・七	—	—	—
泰來	—	一七七、五四二・一	一七七、五四二・一	—	—	—
泰康	—	一三九、四二八・四	一三九、四二八・四	—	—	—
景星	—	一四二、九八〇・九	一四二、九八〇・九	—	—	—
龍江	—	六五六、四六一・二	六五六、四六一・二	—	—	—
甘南	—	三三九、三一三・〇	三三九、三一三・〇	—	—	—
富裕	—	二〇五、一八八・一	二〇五、一八八・一	—	—	—
林甸	—	二一五、九九九・二	二一五、九九九・二	—	—	—
依安	—	一三六、九三七・七	一三六、九三七・七	—	—	—
明水	—	五三、〇七六・四	五三、〇七六・四	—	—	—
拜泉	—	六二、〇一八・七	六二、〇一八・七	—	—	—
克山	—	一四四、六六四・八	一四四、六六四・八	—	—	—
克東	—	一〇三、一四三・二	一〇三、一四三・二	—	—	—
通北	二八五、七〇〇・〇	三五〇、八八六・六	六三六、五八六・六	一一、五七〇・八五〇	三一、二八四、一五〇	四二、八五五、〇〇〇
鎮東	—	一四六、八七六・〇	一四六、八七六・〇	—	—	—
訥河	—	四〇〇、三四二・一	四〇〇、三四二・一	—	—	—
德都	—	三〇八、七八九・五	三〇八、七八九・五	—	—	—
嫩江	五七九、二〇〇・〇	九一〇、三五四・四	一、四八九、五五四・四	一七、九五五、二〇〇	七一、八二〇・八〇〇	八九、七七六、〇〇〇
龍鎮	三一五、七〇〇・〇	五一四、九三六・四	八三〇、六三六・四	九、〇九七、三六五	三九、六三六、一三五	四八、九三三・五〇〇
杜爾舊特旗	—	三七〇、七九七・四	三七〇、七九七・四	—	—	—
依克明安旗	—	二四、三七四・三	二四、三七四・三	—	—	—
齊々哈爾市	—	四六二・〇	四六二・〇	—	—	—
計	一、一八〇、六〇〇・〇	六、八八〇、三三四・二	七、九八〇、九三四・二	三八、八二三、四一五	一四二、七四一、〇八八	一八一、五六四、五〇〇

△樹種

針葉樹、テウセンマツ、タウヒ、モミ類、カラマツ等、

濶葉樹、カバ類、ドロ類、ナラ類、シナノキ等、

「カラマツ」は針葉樹中の主林木にして、大興安に於ては山脈の分水嶺近くに純林を形成し、小興安嶺に於ては比較的低地に群生す。

「トウヒ」「モミ」類は「カラマツ」に次ぐも大興安嶺に生ぜず、「テウセンマツ」も亦同様である。

「カバ」類は濶葉樹中最も多く、大興安嶺に於ては群生地多し。「ドロ」「ナラ」「シナノキ」等是れに次ぐものである。

△用　途

建築並土工用材、「テウセンマツ」、タウヒ、モミ類、カラマツ

薪　材、シナ、ナラ、其他雜木

第二項　出材狀況

本省は從來比較的交通不便の地なる爲、出材も比較的貧弱不振であつたが、最近鐵道の建設、其他土建工事の進捗に伴ひ木材の需用も漸增しつゝある。今康德元年度及二年度に於ける嫩江及北安鎭森林事務所管內出材量を示せば次表の如し（薪炭材を含まず）

所管事務所	康德元年度	康德二年度
北安鎭森林事務所	五〇、〇〇〇石	六八、〇〇〇石
嫩江森林事務所	三〇、〇〇〇石	三〇、〇〇〇石
合計	八〇、〇〇〇石	九八、〇〇〇石

第三項　林場と林業公司

由來森林行政に就ては、民國國民政府は民國元年所有者無き山林は總て之を國有に歸する事とし、次いで同年十二月「東三省國有林發放規則」を制定、同三年「森林法」を公布し、國有林の伐採は總て林務局又は森林局に對し、踏査申請をなし其の許可を受くるを要する事とした（但し一人に付、二百方里以內の許可證有效期限二十年）然るに其の拂下げに當り使用せらるゝ地圖は不完全なるのみならず、拂下境界は河川、山背を以てせし爲め、林場の重複を來す事少なからず、之が爲め、常に紛爭を醸し、此種事例夥しきものありしに鑑み、滿洲建國後、新政府は之が整理解決に腐心し、大同林業公司を創立する等、善後處置を講ずる事としたのである。

又嘗て蒙地開拓の目的を以て移民を奬勵し、移民に對しては地劵を下附し、地上林木は地上權者の自由處分に委ねた事もあつたが、民國九年交通運輸機關の發達に伴ひ、地上木材の經濟的價値高まるに及び、利權囘收の目的を以て之が接收を圖り、自ら栽培せる事確實なるものを除いて未だ森林伐採許可證の下附を受けざる以前に於ては、其の森林が從來公有地及私有地の範圍內にあると否とを問はず、該森林は總て國有に歸せしめたので、私有地、公有地上の木材伐採に紛議を醸す事今尚ほ少なからず、地方團體の圓滿なる發達を阻害する事夥しいものがある。

凡て現有森林には國有林、公有林、私有林の外に寺廟學校に對し基本財產として時の政府より附與せられた寺廟林、學有林がある。

今本省內林場に就て見るに從來通北縣內に二件、面積四〇〇方里あり、興東林業公司の所有に屬し、他に嫩江縣內、一件面積五〇八〇方里あり、鐵嫩森林公司に屬してゐたのであるが康德二年九月二十七日附「林場權整理法」公布せられし

に依り、期限滿了せるを以て、消滅と確定せられ從つて現在に於ては既に存在せざる事となつてゐる。

林業公司に就ては前述の如く本省は林業比較的振はず、從つて林業公司として特に見るべきものなく、何れも有りて無きが如き微力なるものゝみであるが就中特に概述を要するは鐵嫩公司のみである。本公司は民國八年一月官商合辦（中國中央農商部、黑龍江省政府及地方士紳合同出資）により設立せられた株式會社である。翌九年七月鐵驪縣嫩江縣に各々一ケ所の林場權を承領せるも、經營宜敷きを得ず、事業不振を續けて來た。後嫩江林場に就ては其の經營を黑龍江省農鑛廳に委託する事となり、又現に前述の如く本公司の林場權は林場權整理法に依り消滅するに至り、又事業經營の能力なきを以て結局解散の外なかるべしと思料せらる。

第四節　鑛　　業

本省は其地質概ね新生代第四紀に堆積せる風成、或は水成の洪積層及沖積層を以て厚く被覆せられ、基盤岩石の露出區域僅小なる爲、其中に埋藏せらるゝ鑛產物の發見も亦甚だ少ない。

即ち小興安嶺西側麓に見る砂金の外は特筆すべきものなく、石炭は僅に設定鑛區三個所を有するも、炭質粗悪なる褐炭乃至亞炭に屬すべきものである。又顏料鑛とは所謂硅酸礬土の一種にして、之を哈爾濱に於て加工し、採色用塗料として市場へ給せられてゐる。其他螢石、石灰岩等の產出あるも未だ見るべきものなし。本省は康德元年十一月省政改革に依り北省境著しく縮小せられたる結果省內鑛產分布狀況亦一變し、之が現況左の如し。

鑛區總數	九鑛區
金鑛	三鑛區
顏料鑛	二〃
煤（石炭）	三〃
石材	一〃

以上は所轄監督官廳たる齊々哈爾鑛業監督署に於て現在取扱中のものにして、爾今新規發見出願あるものと豫想せらる

由來本省の前身は民國十八年の道尹制度廢止後、現今の興安東北兩省を始め、黑河省並に三江省、濱江省の松花江以北と共に黑龍江省の中心をなし、舊黑龍江省は所謂北滿の大部分に該當する廣大なる面積を占め、中に包含埋藏せらるゝ鑛物資源亦莫大なるものありと推測せられ、其の代表的鑛產物たる砂金及石炭は夙に知られて居たのである。

然るに土地僻遠なると、交通治安の全からざるに因り、人口亦稀薄なる爲、之等の鑛產資源開發は物質的不足と、技術的幼稚等に妨げられ、非合法的にして且つ遅々たるものであつた。

建國以來國家の產業部門開發方針確立せられ、鑛業方面に於ては、鋭意之が研究、努力の結果、遂に康德元年十二月省制改革に併行して鑛業監督署の設立を見るに至り、現在興安東北兩省を除く、舊黑龍江省全省を以て、齊々哈爾鑛業監督署の管轄區域と定められて居る。而して齊々哈爾鑛業監督署は實業部大臣の命に依り、管內鑛業の行政監督官廳として康德元年八月發布の新鑛業法に則り、北滿鑛業開發の重大使命を遂行しつゝあるのである。

省內鑛產埋藏量及最近年產額

（康德二年十一月現在 齊々哈爾鑛業監督署調）

鑛種	推定埋藏量	單位	康德元年度産額	單位	摘要
砂金	四〇、六五六	瓩	五一、八六五、四六	瓩	天德金鑛は出願中なるを以て未開工
顏料	二、九〇三、〇〇〇	瓩	六〇・〇〇	瓩	徐鵬志の鑛區は休工中にして張泰永鑛區の産額を示す
煤	四九、七二四、〇〇〇	瓩	無し		休工中出炭なし
石材	未詳		未詳		

省內鑛區一覽表

（康德二年十一月現在
齊々哈爾鑛業監督署調）

縣名	鑛區數	鑛種	鑛業人	同上住所	備考
嫩江縣	一	金	張沛雨	黑河達崟金廠	宏業金廠
〃	一	〃	採金會社	新京大同大街康德會舘四層樓	鑛區は黑河省に及ぶ
訥河縣	一	顏料	張泰永	哈爾濱道外太古街天增東	永興顏料石鑛公司
〃	一	〃	徐鵬志	哈爾濱道裏警察街八〇號	志達顏料石鑛公司
〃	一	煤	金德盛	江省城北關	
克山縣	二	〃	馬蓋鄉	吉林濱江縣道裏	
龍江縣	一	石材	高紹武	工省一署門牌二十四號	
龍鎭縣	一	金	郎岳五	龍鎭縣天德金鑛	天德金鑛

第五節 商・工業

第一項 商業

省住民の九〇%が農民なる關係上、農民の消長は直接間接、商業に甚大なる影響を與ふる事は明かな處である。前項農業に就て述べた樣に、農産の大宗たる大豆が種々外部的影響と水災匪禍等により支障せられ、其の需要極度に減退した爲め特産界の慘狀は奧地一帶鄕村の疲弊困憊を來し、農民の購買力は殆んど半減せられ、商品の賣行停止の必然的結果として各地に於ける農民相手の商賣は極度の不況に沈倫するに至つた。

之に對して當局としては鋭意善後策に腐心し、中銀を通じて春耕貸款の貸與を仰ぎ、救濟の一助たらしむる事とした。其他金融會社或は最近に於ては日滿實業協會の大連協議會、續いて滿鐵の特産對策委員會設置、新京に於ける日滿官民の支援協力により特産中央會の設置せらるゝ等、日滿朝野を擧げて全滿農村不況打開に奔走して居り、他面歐洲市場に於けるストツクの漸動を見、買氣漸く動くに至り幾分好轉の曙光を見出すに至つた。又一方國道の建設、鐵道の敷設、通信機關の整備等各般の施設漸次整ひつゝあると共に上述の人爲的救濟策も其の效を奏し、漸次農村恢復の氣配を呈し、農民購買力の增加と共に商況次第に活氣を呈するに至つた。今省內商會現勢に就て見るに左表の如くである。

商會一覽表

（康德二年十二月現在
龍江省公署實業廳調）

名稱	所在地	成立年月	現任正副會長	會董員數 定額	會董員數 現員	會員數	備考

龍江省 總商會	齊々哈爾市	清光緒 33年	王玉堂・王向賢	22	16	1.168
景星縣 商會	景星縣城	民國 18年	于長增・楊瑞祥	15	13	88
甘南縣 商會	甘南縣城	民國 18年 1月	馮國棟・王恩普	15	7	58
富裕縣 商會	富裕縣城	民國 18年 6月	耿萬選・洪廣顯	15	4	45
訥河縣 商會	訥河縣城	清宣統 1年 5月	孫如松・羅作綸	18	20	181
嫩江縣 商會	嫩江縣城	清宣統 2年12月	白儀亭・劉顯廷	18	14	153
德都縣 商會	德都縣城	民國 18年 1月	鄭林泉・劉華三	15	12	45
北安鎭 商會	龍鎭縣北安鎭	大同 2年 8月	任如松・劉鑄靑	30	22	127
通北縣 商會	通北縣城	民國 15年 3月	王化民・趙漢卿	16	9	50
克東縣 商會	克東縣城	民國 3年 4月	吳鳳樓・吳景芳	19	13	120
克山縣 商會	克山縣城	民國 4年 8月	劉永旭・魏文玫	30	26	342
拜泉縣 商會	拜泉縣城	民國 3年 9月	崔占鰲・劉名順	30	24	505
明水縣 商會	明水縣城	民國 13年 1月	張貽成 孫悅哲	18	15	38
依安縣 商會	依安縣城	民國 13年 2月	張文芳・宋鶴亭	18	15	57
林甸縣 商會	林甸縣城	民國 8年	姚延選・王雲書	22	21	87
小高子站 商會	泰康縣小高子	民國 16年 9月	劉 棠・孫伯漢	18	10	63
泰來縣 商會	泰來縣城	民國 4年10月	王佐臣・楊桂臣	30	15	90
鎭東縣 商會	鎭東縣城	未 詳	喬振采・林振遠	22	12	51
大賚縣 商會	大賚縣城	民國 4年 4月	于鳳池・李幹臣	15	21	181
安廣縣 商會	安廣縣城	民國 6年 6月	陳玉貴・劉文超	15	—	53
洮安縣 商會	洮安縣城	民國 17年	王香九・張翰臣	15	3	96
洮南縣 商會	洮南縣城	民國 14年10月	李 芝・張思遠	22	16	793
開通縣 商會	開通縣城	清光緒 39年 8月	張雲峰・尹程九	22	15	91
瞻楡縣 商會	瞻楡縣城	民國 6年 8月	劉英棠・	15	—	35
突泉縣 商會	突泉縣城	未 詳	高德恒・劉貢九	30	19	54
泰安鎭 商會	克山縣泰安鎭	民國 14年 8月	趙新三・郭殿卿	22	22	345

第二項 工業

更に工業事情に就て其の概要を一瞥するに、當地方は農業資源に富むと雖も工業の必需條件たる燃料、水、鐵等を缺ぎ且つ人口稀薄にして工業製品の需要範圍極めて狹小なる爲め、近代的化學工業發展の餘地未だし。只だ僅かに舊來の農産物と其の製造對照とする油房、燒酒、製粉、工業等稍々見るべきものあり、何れも幼稚なる技術を以て小資本を投じ窯業獸毛加工、製材、燐寸、製紙、織布、石鹼等の小工業を見るのみである。

依つて中央政府としては當省のみならず全般的工業不振に鑑み、其の振興策として、實業部商工司及其の他關係各機關指導統制のもとに各省實業廳、民政廳、各縣實業局をして之が指導と稅金の免除其他の特典を與へ、大いに勸業に努めつゝあり、治安の確立、交通の利便、人口の增加につれ將來相當の成績を招來するものと思料せらる。

尙ほ工業の將來として省內各縣には工業の要素たる燃料、水、鐵等を有せざる爲め現在に於ては製粉、製油、釀造等の如く地方消費を目的とする小規模なるものゝ外全く工業部門に入り得る形態を有するものはない樣であるが。製粉、製油釀造等三、四主要工業に就て略記すれば

一　製粉

滿洲農產品の大宗をなす大豆の連年に亘る相場の下落に逢ひ、全く農家自身の收支のバランスを失するに至つた結果政府は之に代ふるに小麥自作の奬勵を爲すに至り、漸次其の收穫の增加と國稅々率の改訂に伴ふ輸入粉新課稅は勢ひ製粉業發展を招來するものと見られる。

二　製油、釀造

油、酒は民間に於ける需要絕大なるものであるから、單に地方的消費を目的とする製造範圍内に止まる場合は、不況乃至は穀價の暴落を續くると雖も、採算の採れない樣な事はない。

三　電氣事業

電氣事業は其の利潤率大ならざるも堅實なる企業にして、世間の景氣、不景氣に煩らはさるゝ事少く、爲めに今後に於ける治安の恢復と人口の增加とは相當確實なる基礎を築くに至るであらう。

次に省內商工業戶口表並工場統計表を揭げ以て本省主要工業の大業を窺ふ事とする。

縣別商工業戶口表（康德元年末 龍江省公署實業廳調）

縣別	總戶數	商工家戶數	總戶數に對する百分比
龍江	20,961	150	0.8
景星	6,344	154	2.4
甘南	7,581	167	2.3
富裕	4,145	128	3·1
訥河	24.385	828	3.4
嫩江	4.142	466	11.3
德都	3.687	131	3.6
龍鎭	2.110	321	15.2
通北	2.429	83	3.4
克東	8.182	400	4.9
克山	(24.751)	—	—
拜泉	43.093	1.985	4.6
明水	17.907	164	0.9
依安	13.026	1.301	0.9
林甸	10.605	583	5.5
泰康	2.404	545	22.7
泰來	13.749	1.322	9.6
鎭東	6.201	230	3.7
大賚	15.220	321	2.2
安廣	8.786	148	1.7
洮安	13.816	450	3.1
洮南	27.408	2.428	8.9
開通	7.574	88	1.2

瞻楡	6.409	99	1.5
突泉	11.959	70	0.6
總計	278.010	12.424	4.5

齊々哈爾市及各縣工場統計表

（康德二年十一月末現在
龍江省公署實業廳調）

⦿製油業

市縣別	工業名	家數	資本額	生產品	生產額	價格	備考
齊々哈爾市	製油業	八	二九、五〇〇元	豆油 豆餅	一、三二七、一五一斤 三四七、六二一塊	一七四、八三三元 二〇一、〇一八〃	
泰來	同	四	二九、四〇〇〃	同	七七、九三二斤 三三、六〇八塊	九、三五一〃 一三、四四三〃	
克東	同	五	二〇、一〇〇〃	同	五六、四三〇斤 四一、五八〇塊	六、七七二〃 九、一四八〃	
〃				小蔴子油 小蔴子餅	二八、〇八〇斤 九、四五〇塊	一、六八五〃 七五六〃	
龍鎮	同	一	五、〇〇〇〃	豆油 豆餅	一五、一〇二斤 一二、四三二塊	一、四三八〃 二、四二五〃	
甘南	同	三	四、五〇〇〃	同	六六、九二〇斤 二三、三四〇塊	九、七〇三〃 八、九三六〃	
克山	同	七	二五、〇〇〇〃	同	一六九、〇三六斤 〇九、七五二塊	二一、三二三〃 二〇、四一六〃	
大賚	同	二	七、六〇〇〃	同	五六、八〇〇斤 二〇、八〇〇塊	五、一一二〃 七、三四四〃	
嫩江	同	一	二、〇〇〇〃	同	一〇、六二八斤 一二、〇一三塊	二、六五七〃 二、四〇三〃	
鎮東	同	一	五・〇〇〇元	同	六六、六〇〇斤 二二、二〇〇塊	六、六六〇元 八、八八〇〃	

開通	同	一	一、〇〇〇元	同	五七、八〇〇斤 四〇、八〇〇塊	九、二四八元 二〇、四〇〇〃	
通北	同	二	二、〇〇〇〃	同	一七、〇〇〇斤 一一、五〇〇塊	二、七一〇〃 四、〇五〇〃	
德都	同	二	一、五〇〇〃	同	二五、五〇〇斤 一四、八〇〇塊	三、五七〇〃 三、七〇〇〃	
景星	同	三	三、二〇〇〃	同	三〇、〇〇〇斤 一六、六二五塊	五、四〇〇〃 六、六五〇〃	
龍江	同	一	五、〇〇〇〃	同	四六、八〇〇斤 一一、六六〇塊	四、六八〇〃 五、八三〇〃	
依安	同	二	一三、五〇〇〃	同	二三、三〇〇斤 一三、七〇〇塊	三、〇二五〃 四、二三五〃	
〃				小蔴子油 小蔴子餅	二六、〇〇〇斤 六、二〇〇塊	三、一二〇〃 一、一一三〃	
林甸	同	一	四、〇〇〇〃	豆油 豆餅	九二八斤 四〇六塊	一三九〃 一九五〃	
突泉	同	一	三、〇〇〇〃	同	二一、四八〇斤 一〇、七四〇塊	四、二九六〃 五、三七〇〃	
訥河	同	六	二四、四〇〇元	同	二四、三九二斤 五五、四九一塊	一三九、三九六元 一二〇、二四六〃	
洮南	同	二	四五、〇〇〇〃	同	一〇三、七四四斤 五三、三三〇塊	一三、三二九元 二、六〇七〃	

⦿釀酒業

齊々哈爾市	釀酒業	三	六三、〇〇〇元	白酒 酒糟	七八七、六三〇斤 四、九一五、九八〇斤	一二三、三八九元 一六、九二九〃	
泰來	同	三	二五、九〇〇〃	同	七七六、三五〇〃 三七、六二一筐	一五五、二七〇〃 二二、五七三〃	
克東	同	三	三二、〇〇〇〃	同	二五〇、〇〇〇斤 六、二五〇斛	二五、一二〇〃 二、一九四〃	
龍鎮	同	一	五、〇〇〇〃	同	七九、二三〇斤 四七五、三二〇斤	一二、三六八〃 一、四二六〃	
甘南	同	三	一二、〇〇〇〃	同	一七五、七九五斤 六、九六六斛	二九、二九五〃 三、二七七〃	

◉製粉業

克山	同	五	四九、〇〇〇元	同	六五九、〇〇〇斤 七、六一四、〇〇〇斤	五八、六二七元 七、〇〇二〃
訥河	同	四	五九、〇〇〇〃	同	五四五、〇五〇斤 三、二七〇、三〇〇斤	七三、五一二〃 九、八一〇〃
大賚	同	二	六、〇〇〇元	同	二九〇、四〇〇斤 一四、九二〇筐	三四、八四八〃 四、四七六〃
嫩江	同	一	一〇、〇〇〇〃	同	一三九、七三二斤 八三八、三九二斤	二七、九四六〃 二、五一五〃
鎮東	同	二	一九、五〇〇〃	同	二四三、〇〇〇斤 一、四五八、〇〇〇斤	三六、四五〇〃 四、三七四〃
開通	同	一	七、〇〇〇〃	同	一八九、二〇〇斤 一、一三五、二〇〇斤	四五、四〇八〃 三、四〇六〃
通北	同	一	三、〇〇〇〃	同	六〇、〇〇〇斤 一、二〇〇斛	一〇、二〇〇〃 九六〇〃
明水	同	六	二九、六四三〃	同	五二〇、七五八斤 三、一二四、五四八斤	七四、二八四〃 九、三七三〃
瞻榆	同	一	二五、〇〇〇〃	同	二三三、一三七斤 一、三九八、八二二斤	四六、六二七〃 四、一九六〃
德都	同	一	一八、〇〇〇〃	同	二〇、八〇〇斤 六、九四〇斛	二二、一六〇〃 二、〇八二〃
景星	同	三	二八、〇〇〇〃	同	二一四、九〇〇斤 三、一六〇斤	三八、六八二〃 一〇六〃
龍江	同	一	五三、五〇〇〃	同	一二二、一五六斤 四一〇、〇〇〇斤	一九、五四五〃 一、六四〇〃
依安	同	三	一九、四〇〇元	同	二五八、二三〇斤 一、二九七、五〇〇〃	三七、二八一元 二、五九五〃
林甸	同	三	一四八、〇〇〇〃	同	四一六、三〇〇〃 二、四九七、八〇〇〃	三七、四六七〃 七、四九三〃
突泉	同	四	三六、〇〇〇〃	同	三三、一二〇〃 一、九八七、二〇〇〃	九二、五九二〃 五九、六一六〃
拝泉	同	七	六五、七一四〃	同	四九六、三〇五 三、〇〇二、〇二二	八八、二九三 一七、二四四

齊齊哈爾市	製粉業	一	三〇、〇〇〇元	麪粉 麪皮	一、九五二、五六〇斤 六三九、六〇〇斤	一六六、四八二元 七、四六二〃
克山	同	一	一四四、〇〇〇〃	同	四一、五〇三袋	一二四、五〇〇〃
拝泉	同	一	四〇、〇〇〇〃	同	八七、四三四〃	二四九、一八六〃
訥河	同	二	一四〇、〇〇〇〃	同	七二八、六二〇斤	五六、七五一〃

◉精穀業

齊々哈爾市	精穀業	三	三三七、四〇〇元	秫米 小米	二〇〇石 七〇〇〃	四、〇〇〇元 二、八四〇〃
〃				包米 秘子米	二二〇〃 五〇〃	四、一六〇〃 二、二五〇〃
〃				白麪 蕎麪〃	五九、〇〇〇斤 三〇〇石	三、二六五〃 三三〇〃
〃				包米〃 紅豆	三〇、〇〇〇斤 二二石	一、二〇〇〃 四四〇〃
〃				小〃 雜和麪	一五〃 三、〇〇〇斤	三一五〃 一二〇〃
〃				其他		三〇、七八五〃
洮南	同	二	一〇、八〇〇元	秫米	八五〇石	九、二六〇〃

◉製粿業

齊々哈爾市	製粿業	四	一五、八七〇元	各種粿子	四三、〇〇〇斤	一〇、七五〇〃
大賚	同	一	三、〇〇〇元	同	三、六〇〇〃	八二七〃

◉醬油製造業

齊々哈爾市	醤油業	三	三七、八四〇元	醤油 麪醤	八二三、六〇〇斤 三五、五〇〇〃	七〇、九六〇元 四、二〇〇〃
〃				大醤 各種醤菜	一七〇、〇〇〇〃 六三、〇〇〇〃	一五、九〇〇〃 五、〇三〇〃
洮南	同	一	六、五〇〇元	醤油 醋	六一、〇〇〇〃 二九、〇〇〇〃	六、一〇〇〃 八七〇〃
〃				香油 大醤	四六〇斤 三、〇〇〇〃	五五〃 九〇〃
〃				麪醤	二、七〇〇〃	三二四〃

⊙清涼飲料製造校

齊々哈爾市	清涼飲料業	二	二、八四三元	サイダー	一四〇、〇〇〇瓶	八、四〇〇元

⊙製糖課業

齊々哈爾市	製糖課業	一	三〇〇元	雜瓣糖	二〇、〇〇〇斤	四、〇〇〇元

⊙豆腐製造業

齊々哈爾市	豆腐業	二	三一六元	豆腐	七一二、七一〇塊	五、三四五元

⊙貴金屬加工業

齊々哈爾市	貴金屬加工業	五	六二、二六四元	金器 銀〃	三九九、〇九三兩 二六、七七九〃	四七六、五五二元 四四、七三四〃
克山	同	二	九、六〇〇元	同	三二五〃 四、八〇〇〃	一四四、二〇〇〃 一〇、五六〇〃
洮南	同	四	一七、六〇〇元	同	七一三兩 九、五六七〃	八五、九〇五〃 二〇、三〇〇〃

⊙木器製造業

齊々哈爾市	木器業	七	四一、四〇〇元	各種木器 各種木料	四、一二四件 九、五七〇根	一七、〇六七元 一四、四一五〃
〃				棵松義松 料、杵子	一四〇、〇〇〇立方尺 五四一六磅	一五八、五〇〇〃 一八、九四八〃
〃				大頭椽	八〇〇寸	三〇四〃
龍鎭	同	一	一〇〇〃	木器	八四件	二、五八〇〃
克山	同	四	六、五〇〇〃	同	七一五件	五、五七〇〃
大賚	同	一	五、〇〇〇元	木器	三四〇件	四、九三〇元
開通	同	一	三、〇〇〇〃	同	二、五〇四〃	二〇、八六四〃
林甸	同	二	二、七〇〇〃	同	七五〇〃	七、三〇〇〃
突泉	同	一	三〇〇〃	同	一一七〃	一、二五五〃
洮南	同	七	四、一七〇〃	同	五、〇五二〃	四二、一〇三〃

⊙肥皂業

齊々哈爾市	肥皂業	一	三〇〇元	黃胰子	四八、〇〇〇塊	二、八八〇元

⊙燐寸業

齊々哈爾市	燐寸業	一	一二九、二八〇元	火柴	一三、六五一箱	一〇六、四九三元

⊙蠟燭業

齊々哈爾市	蠟燭業	一	一、五〇〇元	彩蠟 白〃	一、八〇〇箱 二〇〇〃	二、七〇〇元 一、四〇〇〃
〃				黄胰子	二〇〇〃	一、四〇〇〃

⦿炸炮（滿洲花火）業

洮南	炸炮業	二	六〇〇元	各種炸炮	三一〇、〇〇〇個	二、〇三〇元

⦿線香業

洮南	線香業	二	六、〇〇〇元	各種線香	一九六、五七〇封	四三、七八七元

⦿毛織業

齊々哈爾市	毛織業	三	一、三〇〇元	毡條類	一六、八五〇件	五、三五〇元
洮南	同	一	四五〇〃	同		九、五二九元

⦿洗染業

齊々哈爾市	洗染業	六	五、一〇〇元	染衣 洗衣	二、〇〇〇件 二、〇〇〇件	一、八〇〇元 一、八三〇〃
〃				染布	七、五〇〇疋	九、〇七〇〃
開通	同	一	一、〇〇〇元	染布	一、九五〇疋	七、九一〇〃

⦿靴鞋業

齊々哈爾市	靴鞋業	五	八、九〇〇元	靴鞋	五、四二〇雙	三〇、二六五元
克山	同	一	二、八〇〇〃	同	三、六〇〇雙	八、〇五〇元
洮南	同	一三	五、四八〇〃	同	五六、九六〇〃	五五、九六六元

⦿製帽業

齊々哈爾市	製帽業	一	三〇〇元	各種帽 收拾手工	一、〇〇〇頂 二五〇〃	八〇〇元 五〇〇〃

⦿裁縫業

齊々哈爾市	裁縫業	一八	三五、一九〇元	各種服 軍帽	五九、五一九件 四、六四二頂	一二一、三五一元 一三、一六七〃
〃				被褥 褥單	二、三〇〇件 二九、〇〇〇條	一二、八〇〇〃 一一、五五〇〃
〃				枕 枕套	一四、一〇〇個 一六、〇〇〇〃	一、〇二八〃 二、一八二〃
〃				油皮鞋 帆布〃	三、〇〇〇雙 六、〇五〇〃	一四、二五八〃 七、九六八〃
〃				其他		七二〇〃
龍鎮	同	一	一六〇〃	滿洋服	四二〇件	五六六元
克山	同	二	三〇〇〃	滿服 軍〃	二、八五〇件 二〇〇套	七、二〇〇元 七〇〇〃
〃				洋服	一二〃	四六〃
洮南	同	四	二、六九〇	各種服 各種帽	四九〇件 九〇〇頂	八八〇元 八六〇〃
〃				其他		四、一七八〃

◉馬具業

洮南	馬具業	四	二、二五〇元	各種馬具	一〇、三一四件	六、八八三元

◉熟皮業

齊々哈爾市	熟皮業	一	一、〇〇〇元	熟牛皮 熟馬皮	一五〇張 二五〇〃	一、四〇〇元 一、六〇〇〃

◉毛筆業

洮南	毛筆業	一	四〇〇元	毛筆	一、六六二封	二、四九七元

◉印刷裝訂業

齊々哈爾市	印刷業	六	一一、五二〇元	印刷品 刻字	三、二九五、五〇〇件 二八、五〇〇件	一三、〇一七元 二、〇〇〇〃
克山	同	二	六、五〇〇〃	印刷品	七一、八三七件	四二、八一五〃
洮南	同	四	一六、七三三〃	同	四〇一、二〇〇件	九、四三〇〃

◉製紙業

齊々哈爾市	製紙業	一	二二〇元	呈文紙類	一、八〇〇疋	一、一七〇元
洮南	同	二	一、七〇〇〃	同	一一、七四五〃	一三、〇四〇〃

◉寫眞業

齊々哈爾市	寫眞業	三	三、四〇〇〃	像片	一四、六〇〇張	一一、七〇〇元

◉窰業

齊々哈爾市	窰業	一	二〇、〇〇〇元	磚	四、五〇〇、〇〇〇塊	五四、〇〇〇元
龍鎭	同	二	五〇、二〇〇〃	磚鉢	八、五〇二、〇〇〇個	二九、三一〇〃
克山	同	四	六〇〇〃	磚	九五〇、〇〇〇個	一二、八七五〃

◉嫩口石加工業

齊々哈爾市	嫩江石具業	一	六〇〇元	煙嘴	四、〇〇〇個	二、四〇〇元

◉硝子器製造業

洮南	硝子器業	一	一、〇〇〇元	各種燈罩 各種燈壺 各種燈傘	六、七〇〇打 二、三五〇〃 六八〇〃	三、〇一〇元 一、九八〇〃 一、二一八〃
〃				各種燈瓶	二一、一四四個	四、五一二〃

◉建築用具業

洮南	建築具業	一	三〇〇〃	蝶番等品		一二、〇〇〇元

◉電氣業

齊々哈爾市	電氣業	一	八二一、四〇〇元	電力	二、八八〇、五六三KwH	三七四、四七六元	滿洲電業股份有限公司齊齊哈爾支店
龍鎭	同	一	一〇〇、〇〇〇〃	同	一六四、四〇〇KWH	四九、三二〇	北安電業股份有限公司本店
克山	同	一	同	同	六五七、〇〇〇KWH	二七五、九四〇〃	北安電業股份有限公司支店

訥河	同		一	同	燈	一、二二五個	一、九六〇〃	同
招泉	同		一	一〇、〇〇〇元	表燈	三六個	三、三〇〇	
					包〃	四〇〇〃	七、二〇〇	
〃					街〃	一二〇〃	二、一六〇	
洮南	同		一	五八〇、〇〇〇元	燈	一一、九六五個	一七、九四八元	奉天電業局洮南發電所
					電力	一四六K、W、H	一二元	
開通	同		一	七〇、〇〇〇〃	燈	五五、三三〇個	八八、五二八元	

⦿鍛冶業

突泉	鍛冶業		一	一〇〇〃	農器	一、八四〇個	七六四元
洮南	同		三	二四〇〃	同	一五、七一〇件	四、二四八〃

⦿洋鐵器加工業

齊々哈爾市	洋鐵器業		一	七、七〇〇〃	洋鐵用具	七二〇件	一、〇一八元

⦿鑄物業

齊齊哈爾市	鑄物業		三	五三、〇〇〇元	鎌爐等品	九、〇五〇件	一二、〇七元
開・通	同		一	一、〇〇〇〃	同	九、六五〇個	四、三一六元
洮南	同		一	四〇〇元	爐類	一、〇一〇件	二〇三元
					爐條	三〇〇斤	一二元

〔附記〕本表は實業部臨時産業調査局の規定に基き大同三年一月一日より康德元年十二月末日に亘り省內各市、縣に付五人以上の職工を使用せる工場を調査せるものである。（但し富裕、泰康、安廣、洮安、四縣は工場未設なるを以て摘記せず）

第六節　其他産業

第一項　畜産業

本省内家畜總數は現在九六九、九九四頭にして、全國のそれに對し九・五%にして、其の內首位を占むるものは豚の四〇八、六五四頭にして家畜總數の四二・一三%を占め、第二位は馬の二八九、七九七頭（二九・八八%）第三位は羊一二五、五七四頭（一二・九五%）第四位牛七〇、六八七頭（七・二九%）第五位驢三九、五四三頭（四・〇八%）第六位騾三五、七三九頭（三・六八%）を算ふ。家禽は總數八七八、五九三羽にして其の內鷄は六四〇、七二五羽にして七二・九%を占め、殘餘の二七・一%は主として家鴨、鵞鳥等である。

而して各家禽の本省に於ける分布狀況を見るに、豚は各縣を通し大體同じ比率を以て分布し居れども、馬は中部穀倉地帶に多く南部地方に少し。羊及驢は中部以南殊に洮遼七縣に其の數多く、中部以北の諸縣に於ては甚だ少く家畜總頭數の一割に充たず。牛は大體一樣に分布すれども穀倉地帶に於ては稍少く、騾も亦大體一樣に分布すれども最北部地方のみは少し。

以上本省家畜現勢上、特異とすべき點は全國的に見て緬羊の飼養頭數甚だ多きと、馬の頭數又多く之に比するに牛、驢騾等の頭數少きことである。

南滿各省に於ては一般に牛の飼養頭數は馬に比し遙かに多く、且つ驢、騾等亦相當多きに反し、本省に於ては、牛の飼養頭數は甚だ少く馬の四分の一に足らず。更に驢、騾の飼養頭數も亦少く、牛、驢、騾合して尙馬に及ばざるの現況である。

這は北滿に於て特に地方運輸機關としての馬の重要性を物語るものと言ふべく、要するに本省に於ける牧畜は他省に比し土地其他の關係上最適とされ極めて有望視されてゐる事業の一つであり、將來之が改良增殖を計るに於ては前途有望な

るものあるは疑を容れない處である。

第二項　水産業

漁業に就ては見るべきものはないが、本省を縦貫せる嫩江に於て鯉、鮒、嫩江鯛等少量の淡水魚を有するのみで、現に二百數十隻の漁船と約千數百名の從業員があり。年産額五百萬斤以上に上ると稱せられてゐる。

省内水産概況表

（康徳元年末　龍江省公署實業廳調）

縣名	漁船	漁戸	漁夫	漁商	年漁獲 數量(斤)	年漁獲 價額(元)	年取引 數量(斤)	年取引 價額(元)	年消費 數量(斤)	年消費 價額(元)
龍江	67	30	192	9	759.500	15.190	866.369	18.975	499.500	44.455
泰来	29	41	120	8	855.485	25.525	600.000	18.000	600.000	18.000
泰康	17	8	580	—	272.000	9.203	—	—	—	—
景星	2	5	10	—	7.000	490	10.630	850	3.000	240
甘南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富裕	8	9	31	2	281.480	5.535	281.480	8.455	—	—
林甸	—	—	—	9	—	—	230.000	4.500	16.000	3.200
依安	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訥河	—	6	—	4	280.000	11.200	30.698	3,070	60.000	4.000
克山	—	—	—	7	800	56	384.910	26.944	384.910	26.944
明水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
克東	—	—	—	5	—	—	5.000	350	4.000	400
拜泉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
德都	2	5	10	4	6.100	250	4.500	180	4.500	180
嫩江	6	8	42	15	45.600	3.242	45.600	3.242	43.600	3.092
龍鎮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大賚	120	39	356	16	2,283.915	47.239	800.000	24.000	400.000	15.000
突泉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安廣	2	1	5	—	10.000	200	10.000	200	10.000	200
鎮東	4	17	50	3	132.620	2.652	100.000	2.400	32.600	652
開通	—	—	—	—	—	—	43.100	3.410	34.100	3.410
瞻楡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮南	—	—	—	14	200.000	5.000	507.345	50.734	400.000	24.000
洮安	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	247	169	1395	96	5,134.500	125.782	3,910.632	160.066	2,492.210	143·773

第七節　建國以降に於ける産業開發・施政概要

第一項　大同元年度

舊黑龍江省公署は其の組織に先立ち大同元年三月二十七日舊政權時代の實業、建設兩廳の政務を引繼ぎ、實業廳として産業部門の行政を掌る事となつたが、大同元年七月始めて省公署の組織を確定すると共に、分科及文書取扱に關する諸規定を定め愈々其の緒に就く事となつた。折しも馬占山脫出の變あり、之に伴ふて各地に蟠居せる反滿抗日分子の蠢動するあり、爲めに産業開發の基礎たる各種の調査進捗上、至大の支障を來したのである。

然るに同年十月に至り馬占山の蘇聯逃走に依り稍々治安の維持せらるゝに至つたので、漸く大同二年に入つてより本格的活動に入るべく各種方面の專門技術者を招き、産業の基礎調査に傾注したのであるが他面人員の不足、交通の不便、匪賊の出沒等により其の效果を十分ならしめざりしは、遺憾とする處である。今茲に大同元年度内に於ける省當局實施事項を摘記すれば次の如くである。

實施事項表

關係部門	項別	趣旨	結果
農林	大同元年農作物收穫量第一回豫測調査	實業部命による本年度豫測調査	完成報告濟
	右同　第二回調査	同上	同上
	本省管内家畜家禽及牧場調査	實業部命により家畜家禽數量の調査	未完成
	本省管内匪賊による家畜家禽損失調査	同上	同上
	本省管内水害による家畜家禽損失調査	同上	同上
	農家副業情況調査	實業部命による農村經濟を明瞭にし以て改良救濟の標準にせんとする調査	同上
	家畜移動及飼料狀況調査	實業部命により家畜と農作との關係及其消費を明瞭にせんとする調査	同上
	水產及漁業調査	實業部命に依る資源に關する調査	同上
	小滿、夏至、大暑、處暑、秋分各作況調査	實業部令による農作物豫測に關する調査	未完成
	森林面積及木材利用狀況調査	林産の供給を明瞭にせんとする調査	〃
	實業部令の資源調査	農作影響の參考となす	完濟
	木耳（木の子）生産賣捌狀況調査	林業副業の參考となす	未完成
	軍用資源調査	日本軍の依囑に依る	〃
	存款調査	地方救濟上の參考となす	〃
	本省各地土壤分析	研究改良の基礎となす	滿鐵公主嶺農事試驗場と連結をなし本廳より材料を提供し化學試驗をなし大同二年二月より開始し現に維持研究中
	張鴻鈞發明製造の馬引鋤地機は龍江克山等十九縣及農林試驗場に分送	本機は張鴻鈞の發明に係り本署に獎勵賣捌に付呈請し來れり本省二十台購入し分送して農具改良を導く	研究中
	各縣農作物種子を徵收し農林試驗場に試作	品種と氣候及土壤關係の試驗	同上
礦務	礦冶業の調査	部令に依り礦業統制上の根本となす	一部分調査報告濟
	産金調査	部令に依る資源に關する調査	未完成
	大青山石炭礦調査	開發計畫の基礎となす	尚ほ第二回大規模と實踐を要するも經費の都合上未實施

	景星白土調査	同上	研究中
	碾子山 炭礦調査	同上	同上
	克東石礦調査	同上	同上
	布西螢石礦試驗	同上	弗素化かるしゅーむ九〇%あるを以て製鋼術上の肝要なる材料なるを以て研究中
	嫩江鐵高山石炭礦調査	鑛商金德誠の依賴に依る	尙ほ試採の要あり
工業	燒鍋（製酒業）の調査	實業部令により統制上の基礎並に勞資狀況を明瞭にする爲め調査	未完成
	油房調査	部令により統制上の基礎並勞資狀況需給關係を明瞭にせんが爲め調査	〃
	めりけん粉工場調査	同上	同上
	淸涼飮料水工場調査	同上	同上
商業	商業調査	部令に依る統制上の基礎となす	同上
	會社調査	同上	同上
	質屋調査	同上	同上
	糧棧調査	同上	同上
	交易調査	同上	同上
	銀行業調査	同上	同上
	卸物價定期調査	同上	同上
	當市の物價調査	生活程度高低の考査及貨物賣捌の狀況	逐月進行中
	當市の貨物輸入調査	將來統制の基礎となす	同上
	各商會制度の整理	所屬に通令し民國商法により主席を會長と改稱し並會務進行の督促	完成
電氣	各縣の縣營、民營電話事業の調査	交通部の委託により統制の基礎となす	同上
	各縣電氣事業調査	審査眞理し以て統制の基礎となす	同上
權度	度量衡用器數量統計調査	部令に依り權度制統一の參考に資せんとする調査	未完成
	各縣市現用の升尺秤の研究	同上	報告濟
	松浦權度局の撤廢	舊政權番代ノ建設廳度量衡を賣捌く爲め設立したるものにして我國の度量衡未だ發布以前は存在の必要なし	大同元年五月に始末せり
雜件	松黑兩江郵船局の撤廢	所有の船舶碼頭家屋は均く廣信公司に租與し該局の經費を消費するのみにして存在の必要なし	大同元年九月撤廢し租借賃は實業廳管理に歸す
	札免林業籌公處の撤廢	滿鐵と合同公司折衝のため設くるものにして時五年を經過し具體的解決なく空費を節約する爲撤廢せり	大同二年四月撤廢し所管事務は實業廳にて引續く

第二項　大同二年度

大同二年度は我國の一般政治が體制整備の軌道に入らむとする時期に當り、中央に於ては各部の整備、地方に於ては縣政の革新、保甲法の實施に依り行政の實大いに昂り、産業方面に於ても重要産業の統制開發計畫を實行し、着々其事業を進捗するに至つた。

然るに舊黑龍江省に於ては、全住民の九〇%を占むる農民の生業即ち農業は事變後引續き兵害、匪患、水災等に見舞はれ漸く餘喘を保つに過ぎず、聊かも囘復蘇生するに至らなかつた。本年度は農産物の比較的增收を見たけれ共、世界的經

濟界の不況對外輸出貿易の障害、對外爲替相場の變動等により農產物（特に大豆）價格の極端なる低落を見、農家經濟は破產狀態に陷り慘憺たるものであつた。之に對し應急救濟策として農產物の共同販賣會制度を實施し、且つ春耕貸款の貸付をなし一時的には相當の效果を收めたけれ共、未だ種々の資料を得るに由なく農村更生、農產業開發の根本策を立つるを得ず、從つて農林、工商共未だ殆んど基礎法規の發布を見ざる狀態にあり、本年度の業績は資料の採集と元年度計畫の未完成事項の繼續施行とに止まつたのである。

今該年度に於ける省當局實施事項を表示すれば次の如くである。

實施事項表

關係部門	項別	趣旨	結果
農業	耕地面積及人口關係調査	開墾計畫の基礎となす	完成
	農家經濟標準調査	實業部の指令により農家經濟の改善向上に資す	〃
	優良小麥種子配付	齊北沿線各縣の不良小麥の改良を測り農民福利の增進に資す	〃
	「種麥須知」の編纂	麥作の智識を普及せしめ大豆價格の下落により窮迫せる農民に麥作を奬勵す	各縣に配付
	藥材調査	農家副業の參考となす	未完成
	小作制度調査	小作民の生活向上に資す	〃
	農業勞働調査	實業部及民政部の指令による農業勞働者の需給調節を計る	〃
	省立農事試驗場及各縣農事試驗場調査	農事試驗の指導に資す	完成
	農會組織及會費徵收狀況調査	農會の改善指導に資す	〃
	森林面積及木材利用狀況調査	元年度末完成事項の繼續	〃
	「木耳」產出狀況調査	同前	〃
	「黃花松」の苗木配布	實業部の提唱により造林を以て全國綠化を期す	各縣及各公共團體に配布す
	官業整理	部省商の合辦事業たる鐵嫩森林公司の官業整理	完成
	「楡樹」種子配布	當省に適せる楡樹の種子を配布し造林事業の促進を計る	樹少なき縣に配布す
	林業權調査	林木伐採の管理に資す	〃
	北滿森林飛行調査	實業部事業に參加す	〃
畜產	省内家畜家禽調査	元年度末完成事項の繼續	完成
	省内匪害損失家畜家禽調査	同前	完成
	省内水災損失家畜家禽調査	〃	〃
	牛馬炭疽痛病豫防注射	牧畜上の大敵を除去す	〃
	「家畜傳染病」の編纂	防疫智識の普及を計る	各縣及各關係機關に配布す
	馬匹調査	民政部の指令に依り馬匹の改良統制に資す	未完成
	馬事調査	軍政部の指令に依り馬匹の改良統制に資す	〃
	馬車輛調査	同前	〃
水產	水產及漁業調査	實業部令に依る元年度末完成事項の繼續	完成
工業	油房（製油場）調査	同前	完成
	燒鍋（製酒）調査	元年度末完成事項の繼續	〃
	火磨（製粉）調査	同前	〃

	清涼飲料工廠調査	同前	〃
	工業基本調査	實業部と滿鐵の協同に依る工業統制上の基礎となる	〃
商業	外國商人營業調査	元年度未完成事項の繼續	完成
	會商調査	同前	〃
	當鋪（質屋）調査	〃	〃
	糧棧（穀物商）調査	〃	〃
	銀行業調査	〃	〃
	一般商業調査	〃	〃
權度	泰安鎭商臨時過斗法の規定	農商民間の反目を除去す	〃
	舊制度量衡の調査	元年度未完成事項の繼續度量衡器の改善に資す	〃
鑛業	鑛冶業調査	〃	〃
	甘河石炭鑛整理	事業整理	〃
	觀都金鑛局整理	採金會社に移管す	〃

第三項　康徳元年度

康徳元年夏期に於ける北滿一帶に亙る大洪水は家屋の流失、耕地の荒廢、從つて起る農作物の大減收は貧窮せる省內農民に食糧を補給し得ざる狀態に立到り、其の慘狀目に餘るものがあつた。茲に於て當廳は各關係機關と共に緊急救濟施設を講ずるの外、根本に溯り治水事業の大計を定むる事とゝした。

農村振興計畫に至つては各縣保甲制度の整備に伴ふ各種調査の便易より統計資料の正確度を期待し得て、茲に愈々立案實行の期となつたのである。恰も十二月一日地方行政制度の改新あり、實業廳は從來の總務、農務、工商、鑛務の四科を農務、工商の二科に改め、舊總務科の所管事項は之を農務科に包含し、舊鑛務科は新設の鑛業監督署に處屬せらるゝに至つた。又從來農務科の林業關係事業の一部は之に先立つて設けられた森林事務所に移管せらるゝ事となつた。斯くて實業廳は組織其他各般事項の整備全く成り面目を一新し、農村開發實行に邁進することゝなつたのである。茲に省當局の實施する本年度事業々績次の如し。

實施事項

關係部門	項別	趣旨	結果
總務	農事試驗場移管	康徳元年七月一日龍江農事試驗場を實業部に移管し、國立克山農事試驗場分場となす	完成
	滿洲國地方制度改變に依る實業廳の組織變更	康徳元年十二月一日地方制度改變と共に當廳は總務科と鑛務科を廢し、農務科と工商科のみを置く鑛務科は實業部直轄工業監督署に處屬し總務科の處管事業は農務科に包含せらるゝに至る、尙ほ農務科內に於ける林業事業の一部は新設實業部直轄森林事務所にてなさるゝに至る	
農業	藥材調査	二年度未完成事項の繼續	完成
	小作制度調査	〃	〃
	勞働調査	〃	〃
	農作物作柄調査	實業部滿鐵と共同して行ふ農作物生の育狀況を調査	〃
	水害調査	康徳元年大水災による農民被害の狀況を調査す	〃

	蔬菜集散調査	日本軍の調査委托による	〃
	軍用資源調査	〃	〃
	北滿交通路調査	農産物販出經路の考察に資す	〃
	農産物收穫量豫想調査	實業部令に依る豐凶を豫想し事前に對策を練る	〃
	農家經濟調査	實業部令に依る、農家經濟の改善を計る	〃
	耕地面積土地利用狀況調査	實業部令に依る、開墾に資す	〃
	氣象觀測器配布	氣象の觀測及豫知に資す	〃
	洮南等七縣農事調査	省改變に依る新入加入縣の農事視察	〃
	糧食過不足調査	實業部令に依る、農作物不足に依る糧食缺乏狀態を調査し對策を講ず	完成
	優良種子配布	省內大豆及小麥の改良を計る	〃
	模範農村調査	各縣に令し模範農村を選定せしめ、之に各種優良施設をなさしめ、農村指導の核心體たらしめんとす	繼續中
	農業勞働過不足狀況調査	農業勞働者の補給調節を計る	〃
	農會調査	農會の改善に資す	〃
	泰來縣水田耕作希望地狀況調査	水田耕作の指導	〃
	日鮮人移民調査	日鮮人の開懇移民に資す	〃
林業	林場權の整理	林場に關する係爭を解決す	完成
	昨年度配布樹苗育調査	造林計畫に資す	〃
	綠化運動樹苗配布	實業部令に依る「落葉松」「黑松」苗木を各縣に配布し綠化を計る	〃
	白樺苗木の配布	齊々哈爾市公園に植樹し、美化を計り且つ見本樹となす	〃
	苗圃の植樹	苗圃の充實を計る	繼續中
畜産	牛馬炭疽病豫防注射實施	猖獗を極むる家畜の豫防ならず	完成
	馬匹現狀調査	民政部令に依る馬匹の改良を計る	〃
	馬事調査	軍政部令に依る軍馬の育成に資す	〃
	種豚貸與	實業部の指令に依るバークシャーを配布し、在來豚の品質改良を計る	〃
	「家畜防疫淺訊」配布	農民に家畜防疫の知識を普及せしむ	〃
	炭疽病による馬匹死體處置	家畜防疫、馬政局と共同	〃
	種豚貸付斃死狀況調査	實業部令に依る在來豚改良計畫に資す	〃
	家畜家禽數量	調査家畜家禽改良増殖に資す	繼續中
	乳牛使用狀況調査	酪業の發達を期す	〃
水産	水産物及漁業調査	實業部令に依る	完成、實業部に轉報
	大同二年度漁業調査表	〃	同前
	水産調査	水産業の助成發達に資す	繼續中

工業	工業調査		實業部送達
商業	商會調査	商會組織の改善及事業の指導に資す	
	商會收支豫調査	同前	
權度	「度量衡デー」に於ける各種宣傳	改正度量衡の知識普及	完成
	度量衡器具數量調査	度量衡の改正に資す	同前
鑛業	既成未成各鑛區圖	實業部令に依る	完成 實業部送付
	泰安鑛石鑛調査	資源の調査	同前
	本省鑛區連絡圖	實業部令に依る	完成

第六章　交通・通信・土木

第一節　鐵道

本省に於ける鐵道は、省城齊々哈爾を中心として北は北安鎭に至る齊北線あり、北安鎭より更に北に走つて黑河省城に至る北黑線に連り、南行して濱江省城哈爾濱に連る濱北線走り、南部は齊々哈爾より奉天省四平街に至る齊平線あり、南北を縦貫してゐる。又横斷鐵道としては濱洲線中腹を横切り、南部は國都新京より扶餘洮南を經て興安南省に入る京大線新設せられ、漸次交通施設の整備充實に向つてゐるから之が北滿文化開發上、至大の效果を齎すべきは自ら明らかな處である。

今玆に當省内主要鐵道を一瞥すれば次の如くである。

第一項　齊北線

(1) 沿革

齊北線は齊々哈爾、北安鎭間二三〇・四粁の路線である。該線は從來、齊克線と稱せられたもので敷設工事は昂々溪齊々哈爾間と齊々哈爾、泰安間二區に分ち、何れも建國前一九二八年六月起工し、前者は同年十二月、後者は一九三〇年三月竣工した。該線の建設に當つては、舊北鐵を横斷する爲め、舊北鐵蘇聯幹部の强硬なる反對あり、所謂クロス問題として紛糾したのであるが一九二八年春、蘇聯の讓歩によつて解決した。因みに齊々哈爾、昂々溪間の建設資金百二十萬元は奉、黑兩省及中國交通部（京奉鐵路）が各々四十萬元を支出したが齊々哈爾、泰安間建設資金に就いては黑龍

江省政府出資に係るものゝ如く、其の額は判然しない。

尙ほ泰安、克山間及克山、海倫間併せて一六二・二粁は滿洲事變後、北滿開發の必要上、急遽之が建設をなす事となり、滿鐵之に當り一九三二年十二月竣工、同時に假營業開始翌年十二月鐵路總局に於て本營業を開始した。

(2) **沿線事情**

齊北線は齊々哈爾（三間房）より嫩江流域に沿ふて北上し、平坦なる平野を貫いて寧年に至り、右折して胡裕爾河に沿ひ同流域の肥沃なる耕地を東走し泰安、克山を經て一路北安鎭に達する。沿線地方龍江、富裕、訥河、克山、拜泉の諸縣は何れも嫩河、胡裕爾河流域にして、克山附近に僅かな丘陵を認むるのみで廣漠たる平野である。此間齊々哈爾、寧年間は沼澤に富み不毛の荒地なるも、寧年以北は所謂黑土地帶に屬し、地味至つて肥沃にして大豆、高粱、粟、其他の農作物に適し、沿線は殆んど耕作され盡し、流石は北滿の穀倉としてうなづかれるものがある。

從來沿線各地は曾つて舊北鐵西部線の勢力範圍とせられたものであるが、齊北線完成以後沿線の穀物は平齊線を經由して、奉山線河北又は南滿に輸送され、全く西部線の勢力圈内より脫するに至つた。穀物は依然として、大豆其の最高位を占め小麥、高粱、粟等之に亞ぎ其の買却代金が、農民の重要なる生活資源である事は勿論である。然し滿洲事變當時の馬占山、蘇炳文の反亂、續いて匪賊、水害等の爲め數量著しく減少し、特に近年の特産物の價格慘落は、農民はもとより之が賣買の衝に當る特産商をして、經營困難に陷らしめてゐる。

第二項　平齊線

(1) **沿革**

本線は四平街、齊々哈爾間を擧ぐ五七一・四粁の路線にして齊北線、北濱線、拉濱線の各線を結んで北滿一周線をなすものである。最近まで四洮線（四平街、洮南間）洮昂線（洮南、昂々溪間）と稱し鄭家屯間はもと四鄭線と呼稱せられてゐた。

舊四洮鐵路は遠く一九一三年の日、支協定による所謂滿蒙五鐵道の一で四平街――鄭家屯、鄭家屯――通遼、鄭家屯――洮南の三區に分ち敷設したものである。即ち四平街、鄭家屯間に就ては一九一五年十二月中國政府と日本横濱正金銀行との間に「四鄭鐵道借款契約」締結され中國政府は正金銀行を通じて、公債金五百萬圓を募集し、一九一七年四月起工同年十一月開通、翌年一月より假營業を開始した。

鄭家屯、洮南間は通遼、鄭家屯間と同じく一九一九年九月滿鐵と中國政府との間に締結された「四鄭鐵道借款契約」に基き三千二百萬圓の短期借款契約に依り一九二二年九月起工、翌年七月竣工、翌々年七月營業を開始した。滿鐵は借款契約に基き專務、工務、會計の三處長を派遣して、同鐵道の經營を援助、監督した。而して右短期借款は一九二六年を以て滿期となつたが、支那側は之が切替に應ぜず、滿鐵との間に問題を惹起したが、滿洲事變後一九三一年十二月滿鐵借款總額を金四千九百萬圓に切替へ改めて「四洮鐵路貸金及營業契約」を締結した。

舊洮昂線は一九一三年露國が白耳義財團を操縱し、敷設權獲得を策謀して失敗に終つた歷史を有してゐる。滿鐵は舊東北政權との間に一九二四年「洮昂鐵道建設請負契約」を締結し一千二百九十二萬圓の工費を以て、翌年五月起工、翌々年七月全線開通、假營業を開始した。而して本鐵道は工事完了と共に請負金額を支拂ふか又は借款契約を締結すべき約束であつたに拘らず、舊東北政權は此の契約を履行せず、未解決のまゝ滿洲事變に至つた。

(2) **沿線事情**

平齊線はその起點を四平街に發するものであるが、本省內即ち開通縣に入つてより一望千里、砂質平原地帶の曠野で愈々蒙地に入る實感がある。更に北上して洮南、洮安に入れば、縣內東南部一帶は槪して平坦なるも、西北部一帶は與

安嶺支脈流れ、多少の山岳はあるが決して高峻と稱する事は出來ない。泰來の北方江橋附近に於ては嫩江相交叉し、嫩江の兩岸は一大平原である。

第三項　濱北線

(1) 沿革

本線は三棵樹、北安鎭間三二六・一粁の路線である。本線はもと呼蘭―海倫を結ぶ鐵道の故を以て呼海線と稱せられ海倫より西北に伸びて克山に至る線は海克線と稱せられた。今、濱江より呼蘭、海倫を連ねて北安鎭に至る間を濱北線と呼び北安鎭、克山、齊々哈爾を齊北線と呼ぶ事となり、舊稱はすべて廢せられた。

呼海線の建設は日、露戰爭後に於て黑龍江省議會の問題となり一九一一年黑龍江鐵路籌備處が設立せられ、建設資金の募集に着手したが、偶々同年の革命によつて頓坐を來し、其後一再ならず計畫されたが何れも不成功に終つた。一九二五年に至り黑龍江省督辦吳俊陞の提唱に依り呼海鐵路公司が設立され、官民合辦資本金一千萬元を以て之が敷設を實現する事となり一九二六年工事着手、其後一時經費難に禍されたが一九二八年十二月馬船口、海倫間二二一・一粁竣工直ちに營業を開始した。本鐵道は北滿の穀倉と稱せらるゝ豐饒の地を通過し、從つて相當の成績を擧げてゐたが、北鐵接收前は該鐵道との利害相反する爲め連絡協定ならず孤立狀態にあつた。本線中海倫、北安鎭間一〇六粁は事變後滿鐵の手により建設、一九三三年十二月竣工した。

(2) 沿線事情

濱北線は其の大部分濱江省内中央部を走つて北上し、省内に於ては海倫北方通北縣以北を貫いて北安鎭に至るものであるが、其の沿線は肥沃なる黑土に包まれ遍く耕鋤され、其の地質の豐饒を物語つてゐる。沿線は何れも農業を主とし大豆、小麥、高粱、粟等を主要農產としてゐる。

第四項　北黑線

(1) 沿革

本線は北安鎭より大黑河に至る線で延長一三六・七粁、一九三三年六月起工、昨年三月三十日北安、辰淸間竣工同年十月十五日便宜運送開始、次いで同年十二月一日鐵路總局に引繼がれて同日より正式に營業を開始した。沿線中間の龍鎭以南は相當開墾されてゐるが龍鎭以北は人煙稀薄で大部分未墾地である。然し本線の開通により今後肥沃なる土地を利用し、漸次開墾せられて將來の發展は期待されてゐる。

(2) 沿線事情

龍鎭縣は東部木庫山嶺山麓に亘り一面に花崗岩地帶なるも、龍鎭以西本省内の一帶は稍々肥沃なる沖積層を以て覆はれ、適當なる農耕地帶を形成する。龍鎭縣より黑河省内に入る沿線の生產物は小麥を最多とし包米、粟、之に亞ぐ。

沿線は從來交通不便にして且つ建國當時に於ける馬占山輩下の暴政は、農民をして極度の疲弊に陷らしめ多年の耕地を棄て他に移住するもの續出し、農業は著しく衰微した。然るに其後滿洲國の施政此地に及ぶに至り漸く歸農する者多く今や沿線農民は嬉々として農事にいそしんでゐる。尤も該地方農產は辛うじて農民の自己の消費を充足し得る程度に止まり、縣外移出は極めて微々たるものである。

第五項　京大線

(1) 沿革

本線は新京より松花江、嫩江の合流點たる大賚に至るものにして、延長二一二粁、民國十七年舊政權時代、所謂新滿蒙五鐵道中の一線として嘗ては種々の問題を惹起したが、大同二年二月九日附交通部令に基き、本線の建設は康德元年四月二十日滿鐵に委任せられたものである。

敷設工事は始め順調に進捗したが、昨夏の水災に依り著しく遲延し康德元年九月中には新京、農安間六二・六粁の開通を見る可き豫定であつたものが十二月上旬漸くにして其敷設を見、直ちに假營業を開始した。本年一月農安より郭爾羅斯前旗內、扶餘對岸の地に至る八五・七粁の工事成り、一月十五日より新京、前郭旗驛間一四八・三粁の假營業を開始し更に前郭旗、大賚間は六月十五日より假營業を開始したが此等新京、大賚間の所謂京大線は大賚、白城子間（假營業なくして直に本營業にかゝる）全通と共に十一月一日より本營業に移る事となつた。

(2) **沿線事情**

從來扶餘方面の特產大豆は背後地たる肇州、長春嶺、茂興站、們土坑官地等各地より多量に出荷し、第二松花江の舟運に依り京濱線、松花江驛に出で南下してゐるが、本線の開通は根本的に此の系統を打開し出廻特產は殆んど全部新線經由にて新京に出荷するものと思量せらる。

京橋圖書館

第六項　濱州線

本線は舊北鐵東部線であつて、北鐵接收後哈爾濱、滿洲里間濱州線と改められ本省の中腹部を橫斷してゐる。沿線中本省內を走る區間一帶は農業地帶とし嫩江本支流に沿ひ、廣大なる平野は鐵道南側に展開せられてゐる。

京橋圖書館

第七項　訥河線

齊北線寧年より分岐して北方訥河に至る路線にして事變前寧年、拉哈爾のみ建設せられてゐたが、齊克線の延長工事と共に着手され大同二年十一月一日開通を見た。沿線は嫩江流域の肥沃なる平野に惠まれ農耕に適す。

第八項　齊昂線

本線は齊々哈爾、昂々溪間を繋ぐ私設鐵道にして延長二九粁、一九〇八年起工翌年竣工して同時に營業を開始せられ今日に及んでゐる。

第二節　水運

第一項　松花江

(一) **概說**

本江は黑龍江の一大支流にして、本流の外に嫩江、呼蘭河の支流があるが、水運上何れも價値あるものとされて來たのである。尤も本流の本省內を流るゝ部分は其上流小部分に過ぎず、支流嫩江は本省西北部省境に沿ひ、本流に注いでゐるものであるが其の水運を記するに當つては、本流の全面的概要を記述するを便宜とすると思ふ。

本流は北滿及東滿を灌漑し、屈曲して三江省東北部に至り黑龍江に合してゐるもので其の南流は松花江の本流をなし北滿の穀倉地帶を貫流してゐる。

本江中最も水利に富むものは哈爾濱下流とし、此區域は一千噸以上の大船と雖も航行が可能である。而して其の中心地は上流吉林、中流松花江港、下流哈爾濱とし、吉林より伯都訥に至る上流は河流屈曲甚だしく水深淺き爲め戎克を通ずるに

過ぎず。伯都訥、哈爾濱間の中流地域も、減水期は淺瀨多く又匪賊の出沒ある爲め、水運による航行は殆んど稀である。

本江航行期は解氷期前後五ヶ月を除く期間とし、四月下旬より十月下旬又は十一月上旬までとし、汽船及び艀は航行期間中九回乃至十回、㦸克は五回前後就航する事が出來る。

（二）各區水運

(1) 吉林——上流間

水速急にして水深淺く吃水淺き小民船が稀に朝陽鎭、樺甸縣地方より吉林に來航するに過ぎず。

(2) 吉林——陶賴昭間

吉林は由來本航行の起點とし吃水淺き汽船は哈爾濱迄航行するを得、長さ約百二十哩、水深二呎乃至八呎、河幅三百乃至五百碼とし吃水二呎級の小汽船の往來がある。

(3) 陶賴昭——新城間

此間約一百哩とし河幅廣い箇所は一哩あるが水深二呎に滿たざる處もあり、加ふるに水路の變動する事ある爲め、民船の外は航行容易でない。

(4) 新城——哈爾濱間

此間約百七十二哩、河幅廣きは二十町に及び水深八、九呎、水勢緩漫なるを以て航行容易である。殊に新城の下流約十二哩の地點は汽船の夜間航行も自由である。

(5) 哈爾濱——河口間

約四百三十四哩、河幅六町より二十町水深四、五呎より九呎あり、本江中最も水利に富む區間である。嘗だ減水時は汽船の航行を妨ぐる數箇の難所あり。就中最も難所とされてゐるのは三姓の難所とし、其の延長七哩の間は江底總て岩礁より成つてゐる。夏期減水期は各汽船航行終點を三姓までとし、其の下流地域は主として帆船、㦸克によるを普通としてゐる。此間の主なる港は八資通、老山頭、大楡樹、敖家溝、新甸、岔林河、三姓、蓮江口、新城鎭、高家屯、兎子克、同江等である。

康德元年松花江配船表

（康德二年 哈爾濱水運局調）

航路	使用船	隻數	一往復所要日數	就航回數
哈爾濱—富錦線	客船（定期）	一〇	一〇日	一日一回
同　上	客船（臨時）	四	一〇日	月一二回
同　上	貨客船	五	一五日	同一〇回
富錦—黑河線	客船（定期）	二	九日	同　六回
哈爾濱—黑河線	客船	六	二一日	同　八回
哈爾濱—虎林線	客船（定期）	九	二一日	同一〇回
黑河—漠河線	客船	三	一二日	同　八回
哈爾濱—三姓線	貨客船	二	八日	同　九回
哈爾濱—大賚—扶餘線	客貨船	三	一二日	同　八回
扶餘—吉林線	同	三	一〇日	同二一回
漠河—璦琿線	同	一	一五日	同二一回
大賚—江橋線	同	一	一〇日	同　三回

第二項　嫩　江

（一）概　説

嫩江の本流は源を興安嶺中伊勒呼里山嶺の南腹に發し、幾多大小支流を合し西南方に流れて齊々哈爾に至り、東南に向ひ松花江に合し延長一、一七〇粁に及んでゐる。本江下流地域は河幅二百米より六百米、水深五尺より十尺に及び、松花江合流點より齊々哈爾附近迄は汽船の航行自由であるが、他は概ね水深淺く水速急にして、上流地方は航行不可能にして流筏を利用するに過ぎず、中流に於ても主として少數の船舶、戎克及び帆船の運航するに過ぎず、木材は流筏により運送せらるゝを普通とす。航行期間は五月上旬より十月下旬までとし比較的水利の便に富んでゐる。

航行日數は齊々哈爾、黑爾根間上航六日、下航四日とし齊々哈爾、伯部訥間上航十日、下航六日を要し沿岸主要埠頭としては三岔河、大賚、五家、大崗、北牌二站、滿爾加土等である。

（二）水　運

現在嫩江航路は哈爾濱より新城、大賚に至る約六百八十支里間にして、其の間の主なる碇泊場は長春嶺達戸、肇州長城河大賚、新城等である。

嫩江の支流には稚爾河及綽爾河の兩河がある。前者の延長約一支里、兩岸は均しく高原を形成してゐる。河幅は上流一、二間水深五、六寸乃至一尺餘に過ぎないが下流に至つて擴大し河幅四、五十米乃至三、四百米に及ぶ所あり、舟楫の便稍々開けてゐる。

綽爾河は源を西布特哈境內興安嶺山脈のカルピオポ山麓に發し、東南流して小流を併せ札伊河、哈巴奇河、托欽河を合し札賚特旗の北部中央を橫斷し塔子城の西北、綽爾城に於て一支流を東北に出し、本流は東南流して客地窩棚に至り嫩江に會してゐる。

（三）配　船

滿洲國から其の所有船舶の經營を委託された鐵路總局は、運行の將來と民間船主の利益を考慮し、官民船舶を糾合して新たに聯合形體を組織し、之を哈爾濱航業聯合會と稱し大同二年十二月滿洲國交通部の設立許可を受けた。現在に於ける加入會員は東北航務局、東北江運局、東北商船學校、東北造船所、廣信航業處、松黑兩江郵便局、江防艦隊、鐵路總局の八官署と民間四十七名、所有汽船合計一〇七、戎克一三一等配船されてゐる。

第三節　空　運

由來滿洲は航穴文化の恩惠に浴せず、纔に往々外國航空機の飛翔、通過するに當り其の立寄地としての用を爲すに過ぎずして、全く航空文化の圏外に取殘されて來たのであるが、吾國は其の建國と共に文化建設の工作手段として、航空事業の勃興に努めて來たのである。殊に吾國は其の地理的關係上、將來國際航空路を把握すべき使命を有し、且つ國內の事情亦航空事業の發達を促すべき礎地を備へてゐる。

即ち世界航空先進國は何れも國內及國外に亘り、其の航空路擴張に餘念なくして何れも世界航空路圖上、空疎なる東亞の空を目指して航空路開拓の手を延ばさんとして居り、滿洲は將來之等國際航空のメイン・ラインを抱擁すべき地歩を占むるものと謂ふべく、又吾國は其の國內交通機關未だ全たからず、即ち鐵道の敷設未だ密ならず、道路不備にして、水運の便豐かならず地方の交通設備は不完全且つ不安の域にあるもの多く、殊に北滿の地方は一層其の感を深ふするものがある。斯から事情は吾國が國土尨大にして而かも其の大部分が平原であり、氣流、氣象の好條件と相俟ち、航空機は最も安全、確實にして而かも快速なる交通機關として利用せられ發達すべき自然の數を有すると言ふべきである。故に政府は航空事

業の確立を企圖し、滿洲航空會社を興して政府の保護、奬勵の下に航空事業を經營せしめ、同時に交通部路政司に於て之が取締に關する事項を掌らしむる事としてゐる。

斯くて滿洲航空會社は大同元年十月二十六日設立せられ旅客、貨物、郵便物等の航空輸送を經營し全滿主要地間を飛翔して至大の便益を齎してゐるのである。

龍江省に於ける航空の中心は省城齊々哈爾で他省主要地間の航空連絡を保ちつゝある。

即ち齊々哈爾には航空會社齊々哈爾管區事務所があり、左記の如く航空路の定期運營をなしつゝある。

(一) 航空路

	(路線)	(距離)	(回數)
(1)	齊々哈爾—哈爾濱—新京—奉天線	七八五粁	毎週二往復
(2)	齊々哈爾—滿洲里線	五七五粁	毎週二往復
(3)	齊々哈爾—大黑河線	四五〇粁	毎週(往復)
(4)	齊々哈爾—新京線	五一〇粁	毎週三往復

(二) 航空日

(1)	奉天方面行	毎週水、金曜日	二往復
(2)	滿洲里行	同 金曜日	同(海拉爾經由)
(3)	大黑河行	同 月 金曜日	一往復(北安鎭經由)
(4)	新京行(止)	同 月、水、金	三往復

(三) 所要時間及料金

	(區間)	(時間)	(料金)
(1)	齊々哈爾—新京	四時間五〇分	五六圓
(2)	齊々哈爾—海拉爾	三時間	五六圓
(3)	滿洲里—海拉爾	一時間半	二四圓
(4)	齊々哈爾—北安鎭	二時間	二一圓(軍用)
(5)	同 —大黑河	三時間半	五八圓(軍用)

第四節 道路

第一項 路線

滿洲は由來本格的道路建設なるもの絶へてなく、行く處として泥土膝を沒するてふ狀態におかれてゐたのであるが、其の原因の一は農本國たる滿洲に於ては春、秋に亘つて耕耘し冬期結氷の期に及んで其の生産物の輸送を爲す事に依つて、農業經濟の調節が圓滿に行はれつゝある事實である。即ち嚴冬行く所として道のない季節に於ても、農耕を了つて閑散期にある人馬の努力と車輛とは直ちに生産物の輸送に充用せられ、彼此相利するの事情にあるのは當に農業合理化の一重點と謂ふべきである。從つて道路の建設は過去に於て必ずしも顧るの要なき狀態であつた。

然るに滿洲國の將來は斯くの如き原始的交通狀態に甘んずる事を許さず、即ち農業に於ては四時運輸の便あるに依り、其の生産物の價格調節を計り得ると共に、更に又一般貨物の迅速なる輸送と國防、治安維持並に急速に自動車運行を目的とする道路の建設を必要とせざるを得ないのである。

即ち國防を嚴にし、治安の全きを維持し得るならば、國家凡百の事皆其の緒に就き翕然として其の繁榮を望む事を得るもので之れ國道建設の重要なる理由の一である。又自動車運行が自由なる國道の四通八達するならば、國内の交通系統は面目を一新し之に依り内政機能の敏活と、經濟力の増進は期して待つべきものであつて、且又國道建設により地方民に授職の機會を與ふる事は、疲弊せる農村救濟の効果を擧げ得る事となるのであつて、之れ國道建設の重要なる理由の第二である。

上述の如く國道建設の重要性に鑑み大同二年三月三日國道局設立せられてより、各主要地に建設處を設け十ケ年六萬粁建設計畫を基準として、國道建設に當つてゐるのであるが本省内國道建設については、齊々哈爾建設處に於て掌られてゐるので該建設處所管に係る國道建設としては訥河―嫩江間八六・四粁及び洮南―王爺廟間一一〇・〇粁の兩者である。而して之等國道建設工事の經過に就ては概ね良好であるが、前述の如く、建國當初に於ける國内四圍の情勢は、速かに緊要なる地方に普遍的道路の建設を必要とせるのみならず、國家財政上劃一的に最良の道路を建設する事は殆んど不可能であつた爲め、現在計畫に屬する國道工事は主として無舗装の儘「ローラー」の轉壓に依り、自動車の運行に支障ながらしむる程度の構造内容なるを以て、之れに改良工事を施して益々其の利用價値の增添を期すべきであると共に、他面亦沿道住民の協力援助により補修工事を施して之を維持し、兩々相俟つて建設の効果を保持しなければならない。

第二項　自動車運營

政府は地方治安工作と經濟、文化開發の急速なる發達を計る爲め、鐵道の敷設と相俟つて國道建設を進め、國道局は十ケ年間に自動車交通可能なる國道六萬粁建設の計畫を進めてゐるが、一方之等國道に於ける自動車運營に就ては（一）鐵道と競爭となるべき路線、（二）鐵道の代償となるべき路線、（三）治安維持上及經濟開發上重要なる路線は之を國鐵と同樣鐵路總局をして兼營せしむる事とし、他の路線は之を民營に委ぬる根本方針を確立してゐる。

今當省内における康德元年十二月末現在鐵路總局經營自動車路線に付既開線、豫定線を分ち示せば次の如くである。

●開通線

區間	粁數	開通年月	所要時間	運行回數
訥河―黑河	三三〇	康德元年三月	一七、三〇	四日一往復（二日行程）
洮南―突泉	一〇五	〃　十二月	三、三〇	一日一往復
洮南―大賚	一五七	〃　十二月	八、〇〇	一日一往復

●豫定線

區間	粁程
嫩江―黑河	二六六・四
昂々溪―巴林	二二五・〇
奇克特―辰淸	一五〇・〇

第五節　通信

第一項　郵務

事變前に於ける滿洲の郵政を見るに、一九一三年東三省は東三省郵界となり奉天に管理局を設け、舊吉林省内に於ては長春（現新京）、吉林、哈爾濱に一等郵局を設けてゐたが後東三省郵界は南、北滿洲の二郵界に分割せられ、哈爾濱に管理

局を設け北滿洲郵界を管轄せしむる事とした。從つて本省は哈爾濱郵務管理局の管轄下に置かれ長春、吉林に一等郵局を設け其他の重要地に二、三等郵局及代辦所及信櫃を設け、必要に應じては市中の要所に信箱、信筒を設置し、村落には郷間信櫃其他の集配機關を置き、而して此等郵便物遞送は、汽車による汽車郵路、汽船による汽船郵路、民船による民船郵路、配達夫による郵差郵路の四に大別さるゝが、交通機關の見るべきものなき舊吉林省に於ては前三者に比し、郵差による遞送が最も重んぜられてゐた。郵差は步差、馬差の二とし、豫め發着時間表を作成して豫定日時間に遞送せしむる事としたが、重要都市間を除いては普通二日又は三日に一回とし、甚しきは一週一回配達したのである。

滿洲國政府は大同元年四月一日を以て國內郵政接收を宣言し、新たに郵便切手、葉書を制定し、大同元年八月一日を期して滿洲國內に於ける郵政權の接收を斷行することに決し、七月十一日交通部郵政司より郵便法、爲替法、預金法等に關する條例を正式發表した所、南京政府は之に對し、滿洲郵政封鎖令を發し、七月二十四日以後全滿郵政局は一齊に閉鎖され一時郵務停止の已むなきに至つたが、政府は緊急善後策協議の結果、實力を以て接收することゝなり二十五日完全に接收を終へ、郵務司に於て國內の郵政を統制し奉天、哈爾濱に郵政管理局を設置し、重要都市の順序に一、二、三等郵便局を設くることは從來と異なる處はなかつた。

康德元年十二月一日地方行政制度改革の實施せらるゝや之と呼應し、交通部は郵政局官制第四條に依る郵政管理局管理區域を改正し、同日より實施することゝなつた。即ち奉天、哈爾濱の外更に新京に管理局を設くる事となつた。而して本省內郵局は舊黑龍江省內は哈爾濱管理局管下に屬し、舊奉天省內の洮遼各縣は新京管理局の下に各縣郵局を配置してゐる。

▲哈爾濱郵政管理局管內

省內郵局並取扱事務一覽表

（康德二年十二月交通部郵務司調）

局名	齊々哈爾	齊々哈爾東門	昂々溪	拜泉	富拉爾基	克山	林甸	泰安鎭	泰來
開局年月日	大同元年八月四日	同	大同元年八月十六日	大同元年九月十四日	大同元年八月八日	大同元年八月九日	大同元年十一月十五日	大同元年十一月二十四日	大同元年八月五日
取扱事務：快遞郵件（別配達）	○	○	○	○		○			
保險信函（價格表記書狀）	○		○						
保險箱匣（價格表記箱物）									
代收貨價掛號郵件（代金引換通常）	○		○	○	○	○		○	○
開發滙兌（爲替振出）	○A	○B	○A	○B	○B	○B	○C	○B	○B
兌付滙兌（爲替振出）	○A	○B	○A	○B	○B	○B	○C	○B	○B
國際滙兌（外國爲替）									
國際滙兌（外國爲替）（辦理限滙事務）（振宛國ニ制限アルモノ）	○		○			○		○	
國內持種包裹（內國持種小包）	○A		○A	○B	○B	○B	○B	○B	○B
國際包裹（外國小包）	○	○	○		○	○		○	
國際代收貨價包裹（外國代金引替小包）	○		○						
郵政儲金（郵便貯金）	○		○	○		○		○	○
汽機通通（汽車又ハ汽船ノ通ズル地）	○	○	○		○	○		○	○
僅於國內包裹准給汽機通運利益（內國小包ニ限リ汽車又ハ汽船ノ通ズル地トシテ取扱ハルルモノ）				—					
僅於夏季開辨（夏季ノミ開局）									
（滿日）小爲替	○		○						
滿華爲替	○丙	○乙	○丙	○乙	○乙	○乙	○甲	○乙	○乙
引受時刻證明	○		○			○			
滿日及國內通常爲替									

明水	大同元年八月二十五日					○C	○C			○B								○乙		
調河	大同元年十月一日					○C	○C		○	○B				○				○甲		
嫩江	大同二年一月十六日					○B	○B		○									○乙		
泰康	大同元年十月三十日					○C	○C		○B									○甲		
大賚	大同元年八月二十三日					○C	○C			○B								○甲		
朱家坎	大同元年十二月二十日					○C	○C			○B				○				○甲		
依安	大同元年十二月十六日					○C	○C			○B								○乙		
景星	大同元年八月二十六日					○B	○B			○B								○乙		
克東	大同元年十月一日					○B	○B			○B								○乙		
拉哈	大同元年十二月二日					○C	○C		○	○B				○				○甲		
三道鎮	大同元年八月二十六日					○B	○B											○乙		
濟沁河	大同二年一月三十日					○C	○C											○甲		
北安鎮	大同二年十一月一日					○B	○B		○	○B	○	○	○	○			○	○乙	○	
龍鎮	康德二年四月一日					B○	B○							○			○	乙○		○
德都	同					C○	C○											甲○		
孫呉	同					B○	B○											乙○		
通北	同					B○	B○							○				乙○		
齊々哈爾東站	同		○B	○		A○	A○						○	○				丙○		

▲新京郵政管理局管内

洮南	大同元年七月二十七日	○	○		○	○B	○B		○	○A	○	○	○	○			○	○乙		
洮安	大同元年八月一日		○			○B	○B			○B	○		○	○			○	○乙		
開通	同	○				○C	○C				○		○	○				○甲		
鎮東	同					○C	○C							○				○甲		
安廣	大同元年八月六日					○C	○C											○甲		
瞻楡	大同元年八月十六日					○C	○C											○甲		
突泉	大同元年八月一〇日					○C	○C											○甲		
邊昭	康德二年六月六日		○A			B○	B○				○			○				乙○		
乾安	康德二年六月六日					C○	C○											甲○		

備考　取扱事務欄には當該事務を取扱ふものに就き○印を附し取扱金額に制限あるものには其の制限額に依り一千元はA、五百元はB、一百元はC、又滿華爲替に限り其の制限額に依り一百元は甲、四百元は乙、八百元は丙の略號を記入す。

第二項　電信・電話

滿洲に於ける通信業務就中電信、電話、通信施設に就ては由來何等見るべきものなく發達遲々たるものであつたが、滿洲建國以來地方治安の維持、産業の開發、經濟の發展、文化の向上に資せんが爲め郵政の確立と共に電信、電話事業の普及、發達を企圖し先づ日、滿合辦による電信、電話會社を設立し大同元年九月一日より事業を開始せしめ、通信施設の改

善、擴張を圖つたのである。即ち同社は其の創設と同時に電信施設としては北滿、熱河及京圖線、拉濱線等新設鐵路沿線に電信機械の新設改良をなし、又主要地間の電信回線新設及電信方式變更改良に努め、新規回線の完備を期してゐるのである。斯くの如くにして各地との通信容易となり、殊に北滿地方の如き由來施設の見るべきものなかりし地方に於ても省內各主要地間の通信、連絡の便開け此等通信施設の擴張は文化の開發を促し、產業の開發、治安の確立上至大の貢獻をなしてゐるものと謂はなければならない。

第六節　土木事業

第一項　康德元年以前施工概況

本省內に於ける大同二年及康德元年度に於ける土木事業施工の主なるものを列記すれば次の如し。

一、大同二年六月より翌七月に至る間に於て土木科は克東驛南方十支里の地點、雨爾河の架橋工事を施工し、克東縣城間との連絡をなす。

一、大同二年六月より翌七月に至る間に於て土木科は克山縣泰安鎭南方十支里の地點、雨爾河の架橋工事を施工し依安縣城との連絡に便す。

一、大同二年六、七兩月に亘り齊々哈爾、富裕間の連絡を計るため雨爾河橫斷、富裕縣界九道溝六ケ所に架橋工事をなす。

一、大同二年六月より同年八月に至る間に於て大同元年度北滿水害による齊々哈爾、昂々溪間缺潰堤防復舊工事に着手し國軍警備の下に約四萬圓の豫算を以て工事を竣工せしむ。

一、大同二年七月より同年九月に至る間富拉爾基、景星間道路に於て、架橋十二ケ所及道路補修並に改良工事を行ふ。本工事には日軍の援助を得工兵一ケ中隊作業、自動車隊六臺は運搬、第十五聯隊一ケ中隊指揮の下に警備の任に就き完成せるものである。

一、大同二年五月より康德元年三月に至る間に於ては呼蘭——幻彥、木蘭——通河間道路の手直及架橋又北滿水害の破損箇所、嫩江、訥河、拜泉、綏化、呼蘭、蘭西、肇州、大賚、泰來等各縣の堤防應急工事をなす。尙大同二年十月より同年十一月迄に於て北安鎭の都市計畫豫定地の實地測量を完成せしめ、更に齊々哈爾市の都市計畫に要する郊外の測量をなす。

一、康德元年に於て寧年、富裕間の橋梁架設及泰安、依安間の暗渠、濕地の盛土又は克東、克東縣城間の暗渠、濕地の盛土又鐵驪橋架設、林甸、泰康間の濕地滯の盛土等を竣工せしむ。

第二項　康德二年施工概況

▲道路及架橋工事

一、鎭東安廣兩縣界を流るゝ洮兒川河は、在來渡船を利用不便甚だしきに鑑み沿岸黑帝廟に木橋を架設す。

一、林甸、泰康間は元年度より施工着手し、二年度に到り主として暗渠布設及道路維持、修繕を施工す。

一、寧年、富裕縣城間道路も元年度より着工し本年度は路面修理及笠上工事を施工す。

一、泰安鎭、依安縣城間道路工事も元年度より着工し、本二年度は路面修理濕地滯の笠上工事をなし、夏季も容易に通行可能の道路となる。

一、克東驛及克東縣城間も元年度より着工し二年度に於ては築立及修繕工を施工し夏季に於ても容易に交通可能となる。

一、北安鎭、德都間道路工事は二年度に於て省公署直營として架橋五ケ所を施工し二、三兩年度に於て全路線の完成をなさしむる樣計畫中。

一、齊々哈爾市內龍革路補裝工事及新生、新開路の連絡道路を施工す。

一、北安鎭城內の簡易マカダム式道路工事延長千六百米を完成せしむ。

▲堤防及護岸工事

一、洮南、洮安、鎭東、安廣の各縣界を流れる洮兒川の沿岸の堤防工事を各々緊急を要する要所要所の築堤及笠上工事を省指定の下に施工せしむ。

一、龍江及泰來の嫩江沿岸の緊急を要する堤防工事を省指定の許に施工せしむ。

一、甘南縣音河川の流域一部分の堤防築堤及笠上工事を施工す。

一、依安、克東兩縣にまたがる雨爾河の沿岸にして緊急を要する築堤工事を省指定の下に施工せしむ。

一、龍鎭、訥河兩縣を流るゝ納謨爾河の沿岸孫家船口に堤防築堤工事を施工せしむ。又納河縣城外南方納河大橋の根固として護岸工事を施工す。

一、齊々哈爾葫蘆頭に齊々哈爾市民の水路、交通に便ならしむるため河川改修工事をなし荷揚場を新設す。

▲其他事項

一、齊々哈爾、洮安、北安鎭等の都市計畫に依る資料及村街調査並に齊々哈爾市、上下水道の計畫事項を調査研究す。

第七章 文教

第一節 總說

滿洲建國と共に文教局は建國の精神を宣揚する必要あり、大同元年三月二十五日國務院令第二號を以て各學校をして從來の三民主義及黨義教科書を一律に廢止すると共に、王道主義の下に國家觀念の培養、禮儒の尊重を旨とせる文教方針を提示した。

本省當局に於ても立國の精神を闡明し、中央文教當局の方針に則り、鋭意文教の根本的刷新、更改に努めて來たのであるが更に康德元年十二月省制改革により地域縮小せられ、統制上頗る便益を得る事となつたので之を機として積極的に國民精神の振興と文化の向上に努むる處あり、漸次根本方針の具體的實現を見つゝある。

茲に其の大樣を摘記すれば次の如くである。

一、學校教育は王道教育方針に則り、東洋固有の道德を發揚し質實、勤勞を尙び民族協和を目的とし、健全なる國民を養成せんとす。

二、省立中等學校教員檢定を行ひ教職員職務規程、服務規程、訓育要目、改良塾師暫行辦法、視學須知を制定し教員の素質向上、學校教育の內容充實を計る。

三、王道教育の徹底を期する爲め、期別に有能小學校教員を新京に於て教育講習所に入所せしめ、中等學校博物、地理、圖畫、體操教員を選拔して文教部主催講習會を受けしめ又本省各縣に於て、圖畫、體操、音樂及教科書編纂趣旨に關する各講習會を行ひ、以て小學校教員をして建國意義及教育者使命の重大なるを明記せしめ擔當學科目の研究を督勵す。

四、留日教員の選定、教育視察團の赴日視察、汎太平洋新教員會議及日・滿中等學校長會議に參加せしめ東洋文化を注入して以て他山の石たらしむ。

五、省立學校を充實し圖書、標本を設備し所用物品を發給し、以て各校內容の完備を期す。

六、校名を改正し統制を容易ならしめ、地方行政制度改進の具現たらしむ。

七、社會教育は王道立國の精神に基き以て民衆の道德振興、民衆の知識向上を計り以て優良、健全なる社會を建設せんとす。

八、社會教育指導者を日本に派遣留學せしめ、一般社會教育の理論及農村社會狀態と文化施設を研究し、以て歸國後專ら社會教育の指導に當らしむ。

九、民衆教育機關として民衆學校、日語學校、圖書館の外に民衆成年、勸學院、婦女勸學院、巡廻文庫六ケ月間を創設し民衆日語講習會、家庭講習會を開催し、以て民衆知識の增進を謀る。

十、各縣に令して詔書奉讀式を擧行せしめ又縣城に於て日・滿學生交歡會を擧行し、一般民衆をして均しく日・滿緊密不可分の關係を知らしむ。

十一、建國記念第四次運動會第二次中等學校體育大會を擧行し、新京全滿都市對抗蹴球會、第四次滿洲國體育會等に參加せしめ運動會の新記錄獲得に努む。

十二、童子團指導者を新京に派遣して實習を受けしめ、童子團十大教育方針指導具體規程、國旗揭揚順序を制定し、各縣に令して童子團服裝を嚴定强制せしめ、貧苦兒童をして童子團教育を受くるに便ならしむ。

第二節　學校教育

第一項　概說

本省は由來僻陬の地に偏して、開化遲れ教育事業亦幼稚なるを免れず、學校教育の普及、發達亦遲々たるを免れざる狀態にあつた。殊に滿洲建國直後、治安紊亂し、支出過多にして經營困難に陷り、中央より補助金計二十一萬餘圓を發給し專ら地方教育の復舊を計る事としたのである。大同二年治安漸く收まると共に、教育廳は極力整頓に努め日と共に復舊するに至り康德元年上期に於ては中等學校に就ては省立のもの七校（學生一、二五〇名）縣立のもの十二校（學生八一八名）私立のもの二校（學生四一四名）、小學校に就ては省立のもの十校（學生三、〇四四名）縣立六百二十二校（學生四六、七六〇名）私立九十五校（學生五、八二一名）を數ふるに至つた。中等學校教科目に就ても大同元年下期毎級日語三時間經學二時間、小學校高級に於て毎級日語二時間を追加する事とした。訓育標準は王道を根據とし、古人禮教を尊拜せしめ學生自治、互助、親愛の精神を養成し、以て新國家の健全なる國民養成に努めてゐる。教科書に就ては建國當初、國定教科書出版前に於ては取敢へず、中國商務印書館發行に係る新學制教科書を採用し特に國體に合せず。排外的色彩せる個所に就ては、各校に令して之を刪除せしめ、次いて大同元年六月中央文教部に於て、南滿教育會教科書編纂部發行に係る教科書採用を決定したのである。更に康德元年國定教科書出版せらるゝと共に官、私立學校をして一齊に之を採用せしむる事とした。

次いで康德元年十二月一日新省制改革實施以來、教育廳は更に教育の向上を計り、左の如き方針を以て其の訓育に當らしむる事としたのである。

（一）教授科目　康德二年春中等學校に於て毎級、毎週日語一時間を授く、一科毎級毎週其餘學科目は舊制に據る。

（二）訓育標準　康德二年四月教育廳視學官室に於て訓育標準を定め、中等學校訓練に就ては　(1)忠孝　(2)仁愛　(3)禮讓

(4)協同 (5)勤勞 (6)美感を尙ばしめ、小學訓育に於ては (1)忠孝 (2)仁愛 (3)禮節 (4)公德 (5)勤勞 (6)清潔を旨とする事とし、各學校をして之を實踐せしむ。

(三) 教科用書 康德元年下學期文教部編定中等學校教科書は、其種類少なく各中等學校所用に滿たざるものあり、教育廳刪正の者を採用する事とし、康德二年九月文教部に於ては中等學校教科書として十一種を認可し、其內稍々不適當の箇所を刪除せしむる事とした。

第二項 學制及教科目

本省現行學制は小學校に於て四二制、中學に於て三三制とし啻だ農、工兩中等實業學校は特殊性質に鑑み一三制度を採用し、豫科一年本科三年とす。

教科目に就ては小學校に於ては全省同一とし、中等學校に於ては各校必ずしも其の軌を一にせず、之を列記すれば次の如くである

一、小學校教科目

(1) 初級

修身、國文、算術、珠算、自然、手工、圖畫、體育、音樂

(2) 高級

修身、國文、算術、珠算、自然、手工、圖畫、國史、地理、經學、日語、體育、音樂

二、中等學校教科目

(1) 日語專修學校（高中程度）

修身、日語、國語、英語、經學、理科、數學、地理、教育、歷史、體操

(2) 省立師範學校

修身、經學、國文、日文、英文、算術、代數、幾何、三角、實用算學、物理化學、歷史、地理、植物、動物、教育史、教育心理、教育概論、教學法、小學行政、教育測驗、哲學概論、農業、注音字母、音樂、體操、藝術、童子軍、社會、地質礦物、生理

(3) 省立女子師範學校

國文、日文、英文、修身、經學、家事、教學法、小學行政、倫理、論理、教育思潮、教育概論、教育心理、幾何、代數、算術、三角、博物、生理、生物學、歷史、地理、珠算、物理、化學、手工、體操、音樂、圖畫、習字

(4) 省立兩級中學校

國文、經學、修身、算術、三角、幾何、代數、日語、英文、地理、歷史、物理、化學、生物、礦物、植物、動物、體操、音樂、圖畫、手工、習字、生理衞生、職業

(5) 省立工業學校

修身、日文、材料、英文、經學、國文、體操、測量、實用力學、材料力學、鐵道工程、代數、幾何、市政工程、建築學、橋梁學、製圖、圖畫、音樂、工業經濟、化學、幾何畫、機械學、物理、歷史、三角、地理、算術

(6) 省立農業學校

修身、國文、經學、地理、歷史、英文、日文、算術、代數、園藝、病虫害、測量、農業經濟、農產製造、土壤、肥料、農具、實習、幾何、動物、植物、物理、化學、生理衞生、音樂、體育、作物、畜產、三角、育種、農村社會、氣象、林學大意、農藝化學

第三項　學校現勢

本省內學校としては小學校四九一、師範二、同講習所五、中學校七、女子中學三、其他工業、農業、職業、諸學校等計五一五校を有するが今之等に就て學校數、學生數其他を詳かにすれば次表の如くである。

學校總覽

（康德二年十一月龍江省公署教育廳調）

種別	校數	學級數	學生數 男	學生數 女	學生數 計	教職員及保姆數	事務員數
小學校	四九一	一、一四〇	三一、一三八	九、九八五	四一、一二三	一、一二六	一九三
師範學校	二	一四	二二六	二六三	四八九	三〇	四
師範講習所	五	五	一一二	八一	一九三	一八	一
中學校	七	二七	一、〇〇八	—	一、〇〇八	六五	八
女子中學校	三	五	—	二〇三	二〇三	二三	一
工業學校	一	四	一七〇	—	一七〇	一一	二
農業學校	二	五	一六一	—	一六一	一三	二
日語專修學校	一	五	二五一	—	二五一	一〇	二
女子職業學校	一	二	—	七八	七八	四	—
女子教養院	一	八	—	一一〇	一一〇	一二	—
幼稚園	一	—	一八	三三	五一	二	—

學校設置系統別表

（康德元年十二月現在 龍江省公署教育廳調）

種別	省立	縣立	私立	外人設立	計
小學校	五	四一六	六八	二	四九一
師範學校	二	—	—	—	二
師範講習所	—	五	—	—	五
中學校	一	四	一	一	七
女子中學校	—	二	—	一	三
工業學校	一	—	—	—	一
農業學校	一	一	—	—	二
日語專修學校	一	—	—	—	一
女子職業學校	—	一	—	—	一
女子教養院	—	—	一	—	一
幼稚園	一	—	—	—	一
計	一二	四二九	七〇	四	五一五

小學校一覽表

縣市別	校數	學級數	學生數 男	學生數 女	學生數 計	教職員數	事務員數
齊々哈爾市	一六	九六	二、六六一	一、四六六	四、一二七	一二四	一二
龍江縣	七一	一四〇	三、七七九	一、四八五	五、二六四	一三六	二四
景星縣	九	一二	四〇五	六八	四七三	一八	二
甘南縣	九	二三	五九五	一四二	七三七	二〇	三
富裕縣	一四	二〇	六六九	一二四	七九三	二三	二
訥河縣	二二	五〇	一、三四六	四七六	一、八二二	五二	五
嫩江縣	一一	二一	四八二	二三七	七一九	二二	二
德都縣	一一	二六	四八五	一八六	六七一	二三	三
龍鎭縣	三	一一	二七七	八六	三六三	一二	二
通北縣	七	一二	三七〇	一〇一	四七一	一〇	三
克東縣	六	一〇	三七五	一〇一	四七六	一〇	二
克山縣	一八	二八	一、六六八	六一一	二、二七九	四六	八
拜泉縣	二〇	五二	一、五三二	八三七	二、三六九	六九	—
明水縣	二五	五九	一、一六四	二三七	一、四〇一	四四	七
依安縣	一〇	二三	五三〇	一六三	六九三	一九	八
林甸縣	一三	二五	八六三	二七八	一、一四一	三一	六
泰康縣	一六	一八	五四三	三〇	五七三	一七	一
泰來縣	一五	五〇	一、三〇五	四五〇	一、七五五	五一	九
鎭東縣	一三	二七	五八二	二二五	八〇七	三五	三
大賚縣	一九	三三	一、三〇〇	三四七	一、六四七	三六	三
安廣縣	三六	六〇	一、六九六	一七七	一、八七三	六五	四
洮安縣	二六	五四	一、四一九	三八一	一、八〇〇	三七	二五
洮南縣	三五	九九	三、二四八	一、一二七	四、三七五	一二八	一〇
開通縣	二三	四六	一、五六六	一四六	一、七一二	二八	二九
瞻楡縣	二五	一〇〇	八七六	二五一	一、一二七	三五	三
突泉縣	一八	四五	一、四〇二	二五三	一、六五五	三五	一七
計	四九一	一、一四〇	三一、一二八	九、九八五	四一、一一三	一、一二六	一九三

直轄學校一覽表

學校名	學級數	學生數 男	學生數 女	學生數 計	教職員及保姆數	事務員數
龍江省立齊々哈爾日語專修學校	五	二五一	—	二五一	一〇	二
龍江省立齊々哈爾師範學校	七	二二六	—	二二六	一二	二
龍江省立齊々哈爾兩級中學校	七	二三二	—	二三二	一四	二
龍江省立齊々哈爾工業學校	四	一七〇	—	一七〇	一一	二

龍江省立齊々哈爾農業學校	四	一一八	—	一一八	九	二
龍江省立齊々哈爾女子師範學校	七	—	二六三	二六三	一八	二
龍江省立齊々哈爾師範第一附屬小學校	一三	五九〇	二〇	六一〇	一五	一
龍江省立齊々哈爾師範第二附屬小學校	八	三五一	—	三五一	一一	一
龍江省立齊々哈爾師範第三附屬小學校	四	一三三	二三	一五六	五	一
龍江省立齊々哈爾農業附屬小學校	六	二六〇	—	二六〇	八	一
龍江省立齊々哈爾女子師範附屬小學校	七	二八	二八〇	三〇八	七	一
幼稚園	—	一八	三三	五一	二	—

中等學校一覽表

學校名	學級數	學生數 男	學生數 女	學生數 計	教職員數	事務員數	全年經費 單位(元)
龍江省立齊齊哈爾日語專修學校	五	二五一	—	二五一	一〇	二	三二、六五二
龍江省立齊齊哈爾師範學校	七	二二六	—	二二六	一二	二	三六、九一二
龍江省立齊齊哈爾女子師範學校	七	—	二六三	二六三	一八	二	三九、五五二
龍江省立齊齊哈爾兩級中學校	七	二三二	—	二三二	一四	二	三五、六五二
龍江省立齊齊哈爾工業學校	四	一七〇	—	一七〇	一一	二	三一、六二九
龍江省立齊齊哈爾農業學校	四	一一八	—	一一八	九	二	三〇、二一二
克山縣立林泉街初級中學校	三	一〇九	—	一〇九	七	一	四、二三四
克山縣立貞靜街女子初級中學校	一	—	四五	四五	三	—	一、九〇七・二
拜泉縣立育英初級中學校	一	五〇	—	五〇	三	—	一、五〇〇
拜泉縣立育英女子師範講習所	一	—	三〇	三〇	三	—	一、五〇〇
安廣縣立安廣農科職業學校	一	四三	—	四三	四	—	二、九二六
洮安縣立富源路初級中學校	二	六三	—	六三	六	一	六、二七二
洮南縣立姚南師範講習所	一	二四	—	二四	三	一	三、八九五
洮南縣立洮南女子師範講習所	一	—	五一	五一	四	—	三、八五七
洮南縣立洮南初級中學校	四	一〇七	—	一〇七	九	—	七、六〇八
洮南縣立洮南女子初級中學校	一	—	一二	一二	三	—	一、九八〇
洮南縣立洮南女子職業學校	二	—	七八	七八	四	—	四、三九六
開通縣立開通師範講習所	一	四〇	—	四〇	四	—	三、一二一
突泉縣立突泉師範學校	一	四八	—	四八	四	—	四、四八八
私立蒙旗師範學校	四	一五七	—	一五七	九	一	不詳
龍江初級中學校	六	二九一	—	二九一	一七	三	不詳
龍江女子初級中學校	三	—	一三六	一三六	一六	—	不詳
計	六七	一、九二八	六二五	二、五五三	一七三	一九	二五四、三五六・二

私塾一覽表

縣別	塾數	塾師數	塾生數 學生	塾生數 學童	塾生數 計
龍江縣	七六	七六	一、一一〇	七六	一、一八六
景星縣	八	八	一四一	六	二四七
甘南縣	四〇	四〇	七七九	三九	八一八
富裕縣	五	五	一〇三	五	一〇八
訥河縣	三〇	三〇	四二〇	一	四二一
嫩江縣	一〇	一一	一八八	一〇	一九八
克東縣	三〇	三〇	四二〇	二三	四四三
克山縣	七四	七四	一、四〇二	一四八	一、五五〇
明水縣	二一	二一	三五七	—	三五九
林甸縣	二二	二三	四〇七	一八	四二五
泰康縣	三	三	六一	三	六四
泰來縣	五七	五七	一、一〇〇	四八	一、一四八
鎮東縣	三五	三五	五六四	—	五六四
大賚縣	九	九	二六四	一〇	二七四
洮安縣	四四	四四	五二四	四一	五六五
洮南縣	一六	一六	四三八	六	四四四
計	四八〇	四八二	八、三八〇	四三四	八、八一四

外人設立學校

學校名	學級數	學生數 男	學生數 女	學生數 計	教職員數	事務員數	備考
龍江初級中學校	六	二九一	—	二九一	一七	三	天主堂所設
龍江女子初級中學校	三	—	一三六	一三六	一六	—	〃
龍江初級中學附屬小學校	七	二七八	—	二七八	七	一	〃
龍江女子初級中學附屬小學校	六	—	四一〇	四一〇	一〇	一	〃

外僑學校

（康德二年十月調査）

學校名	學級數	學生數 男	學生數 女	學生數 計	教職員數	事務員數	校長名
日本小學校	一〇	二三六	二一七	四五三	一五	—	楢崎亮太郎
日本小學分校	三	三四	三五	六九	三	—	
朝鮮小學校	六	五四	五一	一〇五	三	—	山中大造

全省官立學校經費一覽表

（康德元年度）　單位（元）

設立別	全年總經費	中等學校經費	小學校經費
省立	二六一、一五二	二〇六、六七二	五四、四八〇
齊々哈爾市	五〇、〇〇〇	—	五〇、〇〇〇
龍江縣	四二、一八〇	—	四二、一八〇
景星縣	三、六六〇	—	三、六六〇
甘南縣	七、七〇四	—	七、七〇四
富裕縣	七、九二〇	—	七、九二〇
訥河縣	一四、三六四	—	一四、三六四
嫩江縣	八、九七六	—	八、九七六
德都縣	一〇、三三四	—	一〇、三三四
龍鎭縣	八、一〇七	—	八、一〇七
通北縣	五、四一二	—	五、四一三
克東縣	四、九九七	—	四、九九七
克山縣	二三、七〇四	六、一四一	一七、五六三
拜泉縣	二六、〇八八	三、〇〇〇	二三、〇八八
明水縣	一五、五八二	—	一五、五八二
依安縣	一一、四〇六	—	一一、四〇六
林甸縣	一八、三〇九	—	一八、三〇九
泰康縣	四、三〇八	—	四、三〇八
泰來縣	一五、六九八	—	一五、六九八
鎭東縣	一〇、五五七	—	一〇、五五七
大賚縣	一〇、八九六	—	一〇、八九六
安廣縣	一六、三八九	二、九二六	一三、四六三
洮安縣	三二、四三九	六、二七二	二六、一六七
洮南縣	七五、五〇二	二一、七三六	五三、七六六
開通縣	二五、一四九	三、一二一	二二、〇二八
瞻楡縣	一〇、二四九	—	一〇、二四九
突泉縣	二一、五四〇	四、四八八	一七、〇五二
計	七四二、六二二	二五四、三五六	四八八、二六六

第四項　留學生

本省留學生に關しては大同二年七月より完全に中央文教部の管轄に移り、爾來國費及自費を除き省費及縣費のもの無し。

當時歐洲留學生に對しては文教部に於て歸朝を命じたが之を肯んじなかつたので、學費を停止する事としたのである。現在に於ては留日國費生二十七名、自費生二十一名に及んでゐるが建國僅か三年有半にして、留日學生四五十名の多きに達せし事は當局の熱意と、青年間に於ける日滿協和精神の動向を知る事が出來る。

龍江省日本留學官費生調查表

（康德二年六月駐日大使館調查）

氏名	性別	年齡	現籍	出身學校	留學々校	學習學科	年級	入學年月	卒業年月	費別
鄭炳文	男	二九	拜泉	拜泉縣立第一中學校	東京工業大學	建築		昭和六、四	一、三	文費
何什格圖	〃	二六	龍江	黑龍江省立第一工科職業學校	早稻田大學	專門部政治經濟科	二	九、四	一二、四	〃
秋祿亨	〃	二四	〃	哈爾濱高級中學	專修大學	專門部經濟科	三	八、四	一一、三	〃
關克敏	〃	二三	齊々哈爾	奉天東北大學預科	山口高等商業學校	本科	二	八、七	一二、三	官費
張凌哲	〃	二三	龍江	奉天東北大學附屬中學	〃	〃	〃	〃	〃	〃
李成棟	〃	二一	齊々哈爾	奉天第一高級中學	〃	〃	〃	〃	〃	〃
李如棟	〃	二六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
傅俊倫	〃	二五	〃	東北大學附屬中學	〃	〃	〃	〃	〃	〃
張景先	男	二二	齊々哈爾	黑龍江省立第一高級中學	〃	〃	一	〃	一三、三	官費
劉繼先	〃	二三	龍江	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
秦善元	〃	一九	〃	哈爾濱特區立第二兩級中學	中央氣象臺附屬測候技術官養成所	氣象學	〃	一〇、五	一一、三	官實
許慶華	〃	二四	克山	黑龍江省高中卒業廣島高師豫科	東京鐵道局教習所	專門部機械科	〃	一〇、六	一二、三	官費
田蕘	〃	二六	依安	東北交通大學豫科	第一高等學校	特設高等科理科	二	九、四	〃	〃
關振芳	〃	二一	齊齊哈爾	黑龍江省立一師	東京高等師範	理科第二部	一	〃	一四、三	〃
馬又藩	〃	二二	龍江	〃	〃	第三部	〃	〃	〃	〃
張樹棟	〃	二〇	〃	哈爾濱區立一高中	〃	特設科	〃	一〇、四	一五、三	〃
孫耀燊	〃	二九	〃	黑龍江省立高級師範卒業	〃	於附小作教育實地研究	〃	九、二、一	一〇、一〇	〃
王尙文	〃	一九	通北	克山縣立第一中學	廣島高師	文科第三部（歷史地理）	一	一〇、四	一四、三	〃
于敬寰	男	二一	洮南	黑龍江省交通中學校	〃	理科第一部（數學）	〃	〃	〃	〃
褚鵬霞	〃	二〇	龍江	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
楊乃鵬	〃	二三	〃	省女第一中學	〃	〃第三部（博物）	〃	〃	〃	〃
關慶雲	〃	二一	齊齊哈爾	黑龍江省交通中學校	〃	〃	〃	〃	〃	〃
于凱南	〃	二二	景星	黑龍江省第一師範	〃	特設豫科	〃	一〇、四	一一、三	〃
隋文彬	〃	〃	大賚	黑龍江省第一中學校	〃	〃	〃	〃	〃	〃
連金聲	〃	二六	齊齊哈爾	黑龍江省第一師範	〃	國語練習並教授訓育等見學	〃	九、一一	一〇、一〇	〃
范亞超	〃	〃	龍江	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
楊義平	〃	〃	富裕	〃	青森縣立青年學校教員養成所	社會教育	一	九、一二	一〇、三	〃

龍江省日本留學私費生調查表

（康德二年六月駐日大使館調查）

氏名	性別	年齡	現籍	出身學校	留學々校	學習學科	年級	入學年月	卒業年月
傅文田	男	二三	甘南	法庫平治中學	早稻田大學	專門部政治經濟	一	昭和一〇、四	一三、三
賀雲逵	〃	二二	林甸	哈爾濱市立第三高級中學校	〃	〃法律科	〃	〃	〃
修民彝	〃	二八	齊々哈爾	北平民國學院	明治大學	高學專攻科	〃	八	一一、三

玉鍾秀	〃	一六	〃	華北中學	〃豫科	英法科	第一種一	一〇、四	一三、三
劉瑞豐	〃	二〇	黑龍江省	北平弘達中學早大專門修業一年	〃	政治科	第二種一	〃	一二、二
高毓華	〃	二二	齊々哈爾	遼陽高級中學	山口高等商業	本科	一	九、九	一三、三
陳國璇	〃	二四	泰康	黑龍江省立第一高級中學	〃	〃	〃	九、五	〃
翟爾彬	〃	二〇	齊々哈爾	黑龍江省華北中學校	〃	〃	〃	一〇、四	〃
于錫琳	〃	二七	泰來	奉天東北學院豫科	東京鐵道局教習所	土木科	一	九、五	一二、三
王宜民	〃	二四	瞻楡	〃第一交通中學	〃	專門部土木科	一	九、一一	〃
張國棟	〃	二三	訥河	吉林省立第一高中卒	〃	〃電氣科	〃	一〇、六	〃
段鐵威	〃	二〇	龍江	北平匯文中學卒	〃	特設豫科機械科		〃	一三、三
張文炳	〃	二五	〃	省立第一工科高中卒	〃	〃電氣科		〃	〃
楊晶	女	二一	齊々哈爾	龍江省立第一女子師範	東京女子醫學專門	醫學	豫科	九、四	十五、三
潘鴻志	男	一九	龍江	北滿特區立三中	東京高等師範	特設科		一〇、四、一	一五、三
趙息黄	〃	二三	〃	法政大學	東亞學校	日本語	高級班	一〇、四	一一、三
辛鳳桐	〃	〃	林甸	龍江師範	〃	〃	專修科一期	〃	〃
汪海洋	〃	二五	龍江	民國大學	〃	〃	〃	〃	〃
孫桓	男	二二	依安	吉林五中	東亞學校	日本語	專修科一期	一〇、四	一一、三
傳文業	〃	一八	甘南		研數學館	數學	中等豫科	〃	〃
明毓崚	〃	一八	泰來	黑龍江省立中學校	名古屋飛行學校	機關科	一	〃	一一、三

右共二十一名

第三節 社會教育

第一項 概説

本省社會教育としては文化機關、教化團體及娯樂施設三方面に分つ事が出來る。文化機關としては事變直後治安其他の關係に支障せられて一時停頓の已むなきに至つたのであるが、滿洲建國後大同元年四月省立圖書館及民衆教育館先づ恢復せしむる事とし、之を各縣に令達したので大同二年末に至り少數特殊事情あるものを除いては全部復舊する事としたのである。即ち教育館として恢復せるものは綏化、靑岡、泰來、拜泉、木蘭、海倫、通化、巴彥、訥河、望奎、依安、肇東、安達、肇州、通河、克山、呼蘭、蘭西、明水、綏棱、慶城等二十一縣、圖書館としては、綏化、拜泉、龍江、通河、望奎、安達、肇州、呼蘭、蘭西、大賚等十縣、民衆學校としては安達、望奎、通河、巴彥、肇州、綏化、蘭西七縣である。又新設のものとしては省立教育館附屬第一民衆日語補習學校一校、通河縣立民衆學校一校び及日語補習班一班、佛山縣立民衆學校一校、德都縣立講習所一所、閱報所一處、識字處三處である。各教育館の組織は大様其の內容同じく、圖書館として獨立せるもの省城、拜泉、望奎、蘭西、大賚の五處あり。殊に省立圖書館は比較的充實し貯藏六千部に達し四萬五千三百七十餘册の多きに上る。其他各縣に於ては均しく教育館內に附設し講演所、閱報室、識字處及民衆學校等の如きは教育館に統屬するもので、一切の設備に就ては嚴格に分拆するは困難である。教化團體としては宗教的性質を有するもの丶外は萬國道德會は最も發達してゐるものであるが、全省中龍江、訥河、東興、安達、泰來、拜泉、望奎、林甸、通河、海倫、巴彥、肇州、肇東、綏化、呼蘭、大賚、慶城十七縣に分會を置き、內望奎、巴彥、綏化、慶城の四縣分會は未だ學校を附設せざるも、他の十三縣分會は男女補習學校合計十五ケ處を附設し、訥河、安達、龍江、望奎、海倫、巴彥、綏化、大賚

の九縣分會は別に講演社各一ヶ所を附設してゐる。娯樂施設としては全省内に公園九ヶ處、戲園十四ヶ處、鼓書、茶社十四ヶ處、活動寫眞館二ヶ處、倶樂部一ヶ處を有す。以上は舊黑龍江省時代社會教育の實情であるが、省區劃改正後自ら變更あり、之を青少年教育、婦女教育、成人教育、圖書教育、娯樂施設、教化團體の六に分つ事が出來る。青少年教育に就ては、全省市縣十九區域に童子團分團六十三團、(團員三千六百七十二名)青年團六處(幹部四十四名、團員八百六十四名)婦女教育に就ては、婦女團六十處(幹部二十五名、團員二百六十三名)を有す。

成人教育に就ては教育館十一ヶ處、民衆學校二十五ヶ處、識字處四ヶ處、講演所十六ヶ處、日語補習學校二十五ヶ處、學生一千八十四名を有す。

又圖書館としては十ヶ處、娯樂施設に就ては活動寫眞館三ヶ處、戲園十一ヶ處、鼓書場五ヶ處、茶社三ヶ處、倶樂部公園各四ヶ處、球場舞場各二ヶ處、教化團體としては全省十三區域二十五團體あり、團員二千六百八十九名を有す。

第二項　民衆教育機關

社會教育機關として童子團、青年團、婦女團、民衆教育館、民衆學校、識字處、講演所、日語補習學校、圖書館に分ち各其の現勢を表示すれば次の如くである。

省内童子團調査一覽表

(康德二年度九月現在 龍江省公署教育廳調)

區域	團長	副團長	主任	分團數	團員數
齊々哈爾	王賓章	陳光華	姜賡年	一五	五二七
龍江縣	梁維新			二	七八
甘南縣	傅豫延			一	五四
富裕縣	張亭馨			二	七二
訥河縣	崔福坤			四	一八四
嫩江縣	崔作智			四	一四〇
德都縣	徐國順			一	三六
通北縣	馬魁升			一	三六
克東縣	陳承定			一	四〇
克山縣	王紹先			七	二五二
拜泉縣	孫柏芳			五	一八九
明水縣	商寶緒			三	一〇八
林甸縣	張松生			五	一八〇
泰來縣	劉東蕃			六	三二五
大賚縣	郭文田			二	一一〇
洮安縣	張殿銘			一	九四
洮南縣	齊鄉			一	一七〇
開通縣	鄭巽			一	三五
突泉縣	譙合聲			一	四二
總計				六三	二、六七二

省內青年團體一覽表

（康德二年度九月現在 龍江省公署教育廳調）

市縣名	組織稱	代表者	幹部數	會員數
齊々哈爾市	日滿青年會	于敬修	三六	四五八
通北縣	愛國青年團	郭振海	二	一八〇
鎮東縣	鎮東青年團	稻津一德	一	二五
拜泉縣	拜泉青年團	王容錦	一	一三七
大賚縣	大賚青年團	于海龍	六	三〇
洮南縣	青年同志會		一	二四
計	六ヶ團		四四	八六四

省內婦女團體一覽表

（康德二年度九月現在 龍江省公署教育廳調）

市縣名	組織稱	代表者	幹部數	會員數
齊々哈爾市	日滿婦女協會	王海觀	八	六三
拜泉縣	青年婦女會	張英	二	一七
鎮東縣	鎮東婦女會	王婉蘭	一	三五
大賚縣	大賚婦女會	鞠馥屏	一	二〇
洮安縣	洮安婦女會	那山	八	八三
開通縣	日滿婦女協和會	孫淑芳	五	四五
計	六ヶ團		五二	二六三

民衆教育一覽表

（康德二年度九月現在 龍江省公署教育廳調）

館名	館長名	職員數	全年經費（單位元）	內容組織	儲藏圖書數	日報雜誌數	觀覽聽講者一日平均
省立民衆教育館	王寶章	一一	四、四六八	講演部閱覽部 日語補習學校 民衆學校二處	九、八二二	一五	八五
訥河縣立民衆教育館	李呈麟	五	一、一一六	講演部閱覽部	一一六	一五	五〇
嫩江縣立民衆教育館	崔瑞祺	一	九八四	同	—	—	—
通北縣立民衆教育館	崔玉璋	一	七〇八	附設民衆學校	—	—	—
克東縣立民衆教育館	王人錚	一	六二八	閱覽部講演部 閱覽部識字部	—	—	二〇
克山縣立民衆教育館	趙城璧	三	一、二六四	講演部圖書館 閱報所、民衆學校二處	—	—	六〇
拜泉縣立民衆教育館	凌鳳陽	四	一、二九六	閱覽部講演部	—	—	三〇

明水縣立民衆教育館	賀文翰	二	三八五	公共體育部			
				戲劇習察部			
				民衆學校	—	四	二五
依安縣立民衆教育館	王光人	一	六八〇	日語夜校			
				書報室	六七二	一〇	一五
				民衆學校			
林甸縣立民衆教育館	田秀稔	二	一、四二〇	講演部閱覽部	—	—	三〇
泰來縣立民衆教育館	王鴻烈	二	六三六	同	一二〇	一二	三〇
				民衆學校			

（註　—印は皆無にあらず不詳のものなり。）

省內民衆學校調查一覽表

（康德二年度九月現在 龍江省公署教育廳調）

市縣別	民衆學校名	代表者	支給金額	備考
齊々哈爾市	齊々哈爾成年勸學院	趙殿文	四二八	查民衆學校之學生率多因有職業及其他關係每易中途輟學故其數目未定表未列入
〃	〃婦女〃	范文蘒	三八二	
〃	省立全福民衆學校	王寶章	六〇	
龍江縣	縣立李三店〃	〃	二五	
嫩江縣	縣立中央〃	崔瑞祺	二五	
通北縣	〃西街〃		二五	
克東縣	〃大緯〃		二五	
克山縣	〃香圃〃		二〇	
〃	〃貞靜女子〃		二〇	
拜泉縣	〃民衆學校		二五	
明水縣	〃西大街民衆學校	賀文翰	二五	
依安縣	〃正陽〃	王光人	二五	
鎭東縣	〃文運〃		二〇	
〃	〃興孝〃		二〇	
大賚縣	〃禮仝〃		二五	
洮安縣	〃靖安〃		二〇	
〃	〃民生〃		二〇	
洮南縣	〃大興〃		二五	
開通縣	〃崇德〃		二〇	
〃	〃仁和〃		二〇	
〃	四區立八面山昭〃		二〇	
瞻楡縣	縣立崇文〃		二〇	
〃	〃宣武〃		二〇	
泰來縣	〃迪化〃		二五	

省內識字處一覽表

（康德二年度九月現在 龍江省公署教育廳調）

縣別	名稱	教員	經營主體	計
德都縣	第一識字處	楊榮恩	縣立高小	一
	第二〃	五鳳樓	縣立女高	一
	第三〃	董世庸	縣立初小	一
克東縣	克東識字處		教育館	一
計				四

省內講演所一覽表

（康德二年度九月現在 龍江省公署教育廳調）

縣別	名稱	代表者	經營主體
齊々哈爾市	講演社		萬國道德會
克山縣	通俗講演社	趙城璧	萬國道德會
甘南縣	講演社		萬國道德會
訥河縣	講演社		萬國道德會
克山縣	講演社		萬國道德會
拜泉縣	講演社		萬國道德會
明水縣	講演社		萬國道德會
林甸縣	講演社		萬國道德會
泰來縣	講演社		萬國道德會
鎭東縣	講演社		萬國道德會
大賚縣	講演社		萬國道德會
瞻楡縣	講演社		萬國道德會
突泉縣	講演社		萬國道德會
突泉縣	講演社		孔學會
嫩江縣	講演社		教育館
通化縣	講演社		教育館
計			一六

日語講習狀況一覽表

（康德二年度九月現在 龍江省公署教育廳調）

名稱	市縣別	講師	學生
省立民衆教育館附設日語補習校	齊々哈爾市	姜文尙	七三
日語速成教授所	同	高津三郎	一六
東洋日語夜校	同	櫻井靜波	二〇
佯芹學社日語班	同	佐藤嘉一	二五

日語速修學院	同	朴駿緒	一八
家庭日語學社	同	么輔臣	一二
協和會附設日語學院	同	聞少三	七〇
富裕縣日語講習會	富裕縣	古田傳一	五一
嫩江縣日語講習所	嫩江縣	中下魁平	二五
協和會附設日語學院	龍鎭縣	姜鎭文	四五
通北縣日語講習會	通北縣	小田貢	二〇
日語補習學院	克山縣	吉澤佐十郎	五六
拜泉青年團附設日語學校	拜泉縣	王睿錦	三五
教育館附設日語夜校	明水縣		六四
林甸縣日語講習所	林甸縣	桑原集安	一一七
泰康縣日語講習會	泰康縣		三〇
教育館附設日語學校	泰來縣	夏文宸	八〇
日語補習學校	孫 〃	孫鳴憲	二三
日語補習夜校	〃	俞萬國	二〇
鎭東日語速成講習所	鎭東縣	許春芳	五〇
日語學院	大賚縣	白石德丸	三一
商務會附設日語講修所	洮安縣	王香九	二三
縣立日語講習所	洮南縣	蔣紹顏	一一〇
縣立日語學校	突泉縣	高木秀雄	四〇
慶鐵日語講習所	龍江縣	金鉉瑞	三〇

圖書館一覽

（康德二年度九月現在　龍江省公署教育廳調）

館名	館長名	職員數	全經費（單位元）	儲藏圖書數	日報雜誌數	觀覽者一日平均數
省立圖書館	于駟興	四	七、〇三五	四四、九一六冊	一三五	六〇
省立第一民衆圖書館	省立民衆	—	—	五、八一二〃	二五	—
省立第二民衆圖書館	教育館附設	—	—	三、九二七〃	二二	—
龍江縣立第一民衆圖書館	馬崇義	一	七九二	八六種	四	三五
克山縣立圖書館	趙城璧	二	—	四、〇五八冊	五	五六
拜泉縣立圖書館	凌鳳陽	—	—	五、一五三〃	五	—
大賚縣立通俗圖書館	沈典三	一	三一三	九三種	—	一四
洮南縣立圖書館	王世祺	一	一、八八八	九、一〇一冊	一三	二〇
開通縣立圖書館	王殿英	一	一、五〇〇	三、七一五〃	一	三〇
突泉縣立通俗圖書館	縣直接管轄	一	二四〇	一、七四六〃	—	二〇

（註　—印不詳）

第三項　文教團體

文教團體としては敎化團體、民衆娛樂機關の二に分つ事が出來るが今之が現勢を表示すれば次表の如くである。

省內敎化團體一覽表

（康德二年度九月現在　龍江省公署敎育廳調）

市縣別	名稱	代表者	會員	附帶事業
齊々哈爾市	萬國道德會總分會	于駟興	四六七	傳習班一、講演團八、講演社二、牲理療病社一、家庭究研社一

	人類愛善會	闞仁修	二二七	宣講堂一
	博濟工廠	袁葆貞	一七二	孤兒小學一、孤兒院一、殘廢院一、衰老院一
甘南縣	萬國道德分會	李昇田	二七	講演社一
星景縣	世界慈善分會	程希聖	二四二	小學校一
訥河縣	萬國道德分會	李向陽	二〇〇	講演社一
	救濟院	劉守清		粥鍋一
	慈善會	潘文學		〃
	孔學會	王殿甲	五五	附經設學研究班
克山縣	慈善會	于德財		〃
	泰安鎭萬國道德會	李研耕		
	泰安鎭慈善會	王訥齋		
	萬國道德分會	宋道心	一四〇	講演社一、講習班一
拜泉縣	萬國道德分會	張玉成	六五	講演社一
	救濟院	張光盛		養老院一、殘廢所一、養病所一、嗎啡治療所一
明水縣	萬國道德分會	曲恒發	九九	講演所一、性理療病社一
林甸縣	萬國道德分會	馬昌盛	一〇四	同右、義學一、講習班一
泰來縣	萬國道德分會	楊桀九	六一	義學一、講演社一、傳習班一
鎭東縣	萬國道德分會	喬萬福	二五〇	義學三、講演社一
大賚縣	萬國道德分會	張中正	一〇一	講習社一、性理療病社一、民衆學校一
	救濟院	于海龍	一二〇	粥鍋一、義學一、
	慈善會	張中正		
瞻榆縣	萬國道德分會	潘士林	二三三	講演社一、女學一
突泉縣	萬國道德分會	譙金聲	五一	同、小學一
	孔學會	孫介邠	七五	

省內民衆娛樂場所調査一覽表

（康德二年度九月現在 龍江省公署教育廳調）

區域	名稱	代表者	經營主體	創立年月
齊々哈爾	大陸電影院	劉克勤	私立	康德二年一月
	永安電影院	葉子儒	合資	康德元年八月
	世界電影院	郭大同	〃	大同二年十月
	龍江大戲院	劉紹恩	私立	民國二年二月
	王家茶社	王義堂	〃	民國十五年七月
	與龍茶社	宋金山	〃	大同二年六月
	龍沙公園	市政局	公立	光緒三十三年
	新瑞軒	王瀛滔	私立	康德元年十月
	二合軒	白富山	〃	〃
龍江縣	李家茶社	李德生	〃	大同二年八月

泰來縣	大觀茶園	李玉堂	〃	民國十七年十月
	海樂軒	韓起明	〃	大同元年十月
	時茶館	時殿甲	〃	大同二年三月
訥河縣	新々舞台	陳象樵	〃	民國十七年十月
克山縣	英洲大觀院	李福臣	〃	民國十九年七月
	新舞台	蘇香圃	〃	民國十七年九月
	永興舞台	倪俊聲	〃	民國十八年七月
	會友軒	劉占奎	〃	大同元年三月
	長樂軒	王有正	〃	〃五月
	春播茶社	王菊方	〃	民國十九年七月
	公園	朱永貴	公立	民國十三年四月
拜泉縣	滿春亭	趙德祥	合資	民國十七年二月
	善寶軒	張新齊	〃	民國十四年八月
大賚縣	民衆公園	翟述堂	公立	民國十三年四月

第四項　特殊教育

本省特殊教育機關として認可を受けたるものは、女子敎養院、博濟工廠附設孤兒學校及少數タイプライター補習學校を數ふるのみであるが、其他盲啞學校、劣童感化學校等あり女子敎養院は現に高級、兩級複式、初級、兩級の四級より成り院長一名、敎員五名、職員七名、學生百十名を有し年經費二一、三三〇元に及び、何れも地方有力者の寄附により維持され、不足を生ずる時は該地方所管官廳の補助を仰ぐ事としてゐる。孤兒學校は學生一級計五十三名あり、敎職員各一名、經費はすべて博濟工廠收益中より支辨す。補習學校としては伴芹補習學社、友賢タイピスト學校興益タイプライター傳習所、龍江タイピスト養成所、漢文タイピスト養成所の五ヶ處あり、何れも臨時的のもので就學者の異動絕へず其の實數を記述する事は困難である。

第四節　宗教

第一項　概說

本省內に於ける宗敎は在來の佛敎、儒敎、道敎、回敎、在裏敎等とし、外來の基督敎（新舊）である。爾來支那に於ける宗敎は其種類少しとしないが、其の內容及各宗個々の信徒數に至つては實に微々たるものであつた。國家的保護統制又は政策的に奬勵せる佛敎、儒敎、喇嘛敎の如きは一時的又は一地域的に隆盛を見たることなしとしないが、根底的に全國民衆の信仰を得た事は尠く、亦一宗敎殊に秘密結社的內容組織を有する敎義が、地域的には相當なる浸透力を有したこともあるが、統制的綜合的傳播を見た例極めて少ない。之れ其の社會組織並に國民性の然らしむる所であると思ばる。外來宗敎特に基督敎の如きも各派傳導部並に宣敎師を派して布敎に力めつゝあるが、事實上に於ては敎義よりも其の布敎機關は本國の經濟的若くは政策的背景を根據として傳播力を有してゐたので、換言すれば彼等の附屬事業を基礎として普及せるもの多く、眞の信仰として民心を把握したのは極めて稀である。拳匪事件庚子亂等に於ても宣敎師の迫害を受けた例を徵するも決して對宗敎的迫害に非ずして、其の背後に在る本國を對照として惹起せるのである事は疑ふべくもない事實である。其他宗敎の普及情況も多くは利害關係を基點とせる地域的團體的關係に依つて特色付けられてゐる。

第二項　諸宗教

（一）佛教

佛教が滿洲に傳播されし年代及び布教情況は之を審かにするを得ないが、古代文獻に徴するに約二千年前既に相當の傳播を見、遼金時代（一千年前）には所謂佛教文化華やかなりし事を窺知する事が出來る。前清康熙年間外藩統治策として喇嘛教を利用してより一時佛を祀ることが盛んであつたが、光緒年間學校教育興隆を來し寺院を改めて學校となし、廟產は勸學の主旨より之を學校に歸屬せしめたる爲め、自然佛教の一大衰退期を來し、寺廟の癈棄せらるゝもの簇出するに至つた。

民國初年佛教再び盛んとなり更に進んで哲學的に研究する者漸く多からんとしたが廟產既に無く、僧侶四散せる後であつた爲め、其の恢復も微々たるものであつた。然し乍ら中央官途にある人々は此の方面に意を用ひ、僧學校を建て僧教育會を興し、各省の僧團は聯合して中華佛教會を組織し、漸次復興の緒に就かんとし、中華佛教會は各種の學校傳習所の設立並に講演、社會事業勃興を主とし、別に說教、慈善事業を興したのである。而して各省各縣に佛教會の支部を置き、全國佛教徒の連絡を保持することゝした。本省內に於ても事變前迄は各地に佛教會の支部があり本部との連絡を保つてゐたが、事變以來聯絡を斷ち其の活動を休止するに至つた。

佛教に關聯せる慈善事業の主なるものを擧ぐれば次の如し。

1、廣濟慈善會（佛の慈善を說き貧民に衣食を施與す）

2、五義慈善會（同　上）

3、中國佛教會（著しき活動を見ず）

（二）道教

道教は老子を祖としたもので、元來宗教と稱し得ないものであつたが、後世に至り偶像を設けて冠婚葬祭を行ふことゝなり、教派も龍門、金山、華山、金會等所謂三十六宗七十二派を生ずるに至つた。其の寺院を觀、官、廟と稱し奉天千山の廟は最も有名である。本省內に於ては龍門派に屬するもの多く其の廟宇隨所に存在してゐる。佛教の僧侶に相當する道教の傳道師は道士（淸居、伙居の別あり）と呼び多くは醉生夢死の生活をなし、世道人心を教化するが如きは望む可くもない。

道教は老子の所謂「無爲にして化す」を根本とし「吉福にして不老長生し自然と合化し行く」に在り、儒教が其の本來の高遠なる哲學的思想を失つて一般民の儀禮的宗教と化したるに反し、道教は其の國民性を基調とせる實生活の理想と合致せる爲め觀、宮、廟（娘々廟、關帝廟、武聖廟、城隍廟）等苟くも滿洲人の住する都市村邑には之を見ざる所はない。

（三）儒教

孔子の集大成せる儒教は子思、孟子、荀子によつて祖述せられ漢に至つて國教の形式となつた。爾後歷代の尊崇を得、宋代に及んで高遠なる哲學思想を加味して所謂理學を生じ、現在行はれてゐる儒教は專ら此等宋代の理學殊に朱熹の學を宗とし之を正統としてゐるものである。

惟ふに儒教は宗教的色彩を有するも純然たる宗教と異り宗教團體と云ふ可きものなく、僅かに智識階級に屬する有志間に研究され居るに過ぎなかつたのである。滿洲國建國宣言發せらるゝや澎湃として孔道研究興隆し、各地に孔道研究會組織せられ一時衰退を極めし儒學は再び其の黎明期を現出せる觀がある。

由來儒教は學の道として將又治國の方略としては不拔の存在であつたが、宗教としては微力にして强固なる信仰團體組織なく、從つて儒學の衰微は文廟維持の困難を來し、或は各界の人士に依るか或は所有地の利息により、又は教育費、省庫等より支出を仰ぎ漸く維持されたもので、中には維持困難なる爲め祭祀も行はれず荒廢其の極に達したものあり、建國後各縣に令して文廟の復活を爲さしめ、春秋二季の祭典を壯嚴に行はしめ鋭意之が復活に努めてゐる。

（四）同教

京橋圖書館

「マホメツト」教は唯一至上宇宙創造の神「アラー」教にして、眞の宗教と云ふ可きものは他にないと信じ平和、安全、救濟、恭敬を意味する「イスラム」を以て自己の宗教に名付けたものである。即ち該教の神は「イスラム」の神であつて基督の神に外ならない。回教が支那並に滿洲方面に傳來せし狀況は詳かでないが、漢唐時代其の勢力は天山南北路方面に達し、都護府を置いて統治せしめたが、餘りに異國的なりし爲め唯單に勢力範圍に止りて西域人（土耳古人）の活動舞臺として殘されしに徵しても其の文物の來往を察知し得べく、其後彼等は次第に蒙古地方に入つて六朝末頃には相當隆盛となり、安史の亂鎭定に力を致してより次第に勢力を扶植するに至つた。滿洲に於ては遼河上流地方に及び高勾麗其の襲來を恐れて長春奉天間に長柵を築いた事實等よりして、中央亞細亞民族の東漸と共に彼等の宗教たる回教の傳播されたことも首肯する事が出來る。

回教徒は佛教、道教と異り其の色彩も鮮明にして從來は異教徒を惡むものであつたが、教徒間は親密にて團結心强く異教徒とは婚姻をも結ばず（現今此の風習は漸次失はれつゝあり）更に著しき特徵としては豚肉を食せず、牛羊肉を常食とし屠羊は必ず祭長の指令を俟て之を屠殺し、出所不明の肉類は之を食せざるを普通とす。故に市場には回教徒專門の料理店があつて之を淸眞館と稱してゐる。其他に回教徒子弟を教育する淸眞學校がある。

（五）基督教

基督教の滿洲進出には悠久の歷史がある耶蘇舊教（所謂天主教）は一八三八年佛人宣教師を滿洲に派し布教せしめてより、當時支那内地より來り開墾に從事するものゝ中に教徒となるもの多く、彼等は總て其の宗教の庇護を受けてゐた。此が爲め之に歸依する者益々增加し、當時信徒二千人前後なりしものが近年に於ては信徒既に十萬を越ゆると稱せらる。本省内に於ては永吉、長春、磐石等の諸縣最も盛んである。

耶蘇新教（長老會）に就ては民國前四十四年及四十二年英國宣教師支那に渡り各分擔を定めて布教に從事し、教會學校を設立し民國前二十年の頃關東大會と合して關東長老會を組織し、自ら信徒政治規則を定め其の方針及び堂會分立に就ては長老會本部の指圖を仰かざる事としたのであるが、之即ち關東教會自治自立の初めである。

民國前四年長老會を大會に改め遼東、遼西及吉林の三區會を增設し、民國十一年に至つて全國長老會は倫教會、公理會を組織し、關東大會は中華基督教會關東大會と改稱し、同時に兩支會は本部に屬し宣教師も本大會の管下に服務せんことを希望するに至つた。更に參事部を組織して執行機關と爲し、民國十六年に至り兩支會教師等中華基督會に服務することゝなつた。本會は行政と工作の便利の爲め範圍内の工作地を十六教區に分ち全滿の普及をなしてゐる。關東教會の下に支會二四五個所があり堂會六九、小學校五四、初級中學男子七、女子四、男女高級中學各一、醫學校一男子醫院一〇、女子醫院一〇、聾啞學校一、瞽目學校一を舊奉天、吉林、黑龍江省等の各地に經營した。

又基督教青年會は基督教會の分會として組織せられたが、現在に於ては同會より分離獨立する事となつた。基督教の信仰研究を主たる目的としたものであるが、現在に於ては語學、社會事業の研究或は會員相互の親睦を計る爲めに利用せられ、宗教的色彩は稀薄となつてゐる。

（六）在裏教

觀世音菩薩を本尊とし聖衆古佛（假想佛）の靈光利益によつて自ら八戒を守り、後世安樂を主眼とし自ら淸淨を持す。即ち其の教義は佛道儒三教を混合佛教の法、道教の行、儒教の禮を取り正心修身、克己復禮を宗旨とし八戒を嚴守し教祖、邱祖、羊祖の位碑を祀る。而して本教は所謂各種の宗教的結社と同樣に明確なる系統は明かならず、或ひは白蓮教の一派と稱し或は明末楊萊如が道士程揚旺に龍門派の道學を學び神示によつて之を創立したものとも稱せられてゐる。觀世音菩薩を禮拜するも體系ある教典なく教義は口傳にして八戒（香、紙、像、鷄、猫、犬、煙、酒）の内煙草、酒を二大戒とし嚴正なる禁酒禁煙を標榜してゐるが其の入會、脫會は極めて簡單に行はれ、一生涯の在裏と一年若くは數年の在裏とがあ

り何等の制裁、秘密なく在裏なく在裏なる事を表明して酒烟の饗應を辭するものである。

本省内に於ける在裏信者は頗る多數に上り、各階級人士を網羅し各所に在裏公所を設置し、月に數回同志會合して各自修養をなし、公所を主宰する同教の達光、領正より法話を聽き祖師の靈光利益を祈り、八戒を守り未來、冥福を祈願する事としてゐる。

（七）道院と世界紅卍字會

道院及世界紅卍字會は宗教運動として滿洲國人間に隱然たる勢力を有するものである。道院は民國九年十二月山東省債縣に於て洪解空、劉福祿の兩名が老祖（道院の祖神）の神憑に基く亂示に依り「太乙北適直經」と名付くる綱典を集結し道場を縣名に依つて之を濱壇と祚したが道院の濫觴である。

亂示とは支那古代より傳はる一種の御筆先に類するもので、老祖とは天地萬物の始祖即ち大道の根源とし儒教に云ふ道を人格化したるものである。民國十年陰曆二月九日准安縣人杜乘寅が山東省海南に開教すると共に、濱壇を改めて道院（老祖の本體）と稱す。

世界紅卍字會は道院の分院とも云ふ可きもので、紅卍字會の名は太陽の如く恩惠の廣大無限なるを意味し、又卍字は吉祥雲海と祚して佛相を象徵す。故に世界的に宣傳し其の會員信徒たる者には種族國境等の差別なく、而して道院に對して不即不離の關係にあつて先づ道院に於て靜座内觀の修養を積み、更に紅卍字會にて社會事業たる善行の實踐を標榜してゐる。即ち道院と紅卍字會とは異體同心であり、紅卍字會は道院内に附設せられた一分課と見らるべく、道院の信徒は一面紅卍字會の會員である。

事變後は衰微甚しく殆んど有名無實の狀態に陷つたが、康德元年三月新京に於て第十週年記念を擧行し、全國代表を召集今後の積極的活動を劃策してより漸次挽回しつゝあるが如くである。

（八）萬國道德會

本會は民國七年山東省濟南に於て當時神童と稱せられた江希張の創業に係り、爾來同九年青島に移り同十七年北平に本據を移し、總籌備處は依然として濟南に存置してゐた。吉林に於ては旗人常翼忱なる者前記江希張の教義に共鳴し、自ら率先して入會すると共に專ら道德會の宗旨を宣傳し、民國十五年には名譽會員たるの推擧を受け同時に吉林總分會として主旨の宣揚方を委囑せらるゝに至つたもので、其後濟南事變によつて山東方面との連絡絕たるゝや本工作の一切は瓦餅に歸し本部に於ても打續く戰禍のため殆んど有名無實となつたが、滿洲建國成るや曩に江希張の教を受けた王鳳儀（奉天）同志を糾合して道德の培養並に民心の教化を目的として萬國道德會を興し大同二年文教部の批准を經て新京に總會を設け全國に其の主旨の擴充を期し、同年八月一日吉林省總分會の設立を見るに至つた。

本會の主唱する所は十八常戒三大禁戒を守つて民心の教化、慈善を普及することを目的とし儒、道、佛、基、回、各教祖並に哲學の創始發明者を供祀し之を七院と稱してゐる。孔教院、基督教院、佛教院、回教院、科哲學院、總院即ち之れである。

省內佛・道・回教信徒數

（康德二年三月末現在）
（龍江省公署教育廳調）

地方別	佛教 男	佛教 女	佛教 計	道教 男	道教 女	道教 計	回教 男	回教 女	回教 計	備考
齊々哈爾市	813	335	1,148	743	351	1,102	2,345	2,011	4,356	
龍江	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
景星	—	—	—	3	—	3	—	—	—	
甘南	30	18	48	3	—	3	—	—	—	

富錦	—	—	—	2,616	1,450	4,066	—	—	—
訥河	—	—	—	4	—	4	127	75	202
嫩江	—	—	—	—	—	—	180	95	275
徳都	18	—	18	4	—	4	—	—	—
龍鎮	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通北	4	1	5	4	—	4	—	—	—
克東	—	—	—	—	—	—	—	—	—
克山	1,510	1,260	2,770	—	—	—	132	80	212
拜泉	8	6	14	11	2	13	327	260	389
明水	8	—	8	—	—	—	53	45	98
依安	1	2	3	2	1	3	—	—	—
林甸	320	270	690	1	—	1	—	—	—
泰康	—	—	—	—	—	—	—	—	—
泰来	—	—	—	—	—	—	120	80	200
鎮東	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大賚	—	—	—	—	—	—	130	97	227
安廣	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮安	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮南	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開通	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瞻楡	—	—	—	—	—	—	—	—	—
突泉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	2,813	1,832	4,704	3,391	1,812	5,203	3,416	2,743	6,159

省内寺廟住持徒衆數

（康德二年三月末現在）
（龍江省公署教育廳調）

地方別	祠宇			僧寺			道院			尼庵			女道士觀			備考
	住持	徒衆	計	住持	徒衆	計	住持	徒衆	計	住持	徒衆	計	住持	徒衆	計	
齊々哈爾市	—	—	—	3	12	15	2	8	10	1	—	1	—	—	—	
龍江	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
景星	—	—	—	—	—	—	1	2	3	—	—	—	—	—	—	
甘南	—	—	—	1	1	2	1	—	1	1	1	2	—	—	—	
富裕	—	—	—	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	
訥河	—	—	—	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	
嫩江	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
徳都	—	—	—	5	19	24	2	2	4	3	4	7	—	—	—	
龍鎮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
通北	—	—	—	1	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

克東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
克山	—	—	—	2	—	2	—	—	—	1	—	1	—	—	—
拜泉	—	—	—	1	1	2	3	7	10	—	—	—	—	—	—
明水	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
依安	—	—	—	1	—	1	2	—	2	—	—	—	—	—	—
林甸	—	—	—	1	1	2	1	—	1	—	—	—	—	—	—
泰康	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
泰來	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—
鎭東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大賚	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	—	1	—	—	—
安廣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮安	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開通	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瞻楡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
突泉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	—	—	—	17	35	52	18	19	37	7	5	12	—	—	—

省內天主教會堂布教者及信徒數

（康德二年三月末現在）
（龍江省公署教育廳調）

地方別	會堂數	布教師 本國人 男	本國人 女	本國人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	信徒 男	信徒 女	信徒 計	備考
齊々哈爾市	6	5	—	5	9	—	9	806	58	862	
龍江	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
景星	1	—	—	—	1	—	1	289	212	501	
甘南	1	1	—	1	—	—	—	700	300	1,000	
富裕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
訥河	2	1	—	1	1	—	1	20	12	32	
嫩江	2	3	—	3	1	—	1	66	20	86	
德都	1	—	—	—	1	—	1	243	167	410	
龍鎭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
通北	2	6	—	6	—	—	—	151	103	254	
克東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
克山	2	1	—	1	1	—	1	192	258	450	
拜泉	2	6	—	6	1	—	1	536	337	873	
明水	1	—	—	—	1	—	1	60	61	121	
依安	1	1	—	1	—	—	—	7	5	12	

林甸	1	1	—	1	—	—	—	420	270	690
泰康	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
泰来	2	2	—	2	1	—	1	907	363	1,270
鎮東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大賚	2	1	—	1	2	—	2	172	175	347
洮安	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開通	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瞻楡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安廣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
突泉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	26	28	—	28	19	—	19	4,569	2,341	6,910

寺廟及宗教團體組織概況一覽

（康德二年十月末現在 龍江省公署教育廳調）

區別	名稱	宗教統系 所屬宗教	宗教統系 所屬派別	成立年月	地址	信教者職名國籍及性別 職名	國籍	男	女	計	職員數	信教者戶數及人數 戶數	男	女	共計	附屬事業	備考
齊々哈爾市	世界大同佛教會龍江省分會	佛教	禪宗	大同二年六月	同信胡同八號	會長李有國	滿	一	—	一	二	—	一七六	二七	二〇三		
	龍江省佛化通俗宣講堂	同	天台宗	大同二年九月	坤順街三五號	主任侯明喜	同	一	—	一	五	—	六五	二〇	八五		
	中心慈善會	同	淨土宗	民國十年三月	城隍西街一號	會長東壽祺	同	一	—	一	一五	—	一七〇	五六	二二六	設有粥鍋一所每年冬春兩季施食四ヶ月	
	龍華寺	同	禪宗	民國十五年三月	龍華路八號	住持僧一先	同	一	—	一	一四	—	三,〇〇〇	一,〇〇〇	四,〇〇〇		
	三教寺	同	同			住持僧省緣	同	一	—	一	—	—	三〇〇	五〇	三五〇		
	呂祖廟	同	同	民國十五年五月	安義胡同三號	住持僧慧朗	同	一	—	一	—	—	一三	一四	二七	設有私塾一處	
	先農壇	同	同	前清乾隆年間	龍華路八號			—	—	—	—	—	—	—	—		該廟自民國十五年改業現爲龍華寺之一部
	青雲菴	同	淨土宗	民國十六年八月	青雲路四二號	住持尼復安	滿	—	一	一	—	—	—	—	—	附設秉彝兩級小學校一處	
	城隍廟	同	同	前清乾隆年間	城隍廟胡同一號	居士宗壽祺	同	—	—	—	—	—	—	—	—		該廟係由中心慈善會經管
	關帝廟	道教	龍門派	前清順治二年八月	西公園南市場	廟祝曲敎禎	同	一	—	一	三	—	一八〇	九〇	二七〇		
	無量宮	道教	同	大同元年七月	青云路十二號	廟祝張永成	滿	一	—	一	五	—	—	—	—		
	本派本願寺齊々哈爾出張所	佛教	眞宗	大同元年二月	交涉署胡同四號	住持僧田口正眞	日	一	—	一	二	—	二,一〇〇	四〇〇	二,五〇〇		
	東本願寺齊々哈爾出張所	同	同	大同元年四月	恒豐胡同五號	住持僧小笠原潔	日	一	—	一	—	—	一九〇	一一〇	三〇〇		
	日本山妙法寺	同	日蓮宗	大同元年七月	五福里八號	住持僧石山日經	日	一	—	一	—	—	七	二三	三〇		

日滿寺	同	禪門曹洞宗	大同二年二月	青云路十一號	住持僧神保覺鳳	日	一	—	一	—	—	一二〇	一三〇	二五〇	
北滿山念佛院龍江寺	同	淨土宗	康德元年一月	商埠街恩公祠	住持僧島田學順	日	一	—	一	—	—	二三	三七	六〇	
日蓮宗佈教所護國寺	同	日蓮宗	大同二年九月	商埠街十三號	住持僧佐藤頭嶺	日	一	—	一	—	—	二一	一五	三六	
高野山大師教會支部	同	古義眞言宗	康德二年八月	商會街博濟工廠	住持僧高井知外	日	二	—	一	—	—	七	一三	二〇	
河神廟	道教			西江沿											
斗母宮	道教	龍門派		斗母宮胡同七號	居士張書山	滿	一	—	一	—	—	五六〇	六四〇	一、二〇〇	附設忠孝會
藥王廟	同		前清乾隆年間	中興街二十九號	居士韓國舟	同	一	—	一	—	—	三〇〇	三五〇	六五〇	附設醫學研究會
大仙堂	同	龍門派		安記胡同五號	廟祝顧信五	同	一	—	一			—	—	—	附有私塾一處
孟母廟			民國十四年四月	孟母廟街四號	居士周會元	同	一	—	一	四			一四〇	一四〇	附有中心慈善會所及義務女子小學一處
三皇廟	道教			仁智胡同一號	居士董喜發	同	一	—	一						
果家廟	同			北門外十二號	居士董吉理	同	一	—	一						
齊々哈爾天主總堂	耶教	瑞士白冷(傳教會)	民國二年三月	省議會胡同	主教和致中	德	一	—	一	六		八五九	六四四	一、五〇三	附設男女中學小學各一處孤兒院養老院醫院(各一處)
基督復臨安息日會	同	安息會	民國十九年九月	慶和胡同一號	教士董連城	滿	一	—	一	三	—	七三	四〇	一〇一	附有三育小學一處
基督約老會談道所	同	約老會	大同元年一二月	禮和胡同二十四號	牧師魏追明	美	一	—	一	—	—	—	—	—	
基督教路得會	同	路得會	大同元年六月	永安街三號	牧師萬榮昌	挪威	一	—	一	二	—	二八	一六	四四	
基督教約老會	同	約老會	民國二十年八月	省議會胡同四號	牧師麥禮賢	美	一	—	一	二	—	—	—	—	
基督教會	同		前清宣統元年三月	洪福胡同二〇號	教士王子貞	滿	一	—	一	一〇	—	一二〇	四三	一六五	
清眞東寺	回教		前清康熙卅九年五月	禮拜寺胡同五號	教長楊悅慶	滿	一	—	一	六	—	三、五四〇	二、二八〇	二、二八〇	附有清眞小學一處
清眞西寺	同		前清咸豐八年四月	禮拜寺胡同一號	款長馬存	同	一	—	一	五	—	一、八三〇	一、六七一	三、五〇一	附有教義講習所一處
日本基督教齊々哈爾教會	耶教	日本メソヂスト教會	康德二年七月	公園路三號	教士堀越古一	日	一	—	一	—	—	—	—	—	
天理教遼陽教會齊々哈爾出張所	天理宗		康德二年五月	耀東胡同二號	教士下野善壽	日	一	—	一	—	—	八	三	一一	
哈爾濱東清會齊々哈爾出張所	同		大同二年十一月		教士十石達	日	一	—	一	—	—	—	—	—	
金光教齊々哈爾小教會所	金光教		康德元年八月	永安街十八號	教士松原龍太郞	日	一	—	一	—	—	七	一三	二〇	

	忠孝會	混合教		民國二十年七月	斗母宮七號	會長張書山	滿	一	｜	一	八	｜	六七二	四九〇	一、一六二	附有漢學研究館宣講堂施診處各一所	
	五教道德院	同		民國十一年二月	永和胡同十九號	院長孔玉書	同	一	｜	一	四五	｜	一七〇	一〇〇	二七〇	設有粥鍋印刷所初級小學各一處	
	紅卍字會	同		民國十七年八月	公園後胡同	會長于駋興	同	一	｜	一	二	｜	一七三	九二	二六五	設有粥鍋貧民收養所施診所各一處	
	同善社	同		民國十一年	城隍廟街	社長賈元興	同	一	｜	一	｜	｜	一三〇	｜	一三〇	設有施藥處一所	
龍江縣	鍾靈菴	佛教		民國十四年三月	第二區	居士沈祥	滿	一	｜	一	五	｜	｜	｜	一〇〇		
	龍王廟	道教		民國十一年三月	齊台鄉江套子	廟祝韓鳳祥	同	一	｜	一	｜	｜	五〇	三	五三		
	天主教	耶教		民國十二年二月	文固達屯	司鐸葉榮根	瑞士	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	附設小學十五處	
	同	同		民國十九年六月	富拉爾基	司鐸雪猛	同	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	附設小學十七處	
	路得會	同		康德元年四月	李三店	司鐸萬榮昌	滿	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜		
	崇修修院	同		民國十六年二月	船套子屯	教士陸化行	德	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	五〇		
	關帝廟	道教		乾隆年間	塔哈站	廟祝李鳳鳴	滿	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜		
	理善會	理教		康德元年四月	李三店	孫普濱	同	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	五六		

景星縣	祥雲觀	道教	龍門派	民國十二年二月	南三道街	廟祝于宗清	滿	一	｜	一	五	｜	｜	｜	｜		
	城隍廟	同	同	康德二年九月	北三道街	會祝張至信	同	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜		
	天主堂傳教公所	耶教	齊齊哈爾總堂	大同元年五月	南大街	教士馬加里	瑞士	一	｜	一	｜	｜	一、六九二	｜	一、六九二		
	勸戒烟酒會理門公所	理教		民國十七年五月	西二道街	會長徐金玉	滿	一	｜	一	三	｜	二一八	三〇	二四八		
甘南縣	天主堂	耶教	齊齊哈爾總堂	民國十六年五月	東大街	教士孫惠中	瑞士	一	｜	一	｜	｜	二三二	一五二	三八七	附設私立小學校八處	
	吉慶宮	道教	龍門派	民國十七年三月	東南隅	道姑王圓三	滿	｜	一	一	三	｜	｜	一八	一八		
	普渡寺	佛教	淨土宗	民國十六年五月	西南隅	住持僧呂了塵	同	一	｜	一	二	｜	三〇	｜	三〇		
	龍王廟	同	同	民國十六年四月	西北隅	住持僧悟本	同	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜		
	致善堂公所	理教		康德元年二月	二道街	會長劉永江	同	一	｜	一	｜	｜	三五	｜	三五		
富裕縣	關帝廟			前清道光二十四年四月	寧年站			｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜		該廟係由屯會公管
	七聖宮	道教	龍門派	民國四年六月	長勝屯	廟祝王天民	滿	一	｜	一	二	｜	｜	｜	｜		
	大仙堂			民國七年八月	二十棵樹屯			｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜		該廟由屯會公管

	關帝廟	道教	龍門派	民國十六年八月	大來克屯	廟祝石明亮	滿	一	—	一	一	—	—	—	—		
	興陽鎭勸戒烟酒會	理教		大同元年二月	國陽鎭	會長毛壯懷	滿	一	—	一	—	—	三五	—	三五		
訥河縣	天主公教會	耶教	齊齊哈爾總堂	大同二年八月	東南隅	教士谷聲遠	瑞士	一	—	一	—	—	三五	三〇	六五		附有小學校一處
	拉哈站天主堂	同	同	大同二年二月	拉哈站	教士達德普	同	一	—	一	—	—	三九	二五七	五八六		附有男女小學校各一所
	基督教會	同		民國十七年六月	西北隅	教士韓秀忱	滿	一	—	一	—	—	—	—	—		
	拉哈站江省佈道會基督教	同		大同二年十月	拉爾站	教士方衛良	同	一	—	一	—	—	三〇	五	三五		
	清眞寺	回教		民國十五年三月	西大街	教長韓鼎三	同	一	—	一	四	—	七八	七七	一五五		
	拉哈站清眞寺	同		民國十七年三月	拉哈站	教長馬澄雲	同	一	—	一	三	—	五〇	二〇	七〇		
	理善勸戒烟酒公會	理教		民國十三年九月	西北隅	會長劉鳳岐	同	一	—	一	三	—	二〇	—	二〇		
	觀音菴	佛教		民國十四年三月	三頭山	居士王錫春	同	一	—	一	一	—	—	—	—		
	關帝廟	道教		道光二年	喀迷哈	廟祝高志生	滿	一	—	一	—	—	—	—	—		
	武廟			康德元年七月	大街	居士劉圓有	同	一	—	一	—	—	—	—	—		

	太山宮	道教		民國十九年六月	學田局屯	居士項元修	同	一	—	一	—	—	—	—	—		
	城隍廟	同		康德元年十一月	東南隅	顧源會	同	一	—	一	—	—	—	—	—		
	龍全宮	理教		大同元年一月	訥南鎭	李進升	同	一	—	一	—	—	—	—	—		
	太上行宮	同		同	同	項元修	同	一	—	一	—	—	—	—	—		
	關岳廟	道教		民國十五年	花爾淺屯	道士王圓子	同	一	—	一	三	—	—	—	—		
	關帝廟	同		大同元年一月	訥南鎭	項元修	同	一	—	一	—	—	—	—	—		
	關岳廟	同		民國十九年九月	通南鎭	道士廣圓福	同	一	—	一	五	—	—	—	—		
	關帝廟	同		民國十二年	奎東屯	道士何圓祿	同	一	—	一	三	—	—	—	—		
	同			順治年間	西河南	居士白小祿	同	一	—	一	二	—	—	—	—		
	同	道教		民國十九年七月	他本淺		同	一	—	一	—	—	—	—	—		
	同	同		乾隆八年	拉哈站	居士劉金福	同	一	—	一	四	—	—	—	—		
	關帝廟	佛教		乾隆十六年	老站	道士許圓思	同	一	—	一	四	—	—	—	—		

	三聖佛堂	同		民國十五年七月	同	居士永常	同	一	|	一	|	|	|	|	|	
嫩江縣	天主堂	耶教		大同二年五月	南大街	教師林書田	同	一	|	一	七八	|	|	|	|	附設小學一處
	基督教	同		民國八年	縣城	王銘康	同	一	|	一	六五	|	|	|	|	
	正心堂公所	理教		民國十七年	同	何質清	同	一	|	一	六八	|	|	|	|	
	理善勸戒烟酒分會	同		民國十四年八月	同	同	同	一	|	一	八〇	|	|	|	|	
	關岳廟			前清康熙年間	南關			|	|	|	|	|	|	|	|	
	清眞寺	回教						|	|	|	|	|	|	|	|	
德都縣	海慧寺	佛教	淨土宗	民國六年	東北隅	尼姑文招	滿	|	一	一	一〇	|	|	|	|	
	鐘靈古刹	同	天台宗		藥泉山頂	住持能易	同	一	|	一	二〇	|	|	|	|	
	關帝廟	同	華嚴宗		南門外	住持僧昌福	同	一	|	一	五	|	|	|	|	
	關岳廟	道教	華山派	前清宣統元年	東門外	道人楊明顯	同	一	|	一	四	|	|	|	|	
	龍王廟	佛教				僧人	同	一	|	一	|	|	|	|	|	
	雷音寺	佛教				僧	滿	一	|	一	五	|	|	|	|	
	地藏王廟	同				同	同	一	|	一	二	|	|	|	|	
	龍王廟	同				同	同	一	|	一	二	|	|	|	|	
	大聖菴	同				尼姑	同	一	|	一	|	|	|	|	|	
	雙泉寺	同				同	同	一	|	一	四	|	|	|	|	
	太和宮	道教				道人	同	一	|	一	二	|	|	|	|	
	慈雲宮	同				同	同	一	|	一	|	|	|	|	|	
	清雲宮	同	龍門派			同	同	一	|	一	|	|	|	|	|	
	天主堂	耶教		民國十八年二月	育德街	神父樂希賢	瑞士	一	|	一	|	|	三一〇	三三〇	五三八	附設男女學校各一處
	清眞寺	回教		民國十一年	城內	掌教馬成榮	滿	一	|	一	五〇	|	|	|	|	
龍鎮縣	大同寺	佛教		大同二年五月	禮字三井	居士齊鳴聲	同	一	|	一	三	|	二八	一六	四四	
	紫霞宮	同		民國十九年十月	勸字二井	居士楊玉春	同	一	|	一	四	|	九二	三七	一二九	

	大蓮寺	同		民國十一年八月	訓字九井	居士 吳德昌	同	一	—	一	五	—	三九	二一	六〇	
	中魁寺	佛教	慈恩宗	大同元年三月	城內	僧人 常性	滿	一	—	一	—	—	七	九	一六	
	理教聯合會龍鎭分會	理教		民國十三年一月	同	居士 曹致修	滿	一	—	一	—	—	—	一	八〇	
	天主堂	耶蘇		康德二年二月	北安鎭二道街	教士 崔伯多祿	滿	一	—	一	—	—	二〇	一〇	三〇	
	基督教	同		民國三年二月	北安鎭三道街	韓牧師	同	一	—	一	二	—	二五	一五	四〇	
	龍鎭山北安寺	佛教	日蓮宗	昭和八年九月	同	服部光有	日	一	—	一	—	—	一五	二	一六	
	北安教會所	同	淨土宗	昭和九年五月	北安鎭東大街	今泉定順	日	一	—	一	—	—	一三	一八	三一	
	眞宗東本願寺	同	眞宗大谷派	昭和九年六月	北安鎭南大街	竹視義道	日	一	—	一	—	—	二〇〇	一一〇	三一〇	附設報德幼稚園一處
	財團法人護國山大悲院觀音寺	同	臨濟宗	昭和七年十一月	北安鎭北大街	高田法聖	日	一	—	一	—	—	四〇	二五	六五	
克東縣	天主堂	耶教		大同二年三月	二緯路	張雲風	日	一	—	一	—	—	一二八	—	一二八	附小學校一處
	傳教所	同		大同二年七月	大緯路	韓蒙白	滿	一	—	一	—	—	三〇	—	三〇	
	寶善堂	理教	龍門派	民國十三年七月	二緯路	劉永和	同	一	—	一	一六	—	—	—	—	
	雙聖宮	道教	龍門派	民國四年二月	二緯路	廟祝 宋明鐘	滿	一	—	一	八	—	—	—	—	
	聚仙宮	同	同	民國八年三月	農字三十四井	廟祝 鄒明和	同	一	—	一	三	—	—	—	—	
	萬和宮	同	同	民國五年七月	二緯路	劉明亮	同	一	—	一	六	—	—	—	—	
通北縣	天國寺	佛教	臨濟派	民國二十年九月	擇住鎭	王明心	同	一	—	一	二	—	—	—	—	
	基監教會	耶教		民國十八年二月	城內	陳光生	同	一	—	一	—	一七	三五	六九	一〇四	
	天主教堂	同		前清光緒三十四年	海星鎭	尹萬竹	同	一	—	一	四	三四二	一、二三七	五三一	一、七五八	
	濱江理教聯合總會通北縣分會	理教	邱祖龍門派	民國十七年二月	城內西北隅	居士 侯德山	同	一	—	一	六	—	—	—	—	
		回教	清眞派			阿吽	同	一	—	一	—	四	一三	九	三	
克山縣	青雲宮	佛教		民國元年四月	莾鼐鎭街	廟祝 圓旭	同	一	—	一	—	—	—	—	—	
	娘々廟	同		民國元年一月	泰安鎭	住持 修餘	同	一	—	一	—	—	—	—	—	
	保安寺	同		民國十七年十月	城南	住持 能達	同	一	—	一	二	—	—	—	—	
	佛教會	同		大同二年十月	泰安鎭東南隅	會長 張華山	同	一	—	一	—	—	—	—	—	附設貧民學校一處

	佛教會	佛教		民國八年五月	恭鼐鎮	會長陳維新	滿	一	－	一	八	－	－	－	－	
	同	同		康德元年四月	東二道街	會長許洪成	同	一	－	一	六四	－	－	－	－	
	關帝廟	同		民國十五年四月	北興鎮	住持新朗	同	一	－	一	－	－	－	－	－	
	同	同	金頂毘盧派		太安鎮	住持常諦	同	一	－	一	三	－	－	－	－	
	同	道教	龍門派	民國十八年五月	太安鎮東北隅	方丈曲圓如	同	一	－	一	三	－	－	－	－	
	太陽宮	佛教		康德元年五月	恭鼐鎮街	住持圓德	同	一	－	一	－	－	－	－	－	
	太安寺	同	金頂毘盧派	民國十一年三月	縣城南三道街	住持常太	同	一	－	一	五	－	－	－	－	
	遵敬堂	理教		民國十五年十月	東二道街	居士湯寬元	同	一	－	一	五〇	－	－	－	－	
	同善堂	同		民國十二年十月	南二道街	居士何潤清	同	一	－	一	一三	－	－	－	－	
	積善堂	同		民國三年一月	太安鎮西南隅	領士楊樸林	同	一	－	一	－	－	－	－	－	
	義善堂	同		民國十九年九月	太安鎮東南隅	領正王慶雲	同	一	－	一	－	－	－	－	－	
	勸戒酒烟會	同		大同元年三月	北興鎮北二道街	領正趙金元	同	一	－	一	八三	－	－	－	－	

	天主堂	耶教		大同二年八月	通寬鎮	唐日三	同	一	－	一	－	－	五〇	三〇	八〇	附設小學一處
	財團法人護國山大慈院觀音寺	佛教	臨濟宗	昭和七年十一月	北大街	高田法聖	日	一	－	一	－	一	四〇	二五	六四	
	天主堂	耶教	・	大同元年三月	太安鎮西北隅	王子身	滿	一	－	一	－	－	一〇〇	七〇	一七〇	附設小學一處
	基督教會	同		民國十三年三月	榮耀街	張子安	同	一	－	一	－	－	四〇	二五	六五	
	天主教堂	同		民國十八年二月	北二道街	司鐸海德滿	瑞士	一	－	一	－	－	二二五	一九一	四一六	附設小學校一處
	法慧菴	佛教	釋迦派	民國二十年四月	南門外	尼姑安徹	滿	一	－	一	－	－	－	－	－	
	古剎	回教				馮永琢	同	一	－	一	－	六五	一六〇	四〇	二〇〇	
拜泉縣	青雲寺	佛教	臨濟派	民國九年五月	富强鎮南門外	住持占修	同	一	－	一	－	－	－	－	－	
	海雲寺	同	同	民國十年七月	乾元鎮	住持本住	同	一	－	一	三	－	－	－	－	
	西方寺	同	同	緒統元年三月	三道鎮街	住持靜一	同	一	－	一	－	－	－	－	－	
	關岳廟	同	昆盧派	民國四年八月	西南隅	住持僧淨修	同	一	－	一	二	－	－	－	－	
	吉祥寺	同	朝宗派	民國十三年七月	南門外	住持僧眞道	同	一	－	一	五	－	－	－	－	

龍潭宮	道教	龍門派	民國八年五月	元字六甲六井	道士治江	同	一	｜	一	三	｜	｜	｜	｜	
太華宮	道教	同	民國五年五月	貞字三甲九井	住持教明	滿	一	｜	一	二	｜	｜	｜	｜	
沿清宮	同	同	民國七年三月	貞字四甲五井	住持元青	同	一	｜	一	二	｜	｜	｜	｜	
寶泉觀	同	同	民國十一年五月	利字四十八井	住持元山	同	一	｜	一	六	｜	｜	｜	｜	
清雲宮	同	同	民國十三年四月	長春鎮街	住持信本	同	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	
青雲寺	同	同	民國十一年十月	三道鎮街	住持圓章	同	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	
太和宮	同	同	民國元年六月	中興鎮街	住持信一	同	一	｜	一	二	｜	｜	｜	｜	
鬼王廟	同	同	民國七年六月	城西南隅	住持圓吉	同	一	｜	一	五	｜	｜	｜	｜	
龍王廟	同	同	民國十六年三月	城西南隅	住任圓吉	同	一	｜	一	二	｜	｜	｜	｜	
三清宮	同	同。	民國三年六月	東四道街	住持明謙	同	一	｜	一	一	｜	｜	｜	｜	
城隍廟	同	同	宣統元年五月	西五道街	住持明海	同	一	｜	一	八	｜	｜	｜	｜	
關帝廟	同	同	民國七年四月	東北隅	住持圓正	同	一	｜	一	三	｜	｜	｜	｜	

海雲宮	同	同	民國十七年八月	利字三十六甲井	住持自悟	同	一	｜	一	二	｜	｜	｜	｜	
鍾靈觀	同	同	民國七年三月	貞字三甲三井	住持圓聖	同	一	｜	一	六	｜	｜	｜	｜	
呈祥寺	佛教	禪宗	民國十五年四月	南門外	住持靈泉	滿	一	｜	一	二	｜	｜	｜	｜	
觀音閣	同	同	大同元年四月	東五道街	住持德廣	同	一	｜	一	八	｜	｜	｜	｜	
一善堂	理教		民國十年二月	南三西五道街	會長孫國棟	同	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	
純善堂	同		民國十八年九月	南五道新市場	王銘富	同	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	
節孝祠			民國十二年	東北隅	趙松林	同	一	｜	一	五	｜	｜	｜	｜	祀祭孟母
天主堂	耶教		康德元年三月	通河鎮	傳教員李西辰	同	一	｜	一	｜	｜	一二四	八八	二一二	附設教明院一所
同	同		民國十六年三月	東三道街	司鐸徐恩遠	同	一	｜	一	三	｜	五四八	四一七	九七五	附設若瑟醫院
同	同		康德元年四月	三道觀	傳教員史春棠	同	一	｜	一	二	｜	一五六	一一〇	二六六	
基督教	同		民國二年二月	西三道南街	趙翰卿	同	一	｜	一	二	｜	四七	二七	七四	
同	同		大同元年五月	三道鎮	李沾三	同	一	｜	一	三	｜	三七	三五	七二	

	清眞寺	回教		民國五年四月	北二道街	教長沙啓元	同	一	|	一	三	|	三七	三三	七三	
明水縣	觀音菴	佛教		大同二年四月	西南隅	尼姑本緣	同	一	|	一	|	|	|	|	|	
	興隆寺	同		民國元年	興隆鎮街	和尚廣榮	同	一	|	一	|	|	|	|	|	
	紅雲寺	同		民國九年五月	津字三甲三井	住持能超	滿	一	|	一	二	|	|	|	|	
	龍山寺	同		宣統三年九月	東南隅	僧人	同	一	|	一	二	|	|	|	|	
	地藏寺	同		大同元年二月	南門外	僧人本法	同	一	|	一	|	|	|	|	|	
	祥雲寺	同		民國八年四月	同	住持僧保慧	同	一	|	一	五	|	|	|	|	
	理善分會	理教		民國十四年四月	東南隅	會長李昆山	同	一	|	一	三五	|	|	|	|	
	顯佑宮	道教		民國六年七月	小三里三街	道士王明洞	同	一	|	一	|	|	|	|	|	
	龍泉宮	同		宣統元年四月	昇恒社二甲	道士劉明海	同	一	|	一	三	|	一	|	|	
	會聖宮	同		民國十三年九月	李金屯	道士李明奎	同	一	|	一	|	|	|	|	|	
	紫霞觀	同		民國十一年二月	津字五甲六井	道士圓平	同	一	|	一	三	|	|	|	|	

	靈應觀	同		民國九年元月	雙興鎮街	道士信玉	同	一	|	一	二	|	|	|	|	
	清眞寺	回教				沙振嶺	同	一	|	一	|	三	五三	四五	九八	
依安縣	龍泉寺	佛教		民國十三年三月	西北山	僧人本悟	同	一	|	一	|	|	|	|	|	
	安樂寺							|	|	|	|	|	|	|	|	
	聚仙宮	道教	龍門派	民國十八年九月	東北隅	道士張致和	滿	一	|	一	二	|	|	|	|	
	慶雲宮	同	同					|	|	|	|	|	|	|	|	
	天主堂	耶教		民國二十年九月	三興鎮	慶康舫	滿	一	|	一	一四	|	|	|	|	附設道明院一處
	同	同		康德元年十月	九馬架屯	關常蔭	同	一	|	一	一三	|	|	|	|	附設初級小學一處
	理善勸戒煙酒分會	理教		大同元年九月	東南隅	會長王榮陞	同	一	|	一	|	|	|	|	|	
林甸縣	中央普及佛教總會林甸分會	佛教		康德元年六月	東街	會長翟星凡	同	一	|	一	三	|	三六	|	|	
	關帝廟	道教		民國四年四月	朝陽街	居士岡永信	同	一	|	一	三	|	|	|	|	
	關岳廟	同		民國十一年六月	西南隅	住持李淑華	同	一	|	一	三	|	|	|	|	

	天主堂	耶教		民國十五年六月	萬順街	司鐸默來	瑞士	一	—	一	—	—	二七〇	一五〇	四三〇	附設小學校一處 男女道明院一所
	基督教	同				曲方田	滿	一	—	一	—	一八	三〇	一八	四八	
	清眞寺	回教				馬蘭田	同	一	—	一	—	一三	二〇	二八	四八	
	集善堂	理教		民國元年三月	吉星街	李曉山	同	一	—	一	三	—	六	—	—	兼設濱江理教會聯合總會縣分會
	志善堂	同		大同二年七月	同	溫殿富	同	一	—	一	三	—	—	—	三八	同
泰康縣	關帝廟	佛教			溫特河站		滿	一	—	一	—	—	—	—	—	
	三義廟	同			塔爾哈站		同	一	—	一	—	—	—	—	—	
	關帝廟	同			多耐站		同	一	—	一	—	—	—	—	—	
泰來縣	泰安宮	道教	龍門派	民國七年三月	大東門外	住持李圓靜	同	一	—	一	二	—	—	—	—	
	天主教	耶教		民國十九年九月	大西門裡	司鐸高輔滿	瑞士	一	—	一	五	—	二八〇	六五〇	九三〇	附設小學一處 傳教公所三處
	基督教會	同		同	縣城	傳教士王信道	滿	一	—	一	—	—	六〇	四〇	一〇〇	
	清眞寺	回教		民國十三年二月	東北隅	教長王子禎	同	一	—	一	五	—	一三五	七三	二〇八	

	伊斯蘭協會	同		康德元年六月	同	會長谷文羽	同	一	—	一	—	—	—	—	五七	
	勸戒煙酒理善會泰來縣分會	理教		民國十四年五月	北門裡	領正楊海全	同	一	—	一	—	—	—	—	一三三	
	佛教會	佛教		康德元年六月	小西門裡	會長張華	同	一	—	一	二	—	—	—	一五二	
	喇嘛廟	同			城東			—	—	—	三	—	—	—	—	
	同	同			白廟子			—	—	—	二〇	—	—	—	—	
	同	同			五廟			—	—	—	五〇	—	—	—	—	
鎭東縣	東佛堂	佛教		民國十五年五月	東北隅	道士崇亮	滿	一	—	一	三	—	二〇〇	五〇	二五〇	
	尼庵			民國十五年八月	西鐙外	尼姑元貞	同	一	—	一	二	—	—	—	—	
	天主堂	耶教		康德元年三月	西大街	宣傳員金祿賢	同	一	—	一	一五	—	—	—	—	
	基督教會	同		大同元年十一月	北門裡	宣傳員毛毛得	同	一	—	一	—	—	三〇	三〇	六〇	
	致善堂	理教		民國十六年三月	縣署後街	領正張界謀	同	一	—	一	—	—	—	—	五九	
大賚縣	大同佛教會大賚分會籌修處	佛教		康德元年八月	電報局前屋	籌修員孫雨三	同	一	—	一	三	—	—	—	—	

	蒙口喇嘛廟	佛教						|	|	|	|	|	|	|	九八〇		廟凡五處
	關岳廟	道教		民國十年四月	東南隅	道士曹禮空	同	一	|	一	四	|	|	|	|		
	天主堂	耶教		民國十八年	東門裡	司鐸華佐周	德	一	|	一	二四	|	五〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	附設男女小學校各一處施醫院一處	
	福音堂	同				羅德亮		一	|	一	|	二七	五四	五九	一一三		
	清眞寺	回教						一	|	一	|	|	|	|	三一		
	理善分會	理教		大同二年三月	小南門裡	會長張福	滿	一	|	一	五三	|	|	|	三〇〇	公墓一處	
廣安縣	關帝廟	佛教	曹洞派	民國七年七月	北二道街	住持宋忠祥	同	一	|	一	五	|	|	|	|		
	致善堂	理教		民國十七年三月	北三道街	王石秀	同	一	|	一	|	|	二五六	一〇二	三五八		
洮安縣	通化寺	佛教	眞言宗	光緒二十八年	七區七十戶	阿何白音	同	一	|	一	一九	|	一五〇	七七	二二七		
	釋成寺	同		光緒三十一年	五區三十戶	住持陵智	同	一	|	一	|	|	|	|	五七		
	靈慶宮	道教	龍門派		八區	住持張元慧	同	一	|	一	四	|	|	|	|		
	三清宮	同	武當派	光緒三十三年	民生路	住持何宗耀	同	一	|	一	三	|	|	|	|		
	天主堂	耶教		大同元年二月	邊疆路	教士寧喜仁	加拿大	一	|	一	三	|	|	|	|		
	基督教會	同		民國二十年十二月	興安路	教士榮道新	滿	一	|	一	五	|	三二	一八	五〇		
	理善分會	理教		康德元年四月	富源路	會長武倫秀	同	一	|	二	|	|	|	|	六二		
	紅卍字會分會			康德元年十月	四通路	會長彭利因	同	一	|	一	|	|	|	|	八〇	設粥鍋一處	
洮南縣	慈雲寺	佛教	臨濟派	民國十八年八月	順成街	監院隆波	同	一	|	一	三〇	|	九二	一一六	二〇八	附設佛學院一處	
	鎮安寺	同	同	光緒二十九年三月	十緯一路	方丈廣增	同	一	|	一	一〇	|	|	|	|	設寄骨寺一處	
	法華寺	同	同	民國五年三月	十緯路	監院能勇	同	一	|	一	三	|	|	|	|		
	普明寺	同	同	大同三年十二月	同	教師心恒	同	一	|	一	四	|	|	|	|		
	永濟寺	佛教	臨濟宗	光緒年間	北大門外	住持僧仁竹	同	一	|	一	四	|	|	|	|		
	普雲寺	同	同	民國十二年	七區野馬圖	住持昌普	同	一	|	一	二	|	|	|	|		
	保安寺	同	同	民國十三年五月	七區萬寶村	住持劉萬陞	同	一	|	一	|	|	|	|	|		
	小老爺廟	同	眞言宗	光緒三十四年	五區福順村	住持于靜修	同	一	|	一	|	|	|	|	三〇		

	茂好廟	同	同	光緒九年	七區茂好廟屯	金寶	同	二	丨	一	三	丨	丨	丨	丨	
	基督教會	耶教		民國九年	十一緯路	牧師李惠普	同	一	丨	一	丨	丨	三三	二三	五六	
	同	同		民國十七年	六經路	牧師戴衛仁	美	一	丨	一	八	丨	一五七	五六	二一三	
	天主教堂	同		宣統元年	九緯路	教師寧喜仁	加拿大	一	丨	一	二	丨	二七〇	二五三	五二三	附設小學校一處 養老院一處 博愛醫院二處
	清眞寺	回教		民國四年	五經路	教長林廷明	滿	一	丨	一	丨	丨	六二八	四七二	一,一〇〇	
	理善會	理教		宣統三年	六緯路	會長戴永祥	同	一	丨	一	三	丨	丨	丨	丨	
	紅卍字會			民國十八年三月	一緯路	會長孫炳輝	同	一	丨	一	三	丨	九八	四〇	一三八	附設小學校一處 施診所一處 施粥廠一處
	同善社			民國十五年三月	順城街	善長夏雲翹	同	一	丨	一	三	丨	一六五	五三	二一八	附設公墓管理處一所
開通縣	海雲寺	佛教	曹洞派	民國十五年四月	南門裡	僧聖慈	同	一	丨	一	二	丨	三七	丨	三七	
	興雲宮	道教	金山派	民國九年五月	東大街	監院高全禮	同	一	丨	一	七	丨	丨	丨	丨	
	天主教會	耶教		康德元年三月	商會街	教士張壽朋	同	一	丨	一	三	丨	丨	丨	丨	附設道理學校一處
	基督教會	同		大同二年三月	南大街	教士唐君可	同	一	丨	一	丨	丨	二五	二〇	四五	

	城隍廟	道教		民國十七年三月	北門外	住持曾昭明	滿	一	丨	一	丨	丨	丨	丨	丨	
	理善分會	理教		大同二年八月	東大街	會長龐雲章	同	一	丨	一	丨	丨	丨	丨	一〇〇	
	紅卍字會			民國二十年一月	商會西	會長王源誠	同	一	丨	一	丨	丨	五三	丨	五三	附設施診所一處
瞻榆縣	大同佛教會	佛教		康德元年十月	興隆街	會長秦顯廷	同	一	丨	一	二	丨	丨	丨	三	
	保安寺	同		民國二年二月	四區集賢村	住持僧大安	同	一	丨	一	二	丨	丨	丨	丨	
	慶霖寺	同		民國十年七月	仁和街	住持僧根存	同	一	丨	一	五	丨	丨	丨	丨	
	極樂寺	同		宣統元年五月	興隆村	住持僧大貴	同	一	丨	一	三	丨	丨	丨	丨	
	道院	道教		大同元年二月	官署街	會長劉玉亭	同	一	丨	一	丨	丨	四五	丨	四五	
	基督教會	耶教		民國十二年二月	興隆街	教士蕭雅名	同	一	丨	一	丨	丨	一五〇	五四	二〇四	
	理善會	理教		民國十九年六月	慶霖寺西	會長劉玉亭	同	一	丨	一	三	丨	丨	丨	一三五	
突泉縣	馬尼喇嘛廟	佛教	眞宗	民國五年	四區英台加拉吱	喇嘛馬尾	同	一	丨	一	丨	丨	七〇	丨	七〇	
	吱沁喇嘛廟	同	同	前清	二區學田地	斯地巴斯	同	一	丨	一	丨	丨	丨	丨	丨	

積善堂	理教		二區六戸	張子彬	同	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	三三	
濟善堂	同	民國十一年二月	太平街	領正田雲峰	同	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	二七	
基督教會	耶教		官署街後	教士趙維周	同	一	｜	一	｜	｜	五〇	四五	九五	附設小學一處
天主堂	同	民國十六年五月	縣城南	神父米謙益	加拿大	一	｜	一	｜	｜	一、一〇〇	七三	一、一七三	同

第八章　社會・衞生

第一節　社會事業

第一項　概　説

滿洲國は王道立國を國是として建國以來民衆の爲めの政治を標榜し、國利民福を計り、特に社會事業は其の社會行政上の重大事業たるに鑑み、民衆を災患より救ひ人民の福祉を增進して來たのである。

即ち中央に於ては民政部地方司に社會科を設けて專ら賑恤救濟、公私社會事業の助成發達を圖ると共に、地方に於ける社會事業行政の監督助成に任ずる事とし、又地方に於ては各省公署民政廳行政科並びに各縣公署内務局に於て夫々社會行政を辦理する事としてゐる。更に他方此等行政の補助機關を設置して、社會事業の連絡、統制並に協調を計る事の事業遂行上緊急なるに鑑み、大同元年十月社會事業家懇談會を國務院會議室に開催して官民各方面の意向を徵した結果、奮奉、吉、黑三省及新京、哈爾濱兩特別市に夫々官民合同社會事業聯合會を組織し、更に上記各地方社會事業聯合會を聯絡、統制せんが爲め大同三年二月民政部内に中央社會事業聯合會を組織した。

而して本聯合會は各地事業團體と統制連絡を保ち全國該種事業を統制補助し、逐日活動を進めてゐるのである。

社會事業に就て先づ特筆大書すべきは　皇帝陛下は夙に人民の福祉、休戚を御宸念あらせられ社會事業の發展に大御心を注がせ給ひ、執政にあらせられし大同元年三月御内帑金二十萬圓の御下賜あり。又登極大典に際して特に社會事業振興の御思召を以て御内帑金一百萬圓を御下賜遊ばされ、國務總理大臣に優渥なる勅語を賜つたのである。此に於て政府は恩

賜金を以て恩賜財團普濟會を設立し、各種社會事業の奬勵、醫藥救療の普及に資し以て濟生の方途を講じ、聖意の高厚に酬ひ奉らん事を期したのである。

此外政府としては中央社會事業聯合會を經て各地方團體に對し、年々補助を與へ、銳意事業の振興、人民の福祉增進に努め、災禍救濟、義倉制度確立、方面委員制度助成、阿片吸飮禁止運動等萬般の社會事業に意を用ひてゐるのである。

第二項　建國以降の本省內救濟事業

滿洲建國當時、匪賊殘兵尙ほ各地に跋扈し、民生を虐ぐる事夥しく加之北滿地方には大同元年六、七月の交、未曾有の大水災あり、人民の慘苦其の極に達するものがあつた。特に舊黑龍江省の如きは其の災害最も甚だしく、之が救濟は焦眉の急務なるを以て、民政部に於て大同元年八月訓令第五六六號を以て民食救濟金現大洋五十萬元を省公署に交付し、民食救濟に當らしむる事とし、本省に於ては割當八萬元を江洋七十萬元に替へ左の如く分配する事とした。

甲組　呼蘭、綏化、巴彥、海倫、通河、木蘭、蘭西、肇東の八縣は被害最大なりしを以て各五〇、〇〇〇元宛合計江洋四〇〇、〇〇〇元を發給す。

乙組　克山二三、〇〇〇元、拜泉二一、〇〇〇元、安達、訥河各二〇、〇〇〇元、肇州、大賚各一五、〇〇〇元、龍江一三、〇〇〇元、林甸、望奎各一二、〇〇〇元、綏稜、富裕、依安、克東、慶城、靑岡、湯原各一〇、〇〇〇元、明水、景星、德都、通北各八、〇〇〇元、東興、泰康、泰來、雅魯、甘南、布西、嫩江、龍鎭各五、〇〇〇元、鐵驪六、〇〇〇元、合計江洋三〇〇、〇〇〇元を發給す。

以上總計江洋七〇〇、〇〇〇元。

又日本　天皇陛下におかせられては深く北滿窮民を御軫念あらせられ四〇、〇〇〇圓の御內帑金御下賜あり、又我執政におかせられても深く民生の窮狀を御懸念あらせられ、罹災民慰問の爲め慰問使を現地に派し且つ執政の名を以て政府支出の下に慰問金五〇、〇〇〇圓を給與せられ、之を江省初め罹難各地に配給する事とした。

更に各官吏より義捐金を募集し、日本　天皇陛下御下賜金、執政慰問金及官吏義捐金一般寄附及義捐金等計金六二一四、一一九・七七圓銀六七四、三六二・七〇圓を以て各罹災地に配給する事とし、內舊黑龍江省に對し二一九〇、〇〇〇圓を割當てらるゝ事となつた。

又北滿僻陬地に於ては殆んど醫藥に惠まれず、一旦疾病に犯されんか唯だ死を待つのみの悲慘な狀況に置かれてゐたので、民政部衞生司に於ては大同元年十二月一日醫師四名よりなる地方施療班三班を組織し、第一班は齊々哈爾方面に、第二班は札蘭屯及博克圖地方に、第三班は海拉爾地方に各々出張し、約一ケ月の間に患者六千五百名を救療し、多大なる效果を收むるを得たのである。

翌大同二年八月中旬より洮南方面一帶に至る連日の大降雨あり、爲めに洮兒河、交流河の汎濫を來し同月下旬に至り洮南、洮安、鎭東、突泉、安廣の五縣約十四萬一千晌を浸水し、人畜の被害及び農耕地並に農產物に多大の損失を及ぼしたのである。之に對し民政部に於ては差當り實業部及奉天省公署（當時洮遼各縣は奉天省管下にあり）協和會等と協力し、現地に於て難民救濟費として三七、〇〇〇元を支出する事とし左記の如く之を各縣に配給したのである。

洮南縣	國幣	九、二五〇元
洮安縣	〃	九、九八〇元
鎭東縣	〃	五、一九〇元
突泉縣	〃	四、八二〇元
安廣縣	〃	七、七六〇元
合　計	〃	三七、〇〇〇元

次いで康德元年九月に於て水災善後救濟費として、全國水災被害地に六十萬圓を發給する事とし、內舊黑龍江省に就ては七萬圓を以て左記の如く省內各縣に割當てられたのである。

縣名	割當額	縣名	割當額
呼蘭	一八、〇〇〇	湯原	二、〇〇〇
泰來	九、〇〇〇	通北	二、〇〇〇
龍江	八、〇〇〇	依安	二、〇〇〇
甘南	六、〇〇〇	景星	二、〇〇〇
林甸	四、〇〇〇	德都	二、〇〇〇
肇州	三、〇〇〇	龍鎭	一、〇〇〇
大賚	三、〇〇〇	綏濱	一、〇〇〇
肇東	二、〇〇〇	泰康	一、〇〇〇
木蘭	二、〇〇〇	合計	七〇、〇〇〇

翌二年二月には更に冬期極貧者救濟費として二萬圓を發給し、之を全滿各省市其他特殊縣城に夫々支給したのであるが內本省割當としては一、八〇〇圓、他に齊々哈爾市の分として三〇〇圓、計二、一〇〇圓を省內各地に配給したのである。

又同年十二月同じく冬期窮民救濟費として三萬を發給し內一、五〇〇圓は本省に割當てられたのである。

第三項　義倉制度

康德二年八月三十一日民政部令第一四號を以て、義倉管理規則制定公布せられると共に本制度の助成確立に資せんが爲め、之に要する基金及倉庫建築補助費を全縣に交付し、各縣に於ては之を基礎として每年穀物を徵收、積立て災害地窮民をして地方自主的救濟に當らしめると共に更に進んで民食不足を補給し、或は生業資金を貸與する等防貧事業を兼ねしむる樣機能の擴充徹底を期した。

本事業助成に要する資金は旣に康德二年度豫算中に、義倉補助費として三百萬圓計上せられたが、內二百萬圓は之を以て本年凶作地救濟のため糧穀を買付け地方窮民に配給せられたもので、右糧穀は今秋農民より回收せられ縣義倉の基金に繰入れられ其の確立に資することゝした。

左に本制度の實施要領を略述すれば

一、全滿各縣に倉庫建築及基金の補助金を交付し一齊に實行せしむ
二、民政部大臣は各縣義倉に付夫々の最小貯蓄數量を定む
三、糧穀を以て徵收積立するを原則とす
四、各縣には縣長の諮問に應ずる爲義倉委員會を設置す
五、一畝に付每年八合（新度量衡法に依る）以下の糧穀を徵收し、商工業者其の他よりも之に準じて徵收す
六、貯蓄糧穀の用途は散放、貸出及平糶の三とす
　イ　散放は非常災害の際の應急救濟を目的とす
　ロ　貸出は民食補給及生產資金の貸與を目的とす

八 平糶は粮穀の需給及價格の調節を目的とす

七、或制限の下に餘剩穀款の一部は之を社會事業の助成費に支出することを認む

各縣義倉最少貯蓄數量並義倉建築修理費細目表

縣名	最少貯蓄數量	內糧穀保有數量	建築倉庫容量	縣市倉庫修理費	倉庫新築費	交付金額
龍江	九,〇〇〇石	四,五〇〇石	一五間	—圓	一,八〇〇圓	一,八〇〇圓
景星	三,〇〇〇	一,五〇〇	五	—	六〇〇	六〇〇
甘南	六,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇	—	一,二〇〇	一,二〇〇
富裕	二,四〇〇	一,二〇〇	四	—	四八〇	四八〇
訥河	一二,〇〇〇	六,〇〇〇	二〇	—	二,〇〇〇	二,〇〇〇
嫩江	一,八〇〇	九〇〇	三	—	三六〇	三六〇
德都	一,八〇〇	九〇〇	三	—	三六〇	三六〇
龍鎮	一,五〇〇	七五〇	二・五	—	三〇〇	三〇〇
通北	一,五〇〇	七五〇	二・五	—	三〇〇	三〇〇
克東	四,五〇〇	二,二五〇	七・五	—	九〇〇	九〇〇
克山	一五,〇〇〇	七,五〇〇	二五	—	二,五〇〇	二,五〇〇
拜泉	二一,〇〇〇	一〇,五〇〇	三五	二四〇	二,三〇〇	二,五四〇
明水	九,〇〇〇	四,五〇〇	一五	三七四	五六五	九三九
依安	六,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇	—	一,二〇〇	一,二〇〇
林甸	四,五〇〇	二,二五〇	七・五	—	九〇〇	九〇〇
泰康	一,五〇〇	七五〇	二・五	—	三〇〇	三〇〇
泰來	九,〇〇〇	四,五〇〇	一五	—	一,六五〇	一,六五〇
鎮東	四,五〇〇	二,二五〇	七・五	—	九〇〇	九〇〇
大賚	九,〇〇〇	四,五〇〇	一五	六〇	一,三二〇	一,三八〇
安廣	六,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇	四〇〇	—	四〇〇
洮安	九,〇〇〇	四,五〇〇	一五	—	一,五〇〇	一,五〇〇
洮南	一八,〇〇〇	九,〇〇〇	三〇	—	三,三〇〇	三,三〇〇
開通	六,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇	—	一,二〇〇	一,二〇〇
瞻楡	四,五〇〇	二,二五〇	七・五	—	九〇〇	九〇〇
突泉	九,〇〇〇	四,五〇〇	一五	—	一,八〇〇	一,八〇〇
計	一七五,五〇〇	八七,七五〇	二九二・五	一,〇七四	二八,六三五	二九,七〇九

第四項 省內社會事業團體

本省に於ては社會行政機關として省公署民政廳に行政科を置き、叉各縣公署內務局があり、夫々所管の事務を司る事としてゐる。

省內社會事業團體としては官營に屬するものと民營事業とに分れ、省城初め各縣內に大小區々存置せられてゐるのであるが、民營機關は設立後概ね日尚ほ淺きに拘らず、其の活動概ね活潑にして成績叉顯著なるものあるに反し、省叉は縣市の經營下にある所謂官營機關は、稍々もすれば經營其の人を得ざると、財政困難の爲め却つて其の成績見るべきものなき

狀態である。

而して民營機關の特徴とする處は其の何れもが宗教的色彩濃厚にして、彼等事業家が社會的に有力なる勢力を有し、世界紅卍字會、萬國道德會、理善勸戒煙酒會等有する地方は勢力極めて大なるものがある。

今此等團體に就て地方別概要を見るに次の如くである

官營 民營 社會事業團體概要

（康德二年六月滿洲國社會事業聯合會發行滿洲國社會事業概要）

一　齊々哈爾市

（一）官營事業

（1）貧民博濟工廠

設立年月　民國十八年十月

設立者　民政廳

目的　弧獨にして緣邊なき者を扶養救濟し、之に技術教養を施す

沿革及事業概要　本廠は當初舊政權時代に於て黑龍江省督辦吳興權の創設に係り同善堂と呼稱した。次いで民國十七年萬督辦は多額の資を投じて豐恒胡同に屋舍を設け、翌十八年十一月貧民博濟工廠を創辦し、同善堂は之を合併したものである。當時基金裕かして運營よろしきを得、頗る隆盛を極めたものであるが、事變後時局の影響を受けて業績擧らず、近年未だに舊狀を恢復するに至らず、不振を極めてゐる狀態である。現に專ら救恤事業に努めてゐる

（2）龍江女子教養院

設立年月　民國三年一月

設立者　民政廳

目的　孤兒を收容して之等に相當の教育を施す

沿革及事業概要　民國三年江省督辦朱子樵發起のもとに資金を調達し、該院を設立して貧苦なる子女を收容する事としたのであるが、滿洲國成立以來大同元年韓省長就任以來每月若干の補助を與へて經營運行してゐる。

（二）民營事業

（1）世界紅卍字會と奎分會

設立年月　民國十一年

設立者　許德輝、于睿仁

目的　世界平和を促進し災患を救濟す

沿革及事業概要　該會成立後一時會員散漫し、經費缺如して經營困難を來したが十七年八月十五日慈善事業を復興して永久、臨時事業を區分し、永久事業は主管者を置き事業の進行を計り、臨時事業は隨時規定を設けて機宜適切なる事業を行ふ事とした。次いで難民收容所を設けて六ケ月の期限を以て五百名を收容し、又辛未戰時には傷兵一百六十名を救濟し、死者二百六名を埋葬すると共に救恤施米をなす等、爾來相當成績をあげつゝあり、現に會員百四十三名に及ぶ。

（2）萬國道德會龍江分會

設立年月　民國十二年四月

設立者　陳恩令

宗教別　孔教

目的　孔教を闡明し、道德を提唱し、人心を善導す。

沿革及事業概要　創辦當時より今日に至るまで變更なし

（3）**五教道德院**

設立年月　民國十年舊歷正月

設立者　陳福齡同志二十餘人を糾合設立す

宗教別　儒、釋道、邪回五教を聖教とし之を主體となす

目的　道德を發揚し、慈善を實施す

沿革及事業概要　成立當初より毎年施粥廠及診療所各一處を設け、貧苦者並に傭工人を救濟すると共に聖道の宣揚につとめ、民衆の善導を期してゐた。民國十七年山東大饑饉に際し、糧穀を施し救助員を派し、救濟に努めたが爲め同省督辦より褒頒せられた事あり、又同年魯豫兩省難民一千八百餘名に對し、該省當局と接衡して之が救援に乘出した。又十九年龍江省水災に際して汪縣長と協力して施米八十石を送り其他遼西、湖北哈爾濱等水災に際しても又友邦地震の際も、極力救濟義捐に努むる處があつた。

（4）**黑龍省省城中心慈善會**

設立年月　民國十年三月

設立者　吳安瑞

宗教別　孔教

會員數　六十九人

目的　世界平和を促進し慈善救濟に努む

沿革及事業概要　民國十二年市公署前に施粥廠を設置し毎日食粥者千餘人に施粥し次いで之を本會内に移し同樣施粥を行ふ事とした。十五年山東難民九百餘人を收容し、十七年河南難民七百人、十八年河南難民二萬七千餘人、綏遠八百餘人を收容し又十九年河南難民千九餘人を救濟したのである。民國十年朝陽東北等の救恤資金七千元を募集し、義務學校四校を設立したが、現に資金關係により女子學校一校を存置してゐる。此外死者に棺木を施し、埋葬をなす等慈善事業を續け今日に及んでゐる。

（三）**外人經營事業**

（1）**龍江天主教總堂**

設立年月　西暦一九一四年

設立者　羅馬舊教々會

宗教別　天主教

目的　傳道、救濟事業

沿革及事業概要　一九一四年吉林教區より牧師を派遣して天主堂を興し、一九二六年三月教區を組織し龍江總堂を設立し、一九二九年九月天主教主教管理に屬せしむる事とした。

二　甘南縣

（一）**民營事業**

（1）**萬國道德會甘南縣分會**

設立年月　康德元年十月

設立者　王子奇

宗教別　孔教

會員數　六名
目的　道德宣揚、慈善提唱、社會福祉增進を期す
沿革及事業概要　本會設立以來上述趣旨により事業を繼續し今日に及ぶ。

三　訥河縣

(一)　官營事業

(1)　訥河縣養濟院

設立年月　大同二年四月
宗教別　佛教
目的　貧民救濟
沿革及事業概要　本院は大同二年慈善會々長姜廼儒は縣長の意を受け、貧困孤獨の窮民多きに鑑み資金を募集し、養濟院を設立し、爾來毎日施粥を行ひ今日に及んでゐるが、資金は全部一般の義捐に仰ぎつゝあり、事業必ずしも發展してゐないが細々ながら現に事業を繼續してゐる。

(二)　民營事業

(1)　萬國道德會訥河縣分會

設立年月　康德元年四月
設立者　崔福坤
宗教別　儒教
會員數　二〇五名

目的　性命の研究、家庭の敎育、社會の啓發指導を計り以て一般民衆に道德を宣揚す
沿革及事業概要　民國十八年崔縣長により設立せられた慈善會を大同元年に至り寧葆恩、姜廼儒等により改めて世界普尊道德會となし、康德元年六月李縣長等萬國道德總分會章程を奉じ、萬國道德會訥河分會と改組せるものである。

四　龍鎭縣

(一)　民營事業

(1)　北安鎭救濟院

設立年月　康德元年一月
設立者　北安鎭商會
目的　老弱者の救濟、阿片吸飲の戒除を目的とす

五　嫩江縣

(一)　民營事業

(1)　嫩江理善勸戒煙酒分會

設立年月　民國十四年八月
設立者　杜國棟
會員數　八十名
目的　自己修養相互補助並に煙酒勸戒を目的とす
沿革及事業概要　民國十四年八月設立、正心堂と呼稱したが康德元年九月新京全國理善勸戒煙酒總會令を遵奉し、理善勸戒煙酒分會と改組、改稱する事としたものである。

六　克山縣

（一）民營事業

（1）克山縣慈善會

設立年月　民國九年十一月
設立者　于德文
會員數　二十四名
目的　貧民救濟
沿革及事業概要　民國十二年道路修築安徽省亳縣義捐、十三年道路建修及楡關賓抵兩ヶ處賑捐、十四年石材、木材運用並に山東、綏遠兩省賑濟、十五年石橋架設、十六年石橋修理並に錦縣、錦西兩縣賑捐、十七年秋架橋を完了し龍王廟を修築し山東義捐、十八年東北義賑會賑捐七聖殿を建修、十九年秋長嶺縣賑捐及七聖佛殿建修、二十年三陽殿修築、二十二年三陽殿竣工をなす。

七　拜泉縣

（一）官營事業

（1）拜泉縣救濟院

設立年月　民國十二年十月創立民國十九年五月改組
設立者　林傳台
目的　養老及貧困病弱者遊民收容
沿革及事業概要　創立改組以來專ら寄附金により運營されてゐるのであるが、近年水災、匪禍等の爲め募金意の如くならず經營困難である。之が爲め從來施醫、施棺、施衣等をなしてゐたのであるが、當分之を停止し、將來之を續行する事としてゐる。現在院内に養老所、殘廢所、養病所並に附屬嗎啡治療收容所等あり老弱、病患、貧者等に對し衣食を與へ病患者の治療をなしつゝあり、現に貧窮者四十餘名、嗎啡癮者十五名を收容してゐる。

（二）民營事業

（1）萬國道德會拜泉縣分會

設立年月　民國十二年四月
經營代表者　張振之
目的　風化改善、孔教宣揚、王道普及に努め人心の淨化、社會風俗の向上を計る
沿革及事業概要　創設以來民國十五年男子義務學校四班を設けて道德講演を行ひ、翌年更に二班を設け十七、八兩年男女義學各一班を設け、更に山東、河南方面より寄附金を募集し十九年、二十二年の兩年には更に男女義學二班並に講演所を設けたが滿洲建國後時局關係上一時事業の見るべきものなし。本年講演傳習班二班を設け、之に講演社を附設する事とした。現在事業の主なるものは講演傳習班、家庭研究社、道德講演所等とし、毎日道德講演、孔教王道の宣揚に努むる事とし會員八十二名を擁してゐる。

（2）拜泉理善勸戒煙酒分會一善堂公所

設立年月　民國十年二月
設立者　李福芝、張香閣、張寶鈞
目的　阿片吸飲、飲酒、喫煙勸戒
沿革及事業概要　創設以來年々男女煙酒勸戒に努め其數平均四百名に上る。同時に盂蘭盆會を開き、死亡者の慰靈をなす。現に

會員男二七五名女十三名を有す。

八　明水縣

（一）民營事業

（1）萬國道德會明水縣分會

設立年月　康德元年六月

設立者　曲祥久、高化成、張銘九、程文起

目的　性命研究、教育振興、家庭及社會風習の淨化を目的とす

沿革及事業概要　本會は創立日尚ほ淺く、事業の顯著なるものなきも現に講演社を設け日々家庭教育、性理に關する講演を行ひ同時に療病に從ひつゝあり、會員男女九十九名に及び目下講演員傳習班設立準備中である。

九　依安縣

（一）官營事業

（1）依安縣地方救濟院

設立年月　康德元年八月

設立者　依安縣公署

目的　老幼、殘廢人並に貧民救護

沿革及事業概要　創設以來日尚ほ殘り事業未だ見るべきものなきも、現在養老、殘廢二所を設け現收容人員二名を有す。

十　林甸縣

（一）民營事業

京橋圖書館

（1）萬國道德會林甸分會

設立年月　民國十二年十一月

設立者　民衆公立

目的　道德宣揚、一般社會淨化

沿革及事業概要　創設以來關係各地天災異變に際し窮民救濟を行ひ、社會事業に盡す所少なからず、又現に會員七十四名あり、男女小學校を建て學生一百數十名を有し又別に講演練習班を建て卒業後各地講演を行ふ。

（2）萬國道德會林甸聚緣屯分會

設立年月　康德元年四月

設立者　民衆公立

目的　家庭教育增進、道德普及社會淨化

沿革及事業概要　創設日淺く事業特記すべきものなきも現に會員九十餘名を有し、男女義務學校兩班あり學生八十餘名を有す

（3）萬國道德會林甸聚賢屯分會

設立年月　康德元年四月

設立者　民衆公立

目的　家庭教育研究、道德普及社會淨化

沿革及事業概要　未だ成績特に見るべきものなきも現在會員六十三名を有す。

（4）濱江理教會林甸縣分會

設立年月　大同二年六月

京橋圖書館

設立者　温殿富、呉殿擧、翟李淑等有志

目的　煙酒勸戒並に慈善事業促進

沿革及事業概要　本會は民國十九年設立の戒煙公所を改組せるもので宗派は佛教に屬し、現在會員六十三名、事業の進展に努力しつゝあり。

（5）濱江理教會聯合總會林甸集善社分會

設立年月　民國八年創立大同二同六月改組

設立者　張九成、李曉山

目的　煙酒勸戒、慈善事業促進

沿革及事業概要　佛教を宗旨とし現に會員四十三名、毎月民衆を召集し煙酒の勸戒を行ひ、成績見るべきものあり。

十一　大賚縣

（一）民營事業

（1）萬國道德會大賚分會

設立年月　民國十年七月

設立者　張中正

目的　道德宣揚、社會風教刷新

沿革及事業概要　創設以來關係地方水害、匪禍に際し、義捐金募集、窮民救濟を行ひ又別に男女義學を附設す。會員一百五十名あり。

（2）全國理善勸戒煙酒大賚分會

設立年月　民國六年七月

設立者　趙文珍、邵芳亭、景鳳春

目的　煙酒勸戒、風教淨化、慈善事業促進

沿革及事業概要　創設以來戒煙、禁酒を宣講し貧民埋葬、窮民救濟を行ひ成績大いに見るべきものあり、現に會員五十八名を有す。

（3）貧民工廠

設立年月　民國十七年六月

設立者　民衆公立

目的　貧民を收容し手工技術を教授す

沿革及事業概要　貧民子弟を收容し之に工藝技術を授け、貧民生計の不足を補はしむる事とし現に徒弟十數名あり。

十二　安廣縣

（一）民營事業

（1）理善會

設立年月　民國十七年三月

設立者　于子清、陶錫卿

目的　勸戒煙酒

沿革及事業概要　道教を宗旨として設立せられ民國十九年頃より成績大いに揚り其後引續き事業を推進しつゝあり、現に會員三百五十八名を有す。

十三　洮南縣

（一）民營事業

（1）世界紅卍字會洮南分會

設立年月　民國十七年陰曆二月

設立者　張海鵬

目的　災患救濟、世界平和促進

沿革及事業概要　設立以來慈善義務學校を起し、貧民子弟を收容すると共に毎冬施粥廠を設け、衣服を施し、施藥を行ふ等各種慈善事業を爲し會員九十八名を有す。

（二）外人經營事業

（1）天主教堂

設立年月　西暦一九一〇年

設立者　劉司鐸

目的　傳道

沿革及事業概要　設立以來人心教化を行ひ現に信徒五二三人あり、光化小學校及博愛醫院を附設す。

十四　開通縣

（一）民營事業

（1）私立殘廢貧民收容所

設立年月　大同二年四月

設立者　楊廣發

目的　衰殘老病者救濟

沿革及事業概要　楊氏出資の下に設立、病弱、老衰者にして自活し得ざる貧民を收容し、設立以來既に延人員一百數十名を收容す。

（2）世界紅卍字會開通分會

設立年月　民國二十年一月

設立者　王源誠

目的　慈善事業促進

沿革及事業概要　毎年定期賑粮を行ひ施療所を設け一般貧民診療に從事し、人心の教化善導を行ふ。

十五　瞻楡縣

（一）民營事業

（1）萬國道德會瞻楡分會

設立年月　大同二年八月

設立者　會員公共設立

目的　人民勸導、世界大同促進

沿革及事業概要　設立以來女子小學校を附設し道德宣講、思想善導を行ひ現在會員一百八十名を有す。

（2）聖道理善勸戒煙酒瞻楡分會

設立年月　民國九年六月

設立者　趙仲三

目的　煙酒勸戒慈善促進

沿革及事業概要　創設以來鋭意煙酒勸戒に努め社會風敎の刷新を計りつゝあり、現に會員一百名を有し又小學校を附設し學生七十名を收容す。

十六　突泉縣

(一) 官營事業

(1) 棲留所

設立年月　民國十八年七月

設立者　朱紹先

目的　一般貧民、孤老、廢疾者收容

沿革及事業概要　設立以來貧民を救濟し、老衰者、廢疾者を收容し現に人員二十八名を有す。

(二) 民營事業

(1) 濟善會

設立年月　民國十一年二月

設立者　凃子周

目的　勸戒煙酒

沿革及事業概要　創立後民國二十年北平總會に分會設置を申請し、滿洲國成立後之と關係を離脫して新京總會より分會として認可せられ、爾來職員二十餘名、會員百五十名あり、煙酒を戒禁し保健を奬勵す。

(2) 積善堂

設立年月　大同二年八月

設立者　張子彬

目的　勸戒煙酒及慈善事業

沿革及事業概要　創立以來毎年四季定期開會、舊曆毎月一日及十五日に臨時開會し、煙酒勸戒を宣講し入會勸誘を行ふ。現に入會者七八十名あり。

第二節　協和會龍江省事務局

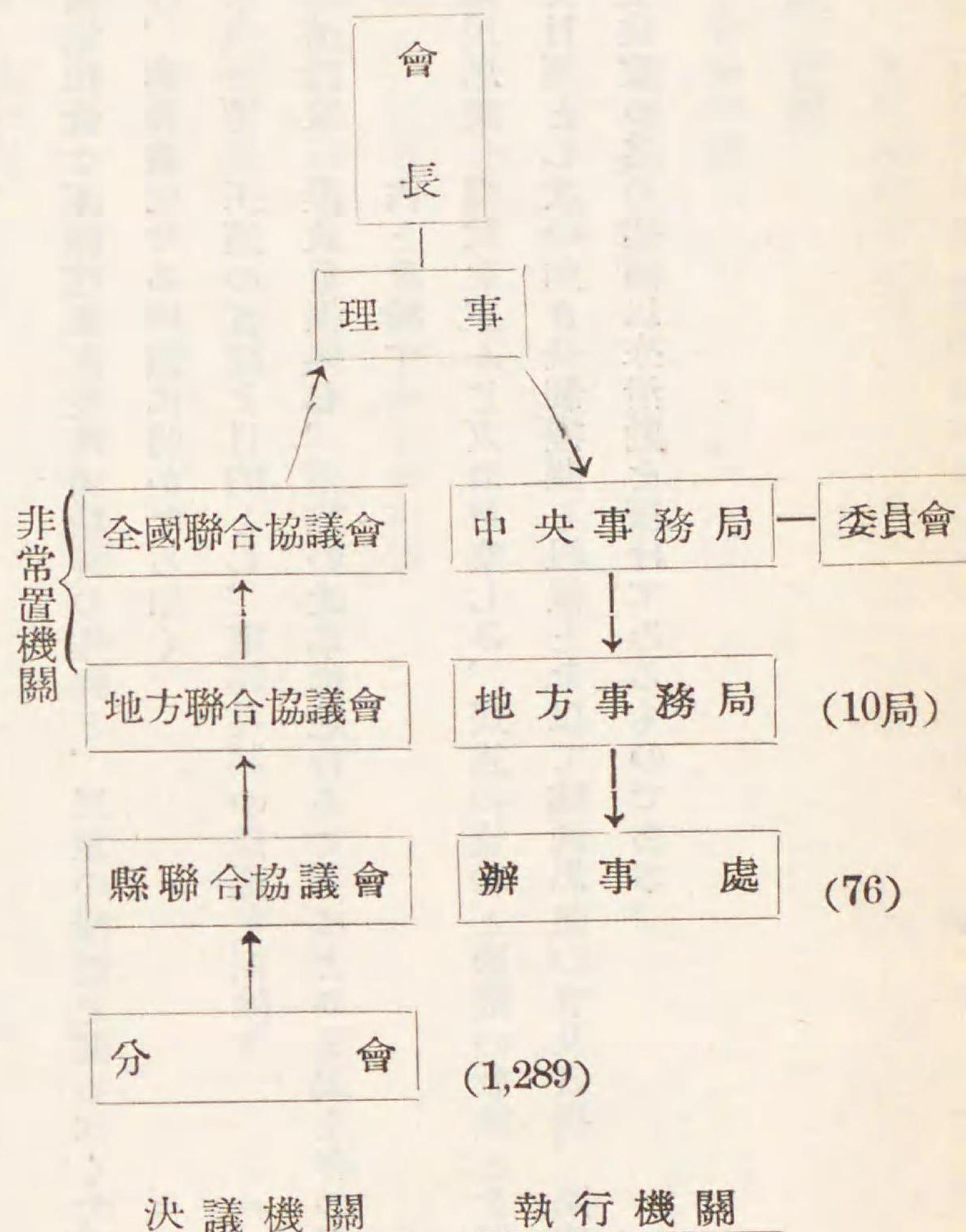
滿洲國協和會は滿洲建國直後建國精神の作興と、民意の暢達を圖るべく大同元年七月二十五日國務院會議室に於て發會式を擧げ、其の表明せる綱領に明かなる如く

一、宗旨　王道の實踐を目的とし、軍閥專制の餘毒を剷除す

二、經濟政策　農政を振興し、産業の改革に勉むることにより國民生存の保障を期し、共産主義の破壞と資本主義の獨占とを排す

三、國民思想　禮敎を重んじ天命を樂しみ、民族の協和と國際の敦睦とを圖る

を三大目標とし次の如き統制機關と組織とを以て建國思想の普及宣揚、匪徒の剿討宣撫、人心の敎化指導に努め民族協和の樂土建設の爲め建國以來活動を續けてゐるものである。



而して協和會を構成する分會は職業別、民族別、地域別、宗教別等の少なきは五人多きは數百千人を以て組織され其の數現に一、二八九に及び全滿各地に普く存在してゐるのである。該數は整理完了の分のみを擧げたのであるが、更に未整理の分を加ふれば約三十萬となる見込である。

即ち龍江省事務局は中央事務局の管下にあるものであるが、今之が沿革と創設以來の事業概要を述ぶれば次の如し。

第一項　開設以來の沿革概要

大同元年四月初め大羽時男氏は上田駿、中下魁平兩氏と共に協和會（當時協和黨と稱す）設立準備委員として齊々哈爾に來り、事務局を天增胡同に設置し、日滿人二十數名を以て工作を開始する事となつたが之れ當事務局創設の胚芽である。

當時北滿一帶は混沌たる情勢にあり、反滿抗日の分子は各地に散在して蠢動し、加ふるに偶々未曾有の水災に見舞はれ民衆は慘憺たる苦境に陷り、其の適歸する處を知らない亂脈狀態に置かれてゐたのである。此の秋に當り、本會は確乎たる信念を以て省民を糾合し、反滿運動を排擊し、民族協和、建國大業の完成を期する爲め滿洲里、海拉爾、昂々溪、拉哈、克山、泰安鎭等に辦事處を置き、使命の實踐躬行に邁進したのである。

翌年先づ齊克沿線民心の安定と生活の確立を計る爲め經濟聯合會を組織し、李維權部下解散兵匪徒の流入を防止する爲め勞工進行會を設立し、事務局を城內に移して此等經濟聯合會、勞工進行會を局內に併置し、組織の變更、事務機構の整備を行ひ韓省長事務局長として就任し、五月七日正式發會式を擧行するの運びとなつたのである。

其後工作の進展に伴ひ北安鎭、拜泉等辦事處の增設をなし、行政區域と連絡便宜の爲め哈爾濱地方事務局より移管せられた綏化、呼蘭、海倫の三辦事處を抱合したのである。

斯くの如くにして本局は內容の充實と共に協和網を齊克、海北及呼海各沿線に張り瘡痍滿目、農村困憊に惱む省民を救ひ協和の實を擧げんとし、工作員を各地に派して宣撫に從ひ、民衆指導に當り、人心の收攬、治安の維持に對し軍部並に省公署と協力し工作助成に力むる處があつた。又大同二年十月に至り工作方針を大辦事處主義に替へ黑河、綏化、龍江の外悉く廢止し民意暢達、建國思想普及の爲め各地に分會を結成したのである。即ち分會組織は職業別を以て原則とし之に地理及人口の關係上、混合分會を組織し其の數六十數ケ所に及び、省內各地に協和網を敷く事としたのである。

更に康德元年九月事務局陣容の一部改造を行ひ、堀內英雄氏を事務長代理に任じ次いで十一月二十二日より三日間、各地主事會議を開き、續いて本年一月十九日より二日間地方聯合協議會を開會する事としてのである。

之より先新省制の實施により管轄の都合上、綏化辦事處を哈爾濱地方事務局へ移管し、工作進展を期する爲め龍江辦事處の擴大並に克山辦事處の增設を行ふ事とした。

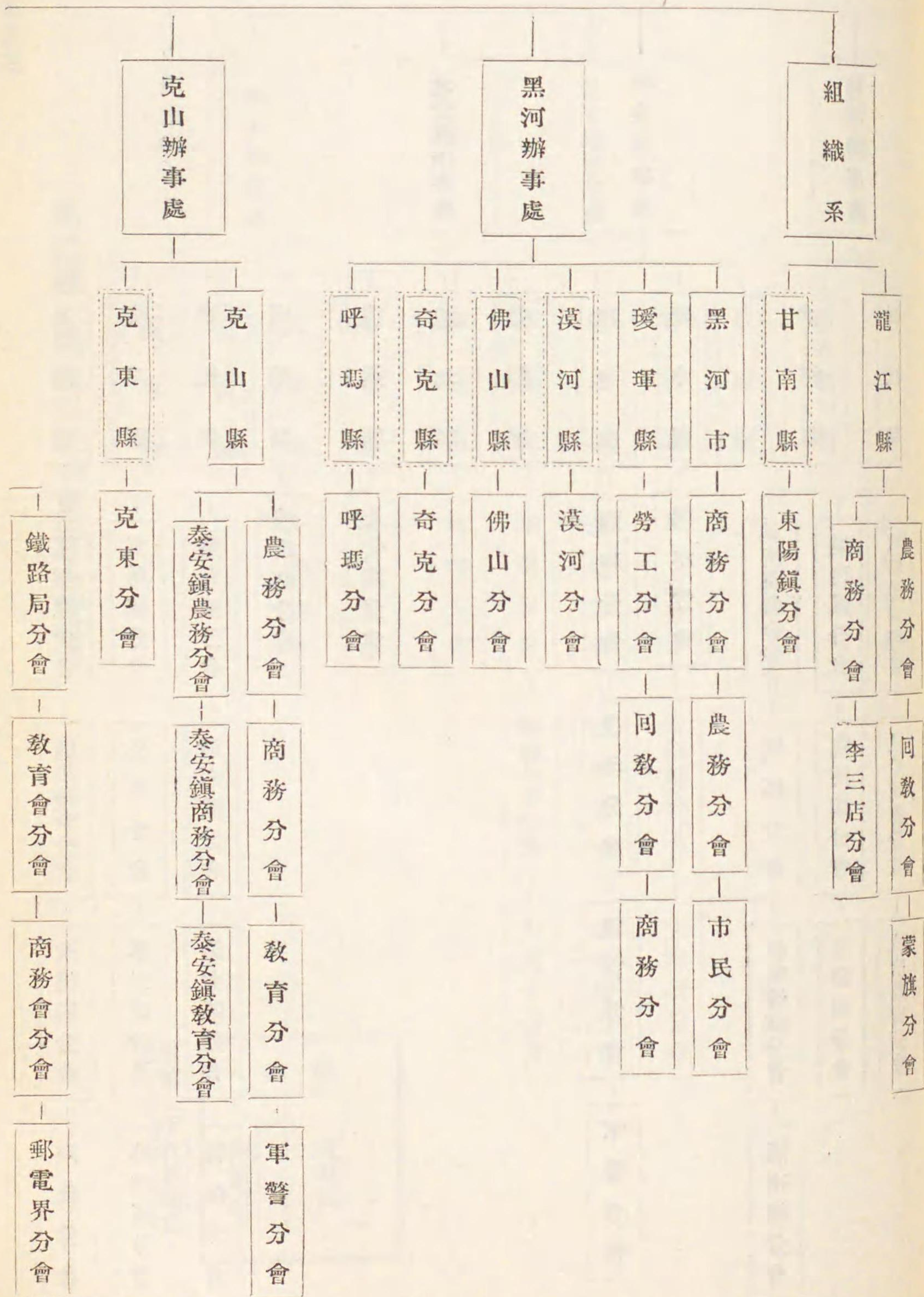
更に康德二年八月中央事務局の組織擴大强化方針により、齊々哈爾地方事務局は龍江省事務局と改稱され、洮南辦事處を本事務局管下に移したる外、北安鎭、拜泉、訥河、依安、昂々溪、洮安の六辦事處を增設する事としたのである。

斯くて現在本事務局の陣容は龍江省長金壁東氏を事務局長とし、井東信夫氏を事務長代理として實務に當らしめ、黑河、克山、洮南、北安鎭、拜泉、訥河、依安、昂々溪、洮安の九辦事處を置き、次表の如く管轄せしめてゐるのである。

管內辦事處一覽表

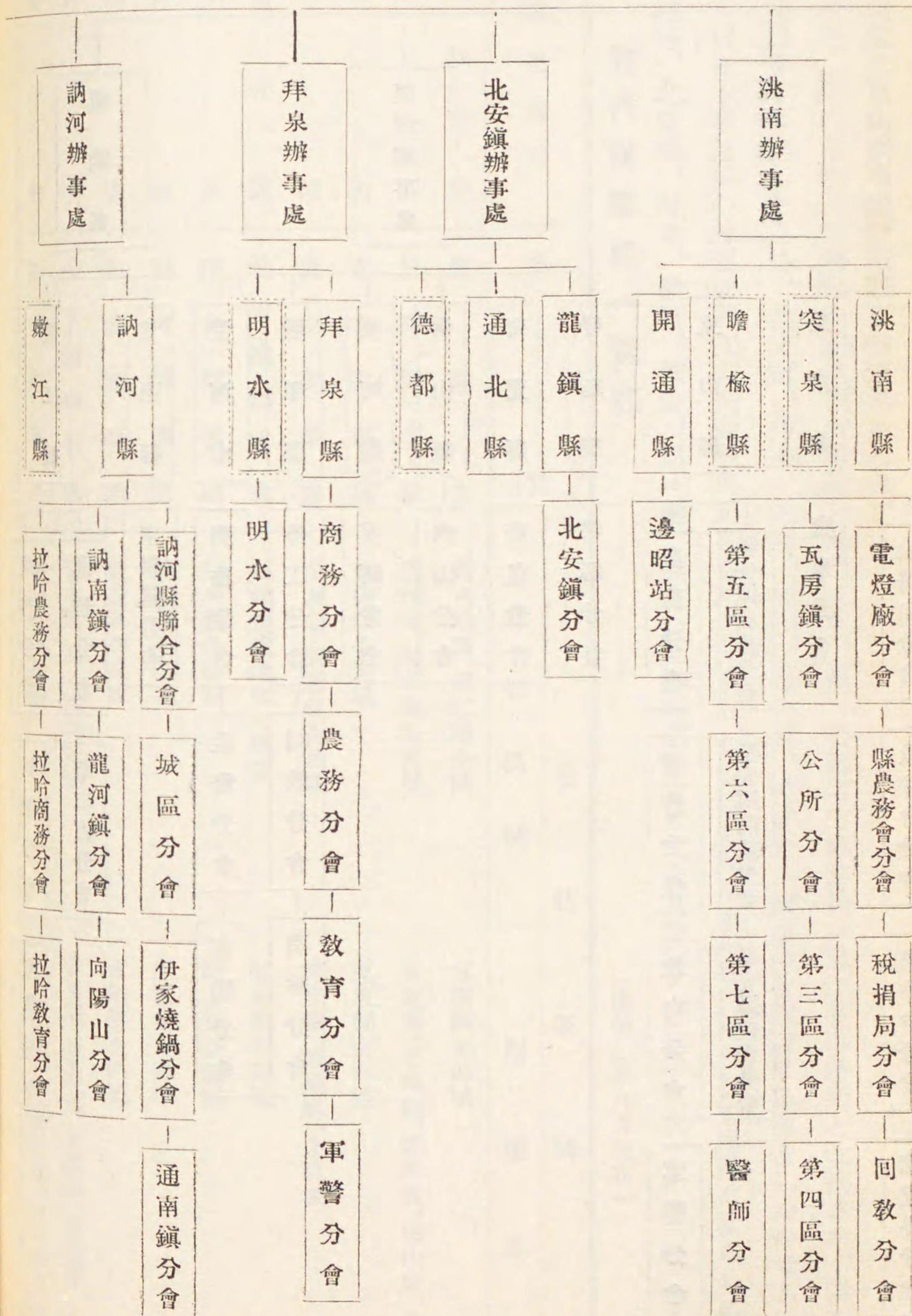
（康德二年八月現在）

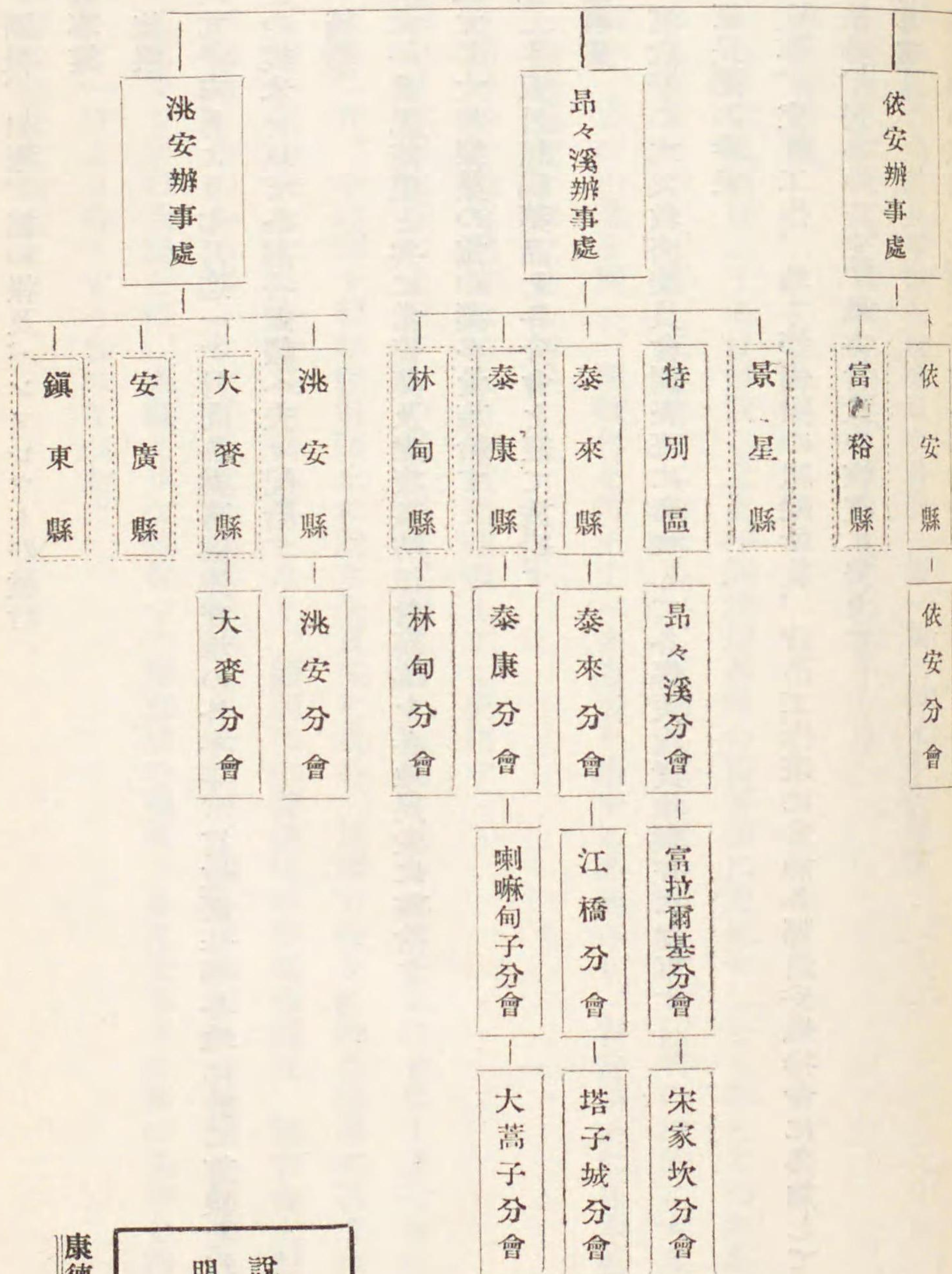
配置個所	名稱	管轄區域 責任區域	管轄區域 附屬區
龍江省城	組織系	齊々哈爾、龍江縣全區	甘南區全區域
黑河	黑河辦事處	黑河市、瑷琿縣全區域	奇克縣、呼瑪縣、漠河縣、佛山縣、全區域
克山	克山辦事處	克山縣全區域	克東縣全區域
洮南	洮南辦事處	洮南縣、開通縣全區域	突泉縣、瞻楡縣、全區域
北安鎭	北安鎭辦事處	龍鎭縣通北縣全區域	德都縣全區域
拜泉	拜泉辦事處	拜泉縣全區域	明水縣全區域
訥河	訥河辦事處	訥河縣全區域	嫩江縣全區域
依安	依安辦事處	依安縣全區域	富裕縣全區域
昂々溪	昂々溪辦事處	泰來縣、昂々溪特別區	泰康縣、林甸縣、景星縣、全區域
洮安	洮安辦事處	洮安縣全區域	大賚縣、安廣縣、鎭東縣、全區域（王爺廟）



滿洲國協和會

龍江省事務局管内一覽表





說明
責任區
附屬區

康德二年八月現在

第二項　開設以來の重要工作概要

1、宣傳事業

(1) 各種傳單の作成、繪畫、標語の散布又は貼付

(2) 講演會、座談會及各種遊藝大會、巡回映畫大會等の開催

(3) 週報、旬報、協和報及パンフレットの發行

2、慈善事業

(1) 施粮

大同元年六月より七月迄一ケ月間各辦事處所在地の外寧年、富拉爾基等各地に於て施粮を行ひ又康德元年七月經濟聯合會の棧米を以て各慈善團體へ夫々配給す

(2) 施藥

大同元年前記施粮と共に常備藥及虎疫豫防注射藥等を各地民衆に施拾す

康德元年大和製藥の協和藥多量施給す

康德二年五月恩賜藥品を各分會を經て施給す

3、奉仕事業

(1) 省政府の水災救濟委員會調査班に參加して各縣災況實地調査に從事す

(2) 軍民間の斡旋

從軍宣傳、宣撫工作、地方警備隊の組織斡旋、政治工作班に參加各縣治安維持會に參加して、銃器回收の意義說明及治安維持、民心の安定、地方行政の恢復に努力す

4、教化事業

(1) 童兒團の組織　大同元年秋

(2) 婦人會の設立　大同二年三月

(3) 語學院の開設及卒業生就職口の斡旋　第一期大同元年冬開設

(4) 日滿青年會設立、輿論の喚起及援助　康德元年十月

5、勞工進行會設置

大同二年三月李維權軍三千名は解散し之を呼海沿線各縣の自警團に配屬せしむる事となつたが、經費其他の關係から實現困難なる事情にあり、萬一之を成行に委せんか、折角其緒に就かんとせる江省の治安に大なる危險を與ふる事となるべきに鑑み、之に正業を與へ、匪賊化を防止すべき方途を講ずる必要あり、省當局並に日本軍と協議し、李維權の意嚮を參酌し善後處置を考究せる結果

一、解氷期間中は鐵道建設並に政府の道路建設土工に使用す

二、凍期中は林場伐採に使用するの案を樹て、關係者と折衝を重ね茲に黑龍江省勞工進行會成立し、李維權を會長とする事となつた。李は部下統率脫退防止に就き全責任を負ひ、技術方面及經理事務等に就ては東亞土木囑託露崎彌太郎氏が該會の副會長として全責任を負ふ事となり、顧問には警備司令部趙參謀長、協和會大羽時男、東亞土木荻野技師長等が協議にあづかる事となり、省政府關係機關、中央政府、關東軍方面との協議の結果江省淸鄕費中より相當補助金を支出する事の承認を得、滿鐵よりは差當つて海克線の補修工事に使用する事の快諾を得たので、之を北安鎭に收容し五月一日より着手する事になつた。

6、經濟聯合會設立助成

大同元年十一月經濟聯合會の設立を助成す、即ち當時齊克沿線の一般民衆は生活の安定を缺ぎ、人心の動搖夥しきものがあつたが、日軍討匪の進展に伴ひ漸次治安の維持確保せらるゝ事となつたので、該聯合會を設置し、移出に於て沿線農

產の大宗たる大豆の完全なる賣捌きを助成し、移入に於て生活必需品の廉賣の供給をなす事とし、先づ第一着手として移出を助成する事とした。即ち移出資金として中央銀行より三百萬圓借入れ契約をなし、具體的實行に移る事としたが此秋既に治安の恢復により、各奥地よりは何の不安なく搬出可能なる狀態に復歸し、又中央銀行の附屬機關として實業局が存置し、本會と同一の目的の下に採算を度外視して齊克線大豆買付をなした爲め、結果に於て當初の目的を達成せられるべき狀態となつた。故に移出方面は總てを實業局に委せて本會は此の事業より手を引く事とした。

移入に於ては當時食鹽は齊々哈爾鹽倉にて百斤に付き十一圓三十錢のものが、沿線各地にては二十圓以上の相場を維持し居り、主要食糧たる粟に於ては四洮線より買ひ正當なる運賃を加算するも、尚一車に付五百圓以上の値開きを生じてゐた。之れ一部有產階級のみ可能なる仕事にして、地方中產階級は既に水害及匪害の爲殆んど資力無く、其の資本階級の專橫壟斷に委せられ、現地より購入するに於ては一車に於て四、五百圓の安價を以て購入し得べきものを、手を束ねて傍觀するの已むなき狀態であつた。

此に於て本會は出來得る限り安價に之を供給する事を建前として、各當局に接衝する處あり、輸送に付特別の便宜を受け又移入資金として中央より十萬圓を借受け、物資の買付け及び配給を開始したが其の後事業の進展に伴ひ、資金不足を生じ更に中央より十三萬圓借受け事業經營を續くる事とした。

當會は經營開始より閉鎖に至る迄、取引高百數十萬圓、五百五十餘車の高記錄に上り、配給箇所六十餘箇所に達す。

7、金融組合の斡旋

北滿農村疲弊の甚だしきに鑑み農民の自力更生には先づ金融機關を創設する必要を感じ、農民を啓蒙して左の金融組合を設置せしむ。

一、泰安縣	八四三二株	一六、八六四圓
二、依安縣	八一三四株	一六、四六八圓
三、富裕縣	二〇四七株	四、〇九四圓
四、訥河縣	二四七三株	四、九四六圓

次いで中央政府に於て金融合作社設置に着手したので此等組合を其の儘政府に移管する事とした。

8、皇帝登極請願

大同三年一、二兩月に亘り管內各分會、民衆團體より署名請願書を提出せしめ、全省內民衆の總意を集めて皇帝登極の機運を釀生す。

9、日滿青年相互雄辯大會

康德元年七月二十日教育廳宣撫小委員會の後援を得て、齊々哈爾龍江大戲院に於て懸賞雄辯大會を開催、日滿協和合作と滿洲建國本義の徹底を期す。

10、民族融和舞踊の夕開催

在齊五族の渾然融和を圖り民關協和の實を擧ぐる爲め、八月四、五兩日を期し、齊々哈爾龍江大戲院に於て「民族融和舞踊の夕」を催し日・滿・鮮・露・蒙五族代表並に學生等夫々出演し、充分の成果を收む。

11、日滿不可分强化講演會

康德元年三月以來各分會、辦事處に指令し、民族協和、日滿不可分强化の講演會を開催せしむ。

12、水害罹災窮農救濟

康德元年夏の水害に依る罹災農民の續出に對し之が救濟の爲め各地分會を督勵して夫々金品を募集し窮民の救濟に當る

13、友邦火水災冷害義捐金募集

康徳元年日本函館火災、東北冷害、關西風水害等に對し各地辦事處分會等を督勵して義捐金募集に當り相當成果を收む

14、**新省制度實施趣旨宣傳**

康徳元年十二月地方行政制度改革に前後して、該改革の趣旨を民衆に徹底せしめ、人心の動搖なからしめん事を期し、各地分會を總動員して之に當らしむ。

15、**日語學院開設**

大同二年以來齊々哈爾初め綏化、望奎、呼蘭、北安鎭、克山、黒河、泰康、泰安鎭等各地に日語學院を設立する事とし滿人をして日語學習の機運を作り、日語の普及と引いては日滿不可分觀念を一層助長せしむ。更に科外學科として日本事情、時事問題、公民教育等を併せ學習せしめ、現に生徒數多きは百名、少きも三、四十名を有し各地共豫期の成果を收めてゐる。

16、**民族協和座談會**

期日	場所	參集者種類	人員	座談內容
康徳元年八月十一日	弊局	大日本學生聯盟	四十名	滿洲國の實情、日人言動に付き日滿・青年懇談
九月四日	同	省內教育會長	廿餘名	日本教育視察、治安問題等
十一月卅日	朝鮮小學校	鮮人有識階級	二十名	協和會工作日・滿・鮮協和問題
十二月十日	弊局	各界日本人	十餘名	苦力家賃不拂對滿人態度
康徳二年三月六日	同	各民間團體	十名	貧民救濟狀況、連絡方法、對政府要望等
四月廿一日	同	市內中等學生	卌餘名	日・滿協和障害除去、青年失業問題等
五月十一日	同	日滿教育者	二十名	日・滿教育者相互援助、教育の狀況等
五月廿三日	龍江飯店	日系中堅青年	十六名	河崎持務機關長の中國視察談

17、**第一回主事、常務員協議會**

時　期　康徳元年十一月二十二、三、四日

參會者　主事二名、常務員十餘名外局員全員

審議事項　一、地方聯合協議會事項

二、新省制度實施眞意傳達

三、宣傳、組織、調査、社會、訓練工作方法（分會指導に關し）

四、協和報編輯內容價格

五、各地方分會提出の地方問題

六、工作經過報、分會現況報告事項

七、參事官會議決定の農村救濟策傳達

八、日人課税問題

決議事項　ワシントン條約廢棄通告即行方を日本政府並に全權に表明すべく打電の件

18、**滿洲國軍（密山地方出征兵）慰問**

康徳元年末より二年初頭に亘り國防第一線に出動警備中の第三管區千四百名の將兵を慰問する爲め、日滿各機關の後援を得て慰問金及慰問袋を募集し、陳勞工分會常務員を派し、各地部隊を慰問せしむ。

19、**日本文化普及紹介**

日本文化と國力を紹介し、民衆をして友邦國情を知らしむる爲め日本側機關と協力し、左記の如き計畫を實施す。

月日	場所	援助機關	内容	備考
康德元年三月—四月	市内全中小學校	大阪朝日新聞	現代日本寫眞	各校にて展覽會
六月	全省各分會	日本領事館	日本紹介パンフレット	各校各分會配布
十月	同	國際觀光局	日本風景ポスター	三千個所に配布
康德二年一月	同	日本文部省	日本教育關係書	各地本會教育分會ニ配布

20、**地方聯合協議會開催**

期日　康德二年一月十九、二十日

場所　齊市龍江飯店

參會者　省長代理、治安維持會長、省公署關係者、結城委員、各地分會代表

經過　(1)議案　治安問題、産業問題、金融問題、行政問題、教育問題、社會問題、會務問題、民族問題等五十三件

(2)議案處理　全聯提出議案二十八件、地方事務局解決事項十二件、撤回、保留十三件

(3)地方事務局工作報告

(4)地聯代表選擧

(5)地聯宣言發表

(6)治安問題に關する小委員會開催

21、**全國聯合協議會參加**

康德二年三月二十三、四、五の三日間新京に於て全國聯合協議會開催せらるゝに當り、本事務局管内より堀内事務長初め各分會長出席し、夫々左の八件を提出説明す。

一、阿片吸飲取締、救濟院設置要望の件　北安分會評議員　楊景新

二、貧農、貧民救濟施設急施請願の件　龍江農務分會長　陳萬鈞

三、營業附加七厘税廢止要望の件　龍江商務分會常務員　張鏡清

四、被災地、荒蕪地税減免請願の件　拜泉農務分會評議員　閻耀堂

五、製粉、製油工場設置援助の件　昂々溪分會長　張書山

六、農業倉庫設置補助の件　克山分會長　夏文勝

七、治水に關する建議の件　林甸分會長　翟星凡

八、小學校增設擴充に關する件　黑河農業分會長　王純三

22、**政府施政方針宣揚會**

全國聯合會に於て中央政府各部より示された施政方針を會員及一般民衆に傳達せしむる事となり、本事務局に於ても康德二年三月より六月に亘り、各地に會員を招集し夫々講習會、懇談會會員大會評議員會等を催す。

23、**中堅會員養成講習會**

常務員外中堅會員を養成する爲め、康德二年三月より六月に至る數ケ月間各地に講習會を開き、左記事項に付訓練を行ふ

1、本會從來の工作と今後の方針

2、政府方針と會員の執るべき道
3、會員互助訓練會
4、日滿國旗揭揚式
5、建聯合協議會事項
6、工作方針（組織、宣傳、調査、訓練）

24、**國民敎化巡回映畫會**

時期	開催場所	フヰルム名	回數	觀衆
八月	市內分會、學校	滿洲國大觀、皇輝日本	二回	一、五〇〇
九月	市內公園	民族の叫び、滿軍武官訪日	三回	一〇、五〇〇
十月	昂々溪、訥河、寧年、海倫、綏化市內泰安鎭、	大阪風災、民族の叫び、滿軍の眞髓	二五回	二六、二〇〇
十一月	呼蘭、泰康、富拉爾基	民族の叫び、鄭總理訪日	五回	七、六〇〇
十二月	市內中等學校	鄭總理訪日、北極探險	七回	二、五〇〇
康德二年一月	市內學校、映畫館	日本及日本人、大典登極	三回	二、三〇〇
二月	市內分會、學校	大典登極、東京、若き空の勇士	二回	九〇〇
三月	泰康、林甸、安達、明水	日本（五卷）協同購賣組合（三卷）	一二回	五、二八〇
四月	訥河、克山、北安	日本、秩父宮殿下來滿	七回	八、〇五〇
五月	璦琿、拜泉、富拉爾基克東、朱家坎	皇帝訪日、皇輝日本	一四回	二三、四三〇
六月	明水、泰安鎭、拉哈、泰來、克山、市內	全聯、皇帝訪日、新生の榮光	一三回	二九、二三〇
合計觀覽者數一一七、四九〇人、回數八八回				

25、**對日滿謠言に對する對抗宣傳**

地方滿人中往々對日疑惑より種々の問題に關し滿洲國の前途に關し、不安、動搖を抱く者多數ある爲め、之を克服解消する爲め康德元年中各地に於て對抗宣傳を實現す。

26、**皇帝同鑾紀念國民慶祝大會**

皇帝御訪日還御に當り、紀念國民慶祝大會を開催し、齊々哈爾市に於て映畫會、講演會を行ふ外、左の如く各地辦事處分會をして行事を行はしめ、日滿不可分關係の强調に努む。

各辦事處、分會實施事項

地方名	實施擔任事項	備考
泰康	大會參加、民衆代表祝辭、宣傳	遊行
富拉爾基	大會主催、八千名出席、常務員講演	分會中心
李三店	分會長、慶祝大會長トナリ會長講演、ビラ撒布	分會中心
林甸	縣ト協同主催、宣傳	
拜泉	王評議員訪日狀況講演、遊行、大會參加	
克山	辦事處祝辭、崔常務員講演	軍樂映畫
北安	李分會長講演、大會、遊行、參加	提燈行列

泰安鎭	王常務員、盧教育分會長講演、遊行參加
黒河	ビラ撒布、講演、映畫會開催

27、各種援助、協力工作

左記の如く他機關の工作に協力し側面的に之を援助して絶大なる成果を收めしむ。

時期	實施機關	協力事項
康徳元年八月	奉天商議	奉天見本市に江省内商人廿名を引率見學取引
康徳二年四月	防空協會	防空講演に際し局員を宣傳に參加せしめたる外會員動員
康徳元年八月	協和小學校	林甸縣第五保大平屯に設立さる、補助金を支出す
毎年六月	體育協會	建國運動會に補助金を出したる外、局員役員として協力
康徳元年五月	協和看護婦會	同會を後援して毎月二回施療デーを實施し施藥したり
康徳元年八月	縣公署	龍江縣農務分會始め各分會をして水害狀況を調査せしむ
同　九月	日本海軍艦隊	大連に於ける日本海軍威力を認識せしむるため會員に見學せしむ
康徳元年九月	教育機關	黒河省全小學校及鮮人小學校に教科書を無料寄附す
同	事務局	十五日の施療デーに際し協和藥を窮民一般に施藥す
同	教育廳	獨立承認紀念日の生徒作品展覽會に日鮮よりも出品せしむ
同　十一月	日本軍	討匪に際し北安、林甸外各分會をして側面的に援助せしむ
康徳元年自七月至二年六月	同	日滿鮮人間の苦力賃銀、家賃不拂問題約五十件解決す

第三節　衛生行政

衛生行政に就ては省内一般の施設何等見るべきものなく、保健衛生機關としては數縣に公醫又は衛生指導官の配置せられた外省内一般の醫療機關は單に齊々哈爾其他一、二都市に僅かに完備したるものあるに過ぎず、各縣は所謂漢法醫に依り醫療を實施してゐる現狀である、住民亦衛生思想幼稚にして傳染病等の如き事實は統計に數倍するものと認めらるゝも現時の衛生施設の乏しき地方に於ては、徹底したる取締並防疫は期し難きものがある。本年に於ても安廣縣内其他にペスト發生し幸ひ嚴重なる交通遮斷を斷行せる爲め、其の流行區域は擴大せず比較的成功するを得た。又警務廳内に衛生試驗室を設置し更に龍江省日滿防疫委員會の設置せらるゝに及び、衛生警察事務遂行上一大便益を得るものと期待せられてゐる

獸疫に就ては當省内數縣は病毒潜在地域と認めらるべき地帶であるが由來獸畜は半農、半牧の地方農民に對し唯一の財產たるのみならず、國防上に重大なる關係を有するは言ふを俟たざる所であるから、之等獸疫の撲滅策に對しては國家として恒久對策を講じ、且つ當省内に之れが機關の常設を期してゐる。康徳元年度に於ても德都、嫩江、訥河各縣に、本年亦甘南、龍江、洮安其他の地方に炭疽發生流行し、數千頭の牛馬を失へる現況である。

尙ほ本省に於ける最も徹底せる衛生警察上の功績は罌粟栽培取締である。今本省内衛生施設に就て表示するに次の如くである

醫師藥劑師產婆分布表

（康徳元年十二月末現在）
（龍江省公署警務廳調）

區別／地方別	總計	日醫師	滿醫師	歯科醫師	日藥劑師	滿藥劑師	產婆	備考
齊々哈爾	121	24	48	5	—	27	17	(1) 洮遼七縣の報告表奉天省公署より引繼なし。依て康徳元年度は本表中に計上するを得ず。
龍江	3	—	3	—	—	—	—	
景星	10	1	9	—	—	—	—	

甘南	14	1	13	—	—	—	—
富裕	5	—	5	—	—	—	—
訥河	16	3	13	—	—	—	—
嫩江	6	1	5	—	—	—	—
德都	9	2	1	—	—	—	—
龍鎮	（未	報	告）	—	—	—	—
通北	7	1	3	—	—	—	—
克東	2	1	1	—	—	—	—
克山	39	17	22	—	—	—	—
拜泉	22	5	16	—	—	—	—
明水	30	4	25	—	—	—	—
依安	5	4	1	—	—	—	—
林甸	3	3	—	—	—	—	—
泰康	4	3	1	—	—	—	—
泰來	21	5	15	—	—	—	—
鎮東	—	—	—	—	—	—	—
大賚	5	1	4	—	—	—	—
安廣	—	—	—	—	—	—	—
洮安	—	—	—	—	—	—	—
洮南	—	—	—	—	—	—	—
開通	—	—	—	—	—	—	—
瞻榆	—	—	—	—	—	—	—
突泉	—	—	—	—	—	—	—
全省	322	76	185	5	–	34	22

阿片吸飲證發給數目表

（康德元年十二月末現在 龍江省公署警務廳調）

區別 / 地方別	阿片零賣人一覽表		總計			三十歲以下			三十歲以上			四十歲以上			五十歲以上			六十歲以上			七十歲以上		
	配當數	指定數	總數	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
年齡別百分比	—	—	100	—	—	22	—	—	40	—	—	23	—	—	11	—	—	4	—	—	—	—	—
齊々哈爾	30	30	283	2,413	480	741	547	194	1,214	1,062	152	607	540	67	236	191	45	82	68	14	13	5	8
龍江	2	1	100	77	23	4	2	2	9	4	5	36	29	7	39	31	8	11	10	1	1	1	—
景星	2	1	28	28	—	2	2	—	18	18	—	5	5	—	2	2	—	1	1	—	—	—	—
甘南	2	2	192	186	6	22	21	1	90	87	3	52	51	1	27	26	1	1	1	—	—	—	—
富裕	3	2	23	19	4	3	—	3	4	3	1	9	9	—	5	5	—	2	2	—	—	—	—
訥河	6	6	385	327	58	63	36	27	171	152	19	95	87	8	39	36	3	12	11	1	5	5	—
嫩江	3	3	197	188	9	57	54	3	42	39	3	38	37	1	30	28	2	30	30	—	—	—	—
德都	2	1	92	81	11	13	11	2	39	34	5	29	27	2	7	6	1	4	3	1	—	—	—

龍鎮	5	9	663	585	78	154	111	43	266	247	19	151	143	8	69	61	8	21	20	1	3	3	—
通北	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
克東	1	2	194	189	5	26	24	2	56	54	2	65	65	—	33	32	1	10	10	—	4	4	—
克山	6	9	319	252	67	79	37	42	86	75	11	87	78	9	57	52	5	10	10	—	—	—	—
拜泉	6	6	2,134	2,900	234	476	384	92	914	854	60	442	397	45	236	210	26	61	50	11	5	5	—
明水	3	2	171	154	17	3	2	1	60	53	7	77	71	6	18	18	—	11	8	3	2	2	—
依安	4	4	77	70	7	14	10	4	13	11	2	26	26	—	19	18	1	5	5	—	—	—	—
林甸	3	3	56	44	12	3	—	3	15	9	6	27	24	3	6	6	—	5	5	—	—	—	—
泰康	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
泰來	4	6	112	92	20	15	10	5	63	52	11	25	22	2	6	5	1	2	2	—	1	1	—
鎭東	3	3	70	67	3	12	9	3	28	28	—	18	18	—	8	8	—	4	4	—	—	—	—
大賚	3	2	233	223	10	57	55	2	79	75	4	65	63	2	24	23	1	8	7	1	—	—	—
安廣	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮安	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮南	15	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開通	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瞻楡	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
突泉	2	2	27	25	2	—	—	—	8	7	1	7	6	1	8	8	—	4	4	—	—	—	—
全省	128	128	7,967	6,920	1,047	1,744	1,315	429	3,175	2,864	311	1,861	1,698	163	869	766	103	284	251	33	34	26	8

康德元年度各種疾病統計表（一）（龍江省公署警務廳調）

病類別／地方別	總計	急性傳染病患者表										其他疾病患者表						
		計	虎列拉	百斯篤	腸窒扶斯	發疹窒扶斯	天然痘	赤痢	白喉	猩紅熱	流行性腦膜炎	計	麻疹	水痘	風疹	再歸熱	流行性耳下腺炎	流行性感冒
齊々哈爾	13,066	34	—	—	4	—	27	1	2	—	—	13,032	19	—	13	9	107	918
龍江	506	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	506	—	—	—	—	—	—
景星	203	2	—	—	—	—	2	—	—	—	—	201	—	—	—	—	2	19
甘南	193	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	193	—	1	—	—	1	35
富裕	627	8	—	—	—	—	8	—	—	—	—	619	—	4	—	—	3	182
訥河	129	22	—	—	—	1	21	—	—	—	—	107	—	5	—	—	—	23
嫩江	595	46	—	—	—	—	46	—	—	—	—	549	28	4	27	8	22	168
德都	497	35	—	—	—	—	—	3	—	—	—	462	2	—	2	7	26	246
龍鎭	252	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	252	—	—	2	—	—	102
通北	88	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	88	5	3	9	—	—	25
克東	350	5	—	—	—	—	3	1	—	—	1	345	10	3	1	3	11	98
克山	71	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	71	—	—	—	—	2	32
拜泉	401	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	400	5	8	5	4	2	51
明水	265	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	265	—	—	—	—	—	31
依安	452	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	452	24	47	26	—	2	280
林甸	137	2	—	—	—	—	2	—	—	—	—	135	2	1	—	—	10	20

泰康	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
泰來	663	2	—	—	—	—	—	—	—	2	—	661	—	—	—	—	15	182
鎭東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大賚	165	19	—	16	—	—	3	—	—	—	—	146	6	—	3	—	1	—
安廣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮安	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開通	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瞻楡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
突泉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全省	18,660	176	—	16	4	1	108	38	5	2	1	18,484	97	76	91	31	201	2,452

康德元年度各種疾病統計表（二）

病類別／地方別	格魯布性肺炎	瘧疾	丹毒	敗血及膿毒症	產熱	破傷風	恐水病	百日咳	癩病	結核	梅毒	淋毒性克者症	放線菌病	馬鼻疽	脾脫疽	沙眼	寄生蟲病	其他
齊々哈爾	405	22	18	33	17	2	1	123	—	806	2,095	1,259	—	—	—	165	51	6,963
龍江	—	—	—	—	—	—	—	33	—	—	—	47	—	—	—	418	—	8
景星	1	7	2	—	2	—	—	—	—	8	11	10	—	—	—	91	—	48
甘南	—	29	1	6	—	6	—	11	2	33	2	14	—	1	—	3	—	48
富裕	—	15	—	—	2	2	1	26	3	2	14	10	1	—	8	160	—	186
訥河	—	12	—	2	4	—	—	5	—	—	28	9	—	—	—	10	7	2
嫩江	14	24	7	3	13	—	—	13	—	59	76	76	—	—	1	6	—	—
德都	—	110	—	—	7	14	—	—	—	—	28	—	—	—	—	—	—	20
龍鎭	1	—	—	—	—	—	—	2	2	3	9	15	—	—	—	29	5	82
通北	—	9	—	—	1	—	—	—	—	—	8	1	—	—	—	—	—	27
克東	10	14	3	1	5	8	—	42	—	2	62	44	—	1	—	12	15	—
克山	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	20	16	—	—	—	—	—	—
拜泉	6	41	18	5	19	—	—	28	5	11	20	63	—	—	—	50	14	45
明水	—	—	—	—	—	—	6	—	2	5	27	2	—	—	—	4	—	88
依安	—	37	1	16	8	—	3	2	—	10	30	25	—	—	—	—	1	—
林甸	2	5	4	4	2	2	1	1	—	—	24	30	—	—	—	19	4	4
泰康	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
泰來	32	27	16	6	20	—	—	15	—	23	100	68	—	—	—	—	—	157
鎭東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大賚	13	—	3	4	—	27	—	—	8	1	—	5	1	—	—	1	13	64
安廣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮安	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開通	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瞻楡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
突泉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全省	484	353	73	80	100	61	12	301	22	963	2,554	1,694	2	2	9	968	116	7,742

第九章　司法・檢察

第一節　概説

司法運用の適否は直ちに民生に重大なる影響を及ぼし延いては國家興廢の岐るゝ所たる事は古今の事例に徴して明かな處である。此の意味に於て一國の司法制度を確立し其の運用の公正を期するは治國平天下の最大要件でなければならない我滿洲國は王道國家であり、司法に於ける王道とは「辟以て辟を止め、刑は刑無きを期す」であるから建國以來司法部の方針も此の見地より全國を擧げて舊來の司法制度整備に傾倒された。

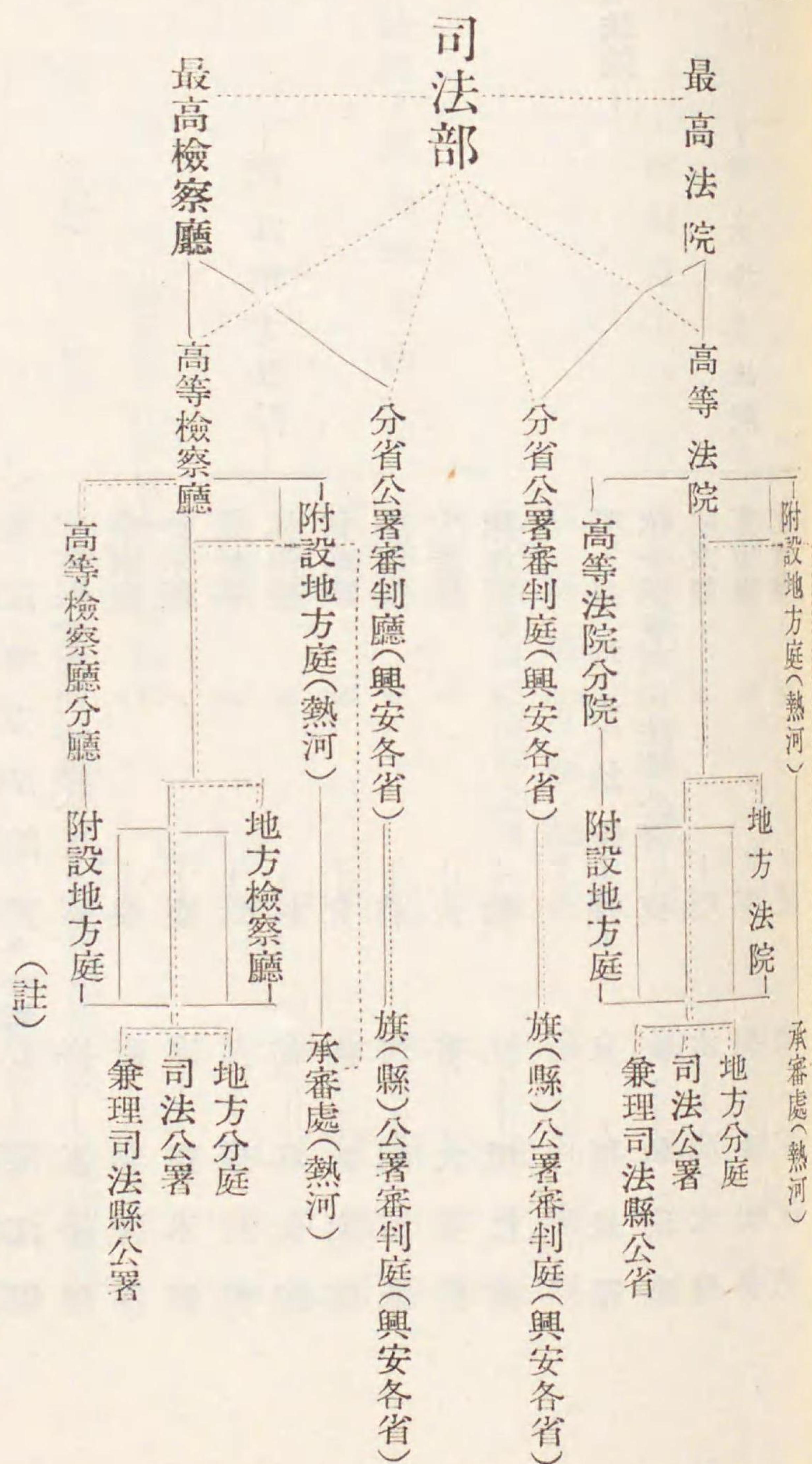
由來滿洲の司法制度は張軍閥の專制に委ねられ司法機關の如き一般人民の幸福を念として設けられしものでなく、恰かも軍閥搾取機構の一部を形成せる如き觀を呈し、嚴正なるべき司法の運用は極度に歪曲せられて法の威信地を拂ふ有様であつた。

我國建國以來司法部は玆に鑑みる處あり、常に司法の公正を保障する爲めに制度の改革、人事の刷新を目標として鋭意努力を續けて來たのである。

要するに建國以來の司法部の業績は、初期は言ふまでもなく他部のそれと同じく基礎的組織の整備であり、續いて建設又は改良計畫の實施時代に入らんとしてゐる。殊に領事裁判權の撤廢を前提として先進日本の司法官吏を任用して、司法官の質的向上を計ると共に行刑制度の改善刷新を計り、一面司法學校を開設して司法人材の養成を圖つてゐる。

現行審判機關は四級三審制をとり、中央最高法院の下に各級審判機關を設け、又檢察制度に就ても最高檢察廳の下に法院と同樣審判系統を設けてゐる。今現行司法機關系統を圖示すれば左表の如くである。

司法機關（裁判・行政）系統表



（註）——線は裁判系統を示す
……線は行政系統を示す

第二節　審判・檢察機關

本省内に於ける司法檢察機關は舊省制度により定められたるものを現在踏襲してゐるのであるが、齊々哈爾に一高等法院及高等檢察廳、地方法院及地方檢察廳、拜泉、洮南に地方法院及檢察廳があり、各縣に司法公署及兼理司法縣公署があ

り、縣長は該公署管内の司法事務を代行する事になつてゐる。茲に新制省内各種機關を審級により表示すれば次の如くである。

⦿審判機關

（一）初級管轄案件審級及土地管轄表

（第三審）	（第二審）	（第一審）	司法機關所在地	管轄區域
黒龍江高等法院	龍江地方法院	龍江地方法院	齊々哈爾市	龍江縣
		富裕縣兼理司法縣公署	富裕	富裕縣
		泰康縣 〃	泰康	泰康縣
		泰來縣 〃	泰來	泰來縣
		景星縣 〃	景星	景星縣
		林甸縣 〃	林甸	林甸縣
		甘南縣 〃	甘南	甘南縣
		訥河縣 〃	訥河	訥河縣
		大賚縣 〃	大賚	大賚縣
		嫩江縣 〃	嫩江	嫩江縣
	拜泉地方法院	拜泉地方法院	拜泉	拜泉縣
		依安縣兼理司法權公署	依安	依安縣
		明水縣 〃	明水	明水縣
		克山縣 〃	克山	克山縣
		克東縣 〃	克東	克東縣
	海倫地方法院	通北縣兼理司法縣公署	通北	通北縣
		德都縣 〃	德都	德都縣
		龍鎭縣 〃	北安鎭	龍鎭縣
奉天高等法院	洮南地方法院	洮南地方法院	洮南	洮南縣
		洮安縣兼理司法縣公署	洮安	洮安縣
		鎭東縣 〃	鎭東	鎭東縣
		開通縣 〃	開通	開通縣
		瞻楡縣 〃	瞻楡	瞻楡縣
		安廣縣 〃	安廣	安廣縣
		突泉縣 〃	突泉	突泉縣

（二）地方管轄案件審級及土地管轄表

（第三審）	（第二審）	（第一審）	司法機關所在地	管轄區域
		龍江地方法院	齊々哈爾市	龍江縣
		富裕縣兼理司法公署	富裕	富裕縣
		泰康縣 〃	泰康	泰康縣
		泰來縣 〃	泰來	泰來縣
		景星縣 〃	景星	景星縣
		林甸縣 〃	林甸	林甸縣
		甘南縣 〃	甘南	甘南縣
		訥河縣 〃	訥河	訥河縣

最高法院

- 黑龍江高等法院
  - 嫩江縣〃—嫩江—嫩江縣
  - 拜泉縣〃—拜泉—拜泉縣
  - 依安縣〃—依安—依安縣
  - 明水縣〃—明水—明水縣
  - 克山縣〃—克山—克山縣
  - 克東縣〃—克東—克東縣
  - 德都縣〃—德都—德都縣
  - 龍鎭縣〃—北安鎭—龍鎭縣
- 黑龍江高等法院第一分院
  - 通北縣〃—通北—通北縣
- 奉天高等法院
  - 洮南地方法院—洮南—洮南縣
  - 洮安縣兼理司法縣公署—洮安—洮安縣
  - 鎭東縣〃—鎭東—鎭東縣
  - 開通縣〃—開通—開通縣
  - 瞻榆縣〃—瞻榆—瞻榆縣
  - 安廣縣〃—安廣—安廣縣
  - 突泉縣〃—突泉—突泉縣

◉檢察機關

(1) 初級管轄案件及土地管轄表

(第三審)　(第二審)　(第一審)　司法機關所在地　管轄區域

- 龍江地方檢察廳—齊々哈爾市—龍江縣
- 富裕縣兼理司法縣公署—富裕—富裕縣

龍江高等檢察廳

- 龍江地方檢察廳
  - 泰康縣〃—泰康—泰康縣
  - 泰來縣〃—泰來—泰來縣
  - 景星縣〃—景星—景星縣
  - 林甸縣〃—林甸—林甸縣
  - 甘南縣〃—甘南—甘南縣
  - 訥河縣〃—訥河—訥河縣
  - 大賚縣〃—大賚—大賚縣
  - 嫩江縣〃—嫩江—嫩江縣
- 拜泉地方檢察廳
  - 拜泉地方檢察廳—拜泉—拜泉縣
  - 依安縣兼理司法縣公署—依安—依安縣
  - 明水縣〃—明水—明水縣
  - 克山縣〃—克山—克山縣
  - 克東縣〃—克東—克東縣
  - 德都縣〃—德都—德都縣
  - 龍鎭縣〃—北安鎭—龍鎭縣
- 海倫地方檢察廳
  - 通北縣兼理司法縣公司—通北—通北縣

奉天高等檢察廳—洮南地方檢察廳

- 洮南地方檢察廳
- 洮安縣兼理司法縣公署
- 鎭東縣〃
- 開通縣〃

瞻楡縣	〃	
安廣縣	〃	
突泉縣	〃	

(2) 地方管轄案件審級及土地管轄表

(第三審)	(第二審)	(第一審)	司法機關所在地	管轄區域
最高檢察廳	黑龍江高等檢察廳	龍江地方檢察廳	齊々哈爾市	龍江縣
		富裕兼理司法縣公署	富裕	富裕縣
		泰康縣 〃	泰康	泰康縣
		泰來縣 〃	泰來	泰來縣
		景星縣 〃	景星	景星縣
		林甸縣 〃	林甸	林甸縣
		甘南縣 〃	甘南	甘南縣
		大賚縣 〃	大賚	大賚縣
		嫩江縣 〃	嫩江	嫩江縣
		拜泉縣 〃	拜泉	拜泉縣
		依安縣 〃	依安	依安縣
		明水縣 〃	明水	明水縣
		克山縣 〃	克山	克山縣
		克東縣 〃	克東	克東縣
		德都縣 〃	德都	德都縣
		龍鎭縣 〃	北安鎭	龍鎭縣
	黑龍江高等檢察廳第一分廳	通北縣 〃	通北	通北縣
	奉天高等檢察廳	洮南地方法院	洮南	洮南縣
		洮安縣兼理事法縣公署	洮安	洮安縣
		鎭東縣 〃	鎭東	鎭東縣
		開通縣 〃	開通	開通縣
		瞻楡縣 〃	瞻楡	瞻楡縣
		安廣縣 〃	安廣	安廣縣
		突泉縣 〃	突泉	突泉縣

第三節　司法警察概況

本省内の司法機關としては前項所述の如く、高等法院並檢察廳各一（齊々哈爾）地方法院並檢察廳三（齊々哈爾、洮南拜泉）あり。其他の縣は何れも縣長に於て初級法院に屬する事務管轄を兼務し甚だ不完全なる狀態である。

司法警察官吏の事務實力の改善向上又困難にして、司法制度の改善は先決の問題である。司法警察の能力は幹部の努力、部下の精勵恪勤に依り相當進涉の跡あり、省内犯罪大半は檢擧し得るに至つた。然るに强盜、竊盜、通貨僞造並行使、賭博、瀆職罪等は未檢擧の者相當多く、之が檢擧には一層の工夫努力を要するものと認め當局に於ても鋭意督勵してゐる。警察機構の完備に伴ひ之が檢擧も漸次成績向上の見るべきものあり、又刑事要視察人の視察等に依る防犯成績も漸次良好に向つてゐる。

監獄及看守所狀況調査表

（康德二年十月現在　龍江省公署警務廳）

縣監獄看守所現況

縣名	構造	現在收容人員	警備從事人員 警察官	警備從事人員 看守	警備從事人員 計	仝上裝備 警察官	仝上裝備 看守	費用 人件費	費用 其他	費用 計	整備必要程度 差當リ安全ナル程度 施設概要	整備必要程度 差當リ安全ナル程度 費用	整備必要程度 法權撤廢目標 施設概要	整備必要程度 法權撤廢目標 費用
景星	土造平房	三	—	三	三			—	—	—	監房増設及改造	三〇〇	監房増設	二〇〇
甘南	土造平房	二五	六	四	一〇	小銃六	小銃四	四八	一八	六六	監房増設牆塀改造	一、〇〇〇	浴室新設	二〇〇
富裕	土造平房一草房一	一八	一	三	四	小銃一		九	三	一二	監房増設	一、〇〇〇	內部改造	三〇〇
訥河	草房	一〇〇	五	七	一三	小銃五		四〇	一五	五五	監房増設及改造	二、〇〇〇	監房増設	一、〇〇〇
嫩江	煉瓦造土塀	三	—	四	四			—	—	—	監房増設	二五〇	監房改造	五〇〇
德都	草房	二二	四	五	九	小銃四		二八	一二	四〇	監獄內部改造	一、五五〇		—
龍鎭	土造	五八	一一	四	一五	小銃一一	拳銃四	一四〇	一一〇	二五〇	監房増設	三五〇	監房改造及増設	二、〇〇〇
通北	土造	四〇	九	五	一四	小銃九		五七	一七	七四	監房増設	五〇〇	監房改造	八〇〇
克東	煉瓦造	六七	六	八	一四	小銃六		六〇	一八	七八	監房増設	一、九三〇	監房増設	三〇〇
克山	煉瓦造	一五〇	五	一七	二二	小銃		五三	一五	六八	內部改造	一、八〇〇	監房増設	二、〇〇〇
明水	煉瓦造ニシテ煉瓦塀ヲ繞ス	一三	二	六	八	小銃二	拳銃五	二〇	六	二六	監房増設、病室ノ新設	一、〇〇〇	在留日人少數ニ付必要ナシ	—
依安	煉瓦造平房	六〇	一〇	五	一五	拳銃一 小銃九		九〇	三〇	一二〇	監房増設內部改造	一、〇〇〇	監房増設	一、〇〇〇
林甸	土造平房	二五	一〇	五	一五	小銃一〇	小銃二	一〇〇	三〇	一三〇	監房増設、看守休憩室新設	五五〇	監獄新築	三〇〇
泰康	土造ニシテ民家ヲ改造セルモノ	二〇	二	二	四			一〇	五	一五	粗造且狹隘ナルニ付増築ヲ要ス	三〇〇	現在ノ物ヲ廢シ新築內部ヲ整	五〇〇
泰來	煉瓦造	九〇	一〇	六	一六	小銃一〇		七三	三〇	一〇三		—		—
鎭東	土造	三五	六	五	九	小銃六	小銃三	六〇	一八	七八	內部改造	一、〇〇〇	內部改造	一、〇〇〇
大賚	土造煉瓦塀	二五	一	六	七	小銃一		九	三	一二	內部改造	一、一〇〇	監房増設內部改造	一、〇〇〇
安廣	土造土塀	三二	三	二	五	小銃三	小銃二	三六	一二	四八	內部改造	一、〇〇〇	監房増設內部改造	一、〇〇〇
洮安	土造、煉瓦塀	五〇	四	二	六	小銃四	小銃二	四四圓	一二	五六		—	監房増設內部整備	一、〇〇〇
開通	煉瓦建ニシテ周圍ニ土壁ヲ繞ス	六五	七	四	一一	小銃三	拳銃二	月七〇圓	月二八圓	九八圓	土・壁天井等ノ改造ヲ要ス	一、五二八圓	監房便所増設ヲ要ス	五五〇圓
瞻楡	土造	四八	二	三	五	小銃二		一四	六	二〇		—	監獄新設	二、〇〇〇
突泉	土造	三〇	—	三	三			—	—	—	監房増設及改造	—		—
合計		一、〇一五	一〇四	一〇七	二一一	小銃一〇三 拳銃一	小銃一三 拳銃一一	月九七一	月三九八	一、三六九		一八、七四八		一五、二〇〇

第十章　軍事・警察・治安

第一節　第三軍管區警備軍

第一項　概　説

我が國軍は皇帝に直屬せる國家の軍隊で平時は國內治安の維持邊境及江海の警備に當り、一旦有事の際には、盟邦國軍と共同して國防に任ずるものである。全兵力八萬、之を中央直轄軍と五個の軍管區及興安省二軍管區よりなる陸軍及江防艦隊に分たれ、陸海軍條例に依り其の任務及擔任警備區域を定められ、治安警備上の絕對責任を負ひ、國民をして王道治下に安居樂業せしむるものである。

第二項　沿　革

（一）滿洲事變前

民國初年宋小濂が初代の都督となつて巡防營二五、兵員一萬人が置かれてより翌年朱慶瀾督軍となり、次いで同六年には鮑貴卿之に代り、逐次省軍を充實强化して來たのである。民國十一年には吳俊陞が督軍となり、江省軍の勇名は益々喧傳せられ、梟雄郭松齡の亂には彼の率ゐる騎兵集團は長驅郭軍の左側背を席捲して遂に一敗地に塗れしむる主因を作つたが、吳は後張作霖に從つて鐵道爆破に遭ひ歷史的な死を遂げたのである。

民國十七年には萬福麟出でゝ大いに威望を振ひ省長常蔭槐の張學良に殺さるゝや、其跡を襲つて黑龍江省政府主席をも兼務するに至つた。

（二）滿洲事變後

民國二十年秋九月、滿洲事變勃發當時、萬福麟は北平に在り其子萬國賓は參謀長蘇炳文と相圖り大勢を收めんとして居る時、黑河に在つて隱然一勢力を成して居た馬占山は天下の趨向を察する能はず頑迷の徒を叫合して、同年十一月嫩江河畔大興に日本軍を迎へ擊つたが、忽ちにして多門師團に擊破せられ省城齊々哈爾をも拋棄し、愴惶として海倫方面に逃れ去つた。其後彼は一度膝を屈して新政權に忠順を誓ひ、軍政部總長に就任する事となつたが、再び叛旗を飜し、北滿の地を擧げて戰亂の巷と化するに至つた。此に於て日軍吉岡騎兵旅團及宇都宮師團等相率ゐて國軍と共に馬占山軍の討伐に當り、凡ゆる苦難を嘗めて遂に叛軍を掃蕩屈服せしめ、省內漸く平和の曙光を見るに至つた。

然るに其冬更に蘇炳文、張殿九の叛あり、當時省內の警備に任じて居た友軍松木中將は麾下師團、高波旅團、服部旅團等を併せ指揮して之が討伐に任じ、大興安嶺を越え滿洲里より遂に蘇聯領內に擊退するを得た。

前記兩回に亙る討伐により主要反滿軍は大半一掃せられたが、尙殘存せる李海靑は省內の殘匪を收めて熱河に進んだが大同二年二月からの熱河戰に於て、友軍熊本師團の爲め多倫及河北地方に逃避するの已むなきに至つた。

現在の省軍は即ち叙上の諸討伐に能く日本軍と協力して勇戰し省內は數次に亙る徹底的荒療治及び其後絕へざる討伐によつて匪團を解消せしめ、遂に能く今日の治安確立を招來するに至つたのである。

而して此間日本軍との協同討伐に參加した省軍將兵は無言の裡に偉大なる教育感化を受け、日本軍に對する信賴、尊親の念を助長すると共に省軍自身の鍛錬陶冶となり、國軍中出色の精强を誇り得るに至つたのである。

（三）現　況

康德元年十二月行政區劃の改變に伴ひ黑龍江省も龍江、黑河の二省に二分せられたが兩省とも依然第三軍管區に屬して居る。唯本省內の各旅は直接軍管區司令官に隷屬するが黑河省內の軍隊は黑河にある地區司令官に指揮せられて居る。

管內旅の大部は步騎兵團の混成より成るも、騎兵團のみより成る騎兵旅もある。其他特殊部隊としては、憲兵隊、教導

隊、砲兵隊、軍樂隊等あり、補給及製造機關としては軍械支廠及被服支廠がある。

將校には舊東北政權時代の奉天講武堂等の出身者も少くないが、近時中央陸軍訓練處の出身者が逐次各隊に配布せられ又少數乍ら日本の士官學校出身者あり國軍の指揮に當つてゐる。

軍士兵は他省のものと同樣傭兵であるが、前項の如く比較的精强にして省內殘匪に對する討伐の如きも常に優秀な成績を擧げつゝあるのである。

其他兵器、馬匹、被服等も逐次更新せられ舊軍とは內容外觀共に隔段の差異を示し、更に今回實施せられた募兵は其の成果刮目に價するものがあるであらう。即ち優良家庭の優良子弟より募集せられた一千名の新壯丁は、大約二年後の除隊が豫約せられ在營期間兵事教育の外、自衞團幹部、公民及農業等の教育をも授けられるから、其除隊後の成績及鄕黨への影響は相當見るべきものがあるべく、斯くの如くして逐次募兵を實施して遂には徵兵制をも採用し得るに至れば、舊兵の自然減少と相俟つて省軍は實質的に更に一大變革を來し、「龍江省は龍江省人を以つて護る」の理想實現も遠からざるを待望せらるゝ次第である。

之を要するに由來精强を誇つた黑龍江省軍は、今や第三軍管區警備として省內の治安維持に任じて居るが、新に募兵制度の確立及不斷の訓練强化によつて兵員の素質は益々向上せられ、一朝有事の際は啻に國內治安のみならず日本軍と相携へて國防の重責に任じ得るに至るであらう。

第二節　警察概要

第一項　警察行政

全國警察行政に就ては官制上、中央民政部大臣之を掌理し（興安各省を除く）民政部警務司に於て之を管掌し、地方に於ては各省に省公署警務廳を置き、夫々省內の警務を管掌せしむる事になつてゐる。

即ち本省に於ても省公署に警務廳を置き、省下警察機關を統轄し齊々哈爾市に齊々哈爾警察廳を、各縣に警務局を設け夫々警察署を配して治安の維持並に一般警察行政に當らしめてゐる。

(1) **省公署警察廳**

警察廳は總務廳、民政廳、實業廳、教育廳と同樣省公署を構成する一部門をなし、警務、特務、保安、司法の各科及督察官室を置き、省下警察機關を指揮監督し、省內の警察事務を管掌す。

(2) **齊々哈爾警察廳**

廳長は省長の指揮監督を受け、齊々哈爾市內の警察事務を管掌し、市內に六警察署、三十三分駐所を配置し、警察官總數滿系五三三、日系三四名である。

(3) **縣警察局**

縣長は省長の指揮監督を受け、一般行政及警察行政を管掌してゐるが、警務局長は此の補助機關として警察行政を掌る。而して縣內を數區に分ち、區には警察署を置き更に樞要の地には數個の分駐所を配して、縣內警察行政を執行してゐる。此外治安の情勢に鑑み、主として特殊の縣には警察隊を特設して、治安の維持確保に任じてゐる。

第二項　一般警務狀況

警察機關としては前述の如く一警察廳、二十五警務局及一一七警察署あり、從來主として治安工作に主力を注げる爲め未だ行政警察完備の暇なきのみならず財政上の困難を伴ひ、之が整備並に各施設等意の如くならず、之等に就ては康德三年度中に警備機關を完成すべく、目下之が計畫を樹立中である。

(1) 縣警察

縣警察に就て見るに大同二年六月より九月に亙り、當時素質不良にして省治安に一大暗影を投じてゐた武裝團體警備隊の解散を斷行し、一部優良分子を縣警察隊に改編し、同時に警察隊の內部を改革し、其の機構を行政警察、警察隊に分ち警察隊をして專ら討匪其他武力行使を主とする治安維持に當らしめ、行政警察をして本來の警察各般の事務に從はしめ、各縣に於ける行政警察は警察署長を執行機關とし必要に應じて其の管轄區域內に巡官若しくは警長を首班とする分駐所を設け、夫々其の所管事務に當らしめてゐる。

警察官吏數に於ては全省七千餘名あり、警察官吏數は大同二年當時に比し約半數に整理し不良、不逞者等は現在殘存せざるも、其の智識學力程度は甚だしく低級にして、現在に於ても三分の二の文盲者ある見込である。然れ共最近漸く世人の理解を高め、新採用者中には文盲者なきに至り漸次素質の向上を示してゐる。

現在に於ける警察官吏は其の約半數は警察隊なるも、康德三年度中には單に匪賊討伐に專從する警察隊を全廢し、行政警察官吏の分散配置に依り情報蒐集に努め、匪賊團集結前に之を檢擧潰滅し、康德四年度に於ては最も整備向上せる警察官吏約五千名を以て完備を期する方針である。

警察官吏は地方財政困窮の爲め其の待遇極めて低く警長、警士の俸給も一ケ月六圓餘の低額を支給せる縣あり、之が改善に就ては常に當局の意を用ひつゝある處である。然れ共一般に職務に熱心にして且つ統制ある活動を爲し、規律に於ても、能力に於ても其の進步發達の見るべきものあり、嘗て叛亂、通匪等の不祥事件を惹起せることはない。

警察官吏の進步、向上は前述の如きも其待遇向上せず、日新月步の社會進展に副ひ、民衆指導の實力ある優秀なる警察官吏を採用するは甚だ困難なる實狀に置かれてゐる。又各種警察施設に於ても交通、通信機關の不完備は警察能率に多大の影響あるも現在の縣財政に於ては多きを望み難く、縣支出豫算は南滿の一村公署にも及ばざるもの多數ある實情なるを以て、治外法權撤廢を控へ、警察經費の捻出は本省に於ける最も重要事項たるを免れず。

(2) 警察官吏の訓練教養

大同二年八月第一次警務指導官配置以來、現に日系警察官一二一名の配置を見、之を齊々哈爾警察廳及各縣に配置し當省警察官練習所卒業者は之を主要警察機關に配して指導訓練に任ぜしめてゐる。

而して從來に於ては警務指導官は員數寡少なりし關係上、多く縣警務局に勤務し、一般的、普遍的指導に任じ來りしものであるが最近日系警察官殊に警長、警士級多數配置せられ、地方の狀況を斟酌し、主要地には可及的日系警察官吏を配して末梢的指導の徹底を期してゐる。又新採用警士に對し現在に於ては各縣の警察官練習所に於て教習するを原則とし、一ケ月乃至二ケ月の教習を施したる上實務に就かしむる事とし、現任警察官に對しても各縣より選拔、派遣せしめ省警察官練習所に於て一ケ月乃至四ケ月を一期として、教習を施してゐる。

新任警察官の教習に關しては、目下各縣に於て之を實施しつゝあるも、此等を省に於て統一、實施するの可否に就ては目下研究中である。

省內治安の現況に鑑み、從來採り來れる治安第一主義は未だ全く之を廢し得ざるも、地方の狀況に依り警務行政の重點を治安第一主義より漸次行政警察充實へ移行すべき機運に到達せるものあるを以て、一般の指導方針も亦之に伴ひ行政警察に關する教養、訓練に力を注いでゐる。

(3) 保安警察

保安警察に就ては其據るべき法令に乏しく、之が制定に努めつゝあり、保安警察として多少活動せるは齊々哈爾、洮南の二、三都市に限られ他は未だ見るべきものなし。現在保安警察改善の效果を顯しつゝあるは僅かに自動車、快馬車取締の交通機關に對するのみにして之等は別に辦法を設けて取締りつゝあり、其の成績見るべきものがある。

尙警備專用電話に就て附記すれば、連絡及情報蒐集の迅速、確實を期すべきは治安維持上の重要事項なるを以て、警備專用電話の充實に關しては目下其の對策に腐心中である。現在當省に於ては省城を中心として警備專用電話に依り直接通話し得るものは僅かに甘南縣公署のみ（目下障碍にて通話不能）にして各縣公署相互間通話し得るは―四江甘南、克東―龍鎭、依安―克山、鎭東―洮南、鎭東―安廣、鎭東―洮安、洮南―瞻楡の各縣間に過ぎざるを以て未だ充分に其機能を發揮し得ざる狀況にあり、將來省治安上産業其他開發上、此等通信網の急速なる施設を必思とするものと思料せらる。

(4) 特務警察

本省內居住民族は漢民族の以外は蒙古族の十二萬餘、日本人の八千七百、朝鮮人の三千四百、露國白系の百六十を主なるものとす。蒙古民族は各種の小民族に分るゝも其の大多數は省南部竝西部地方に多く、特に顯著なる存在は杜爾白特族及依克明安族の二族である。

本省內に於ては從來民族間の各種紛爭等の事實なく、比較的圓滑なる狀況にあり、日本人竝に朝鮮人は齊々哈爾市、北安、洮南、白城子等主要都市及通北、訥河、泰來各縣に水田經營に從事するもの相當數居住してゐる。

共産思想及政治上に關し特に注意を要すべき對象を現に有せざるは誠に喜ぶべき狀勢なるも地域的關係上嚴に之が取締を加へ、要するに各縣警務行政は建國後三年餘にして著しき進步の跡を示し、就中警察官の素質の如きは逐次向上し、旣往に於ける警察隊反亂の如き不祥事件は今や全く其の跡を斷つに至つた。殊に警務指導官配置以來更に一段の進步を遂げつゝあり、啻だ警察官吏の待遇改善竝に訓練、物的設備に於ても極めて幼稚なるを免れず、幾多刷新、改善を要するものがある。

尙ほ衛生及司法警察に就ては各別項に於て記述するを以て、玆には重複を避くる事とする。

各縣警察概況表

（康德二年十一月末現在 龍江省公署警務廳調）

縣市名	人口 滿人	人口 日人	人口 其他外國人	人口 計	警察署數	分駐所數	日系警察官數	滿系警察官數 行政警察	滿系警察官數 警察隊	滿系警察官數 計	康德元年度警察費預算	滿系警察官平均俸給 警佐	巡官	警長	警士	警備施設 警備隊	貨物自動車	步兵砲	機關銃	小銃	自衛團員數
齊々哈爾	七四、一二〇	三、五八七	四〇五	七八、一一二	六	一三	三四	四五六	七七	五三三	三一八、九二九円	九〇・〇円	三九・〇円	二七・〇円	一七・〇円	二	一	—	—	四六二	三四四
龍江	一三一、五九三	四八	九	一三一、六五〇	五	九	五	一四二	一一九	二六一	六九、七一九	四九・〇	三五・〇	一七・〇	一一・〇	—	—	—	—	三五三	三、七五八
景星	四二、六〇〇	一四	—	四二、六一四	五	六	三	一四九	四〇	一八九	三二、八七七	三七・五	二三・三	一三・六	一〇・二	—	—	—	—	一九四	七五九
甘南	五四、九五三	一〇	一	五四、九六四	五	三	二	七六	一二五	二〇一	三六、二七四	四三・六	三〇・〇	一一・七	七・六	—	—	—	—	一三一	九六二
富裕	二四、四二八	一五	—	二四、四四三	四	四	二	五二	五七	一〇九	二一、九六四	三〇・〇	二五・〇	一三・八	八・〇	—	—	—	—	一四一	四四四
訥河	一五一、一三四	三六七	三六	一五一、五三七	六	一三	五	二七一	一〇一	三七二	七四、五一一	三八・〇	二二・〇	一三・〇	九・〇	—	一	—	—	一六七	五、一三四
嫩江	一八、五七〇	一八	二五	一八、六一三	五	四	三	六八	四三	一一一	二七、〇二一	四五・〇	二六・六	一四・七	一一・六	—	一	—	一	八二	一、四一七
德都	二三、三七八	四五	—	二三、四二三	一	八	二	九六	八五	一八一	二九、〇五七	四七・〇	二三・六	九・一	六・三	—	一	—	—	一七九	五五七
龍鎭	一八、七四四	一、八四〇	三〇	二〇、六一四	二	三	八	八九	七九	一六八	三五、二一四	四五・〇	三〇・〇	一四・〇	一一・〇	—	一	—	—	一五六	八九三
通北	一三、一八三	三八五	—	一三、五六八	三	七	五	七二	九八	一七〇	三〇、五一五	四〇・〇	三〇・〇	一五・〇	七・五	—	一	—	—	一三一	五一三

克東	五三、七一一	二二	—	五三、七三三	一	八	二	七五	一三九	二一四	四〇、五六六	四〇・〇	三三・三	一一・〇	八・三	—	—	—	—	一八四	九〇〇
克山	一六四、三〇四	三八二	六	一六四、六九二	五	一六	四	一五二	一三一	三八三	八三、〇〇四	四九・〇	二九・六	一三・〇	八・三	—	—	—	二	五一九	四、八一七
拜泉	二五九、六八六	一九	四	二五九、七〇八	五	一四	三	一九九	三七六	五七五	一〇四、六三四	七五・〇	六二・五	一五・四	八・六	—	一	一	六	七一九	二、三六九
明水	一三四、〇〇七	四四	—	一三四、〇五一	五	七二	三	一三一	一三〇	二六一	四三、一三四	三五・〇	三三・〇	一一・〇	九・〇	—	一	一	四	二三六	一、五六八
依安	八二、七〇一	五	二	八二、七〇八	六	六	三	一二九	九〇	二一九	四八、四〇七	三九・二	三三・〇	一一・四	八・四	—	一	—	一	二〇二	七〇〇
林甸	七〇、五〇二	五	二	七〇、五〇九	四	七	二	一一〇	一八〇	二九〇	六二、九四六	五〇・〇	二七・〇	一六・〇	九・〇	—	—	一	一	三三二	六四七
泰康	一六、三三六	六	—	一六、三四二	—	六	二	三四	三四八	六八	一四、九一五	五五・〇	二三・四	一一・三	九・〇	—	一	—	—	七五	四〇七
泰來	一〇四、〇七五	二八三	四	一〇四、三六二	五	三八	三	一八三	八六	二六九	五一、四〇六	四二・五	三五・〇	一四・〇	七・五	一	一	—	—	二六一	九三四
鎭東	四八、三一四	二五	—	四八、三三九	五	五	四	一二六	一五八	二八四	六七、〇八一	四三・五	二九・一	一四・〇	一三・二	—	一	—	—	二三五	二九〇
大賚	一〇七、二八七	九四	二	一〇七、三八三	四	一二	四	六五	一四〇	二〇五	三〇、四七〇	三四・三	三〇・五	一三・〇	六・五	—	—	—	—	一三七	一、一一六
安廣	八五、五四九	一四	—	八五、五六三	五	一〇	四	一〇七	一五四	二六一	五六、〇二〇	三二・六	一七・二	一〇・四	八・〇	—	二	二	—	二六三	三〇〇
洮安	九一、八一七	一、二〇六	五	九三、〇二八	八	七	七	一七三	一九八	三七一	七七、六二〇	四七・五	三一・〇	一七・〇	一一・五	—	一	二	—	三五〇	三三六
洮南	一六七、八〇七	一、六九一	二三	一六九、六二一	七	二五	四	三五三	二一三	五六六	一二七、六九三	五一・〇	二九・〇	一七・〇	一一・〇	—	一	二	—	五五七	三九九
開通	六五、六九九	三三	—	六五、七三二	五	六	三	一六六	一六七	三三三	六八、七五三	四三・〇	三〇・〇	一六・〇	一〇・〇	—	—	一	—	二三五	二五〇
瞻楡	四四、二〇九	一三	—	四四、二二二	六	五	四	一〇六	一九五	三〇一	四五、五五六	四二・五	一五・〇	一三・〇	八・五	—	一	一	—	二七五	三〇五
突泉	七、四四六	一八	三	七、四六七	四	三	三	一一二	一六一	二七三	六九、七二八	三五・〇	二六・〇	一五・三	一一・四	—	一	二	—	七一九	九一四
總計	二、〇四五、一五三	一〇、二八九	五五七	二、〇五五、九九九	一一七	二六五	一二	三、六九二	三、四七六	七、一六八	一、六六七、八七四	四五・四	三〇・一	一四・〇	九・五	三	一七	一三	一五	七、三四五	三一、〇三二

京橋圖書館

京橋圖書館

第三節　治安概況と肅清工作

本省は康德元年十二月省制改革により舊黑龍江省の地域より外廓を黑河、濱江、三江各省に移讓し、舊省中部一帶と舊奉天省管下洮遼七縣とを管轄する事となり、地域的に著しく縮少されたのであるが、本省治安の概要を記述するに當つては、便宜上舊黑龍江省時代に遡り、之を沿革的に考察する事最も興味あるものと思考せらるゝを以て、玆に其の大要を明かにする事とする。

大同元年建國當初に於ける黑龍江省は反滿、抗日の匪徒の蠢動、跋扈夥しく未曾有の戰亂狀態に陷り、時局混沌として收拾に由なき情勢に置かれ、加ふるに、六月以降數十年來の大洪水に見舞はれ、爲めに農民は致命的苦境に陷り、匪徒の跳梁と共に省內は淒慘な氣分が漲つてゐたのである。

先づ治安擾亂の元兇馬占山は四月二日省城を去つて黑河に赴き、哈爾濱奪回を企てゝより忽ち呼海沿線は部下の跳梁する處となり、彼の先鋒たる鄧文は哈爾濱對岸、松浦を衝くに至つた。玆に於て日軍第十四師は舊北鐵東部線より呼海線に進出し、各地に馬占山主力軍の追擊を試み七月二十九日遂に之を殲滅せしむるに至つた。

之より先江省々長程志遠辭任の後を承けて、新進の韓實業廳長省長に就任し、警備司令官は馬軍に殊勳ありし第一支隊司令張文鑄を任命した。當時呼倫貝爾に其の權謀を振ひつゝあつた蘇炳文は札蘭屯にありし張殿九を懷柔し、滿洲里にある吳德林を使嗾し、富拉爾基以西の形勢全く不穩となり、同時に中原に於ける李海、青鄧文等の蠢動活潑となり、克山拉哈方面に於ては南廷芳、徐子鶴等の勢亦猖獗を極めてゐたのである。日軍第十四師團克山附近（齊克線沿線）及び呼海線沿線に各一ケ旅を置き、綏化にあつた師團司令部及主力を九月二十三日齊々哈爾に移したのであるが當時、李海靑は昂々溪南方前官地を根據として昂々溪を襲擊し、蘇炳文軍と連絡して齊々哈爾を衝かんとしたが、步兵第二聯隊長中山大佐は

京橋圖書館

中山支隊を率ひて之を殲滅し、次いで滿洲里に蟠踞する蘇炳文軍進擊を開始したのである。李海青匪は前官地に於て殲滅せられたが、未だ鄧文は安達附近に於て盛んに策動し、其の數一萬餘に及び、勢あなどるべからざるものあり、黑龍江軍第一支隊は始め東西北方四合地に於て、鄧文、天照應匪に包圍せられたので、援を日軍に求め無事救援せられたが主魁鄧文、李海青等は重圍を破つて逃走したのである。

之より先、海倫縣方面に漸く身を以て脫れた馬占山は通北を經て龍門鎭に入り、匪賊北覇天と稱して德都に入り、同地に於て南延芳、鄧文、徐子鶴に會し再起を圖り、省城包圍攻擊を策したが、日軍は之を邀へて擊破し、一方呼倫貝爾に於ける蘇炳文は其後屢々富拉爾基奪回を計つてゐたが、日軍は十一月末一擧に興安嶺以東の敵陣地を粉碎し、蘇炳文は遂に馬占山等と共に蘇聯領に遁入するに至つた。斯くして蘇炳文、馬占山等なき後の有力なる兵匪は多く熱河方面に遁走し、し本省は始めて治安の一段落を告ぐる事となつたのである。

當時反軍匪賊の數十三萬餘と稱せられたが、今之等の分布狀態を示せば次の如くである。

大同元年十一月末江省內匪賊反軍分布狀況

（龍江省公署警務廳調）

蟠踞地	匪首名	配下匪數	匪賊行動	討伐軍
海拉爾	蘇炳文	二ケ團	盤踞	
札蘭屯	張殿九	二ケ團	〃	
朱家墳子	〃	一ケ團	〃	日本軍
張子山	〃	二ケ團	〃	
省城東北李喜屯	〃	一ケ團	〃	
由慶城後黑山窩	才鴻猶	殘部約一千名	跳梁	日本軍
往興隆鎭一帶	蝗螂口	殘部五十名	〃	綏化公安隊
東興縣城	劉法師	二千餘名	盤踞	
綏化双河鎭	金鴨	三、四千名	〃	
綏化廟黃旗二屯一帶	吳天鵬	三、四千名	〃	
綏化興隆鎭	劉鴻江	六、七百名	〃	
同	張鳳翔	〃	〃	
同双鴨山	張甲洲	〃	〃	
豐樂鎭一帶	李海青	二千餘名	各地に流動	
蘭西一帶	天照應	一千餘名	〃	
	檀自新	一ケ團		
明水青岡一帶	吳天石	殘部二、三千	〃	騎兵第四團
	鄧文	四、五千		
	霍剛	六千		
	李天德	五千餘		
	李天保	三、四千	各地に流動	
海倫十二井子附近	梁靜齋	一千餘		
	海江	一千餘	盤踞	
	大龍			

海倫以東	東法師	八百	盤踞	
嫩江一帶	南延芳	二團		
安達縣	坐山鵬	四百	各地に流動	地方警團
青岡縣以北	馮紀武	一千餘	〃	騎兵二、三團
滿溝附近	安廣遠	〃	盤踞	
訥河、小五井子一帶	張松濤	八百	潰滅	日本軍
訥河、東北榮河一帶	徐子鶴	二千餘	〃	〃
齊克縣、富海一帶	天下紅	二千	各地に流動	
同	天下順			
訥河、東六十餘里	天下紅	一千餘	〃	
	盧明軒			
景星東南、杏山一帶	海飛	六百	〃	地方警團
林甸方面	金角龍			
	訪賢			
	平分			
	海江	二千餘	盤踞	騎兵第二旅
	打東邊			
	天下紅			
	訪方			

甘南縣四方山	占東洋 靠山	一千五、六百		
省城西北第三溝屯	不詳	十名餘	各地流動	
省城西南五家子屯	仁義軍	二千餘	〃	
省城附近陳家大拉哈屯	華名	五千	〃	
省城西端大三溝屯	不台	一千餘	〃	
望奎西北小韋子	趙天法師	一千餘	〃	
	吳理事			
省西李家房子	折江	三百餘	〃	
省北五家子	天興	一百餘	〃	
省西北哈拉屯	雙山	六十名	〃	
	黑手			
省城江南六十里後庫勒	扽天	四千名	各地に流動	
	天下紅			
省城東北高來屯	不詳	二、三千	〃	
同	平推	二千名	〃	
	寶山			
省城東南方葛家地房子	甲平紅	百五十名	盤踞	
	財旺			

省南龍頭街	江北	六十名	〃
城南哈青岡子	交的寶	三十名	〃
以上	總計	十三萬餘	

斯くの如くにして治安の維持恢復を圖らんが爲めには、匪賊を剿滅し、逆徒を粛清するを第一の手段とするも、更に民心を收攬し、事件の勃發を未然に防ぎ、民衆の思想動向を善導せんが爲め、宣撫工作を竝行實施する必要ある事は言を俟ない處であつて、滿洲建國以來、政府當局竝に友邦在滿軍部の絶大なる努力により漸次其の效果を收めてゐる。

即ち舊黑龍江省に於ける本工作は、民政部の水災救濟員派遣を嚆矢とし、大同元年七月、未曾有の水災に遭へる窮民に對し、民政部を初め救濟員を各地に派して、食糧及救恤品の配給に努め、次いで黑龍江省公署は同樣救濟班を派して救恤金の配布、被害の調査に當つたのである。更に十一月に至り黑龍江省公署に於ては、地方民宣撫と各般の事情調査の爲、豫て中央より派遣せられた宣撫員の外、省公署各廳並に警備隊管理處より六十餘名の委員を選拔し、之を四班四路に分ち宣撫を實施する事とした。

之等宣撫班派遣は大なる效果を納め、各班員亦各地に於て適切なる工作を施行し、王道の宣布に努めた爲、中央政府及省公署の威令よく地方に普ねく、殊に地方窮民は政府の應急救濟員に對し、拜跪して之を迎ふる有樣であつた。斯くの如くにして討匪、殲滅工作と共に宣傳、招撫工作を行ひ、兩々相俟つて治安の收拾、民心の收攬に努め、絶大なる效果を齎す事を得たのである。

斯くて大同二年に入つてより、匪數は急角度の減少率を示し、十數萬を數へし匪賊は激減して一萬を出でざるに至り、而かも政治的背景を有し豪勢なる部下を率ゆる反軍大匪團は其の影を潜め、殘存土匪は少數にして比較的無力のもの丶みとなり、治安工作上多大の進展を見る事となつた。

之と共に國家創設の破壞、動亂の期を過ぎて建設の過程に入る事となり、治安工作に就ても自ら其の方策を轉ぜらる丶事となつた。即ち曩に大同元年十月設置せられし省清鄉委員會、清鄉局及警備隊は廢止せられ、新たに大同二年六月中央治安維持會設立と共に本省に省治安維持會を設け各縣に地區警備隊長の指導する縣治安維持會を設置する事となり、統制ある連絡指導の下に活動を開始し、一方日本軍は省內要衝に分散配置の體勢をとり、殘匪の掃蕩を期すると共に、滿洲國側治安維持機關の鞏化、誘導に當り、兩々相俟つて治安の確立を期したのである。而して治安維持會の諸工作は警備機構に生命を與へ、民衆の自覺を喚起し、爾來今日に至るまで諸般の工作を實施し、一方保甲制度の實施、民間銃器の回收、自衛團の鞏化、訓練等其の實績頗る揚り、殊に民間銃器回收成績の如きは全滿中最も良好にして治安も亦比較的確立せるものとなつた。

大同三年（即ち康德元年）に入つてより帝制實施直前、殘匪總討伐を實施し、全省の粛清を期する處あり、帝制實施後省內の治安狀況は之を大同元年に比すれば隔世の感がある。而して又日本軍の分散配置は第十四師團の日本歸還と共に第十六師團來江して、從來の分配配置を廢し、又省治安維持會は北防衛地區治安維持會と改稱せられ、黑龍江警備軍も亦第三軍と改稱せらる丶事となつた。爾來治安狀態日に良好に趨き、康德元年十二月省制改革と共に、前述の如く省區域は縮少せられ、現在本省內匪數約二千五百を算するに過ぎず、之等の多くは討伐困難なる特殊地帶たる省內部地方及北部山林地帶に竄入し、辛じて餘喘を保ち得る狀態である。而して其の分布狀態は洮遼地方に匪首黑河の率ゆる匪團約三百、匪首五洋の率ゆるもの約三百ある外訥河、龍鎭方面に匪首康德の率ゆる匪團約百五十、嫩江地方に匪團約百五十あり、其他は十名より三十名乃至七十名の小匪團各地に散逸するに過ぎず、治安は概ね確立の域に進んでゐる。もとより當局は之を以て安閑放置するを許さず、今後一層の積極工作を必要とすべきは言を俟たざる處であるが、斯くの如くにして粛清工作の

全面的努力が遂行さるゝならば、本省治安の確立は蓋し遠きに非ざるべしと思料せらる。

自康德元年十二月 至康德二年四月 省内各縣討匪統計表

縣名	出動回數	出動延人員	死傷者 死	死傷者 傷	消耗彈藥數	備考
龍江	三六	七四〇	三	—	一一、〇八二	
景星	一一	二〇九	—	—	一三、六五五	
甘南	四三	一、一六六	—	二	五、五〇一	
富裕	一四	四八五	—	—	三、七六七	
訥河	五五	一、八九四	四	四	七、〇四四	
嫩江	一〇	一四九	八	二	三七、六五九	
德都	七	一八五	—	一	二、一四二	
龍鎭	一五	五〇二	—	一	六、六一一	
通北	一一	五三九	八	一	三四、〇七二	
克東	八	三〇〇	—	—	八、八三〇	
克山	一四	一二五	一	—	五、一〇七	
拜泉	七	七七〇	—	—	二、四一〇	
明水	二二	一、四四九	三	四	三、四八九	
依安	一八	九九三	—	三	八、六五五	
林甸	三四	一、九三一	—	四	二六、一〇七	
泰康	七	二〇六	—	—	一、四五三	
泰來	七	四八	—	三	三、七二二	
鎭東	一五	五二八	—	一	三、六五二	
大賚	一	二〇〇	六	八	一、六〇六	
安廣	六	二九一	—	一	四、一九一	
洮安	二三	四七八	二	一	六、一五三	
洮南	三八	八〇四	—	—	四、七六〇	
開通	一七	五〇五	—	—	六、八二七	
瞻楡	一三	六五八	—	四	一九、九八八	
突泉	三二	二、一九一	一	三	四、一〇〇	
合計	四六三	一七・三四六	三六	四三	二二五、四九三	

倘ほ本省に於ては、他省と同様日本軍の絶大なる支援を得て、現に治安維持會中心となり秋季粛清工作を實施しつゝあり、豫想外の好成績を齎してゐる。

斯くの如きは治安維持會の絶大なる功績と稱すべく、今本治安維持會設立當時よりの諸工作に付、少しく詳述を試み、以て工作の進展、治安の消長を詳かにするであらう。

◎、治安維持會と其の工作

黑龍江省治安維持會は、日軍第十四師團司令部に於て關東軍司令官の規定に準據して設立せられ、第十四師團參謀長を

委員長とし、省長及警備司令官を顧問とし、之に日滿軍官各機關代表等委員となり、治安維持諸工作實施の大綱を定め各地區又は縣治安維持會の業務を指導統制する事としたのである。

各地區又は縣治安維持會は各地區警備司令官又は各守備隊長其の委員長となり、日滿兩國軍將校、縣參事官及警務指導官等日系官吏及縣公署官吏、教育家、地方有力者等を網羅して委員となし、縣長顧問となり、省治安維持會の規定する處に據り其の業務を處理す。

本治安維持會治安工作は大同二年七月より工作を實施したのであるが、其の重點に就て見るに次の如くである。

一、剿　匪

本省に於ける當時の匪賊は稍々他省と其の趣を異にし、反滿、抗日的政治思想を背景とするものは、馬占山其他叛將の潰滅と共に全く其の影を潜め、大部は純然たる土匪に過ぎず、而して該土匪たるや一部從前の土匪を中心とし兵禍又は水災によつて土地財産を失ひ、自暴自棄に陷れる流民の多數を混入せる烏合の衆たるに過ぎなかつた。故に之が剿匪に方つては、一方其の非を悔いて無條件に降伏するものに對しては、之を寬容し授職の途を拓き、匪化せる流民に正業に復するの機會を與へ、他方兇惡なる職業的匪賊に對しては徹底的に討伐し、絕對に其の存在を許さゞる事とした。

二、警備隊の整理

各縣警備隊は歸順者、投降者、土匪自衛團等、所謂烏合の衆にして不良分子多く、加ふるに各縣共に水災兵禍の爲め極度に困窮し、財源固渴し、彼等に對する俸給不拂數ケ月に及ぶもの多く、一度其の不平勃發せんか、無力なる縣當局は彼等の擁する武器によつて蹂躪せらるべく、各地は益々治安惡化するに至るであらう。從つて之が整理は刻下の急務にして、治安維持上の重大問題たるに鑑み、省治安維持會に於ては警備隊を解散し、警察隊に改編する方針の下に各縣治安維持會に命じ、其準備を進め不平を激發する事なく、又解職者に一定の正業を與へ、極力平和裡に之を斷行せんとしたのである。

三、警察隊の整備

警備隊の改編に伴つて警察隊の內容を充實し、日系警務指導官及日本軍に於て之を積極的に訓練する事とす。

四、保甲制の實施及之に基く自衛團の創設

保甲連座法を實施し、良民の團結を促し、不良分子の社會的存在を徹底的に排除し、以て自發的に警察機關に協力して治安維持に關し連帶して其の責に任ぜしむる事とす。

又由來職業的自衛團多く、兇器を擁して良民を壓迫し、政治を紊し、兵匪に投じて幾多の害惡を流した事例に鑑み、治安維持會は斷然之を整理し、之に代ふるに保甲制に基く義勇的自衛團を編成する事とす。

五、銃器の調査及回收

軍閥多年の弊政は各機關を墮落腐敗せしめ、地方警察機關等は其の本然の任務を果さゞるのみならず、社會の寄生蟲の如き觀あり、又所謂土豪劣紳の輩は多數の武器を擁して、晝間は正業を裝ふも夜間に乘じては土匪の頭目となるものなしとせず爲めに一般住民は自己の生命財產は自衛によるの外なく、凡ゆる方法を講じて武器を購入するに至り、民間武器は省內に三十餘萬挺の夥しき數に上つてゐた。而して一度治安紊亂せんか民衆は武器を携へて之を惡用し、滿洲事變後の治安紊亂も實に民間武器の藏有による處が多かつた。玆に於て治安維持會は凡ゆる努力を傾倒して此等武器の調查回收に努めたのである。

六、戶口調査

完全なる戶口調查を實施し、不良の徒をして社會に潜伏の餘地なからしむる爲め、保甲制を利用して調查の完璧を期する事とした。

以上の觀點より別に省治安工作實施要領を定め、日滿軍警一致統制の下に諸工作を實施し、省治安上急速なる進展を見たのである。

更に大同二年十月治安維持會內に宣撫小委員會設置せられ、本委員會は中央宣撫小委員會統制の下に全省に於ける宣撫計畫を立案し、省內諸般の宣傳工作を指導する事とし、又縣治安維持會內には縣宣撫小委員會設けられ、省委員會統制の下に縣內の宣撫工作を實施する事とし、同委員會は縣參事官を中心に縣公署、教育機關、地方團體（商會、農會）駐屯江省軍より選出せられた委員を以て組織する事とした。

今該宣傳工作の主なるものに就て見る

(1) 治安工作に伴ふ宣傳工作
(2) 鐵路愛護に關する宣傳
(3) 映畫及新聞、冊子等による宣傳
(4) 對蘇宣傳（赤化防止）
(5) 施療班派遣工作

等に五大別する事が出來る。今以上の工作に就て詳記すれば次の如くである。

（一）治安工作に伴ふ宣傳

本宣傳の主眼は治安恢復維持工作の實施を容易ならしむるにあり、實施に就ては警備地區司令官たる旅團長、警備隊長たる聯、大、中隊長は日滿宣傳機關及滿洲國關係諸機關を統制、指導し、其の完全なる活動を期する事とした。而して實施上の主要事項としては

(1) 保甲制度の實施に伴ふ宣傳

(2) 一般民衆殊に指導階級に對する宣傳
(3) 警備隊改編に伴ふ宣傳
(4) 警察隊整備に伴ふ宣傳
(5) 赤化防止に對する宣傳
(6) 銃器調査回收に對する宣傳

等の要領に基き日軍師團司令部宣傳班及治安維持會各機關、相呼應して宣傳を實施する事とした。師團司令部に於ては又移動宣傳班を編成し、地方各縣に巡廻宣傳せしむる事としたのである。

（二）鐵路愛護に關する宣傳

鐵路事故の頻發に鑑み、先づ鐵道沿線の住民に對し鐵路愛護の觀念を喚起せしめ、鐵路の防衛に當らしむる爲め愛護村設立に向つて工作す。

（三）映畫及新聞、冊子による宣傳

各地新聞を通じて王道の宣布、國情の紹介に努むると共に各種出版物を地方に頒布して、建國の精神普及、國家意識の涵養に努め又一面各地に映畫を公開して、興味本位に宣傳工作の實施に努むる事とした。

（四）對蘇宣傳（赤化防止）

本工作は主として日軍々部に於て之を行ふ事とし松花江下流、舊北鐵沿線の在住民に對して之を行ふと共に、鮮人に對し特に意を用ふる事とし、更に蘇聯の逆宣傳に對する防壓陣を張る事に努めたのである。

（五）施療班の派遣工作

民衆の窮乏と醫療機關の缺如せる爲め、病患に苦惱しつゝも拱手なすなき民衆多きに鑑み、實利的宣傳を施行する事

とし、先づ關東軍主催に係る南滿醫科大學施療班を派遣して、各主要都市を巡回施療せしめ、之が爲め施療地住民の絕大なる感謝をかち得る事となり、爾來引續き各種施療班を巡廻せしむる事として、少なからぬ効果を收めたのである。

第四節　保甲制度

凡そ國內治安維持の爲めには軍警の充實は當然であるが、更に一般民衆の自警、自衛に基く援助を得るにあらざれば、到底其の全きを得る事は不可能である。殊に滿洲舊軍閥治下に於ては施政行はれず、治安紊れ、民衆自體が進んで自警自衛の途を講ずるに非ざれば、安居する能はざる狀況にあつた爲め、必然的に自衛團の發達を見、保甲制度なるものが生れたのである。然るに之等は官憲の威令行はれざると匪賊横行の爲め、概ね形式化し、職業化して地方民より稅金を徵收し殊に事變當時の混亂に乘じて統制紊れ、地方住民の自治、自衛機關たるの任務は忘却せられ、保甲制は全く地を掃ふの狀態であつた。

玆に於て、滿洲建國後大同二年七月治安維持會の設立を見るや、先づ不良保衛團の淘汰整備を行ひ、自衛團、商團、保衛團等は之を徹底的に革正し、新たなる保甲制度に基く純然たる義勇奉仕の自衛團たらしめん事を企圖したのである。之より先大同二年四月、敎令第二十六號を以て暫行保甲條例及暫行保甲條例施行準則、次いで同年十二月敎令第九十六號を以て暫行保甲法を公布し、民政部令第二號を以て暫行保甲法施行細則を定め、更に大同三年民政部訓練第九十五號を以て、之が實施に關する訓令を發したのである。保甲條例、保甲法共に舊慣を參酌し保甲の制を設け、隣保友愛を以て相倚り地方安寧を保持せんとするものである。

今暫行保甲法の大要を述ぶれば次の如し。

(1) 本法の施行せらるゝは當分の間、人口極度に稀薄なる興安各省を除く地域（保甲法附則第二項）とし、奉天市、哈爾濱特別市の如く省、區長官に於いては、治安の狀況に依り本法の施行を要せずと認めらるゝ地方は民政部大臣の認可を得て、施行せざることを得る事（保甲法第二十三條）として保甲制度が必ずしも、永久的施設たるを要せず。國民の政治思想の發達、警察制度の充實改善と共に、將來は斯かる制度の不必要なる時期の來るべきことを豫想してゐるのである。

(2) 保甲制度は大體從前の比閭、隣里、保甲等の制に則り、先づ戶に基礎を置く牌を最小單位とし凡て十戶を以て編成し、村又は之に準ずべきもの（鎭又は鄕の如き）の區域內の牌を以て甲を編成し、一警察署管內の甲を以て保を編成するものとし、例として、市街地に於ける甲のみは凡そ十牌を以て編成せしむることゝし、尙ほ地理上、交通上其他特別の事情に依り、縣長又は警察廳長は一警察署管內を二保以上に分つことを得る事とした。又保及び甲には住民の緊急の危害を警戒、防禦するため其の地居住の壯丁を編成して、自衛團を組織せしむることゝした。

(3) 各保甲及牌には各長を置き、警察署長の指揮監督を受けて、盜匪の警防に努め褒賞、救恤、自衛團の事務監督經費の徵收、戶口調査及銃器取締に付き警察官吏の補助等の事項を掌らしめ、其等の任務遂行の爲め、保及甲に於いては夫々規約を設け、此の規約遂行のため、褒賞並に五圓以下の過怠金の規定を設け、更に住民を敎誡して同樣犯罪事件の發生を防止するため、牌を單位とし、牌內の住民にして內亂罪、外患罪、銃砲取締規則違反其の他直接治安に重大なる關係を有する罪を犯したものあるときは其の牌內各家長に對し、警察署長に於いて各々二圓以下の懲罰金を課し得る連坐責任制度を採る事とした。

(4) 從前の自衛機關が職業化し、役員及び團長が多額の俸給を受け、益々地方民を窮乏せしむるの結果を招來し、自衛機關本來の使命を沒却し、傭兵に類する自衛團の發生も尠からざりしに鑑み、保甲法實施に當つては、それに要する費用を最小限に縮限し、一般民衆の負擔を輕減せんとして、保甲牌の役員及自衞團は全部其の土地の住民を以てし、事務費其

他警備出動の際に於ける現物給與等に要する費用等、已むを得ざるものは此の制度に依つて利益を享受すべき各家長の負擔とし、所有土地其他の資產に應じ公平に分擔せしむるものとした。

一、一般概況

管下保甲制度の概況について見るに、本省は暫行保甲法實施以來、各縣共逐次之れが實施に着手し、概ね保甲規約の制定、保甲及自衞團役員、自衞團の編成、褒賞、必罰の制度等漸次其の形式を整へ、目的の達成に努力しつゝあるも、保甲法施行後日尙ほ淺く、加ふるに一般民衆の教育程度は勿論、文化の程度に於ても南滿に比して著しく遜色ある關係上役員中に於てすら文字を解せざるもの半數以上を占むる現狀にあるを以て之等民衆に對し、保甲制度の趣旨を徹底せしめ其の成果を擧ぐるは、甚だ至難の狀況にあるも、關係職員以下を督勵し、目的の完璧を期すべく努力しつゝあり。

イ　保甲規約の制定

保甲規約は本制度運用の根源なるを以て、規約の例示に基き、現地の特殊事情を斟酌し、其地方に適應する如く條項を補足する等、夫々各縣共に制定實施してゐる。

ロ　保甲役員の選任

保甲役員は總て選擧に依るべきものなるも、第一回の選任は官に於て嚴選の上、縣長任命の形式を採り、一般に事務的才能に乏しく、爲めに役員の指導訓練に就ては相當の努力を要す。

ハ　保甲區域

保甲區域は概ね保甲法に基き制定し、適當なりと認むるも中には部落の著しく散在しある爲め、牌の區域適當ならざるものあり、之に反し民家稠密の地方は、甲數著しく過大に亘る等、區域錯綜し、統制上不便を感じ爲めに法規通り實施し得ざる地方あるは止むを得ざる所である。本年七月末調に依る管下の保數一八九、甲數一、七九二、牌數二〇、二二二にして、其の狀況別表の如し。

ニ　連座規定

連座規定の普及徹底に就ては、一般に其の趣旨を徹底せしむることに努めつゝあるを以て、概ね諒解せるものと認むるが、之が實施に就ては治安狀況竝其の地方の事情等に依り、總括的に實施の域に達せず、將來一層各縣を督勵し、之れが實施をなさしめんとす。

ホ　保甲經費

保甲經費の徵收に就ては、未だ各縣一律に之れが實施を見ざる現況にあるも、本年六月末現在に於ける調査に依れば管下二十五縣警察廳中保甲經費として徵收しあるは十五縣にして、其年額最高五、一七二圓、最低一九六圓五〇錢である。之等の經費は現地の事情に依り、多少相違しあるも、主として事務費、借家料、夫役費、保甲役員の日當旅費、自衞團の食費、日當等にして康德三年度よりは全縣に亘り、之れが實施を見るべく、從つて經費の保管、出納に就ては其の監督を嚴にすべく各縣に對し、夫々督勵してゐる。

ヘ　保甲書記講習會開催

管下龍江、克山、訥河、依安縣に於ては保甲事務の圓滑を期する目的の下に、保甲書記の養成を企圖し、保甲關係諸規則を主眼とし、戶口竝に社會教育、常識涵養上の簡易なる諸科目等を撰定し、一週間乃至一ケ月間に亘り、縣公署に召集、縣長以下參事官、警務局長、警務指導官等擔任講師となり講習會を開催したが保甲制度運用上極めて效果的なものである。

二、保甲制度特別工作

管下保甲制度特別工作指定縣として龍江、克山、龍鎭、訥河、洮南の五縣を選定し將來模範縣たるの實を擧ぐべく努力

してゐる。

イ　特別工作實施の概要

各指定縣共に特別工作實施に當り、最も工作實施上容易にして且つ將來模範とするに足る保甲を先づ選定せしめ、之に重點を注ぎ六月末を以て一先づ完了、更に七月以降前期に於て得た經驗に徴し、順次縣全般に亘り本工作の確立を期すべく、目下着々進捗に努力してゐる。

ロ　特別工作實施の手段

特別工作實施上各縣の採りつゝある手段方法に就ては、夫々特殊事情に依り一定せざるも、其主なる事項を擧ぐれば次の如し。

(1) 保甲專務指導官の專任
(2) 保甲規約の改編
(3) 警察署長以下保甲役員を召集、保甲會議の開催
(4) 保甲制度の普及宣傳
(5) 自衛團の組織訓練
(6) 戸口調査
(7) 保甲民の財産調査
(8) 銃器彈藥の囘收
(9) 門牌の掲示
(10) 保甲書記講習

(11) 旅行證明書の發給
(12) 道路及通信網の完備
(13) 道標の設置
(14) 保甲デーの制定
(15) 警報器の裝置
(16) 保甲促進委員會の設立
(17) 保甲標語の制定
(18) 集團部落の建設
(19) 保甲書記の講習
(20) 公民教育實施計畫

ハ　自衛團

自衛團は暫行保甲法實施以來、漸進的に從來の職業自衛團を改編し、義勇自衛團の組織に改め、警察の補助機關として治安維持に任じ、漸次所期の域に達しつゝあり、討伐出動等に當つては相當勇敢に活動し、益々成果を發揚してゐる。

本年七月末調に依る管下自衛團數八八〇、團員數二四、一一二、常備日系委員數一〇、六一七として其狀況別表の如し。

各縣別保甲自衛團調査表

（康德二年七月末日現在 龍江省公署警務廳調）

縣名	保數	甲數	牌數	保甲自衛團々數	保甲自衛團員數	常備自衛團員數	職業的自衛團數	職業的自衛團員數	摘要
齊々哈爾警察廳	五	一三五	一、一九〇	二	二二三	二二三	—	—	
龍江	九	二二五	二、〇八五	二一九	三、七一六	三、七一六	—	—	
景景	五	二三	六二二	二一	八九二	—	—	—	
甘南	五	六一	六〇〇	六一	五九六	—	一	一八	中央銀行所屬
富裕	四	三九	三六五	二九	四四〇	—	—	—	
訥河	二二	二一三	二、二七二	二一三	四、〇八六	一、九五〇	—	—	
嫩江	五	三六	三一四	五	二六四	六〇	一	三九	職業自衛團は樂安金廠に屬す
德都	五	二九	二九六	三九	五〇一	—	—	—	
龍鎭	二	三〇	四二三	一二	一、四七二	一九八	—	—	
通北	三	二六	二一八	二六	九三七	五〇	—	—	
克東	五	八八	一、〇一一	一五	九〇〇	二三〇	—	—	
克山	五	二九八	二、〇二二	五二	九八二	九八二	—	—	
拜泉	一二	三八二	四、〇〇〇	一三	二、三六九	—	—	—	
明水	九	一六一	一、六三三	九	一、四七九	一六六	—	—	
依安	六	一二五	一、二三七	二二	七〇〇	六七六	—	—	
林甸	六	八六	九七七	六	五三二	—	—	—	
泰康	九	二四	三四六	九	三四八	—	—	—	
泰來	一七	一四八	一、三二三	一七	一、〇八〇	三一〇	—	—	
鎭東	五	一四	一九六	五	二九一	—	—	—	
大賚	一三	一四四	一、四三六	九	九四七	一七七	一	一四	職業自衛團は魚業自衛團とす
安廣	六	一三	一、一六八	六	—	三〇〇	—	—	
洮安	八	一四七	一、四三〇	八	八、九一四	二二六	—	—	
洮南	七	一二一	二、六四二	四二	八四三	四三九	—	—	
開通	五	九九	一、〇八〇	五	五〇〇	二〇〇	—	—	
瞻楡	六	八	二九二	一八	二〇五	三〇五	—	—	
突泉	四	一〇七	九三四	四	六八七	二〇〇	—	—	
計	一八九	二、七九二	二〇、二一二	八八〇	四、一一二	一〇、六一七	三	七一	

第十一章　都市・邑鎭

第一節　都　市

⦿ 齊々哈爾

齊々哈爾は一名龍江又は龍沙とも言ふ。齊々哈爾の名は、達呼里語の「ヒヂガル」の轉化せるもので、邊界又は境界を意味するものである。

齊々哈爾の歴史は古く清朝に發するのであるが、當時露國の南下により、邊防の急を痛感せる清朝は、嫩江の右岸現齊々哈爾城の西方十五支里の地點に、火器廠を設けたるも、交通の不便と水害との爲め、之を一寒村に過ぎなかつた當地に移した。康熙三十年城砦を築き、三十八年には黑龍江省軍が北方墨爾根より此の地に移り、初めて黑龍江の省城となつたものである。一方露國南下政策の策源地としても重きをなし、由來齊々哈爾は北滿に於ける軍事、政治、交通の中心として重きをなしてゐたもので、一時は商業の中心たりし事もあるが、其後露國の哈爾濱中心主義に禍せられて、漸次衰退に趨いて來た。從つて市の背後地、齊北線一帶は國內有數の特產物の生產地であるが、物資は此の地を素通りして、哈爾濱又は南滿方面に直行する現狀である。要するに當市は生產都市に非ずして、專ら政治を中心とする消費地として發達し尙ほ將來とも斯ふした方面に發展するであらう。殊に建國以來諸官衙の設置せらるゝもの多く、民間各機關の活動夥しく之等は同方面に異常なる活氣を與へ經濟界の躍進目覺しく、名實共に新京、奉天、吉林等と對等の地步を占むるに至つた。

人口七萬六千五百人と稱せられ、公共機關としては龍江省公署、第三軍管區司令部、龍江縣公署、軍政部被服支廠、陸軍監獄、市政局、高等法院及高等檢察廳、地方法院及地方檢察廳、鹽倉、國道建設事務所、鑛業監督署、省立農林試驗場滿洲中央銀行分行、協和會事務局、省立圖書館各種學校等あり、日本側領事館、齊々哈爾鐵路局、特務機關、駐屯軍、國際運輸其他大小幾多の機關を有してゐる。

商工業に就ては前述の如く、當地は政治、軍事の中心地として概ね商工業の見るべきものなく資本金五千圓以上を有するものとしては油坊、燒鍋、火磨、金細工、製靴、染物、錢舖、雜貨、茶莊、當舖、粮米、錢業、錢粮等約九十戶に及ぶ市の西方に龍沙公園あり、其の西方葫蘆島には民船の碇泊個所あり、夏季嫩江の舟行拓くる頃ともなれば、帆柱の林立して北滿異樣の情景を點描する。

第二節　邑　鎭

⦿ 克　山

克山は三站とも言はれ一八九九年開放せられた開墾移住地として、其の發達は比較的近代に屬し、街路割合に整然としてゐるが、何分にも塵埃多く、春夏の候微風にも濛々天日を暗くし不快言ふべくもない。附近は蒙古人の放牧地であつたが、時勢の推移は漢人の進出を促し、遂に彼等は落伍四散し、現在は縣の西南依克明安旗に烏爾々河を狹んで十一屯五七一戶、原始的生活に甘んじてゐる。

附近及背後地は、地味至つて肥沃にして農產物の栽培に適し、齊北線中屈指の農產地帶である。特に馬鈴薯は頗る優良にして住民の食料に供せらるゝ外、皮及汁は豚の飼料となり、中身は生活必需品としての紛條の原料となる。其他縣內主要農產物としては大豆、黍、高粱、大麥、小麥等にして農民は當地及泰安に於て賣放つと共に、生地加工綿布、雜貨、食料品各種其他必需品の調達をなしてゐるから特產物相場の騰落は直接市況に甚大なる影響を與ふるを常態としてゐる。

然るに本年度に於ける特產物は、外國に於ける需要の激減せると大連市場に於ける大手筋思惑買に對抗する强力なる商業品の購入は、殆んど當時の半ばにも進まなかつた爲め市況は殊の外沈滯不況を極むるに至つた。

◉ 北安鎭

北安鎭の發達も概ね近時に屬し、海克線の完成當時は僅かに一寒村に過ぎなかつたが、北黑線の此地を分岐點とするに及び一躍、新興都市となり、全滿各地より移入する日滿人の數夥しく、とみに活氣を呈するに至つた。

當地は從來行政、經濟上何等の支配力を有せず、僅かに交通上、舊縣城龍鎭を有する外、重要都市と稱すべき背後地を有しなかつたが、鐵道の開通はあらゆる事情を一變せしめ龍鎭、克東、遜河、船口、德都縣城を斷然其の傘下に馳せ參ぜしめた。現在は經濟的重要性を克山にゆづりつゝあるも、やがて克山を凌駕して經濟的に躍進する日も遠くはあるまい。

◉ 訥河

訥河は訥河線の終點にして訥河縣城をなし、舊名を博爾多と言ふ。市街は新舊二市より成り、新市街は十字街に區劃されて比較的整然としてゐるが、舊市街は新市街を隔る事二支里の地點にあつて、唯一條の不規則な街道あるのみである。人口一萬五千と稱せられ縣公署、稅捐局、電報、電話局其他公共機關がある。市況は極度に沈滯してゐるが、交通機關の完備に伴ひ、遠く黑河、布西縣等の有望な背後地を有するが爲め、當縣城の發展は相當期待されてゐる。街に訥河國際汽船部あり、資本金十萬圓の日滿合辦公司にして、自動車營業線は訥河、嫩江、大黑河間である。

◉ 拉哈

淸の康熙年間露國の南侵に備ふる爲め設けられた昂々溪、瑷琿間十一驛傳所の一つとして發達し、且つ嫩江の水運を利用して、訥河より齊々哈爾に到る船着場として繁榮した。一時鐵道の終點となり特產物の集散地として發達したが、鐵道が訥河へ通ずるに及び其の勢力は漸く落潮期に入つた。

◉ 江橋

滿洲事變勃發の秋十月、當時の洮南鎭守使張海鵬獨立を宣し、馬占山鎭定の爲め軍を齊々哈爾に進出せしめた。然るに馬は不法にも泰東五廟子間の呼爾河の木橋及江橋、大興間の木橋を燒失し、張軍の進出を阻止した。依つて張は滿鐵に橋梁修理方を懇請し、滿鐵は直ちに之を支援して架橋を完了したもので、之が江橋を有名ならしめた第一因である。

又滿洲事變勃發前一九三一年、滿鐵の經濟封鎖に狂奔せる京奉鐵路當局は、折柄の銀安を利用して哈爾濱航政局と相謀り、從來哈爾濱に陸揚せし三姓、富錦地方出廻の大豆を態々此の地まで溯江せしめ、當時の昂洮、鄭洮、鄭通、打通の各線を經て京奉鐵道に出で營口支線を利用して河北より輸出すべき計畫を建て、北滿大豆の運輸經路に一新機軸を出し、一躍斯界の注目の的となつた。之れ江橋が忘れ難きものとなつた第二因である。

更に江橋に見る嫩江の風光は頗る雄大にして、河中魚族は豫想外に多く、冬季に入れば冷凍魚として南滿其他各地に輸送され、又河底よりは瑪瑙を採取すべく、烏貝とスッポンとは無盡藏である。之れ江橋が世人の注視を集むる第三因である。

◉ 寧年

寧年は齊北線に沿ひ訥河支線への分岐點であり、寧年水は驛の西三支里の處にある。寧年水は長さ十餘支里に及び南方嫩江に連り遊覽地とされてゐる。兩岸に蘆荻繁茂して雁、鴨の類多く飛來し遊獵に良く、又水中魚族に富み、釣魚に快適する。

◉ 開通

此地は開通縣々城にして平齊鐵路に沿ひ、鄭家屯の北方三百六十支里、洮南の南方百四十支里の地點に位し、舊名七井

子と稱してゐたが、蓋し當地に由來七個の給水井あるに因んだものと云ふ。

往時は蒙古の一遊牧地であつたが、光緒二十九年時の奉天將軍、增祺の献策により蒙古王との協議を經て開放され、漢人の來往、開墾に從事するもの漸く增加し、光緒三十一年開通縣を設置する事となつた。

市街は不完全なるも周圍に土壁を繞らし、四方に各一門を有し、南北三支里東西二支里に達するが市街と稱すべきは南北の一條に過ぎず、一般市街の體裁も貧弱であるが、置縣後、移住民漸次增加し、又齊平線の開通後逐次面目を一新して來たものである。現に公共機關としては縣公署、稅捐局、電報局、郵局、電話局、商農會、學校等あり。日本側國際運輸營業所を設けられ、人口一萬二千數百人に及ぶ。

商業方面に就て見るに商舖の主なるものは藥舖、鐵匠爐、銀匠舖、燒鍋、油坊、磨坊、瓦窰、糧棧等であるが、何れも規模小さく、資本金五千圓以上の商工業者數は油坊一戶、燒鍋一戶、糧棧二戶、計四戶であつて、雜貨商其他大資本のものはない。殊に農產物の暴落に從つて農民購買力激減し、各商舖は需要の杜絕に逢着せる結果、其の營業は全く停頓狀態に陷り休業、倒產する者續出し、商況不況を極めてゐる。

◉ 洮南

此地はもと蒙古札薩克圖王旗の遊牧地として、今より二十數年前は茫漠たる荒蕪の蒙古村落に過ぎなかつた。往時此地は「サチガチイモト」と呼ばれ、蒙語にて「サチガイ」とは「鵲」「モト」は「木」の謂にして「鵲の木」を意味す。蓋し此地一帶が未だ荒寥たる平原時代に、一基の楡樹あり、晝は旅人の目指しとなり、夜は鵲の塒となつたものである。光緒初年頃より漸次開墾され、同十七年關外旗人を招致して植民の開拓を圖り、同二十九年、時の奉天將軍增祺の献策により、清朝政府と札爾克圖王との協議を經て、此地の開放行はれ爾來漢人の來往するもの逐次增加し、大いに開墾せらるゝに及び、光緒三十一年洮南府を新設し、更に荒務局を設くる事となつた。民國二年更に縣と改稱され政治及商工業の中心地となつた。民國二年洮南縣となり、滿洲建國後、奉天省に屬したが、康德元年十二月新省區劃により本省の管轄となつた。位置は鄭家屯北西約五百支里、伯都訥の西方約四百三十支里、洮兒河の右岸六支里の地に在り、當地方屈指の都會として齊平鐵路に沿ひ人口六萬に垂んとし、將來の發展を期待されてゐる。

公共機關としては縣公署、地方法院、地方檢察廳、監獄、稅捐局、警備司令部、電話局、電報局、郵局、硝磺局、中央銀行支行、其他金融機關、商務會、農會、縣立圖書館、小、中、師各學校、電燈廠等あり。又日本側領事館、警察分署、滿鐵事務所、國際運輸營業所、居留民會等がある。

市街は周圍五支里の土壁を以て繞らされ、東西南北の四門を有し、街衢は南北三條の大通あり。之に二條の大街交叉し共に市街樞要の部分にして道幅廣く、商舖櫛比す。

又金融機關整備せる爲め附近各縣の金融中樞地として重要の地位を占めてゐる。產物としては獸皮、獸毛の類にして、畜產加工品として製革、製靴及製鞍の業盛んに行はれ又農產として高粱、雜穀等がある。商況に就ては資本金五千圓以上の商工業者數は質屋五戶、雜貨十三戶、糧棧十五戶、煤油一戶、錢行一戶、燒鍋二戶、等約四十戶に及び此外洮南德記電燈廠（資本金四二四、八〇四元）洮南市輕鐵公司（資本金二〇、〇〇〇元）利民汽車公司（資本金三〇、〇〇〇元）等がある。一般商況としては大同三年初頭、倒產續出し、市面の動搖を憂慮されたが、同年五月に至り漸次安定し、且つ滿日各種公共機關、駐屯軍等あり、相當額の消費者あるを以て、商人は概ね惠まれてゐる。殊に將來政治的にも經濟的にも地方要樞地として益々重要性を增すものであらうと思考せらる。

◉ 洮安（白城子）

此地は一名靖安又は白城子とも稱せられ、もと科爾沁右翼前旗の札薩克圖郡王の游牧地として荒蕪地を開放し、移住、開墾せしめたもので、光緒三十年六月縣治新設の奏准を得て靖縣と名付けられ、洮南府に屬せしめ同三十三年當地に縣城

を修築した。後民國三年蒙匪の亂に際し、住民は一時引拂つたが間もなく復舊し、高さ丈餘の城壁を修築したのである。之より先府制廢止と共に北路道の管轄となり洮安縣と改稱せられ、滿洲建國後、奉天省に屬してゐたが、康德元年十二月省區劃改正により本省に入る事となつた。

此地は平齊線、京大線の交叉點に位し、交通の要衝を占め、人口二萬四千人と稱せられ公共機關として縣公署、稅捐局郵局、電報局、商農會、學校等がある。

商況に就ては資本金五千圓以上を有する商工業者數は燒鍋三戶、油坊三戶、糧棧二戶等約十戶を數ふるが、當地は土地豐饒ならざる爲め人口少なく需要、販路狹少であつて其の營業組織も極めて小さく、商業營業者一三〇戶の大部分は、幼稚なる小商人とし營業成績亦芳しからず、且つ近く洮南と隣接する關係上、當地商業市場の地位は洮南の存在により其の價値を半減せられてゐる現狀である。

◉ 鎭　東

此地はもと科爾沁右翼後旗蘇鄂公の遊放地であつたが、光緒三十四年六月初めて開放せられ、宣統元年縣制を布くと共に縣衙門を此地に新設し、洮南府に屬せしめたが民國二年府制廢されて北路道觀察使に隷し翌三年從來の洮昌道となり觀察使は道尹と改められ其の管轄となり、滿洲建國後奉天省の管轄に屬したが、康德元年十二月より新設の龍江省に編入せらる。此地は民國三年の建設に係り方二滿里、土牆を以て繞らされてゐる。人口三萬四千を擁し、平齊線に沿ひ當地方の邑鎭である。

公共機關としては縣公署、稅捐局、郵局、電報局、電話局、商、農會、學校等あり、商工業方面に於ては資本金五千圓以上の比較的大きな業者は無く一千圓前後のもの十戶、他は何れも極めて小規模のものに過ぎない。燒鍋、油坊等も農產物相場暴落の爲め打撃影しく、積極的營業を續行するものなく商況一般に不振である。

◉ 安　廣

此地はもと鎭國公旗の遊牧地なりしものを開放し、光緒三十一年置縣せられ、縣公署を置き爾來縣城となつてゐる。新設の京大線に沿ひ大賚の西方百十支里の平原中にある。新開地なれども附近一帶農耕適地少なき爲め、人口遲々として振はず、商舖としては燒鍋、雜貨商等あるも商況見るべきものなし。

◉ 泰　來

此地は札賚特王旗の領地として古來、牧畜盛んに行はれてゐたが民國二年設治局を設け、同六年泰來縣と改められ、爾來縣城として今日に及んでゐる。平齊線に沿ひ、縣公署、郵局、電報、電話局、商、農會、等公共機關あり、日本側國際運輸營業所がある。商況に就ては農民購買力の減退、糧棧、油坊業者の買付の手控、或は業務の操短等に依り經濟界は極度の不況に陷り、多くは缺損狀態であつて休業者尠なからず。資本金五千圓以上の商工業者は十戶を數ふるに過ぎず、商況不振である。

◉ 拜　泉

拜泉縣はもと伊克明安旗の地とし、光緒三十一年三道溝に縣署を設け、海倫府に屬せしめたが同三十三年縣公署を拜泉に置き、爾來今日に及んでゐる。

此地は數年前迄省內に於ける有數なる市場として背後に克山、克東、德都等の穀倉地帶を擁し、殷盛を極めたが鐵道の開通は穀倉の東部を海倫に、西北部を臺安鎭、克山等の新市場に奪はれ往年の主客地位を換へ、移入品の大半は海倫、克山の兩市に求むるの已むなきに至つた。現在人口三萬と稱せらる。

斯くて往年穀類出荷中心時代には大資本を投ずる商賈も少くなかつたが、前述の如く市場逐年衰調に傾くと共に漸次資本の回收を誘致し、現在巨資を擁するものは少ない。資本金五千圓以上のものとしては雜貨商十七、金物商三、燒鍋四計

二十四戸を數ふ。

⦿ **突　泉**

當地は洮南の西方二百支里の平原中に位し、南方蒙古に通ず。もと蒙古の一小部落に過ぎなかつたが光緒三十三年縣治を布くに當り、此地を選んで街基地となし、醴泉と改稱せられ民國二年更に突泉縣と改められ此地を縣城とす。

市街は由來蒙匪の襲來頻繁なるのみならず、蒙地に偏して發達遲々たり。市街と言はんよりも部落と稱するを適當とす産物に就ても穀類、家畜を産するが其の額少なく、商工業亦見るべきものなし。四圍の土質は比較的肥沃にして未開墾地多く將來開拓の進むにつれ、商業の發達も期し得るであらう。

⦿ **瞻　楡**

此地はもと蒙古圖什業圖旗の遊牧地にして、久しく荒蕪に委せられてゐたが光緒三十二年開放し、宣統元年設置せる醴泉縣（現突泉縣）の管下に入り、民國四年同縣の南半を割き新たに瞻楡縣を新設し、六家子なる地に縣衙を置いたが同五年蒙匪の亂により縣衙を燒失せる爲め同六年、開化鎭に縣衙を移す事とした。之れ即ち當地である。

一般農産としては高粱其他穀物を有し甘草、瓜子、大、小厤子、藥草等特産あるも市況振はず、商舖としては燒鍋、茶舖、旅店、雜貨舖等がある。

⦿ **通　化**

此地はもと地名を頭甲八子と稱す。民國四年海倫縣、通化、稽墾局を縣設治局に改め同六年置縣せられたものである。

當初縣公署は當地を去る東方約二支里の長治社、四甲八井子に在つたが、後現在の地に移轉せるものである。拜泉の東北百六十支里、海倫の北、龍鎭の南各百六十支里に位し、鐵驪と共に綏蘭道中海拔最も高き地方である。

商工產業に就ては特記すべきものはないが當地方は土地概ね肥沃にして、大豆、玉蜀黍、大麥、小麥、粟、高粱、厤等を産し、商業範圍は頗る狹少にして商舖も亦雜貨舖、藥舖、木匠、粮店、燒鍋、磨坊等がある。

⦿ **景　星**

此地は地名を景星鎭と稱し、往時は札賚特旗所領の荒蕪地であつたが光緒三十四年土地の開放を行ひ、移住開墾を奬勵し、民國四年此地を卜して縣設治局を創設したが爾來發達遲々たるものである。

齊々哈爾の西南百六十支里に位し、西北兩面は遙かに山岳を望んで居る。市街は東西に通ずる一條より成り、商取引に就ても附近部落と商取引行はるゝに過ぎず、市況極めて貧弱である。産物としては當地方一帶より小麥、高粱、粟、玉蜀黍、大豆、雜穀等を産す。

⦿ **林　甸**

此地はもと蒙古杜爾伯特旗所領の荒地であつたが、光緒三十四年之が開放を行ひ、稽墾局を設け移住開墾を奬勵し、民國三年稽墾局を改めて縣設局となし、同六年林甸縣を設置せるものである。地名を大林甸と稱し、齊々哈爾の東南百六十支里の地にある。

市街は東西南北各約五支里に亘る廣大なる地域を有するも主なる街衢は東西、南北に通ずる十字街より成る。主要産物としては小麥。高粱、粟、玉蜀、黍、大豆、雜穀等とす。商工業に就ては概ね小商舖にして、大資本を擁するものなく地方農産の移出も其額多からず。工業としては燒鍋、油坊、磨坊等がある。

⦿ **明　水**

此地は民國十二年末に於て、拜泉縣治域の一部を割き縣設治局を設けられたもので、地名を三里三と稱す。齊々哈爾の東方約三百支里、拜泉縣城の西南百四十支里の依安縣城より東南八十支里の地である。産物としては小麥、大豆、高粱等の農産物を主とし、四圍に肥沃なる既耕地及未墾地を有して之等の開發と共に漸次商業の發展に趨くであらうと思惟せら

る。

⊙**依安**

此地は民國十二年末、拜泉縣治域の一部を割き依安縣設治局を置かれたもので、地名を龍泉鎭と稱す。齊々哈爾の東方約二百二十支里、拜泉縣城より西方百三十支里の地にあり。市街極めて貧弱にして產物としては小麥、大豆等の農產物あり、現在商況不振であるが、此地は四圍に肥沃なる旣耕地及未墾地を控ゆるが故に、多分に將來發展の可能性を有してゐる。

⊙**克東**

此地は克東縣々城として、滿洲事變前は、相當繁榮してゐたものであるが、事變當時、反滿軍閥の亂に起因し匪賊蜂起し、本縣は、彼等橫行の舞台となり、紅槍會本縣城襲擊等あり、加ふるに齊北線の開通により、市場の移動あり、繁榮を鐵路沿線都市に奪はれて衰微を來したのである。尤も此地一帶は豐穰な農產物に惠まれて居り、將來之が開發と相俟つて商工業の發達も期待さるべく、從前の繁榮を挽回し得る事もあるであらう。

⊙**嫩江**

此地は嫩江縣々城にして、訥江まで九十粁、黑河まで二百粁とし、訥河黑河間の重要地點である、特に冬季は黑河への貨物供給地として、重大なる役割を持つ。現在人口約五千の小邑鎭であり、市況不振であるが、將來金鑛、石炭等事業の發展し、交通發達と相俟つて、將來の發展を豫期せられてゐる。

第十二章　結論

第一節　產業開發方針

本省は北滿の穀倉として最も有望なる耕地を有し、而かも全面積の四割七分に餘る可耕未墾地を有しながら、然かも農民は上中下層を問はず、窮乏の極に達し、殊に先年來未曾有の風水害に遭ひ、農民は窮迫の底に喘げる現狀に置かれてゐるのである。於此、省當局としては之等農民に對する應急的救濟の方途を講ずると共に、更に進んで農民の自覺を喚起し農民自力による農村の開發指導に當つてゐるのである。

即ち、本省々政の重點は農村に在り、農村開發を以て施政の第一主義としてゐるのであるが、今茲に農業施政計畫の概要を述ぶれば、次の如くである。

一、農業行政機關並に指導機關の整備に關する事項

（イ）縣產業指導官の配置

地方農村振興を圖らんが爲め、各縣に產業指導官を常置し、管內各地を巡回講演せしめ、農民の指導及諮詢機關となし、特に生產物の有利なる處理方法を指導すると共に、品質の審査と鑑定を行ひ、生產物の品質向上を期し、農民の福利增進を圖るを以て主たる目的とし、耕地の調査及び適地適種耕作の指導奬勵を併せ行はしめんとす。

而して之が、第一着手として、當省管內に於ては本年二月、七縣に對し之が配置を了す。

（ロ）縣農業行政機關の整備

現在、各縣農業行政機關の職員にして、農學を習得せるもの甚だ少く、從つて農業智識の缺乏により、農民に對する

各種施設の直接指導上徹底を缺ぎ、種々遺憾の點多きに鑑み、當省に於ては人員整理、或は實業講習會等の開催等により、各縣統一的に之が整備を期せんとす。

(ハ) 實業廳と縣農業行政機關との業務連絡會議の開催

春秋二期、各縣農業行政機關當事者を省公署實業廳に招致し、事務の打合及び農業指導方針の指示等をなし、施設竝に調査報告の徹底を期し、尙ほ各縣農村振興に付意見の交換を行ひ、各種事業計畫の參考に資せんとす。

(ニ) 實業講習會の開催

1 省公署主催にて、縣實業股長、縣農會幹部竝に各縣代表模範青年の講習をなし、之が産業智識の啓發に努め、以て地方農村振興に資せんとす。

2 當廳指導の下に、各縣主催農事講習會を開催せしめ、或は各縣に於ける保甲訓練所乃至保甲に關する各種講習會等の開催に對しては之と密接なる連絡をとり、農事講習を行はしめ、以て地方農村中堅人物の養成に努めんとす。

二、農業教育機關の整備に關する事項

(イ) 農學校の增設竝に初等農業教育の普及

當省内人口の大部分を占むる農民教育機關としては、現に省立農業學校、縣立農學校各一あるのみである。故に農學校の增設を圖り、農村中堅人物の養成に努むると共に、更に各縣立小學校に於ける農業科目の編入乃至農業補習教育の實施等農業智識の普及を期せんとす。

三、農業試驗機關の充實整備に關する事項

(イ) 省立農業試驗場の充實

本年七月一日國立克山農事試驗場龍江分場の當省に移管せられてより「省立農業試驗場」と改稱し、主として、主要普通作物竝に特用作物、在來種中より優良系の選出及當省に適する蔬菜の選種に努めつゝあるが、明年度に於ては之を昂々溪東端「紅旗營子」に移轉し、設備を整へ該地に於て既設の省立種畜場及び明年度創立計畫ある、省立苗圃と綜合せしめ、更に總稱して「龍江省立農業試驗場」とし、試驗研究の充實を計らんとす。

(ロ) 縣立試作場の設置

當省内各縣に於ては、氣象竝に土壤必ずしも一樣ならず、之が作物生育及び品質に及ぼす影響、亦少しとしない。然るに管内農業試驗機關としては僅かに國立克山農事試驗場、省立農業試驗場及び縣立試作場の四あるのみである。

故に、將來各縣に補助を與へ試作場を設置し

1 在來品種より優良系の分離選出

2 南滿、日本等より購入したる各種作物優良種の試作

3 國立及省立試驗場の選出したる優良品種の試作を行ひ、農作物品種改良の直接指導機關たらしめんとす。

四、農會の改革竝に各種組合の設置

(イ) 農會の改革

縣及區農會は現在使途不明なる會費の徵收のみに留まり、何等農村振興に寄與するが如き事業の見るべきもののなき實情に對し、之が改革方法としては、民國十九年制定の現行農會法の改正を期し、各農會の改組を行ひ、更に省聯合會を新設し、事業は各農會と實業廳と密接なる連絡をとらしめ、以て地方農村振興の趣意を達成せしめんとす。

(ロ) 農村金融組合の設置

各縣模範農村に對し、先づ農村金融組合、例へば朝鮮に於ける少額資金組合の如きものを設置せしめ、組合員相互の金融の便を計り、相互扶助及び貯蓄の精神を涵養せしめ、惹いては地方農村經濟の振興を圖らんとす。而して之は勿論産業資金の貸付及び組合員の預金より開始するが、將來は農具、日用品の購買及農産物の販賣斡旋の域にまで進ましむべく指導援助せんとす。

（ハ）各種組合事業の助成

副業組合、水利組合或は水産組合等々の如き組合組織による農民振興運動、各地に發生の機運あるに對しては積極的に指導援助せんとす。

五、農業經營組織の改善に關する事項

（イ）各縣に於ける農業經營構成要素の指示補導

當省内農民は移住後比較的日淺く原始粗放農業を營み、然かも輸出歩合多き特産物を主として栽培して居るので常に外國經濟事情に著目し、適地適作主義の下に、農家經濟の向上を主眼として各作物の作付面積の廣狹を教示す。例へば、當面の問題たる小麥、大豆の作付比率を如何なる點に定むるや、或は、特用作物栽培の如き如何なる範圍を以て作付するや等々を指示し、尙國策上の見地より重要なる作物（亞麻等）に就ては特に考慮を拂ひ指導奬勵を加へんとす。

（ロ）副業奬勵指導

農民の常時現金收入及び冬季長期間に亘る農閑期の餘剩勞力利用を圖らんが爲め副業を奬勵せんとす。而して、嫩江河畔の杞柳栽培の如き或は省北部地方一帶の藥草採集の如き、各地特有の農家副業に對しては特に指導奬勵を加へんとす。

（ハ）農業勞働者の需給調節

當省管内にては雇傭勞力を以て經營せる大規模の農家多く、現在十縣に於ては所謂「工夫市」が立つてゐるが、之が統制指導を行ひ、各縣農業勞働者の需給調節を行ふと共に、各地に於ける廣大なる荒廢既墾地及び未墾地の恢復並に開墾に努めんとす。

六、農産物の改良、增殖に關する事項

（イ）農作物種子の普及

大豆、小麥の優良種子を配付し、品質劣惡なる在來種の品質改良を圖り、農家經濟の向上を期するの外、更に農民常食糧たる高粱、粟、玉蜀黍等の品質改良を圖り、以て農民生活の向上に資せんとす。而して過去二年に亘つて、小麥及大豆在來種中の優良種子を配付して來たのであるが、將來省立試驗場及び縣試作場開設充實の曉には普通作物のみならず、特用及び園藝作物に迄其の改良を及ぼさんとす。

（ロ）各種品評會の開催

本年度に於ては、管内五縣に對して小麥立毛品評會を、十九縣に對して農産物品評會を開催せしめたが、將來とも縣公署或は縣農會主催の下に各種品評會を開催せしめ、農産物の改良、增殖を圖ると共に、農民勤勞性の助長乃至農事智識の普及に努めんとす。

（ハ）農産物耕作法の改善指導

農作法に就ては特に農民の智識缺如せる栽培適地、排水、施肥、輪作等に重點を置き、指導を行ひ、尙ほ農民の新たに栽培せんとする水稻、特用作物類の如きに就ては、實地指導をなさんとす。

（ニ）肥料の增産奬勵

連年の大豆作付激減による輪作關係の變調竝に蔬菜類の作付增加に伴ひ、肥料增産は農家の急務たるべきものなれば堆肥舍の築造及肥溜の增設等に就て指導奬勵をなさんとす。

（ホ）病蟲害の豫防驅除

當省内の農作物病害の主なるものは、小麥の黑穗病、銹病、大豆の萎縮等にして、蟲害としては各作物に對する蝗、夜盜蟲、大豆の心喰蟲、粟の螟蟲等に依るものであるが、之等に對し夫々の防除法を指導せんとす。

七、農具の改善に關する事項

（イ）農産物脫穀調製方法の改善

農産物等級檢査の實施を期するに先立ち速かに現在の特産物品質低下の主因たる「打場」に於ける脫穀調製作業に對し改善指導を加へんとす。

（ロ）農産物加工機具の奬勵

農産物再生産過程の利益保持の爲め各農家に對し、製粉、精白に關する畜力利用機具の設備を奬勵指導せんとす。

八、農産物販賣に關する事項

（イ）農業倉庫の設立

特産物販賣上 (1) 仲間搾取機關の排除及び取引上の缺陷と計量竝に時價に對する僞瞞是正に依る販賣諸掛りの輕減 (2) 收穫直後に於ける價格暴落の防止 (3) 販賣統制による價格の向上 (4) 資金の融通 (5) 等級檢査制度に依る品質の改良指導等をなす目的を以て、先づ搬出市場遠隔なる縣、即ち仲間搾取其の他諸掛り過重なる縣より順に縣經營農業倉庫の設立を計らんとす。

九、農民負擔の輕減に關する事項

（イ）小作制度の合理化

當省の小作制度は、主として所謂「分益小作」なるが、小作人の地主に對する依存性特に强きが故に諸種の弊害を釀せる現狀にあるを以て、之が積弊を改め自作農創設の途を開かしめんとす。

（ロ）特産物鐵道運賃輕減促進

特産物輸出價格構成要素として見たる鐵道輸送費の地位は輸出港遠隔なる當省に於ては甚だ大なるものあり、之に關する一切の經費は農民に轉嫁されて居るものであるが、斯る現狀に對し、特産物運賃に關し、國鐵の長距離遞減法實施を促進せしめ、農産物現地、販賣價格の引上に資せんとす。

（ハ）糧棧對農民の關係肅正

糧棧及び農民間に於ける青田取引の如きは、大なる弊害を伴ふものなるを以て、建國後直ちに禁止せられた處であるが兩者の貸借關係に就て見るに今尙ほ之に類する諸種の弊害を伴ふ事なしとしない。

依つて、協同組合或は農業倉庫の設立等により之等不良貸借に依つて生ずる禍根を除き、農家經濟の向上に資せんとす。

十、災害防止の施設に關する事項

（イ）治水事業

當省内農作物柄上災害と稱すべきものに、水害、冷害、病蟲害。旱害等あり、就中水害が豐凶に及ぼす處、最も大なるものがある。從つて、當省農村經濟上之に對する緊急施設を要するものなれば、關係諸機關と連絡し、築堤、植林、排水溝の掘鑿等により、之が實施にかゝらんとす。當省に於ける汎濫甚だしき河川は、南方に於て嫩江支流たる洮兒河、中部一帶に於て、嫩江本流、中部より北部にかけては烏雨兒河、北部に於ては嫩江支流たる訥謨爾河等であ

るが、之等の内洮兒河に對しては本年度より、築堤工事著手せられ、嫩江上流に於ては「ダム」の設置を計畫してゐる。

（ロ） 氣象觀測機關の指導統制

現在當省主要縣に於ては縣公署或は縣立試作場に簡易氣象觀測機を設備せるも、將來は全縣に亘り增設を行ひ、且つ之が指導統制を行はんとす。

十一、開墾、水利及移民に關する事項

（イ） 開墾の助成

當省に於ては事變前には「黑龍江省中部各縣槍墾章程」及び「黑龍江省修正沿邊及荒僻に屬する荒地の槍墾章程」等の規定あり、開墾助成に努めつゝあつたが、事變の爲め中絕し、尙ほ最近に至つては、民政部より兩章程の廢止を命せられたので、時勢の推移に伴ふ新たなる、開墾規定を作製し開墾助成に努めんとす。

（ロ） 不在地主の整理

土地台帳の整備を俟つて、不在地主所有地の整理を行ひ、健全なる農村構成を期すると共に、更に模範的開墾移民の計畫に資せんとす。

（ハ） 水田獎勵及び水利委員會の結成

本年度は當省北邊の德都縣に於ても、一二〇晌の水田經營を見たが、其の結果頗る良好にして、南滿開原米と大差を認められず、斯くの如く當省にては全縣に汎り水田適地頗る多く、然かも米の現地消費量の增加と相俟つて、水田耕作の將來性に就ては、甚だしく期待さるべきものあり、從つて之が獎勵指導をなし、併せて統制指導或は紛爭防止を計らんが爲め、縣公署內に水利委員會の結成を計らんとす。

（ニ） 集團移民の統制及移民適地調査

當省內に於ける集團移民としては、現在嫩江縣の白系露人移民團、德都及び洮安縣の朝鮮人移民團、泰安及び白城子自警村の五箇所あるを以て、之等の統制を圖ると共に更に日本軍及び政府關係各部と連絡し、開墾移民適地の實地踏査をなさんとす。

一二、畜產獎勵に關する事項

（イ） 家畜改良試驗機關の充實

優良種豚の配付、貸與及種付等をなし、在來豚の改良增殖を圖らんが爲め、本年度昂々溪近郊「紅旗營子」に省立種豚場を設立したが、明年度に於ては前記の如く省立農業試驗場畜產部となし、之を擴張充實せしめ、各家畜の改良增殖に努めんとす。

（ロ） 家畜市場の設立

家畜取引上の舊弊を打破し、價格の統制を行ひ、且つ家畜飼育の改良、指導等を行ひ、斯業の進展に資せんが爲め更に又人畜の保健衞生の立場より、齊々哈爾、洮南等の主要家畜集散地を選んで、常設家畜市場を設立せんとす。

（ハ） 牧野の改善

當省內家畜の改良增殖を圖らんが爲めに、牧野の改善は最も緊急を要する問題である。本年度は管內十縣に於て、「ルーサン」の試驗的栽培を行つたが其の結果比較的良好にして、將來性を認めらるれば栽培獎勵を行ひ、且つ之が「エンシレイジ」の指導獎勵の域にまで進ましめんとす。

（ニ） 家畜防疫機關の整備

北滿は一般に「獸疫の巢窟」と稱せらるゝが、當省內に於ては牛馬の炭疽病、豚コレラ、牛疫、馬の鼻疽等特に猖獗

を極め、之が家畜改良增殖上障害たるべきもの多きに鑑み、政府關係諸機關と協力し、定期的の豫防注射を施行し、且つ四季發生地區の防疫を行ひ、更に地方在住獸醫に對しては指導監督を行ふ等獸疫防遏の完璧を期せんとす。

一三、林産奬勵に關する事項

（イ）省、縣立苗圃の設置

當省にては龍鎭、通北、嫩江及び德都縣の一部に自然林を有するのみにして、其他の縣は殆んど森林皆無の狀態にあり、薪炭材の供給及び洪水の防止を圖らんが爲め當省に於ける植林事業は目下の急務である。而して政府の「全國綠化運動」を期して年々楡、黑松、落葉松、白楊の種苗、種子等を各縣市に對して配付し居るが之が促進を圖らんが爲め、省立及び縣立苗圃の設立乃至充實を期せんとす。縣立苗圃の開設あるは現在九縣のみである。

（ロ）木炭製造の指導奬勵

農家副業奬勵の目的を以て、木炭製造に對し指導奬勵を加へ、尙ほ之が販賣に對しては組合設立の域にまで進ましめんとす。

（ハ）造林に依る副産物の增産計畫

造林事業と竝んで北部地帶に於ける野性毛皮獸の保護增殖及び南部地帶に於ける木耳類の增産等に努めんとす。

第二節　警務機構の整備計畫

今や省內治安の確立は、之を昔日に比すれば今昔の感に堪へざるものあるは前述せる處であるが、之を以て治安完しと稱すべからず、將來尙ほ一層の治安促進を必要とするは言ふを俟たざる處である。されば、本省に於ては、康德二年より同四年に至る警務機構整備計畫を樹て、逐次之が徹底を期してゐるのであるが、今之等計畫に就て概說し省政重大問題の一たる治安確立工作の將來をトせんとするのである。

一、整備方針

（一）本計畫は行政警察の實質的充實を根本方針とし、警察本來の職務遂行と實力の充實增進を計る。

（二）各縣警察機關は康德二年より同四年に至る三ケ年間に於て、漸進主義を以て、機構及人員の整備を行ふ。

（三）前項の整備工作は、左記方法によつて之を行ふ。

甲、行政警察及警察隊の整理は素質向上を旨とし、不良者を斷乎淘汰す。

乙、警察隊は漸次、遞減の方針の下に之を廢止す。

丙、警察隊員中の素質優良なるものは、漸次行政警察に編入し以て行政警察の充實を計る。

丁、前項の如く行政警察の補充をなし、尙ほ不足する時は新規採用す。

戊、警察隊の缺員は補充せず、漸次之を整理す。

（四）行政警察の銃器、馬匹及其の裝備は警察隊の遞減を以て之を補充し、更に不足する時は可能範圍內に於て新規に補足辦法を講ず。

（五）爾今、行政警察に對しては從來の教養訓練を行ふ外、各地方の實情に應じ、適宜の方策を樹て、又特殊部隊に戰鬪訓練を行ひ、以て强大なる武力の養成を行ふ。

（六）齊々哈爾地方警察學校及各縣警察官練習所を開設し、教養訓練に任ず。

（七）警察官吏採用に際しては、上記各項に付特に注意を拂ひ、其の素質體格に就ては特に嚴選を行ふ。

（八）警察署分駐所等の位置及管轄に就ては特に非常時の警察力發揮、主力の集中、行動の迅速を期し得る樣考慮し、

通信交通の如き施設に就ても充分之を酌量し、以て合理的研究を行ふ。

（九）警察隊の位置は、原則として縣域を以て適宜とす。

（十）北滿特別區の廢止を期し、濱州線沿線附近各縣に就ては人口其他異同あるべきを以て、關係各縣警察官の增加を斟量す。

（十一）本計畫は一般計畫をなすもので、本計畫の實施困難なる特殊事情ある時は警務廳長の許可を得て、別個實施計畫を樹つる事あるべし。

二、豫定の定員標準基礎

（一）定員の標準（別表參照）は人口を以て基礎とし、治安狀況、耕地面積、交通通信等の狀況を參酌し、之を決定す

（二）警察隊は前記の如く漸次廢止の方針を採る事とし、之が定員は人口と關係なく專ら治安狀態を以て基礎とす。

（三）警察對人口の比率は都邑地と非都邑地とに分け考究す。即ち、都邑地人口二千五百以上にありては、先づ警察官の事故、發生件數を考慮し、次に人口の比率を斟酌する事とし、非都邑地に於ては先づ警察官一人の擔當區域の廣狹及警察力集中竝に移動の便宜等の情況を考慮し、人口の密度と略ぼ反比例す。

警察官一名の擔當人口數は、都邑地に於て、人口三萬以上二〇〇名、人口一萬以上三萬未滿二五〇名、人口二千五百以上一萬未滿三〇〇名とし、都邑地外にありては、三〇〇名乃至七〇〇名とす。

（四）警務局の組織は、先づ大同二年八月、民政部訓練第五三三號「各縣臨時改組辦法」を參酌し、同時に各縣現在の狀況、警察官の總數等を考慮し、甲、乙、丙三種に分ち其の組織人員を定む。

（五）左記警察官は、其の性質上人口比率其他前記各項により定員を定むるを妥當とせざるを以て、之を定員外とす。

(1) 日系巡官以上（警務指導官）

(2) 請願警察官及之と類似のもの

(3) 消防署勤務員

(4) 水上警察勤務員

(5) 警察官練習所專務職員

(6) 警察官練習所入所中の新採用警士

（六）全省行政警察定員（別表中警務局及行政警察の合計）は現在人口四二〇名に對し、警察官一名を置く事とするも人口逐年增加の傾向あるを以て、康德四年度に於ては人口四五〇名に對し警察官一名を置く事とす。

自康德二年至康德四年 警察機關標準定員表（總括表）（龍江省公署警務廳）

縣名	區分人員 ＼ 年次	康德二年八月現在	康德二年	康德三年	康德四年
龍江縣	警務局	一四	二五	二五	二五
	行政警察	一二〇	二二〇	二二〇	二二〇
	警察隊	一七〇	六〇	五〇	四〇
	合計	三〇四	三〇五	二九五	二八五
景星縣	警務局	八	一一	一一	一一
	行政警察	一四〇	一五〇	一五〇	一五〇
	警察隊	四〇	三六	三六	三六
	合計	一八八	一九七	一九七	一九七

甘南縣	警務局	一〇	一一	一一	一一
	行政警察	一二二	一三〇	一四〇	一四〇
	警察隊	九二	七〇	六〇	五〇
	合計	二一四	二一一	二一一	二〇一
富裕縣	警務局	一二	一一	一一	一一
	行政警察	五八	六〇	七〇	八〇
	警察隊	六二	五〇	四〇	三〇
	合計	一三二	一二一	一二一	一二一
訥河縣	警務局	二三	二五	二五	二五
	行政警察	二七六	二八〇	二九〇	三〇〇
	警察隊	一〇〇	九〇	七〇	六〇
	合計	三九九	三九五	三八五	三八五
嫩江縣	警務局	一四	一一	一一	一一
	行政警察	六八	七〇	七五	八〇
	警察隊	一〇八	九〇	六五	四〇
	合計	一九〇	一七一	一五一	一三一

德都縣	警務局	一二	一一	一一	一一
	行政警察	一〇六	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	警察隊	八四	八〇	六〇	四〇
	合計	二〇二	一九一	一七一	一五一
龍鎮縣	警務局	一七	一一	一一	一一
	行政警察	七八	九〇	一〇〇	一一〇
	警察隊	七六	七〇	六〇	五〇
	合計	一七一	一七一	一七一	一七一
通北縣	警務局	一四	一一	一一	一一
	行政警察	七二	八〇	九〇	九〇
	警察隊	一五一	一五〇	一二〇	八〇
	合計	二三七	二四一	二二一	一八一
克東縣	警務局	一四	一一	一一	一一
	行政警察	七八	九五	一一〇	一三〇
	警察隊	一三四	一一〇	八〇	六〇
	合計	二二六	二一六	二〇一	二〇一

克山縣	警務局	二三	二五	二五	二五
	行政警察	三四六	三四〇	三三〇	三二〇
	警察隊	｜	｜	｜	｜
	合計	三六九	三六五	三五五	三四五
拜泉縣	警務局	二四	二五	二五	二五
	行政警察	二〇六	三〇〇	四〇〇	四四〇
	警察隊	三九〇	二七五	一五五	一〇〇
	合計	六二〇	六〇〇	五八〇	五六五
明水縣	警務局	二〇	一九	一九	一九
	行政警察	一二九	一四〇	一七〇	一九〇
	警察隊	一三〇	一〇〇	七〇	五〇
	合計	二七九	二五九	二五九	二五九
依安縣	警務局	一九	一九	一九	一九
	行政警察	一二九	一四〇	一七〇	一九〇
	警察隊	八九	八〇	六〇	四〇
	合計	二三七	二三九	二四九	二四九

林甸縣	警務局	一五	一九	一九	一九
	行政警察	九二	一三〇	一六〇	一八〇
	警察隊	一七二	一三〇	九〇	五〇
	合計	二七九	二七九	二六九	二四九
泰康縣	警務局	一〇	一一	一一	一一
	行政警察	三三	四〇	五〇	六〇
	警察隊	三二	三〇	三〇	三〇
	合計	七五	八一	九一	一〇一
泰來縣	警務局	二三	一九	一九	一九
	行政警察	一五三	一八〇	二〇〇	二二〇
	警察隊	一〇七	八〇	六〇	四〇
	合計	二八三	二七九	二七九	二七九
鎭東縣	警務局	四四	一九	一九	一九
	行政警察	八八	一〇〇	一二〇	一四〇
	警察隊	一五四	一三〇	一〇〇	七〇
	合計	二八六	二四九	二三九	二二九

大賚縣	警務局	一四	一九	一九	一九
	行政警察	六〇	一二〇	一八〇	二四〇
	警察隊	九五	八〇	六五	五〇
	合計	一六九	二一九	二六四	三〇九
安廣縣	警務局	一六	一九	一九	一九
	行政警察	一二七	一五〇	一七〇	一九〇
	警察隊	一二八	一一〇	九五	八〇
	合計	二七一	二七九	二八四	二八九
洮安縣	警務局	二九	一九	一九	一九
	行政警察	一七二	一九〇	二一〇	二三〇
	警察隊	一九一	一五〇	一二〇	八〇
	合計	三九二	三五九	三四九	三二九
洮南縣	警務局	六二	二五	二五	二五
	行政警察	三三三	四〇〇	四三〇	四六〇
	警察隊	一八八	一六〇	一三〇	一〇〇
	合計	五八三	五八五	五八五	五八五
開通縣	警務局	二〇	一九	一九	一九
	行政警察	一三九	一六〇	一七五	一九〇
	警察隊	一七六	一四〇	一一〇	八〇
	合計	三二六	三一九	三〇四	二八九
瞻楡縣	警務局	一四	二一	二一	二一
	行政警察	一八八	一一〇	一二〇	一三〇
	警察隊	一九二	一六〇	一二〇	八〇
	合計	二九四	二八一	二五一	二三一
突泉縣	警務局	三八	二一	二一	二一
	行政警察	七五	一二五	一四〇	一六〇
	警察隊	一七五	一二〇	一〇〇	八〇
	合計	二八七	二五六	二五一	二五一
總計	警務局	五〇一	四一七	四一七	四一七
	行政警察	三、四六七	三、八一〇	四、三五〇	四、六四〇
	警察隊	三、二四九	二、五八六	一、九五六	一、四一六
	總計	七、二一九	六、八一三	六、七二三	六、四七三

京橋圖書館
京橋圖書館

第三節　文教刷新方針

本省文教刷新方策に就ては現に立案計畫し、康德三年度より之を實施せんとしてゐるのである。今其の主なるものを摘記すれば次の如くである。

一、康德三年上期より省令及各縣教育館に民衆教育促進委員會を設け、專門家及地方名流の協力を得て民衆教育の推進を計る。

二、康德三年上期より全省失學人數を調査し之に基き具體的方策を樹て各縣に命じて初級民衆學校竝に問字揭示處等を增設し以て識字運動を推行す。

三、康德三年上期より全國及日本各種新刊讀物を調査し之を各方面に紹介し以て圖書教育を促進す。

四、康德三年上期より映畫戲劇歌曲等を利用し王道政治各種宣傳を行ひ以て社會思想の善導國家觀念の啓發を計る。

五、康德三年上期より具體的方策を規定し社會教化團體の指導社會事業の促進を行ひ以て民衆生活の向上を計る。

六、康德三年下期より民衆娛樂施設を考究し實施し以て休閑娛樂教育の發展を計る。

七、康德三年下期より各祝祭日を利用し社會民衆實際生活を指導し以て禮俗教育の振興を促進す。

八、康德三年下期より保健衞生辦法を考究し各教育館及社會團體醫院等に命じて衞生思想の涵養、疾病、窮民の救濟等を行ひ以て民衆の保健を促進す。

第四節　結　語

以上詳述せる處に依り本省々政の概要を闡明し得たのであるが之を要するに本省は滿洲建國と共に舊軍閥の舊套を脫却して新生滿洲國の王道治下に新政の衣を更へ、更に昨年十二月地方行政制度の改革を劃期として省政茲に新生面を顯現する事となり、爾來新猷漸く其の緖に就かんとしてゐるのである。

顧るに往時滿洲に於ける治安の紊亂其の極に達し、軍閥蟠踞して暴戾秕政を恣にし、舊來の陋弊牢乎として掃ふべくもなく、產業振はず民生衰へ、省政混沌として生民塗炭の苦しみに懊惱してゐたのである。されば滿洲事變勃發するや本省は奉、吉兩省に次いで獨立の烽を擧げ、之等と合流し、舊政權の桎梏に惱める省民は糾然として其の傘下に集ひ、滿洲建國の聖業に參畫し得た事は蓋し故なきに非ずと言ふべきであらう。斯くして建國茲に三年有半、今や新生滿洲國は建國創業の第一期より建設の過程に入り、凡百の庶政日に整ひ、國運駸々乎として發展途上に躍進してゐるのである。本省に於ても之と其の步を一にし、今や省政確立の基礎工作を終へて省政更新の本格的基道に乘出し、殊に農村の復興を第一義とし文化の向上、警察治安の確立一新を企畫し萬般の省政自ら面目新たならんとしてゐる。

然しながら具さに稽ふるに省內の實情は未だ安閑たるを許さず、外貌些か其の體容を整へたりと言ふも內實必ずしも之に伴はず、省政の實績は寧ろ懸つて將來にあると言ふべきであらう。

されば省政當局は中央と相呼應して既定方針の遂行に當つてゐるのであるが、やがて治績省境に普く、二百萬省民は其の恩惠に浸り熙々として新政を謳歌し、名實共に省政更新の實を擧ぐるも蓋し遠きにあらざるであらう。

康徳二年十二月

國務院總務廳情報處

